身があまりに拙速であるため、本会議場で付託前質疑として住民説明がされないまま契約を急ぐ理由や、公共事業の「効率性」や「透明性」の向上を目的とした「事前評価」を行っていない理由について質した。論戦を通じ、知事総括質疑でようやく西脇知事から「住民説明会はできるだけ早く行う」と答弁があり、また整備費288億円や付帯設備のリース費60億円の大まかな内容について初めて明かされた。しかし、予算特別委員会では、府立大学学長から老朽校舎の整備について「ぶっちゃけ、急ぎたいが現状大きく遅れている」「耐震化ができればいいが、予算が必要」、また府立医科大学学長から「設計に何とか入りたいが、いつになるかはわからない」など、府民生活に重要な施設整備は後回しにし、アリーナ建設最優先であることが浮き彫りとなった。

このため、わが党議員団は本会議反対討論で、①計画段階で住民説明会を開き、住民の声が反映された計画になっていない、②周辺道路整備など周辺整備・環境対策を明らかにしないままの契約になっている、③公共事業事前評価を行わないままの契約である、ことを指摘し、アリーナを成長産業、ビジネスモデルと位置付け、集客力優先の事業とする全国アリーナ構想のもとで、Bリーグの日程ありきの令和 10年開業で、今後の府民負担が膨れる可能性も否定できないことを厳しく指摘した。

「北陸新幹線延伸計画」は、自民党府議からですら「少数与党になって、与党だけで通されないわけですよ。いつまでこんなこと続けとんかなと。それもずっとこれ税金を使いながらやってるわけ。仏教界のみなさんも出てこられたりして、もはや宗教の世界とか神様とかの世界なんで、どんなことを言うたってあかんもんのアカンって言われたらもうそれ以上言いようがない世界に今入ってきたわけですね。」と質問で取り上げる事態に陥っている。

目前に迫った「大阪・関西万博」では、本会議でも自民や維新から相次いで期待を込めた質問が繰り返された。また京都府は当初予算で職員を動員した関連イベントを多数予定し、一方で市町村支援の「きょうと地域連携交付金」の「地域づくり事業」を大幅に減額しながら、万博推進事業は倍増したため、他会派議員からも「市町村にとっては予算を切られたとの受け止めもある。どう説明するつもりなのか」との質問が出された。さらに、万博体験のための小中高校生などの入場料支援では、熱中症対策など様々な危惧が指摘されている中で、「責任はどうするのか」と問われ、理事者は「学校の責任」と答弁するなど、生徒の安全より「万博ありき」の姿勢が際立った。

2025 年度の政府防衛予算に、舞鶴のイージスシステム搭載大型艦の入港のための港湾浚渫や、火薬庫3棟の増設計画、また祝園弾薬庫では火薬庫14棟もの増設(6棟は追加)など、急ピッチで「安保3文書」具体化が盛り込まれており、反対や説明を求める強い批判と全要説明を求める署名をはじめ運動が広がる中、府が「敵基地攻撃能力」拠点化の中止を求めるとともに、情報を府民に開示すべきと強く求めた。

5、維新のひどさもあらためて明瞭となった。

「大阪・関西万博」について複数の維新の会所属議員が取り上げたが、代表質問で「大阪府では学校単位で参加しない生徒にも入場料相当分を支援し、すべての子どもたちにチケットを渡すことになっている。さらに子ども優先列車なども計画している」と紹介し、「京都府として学校単位で参加することを決定していない児童生徒にもサポートすべき」と求めた。答弁で「京都府としては、教育の一環として学校単位で参加する」と一蹴された。

また、「救急搬送における不適切利用」「緊急性の低い救急搬送に係る選定療養費の徴収」「訪日外国人の医療費の未払い」等について、医療が必要な方や訪日外国人をことさら取り上げ、あたかも医療給付費が膨れ上がる原因のように印象づけ、分断を図るような悪質な質問を軽々しく取り上げた。

さらに維新・国民会派が提案した「要支援者の持続的な引き受け手確保のための法改正を求める意見書案」及び「首都機能のバックアップ体制強化を求める意見書案」は、わが党は反対し、他会派も反対し否決されたが、その内容は重大な問題を含んでいる。

「要支援者の持続的な引き受け手確保のための法改正を求める意見書案」は、地域包括支援センターの業務負担が増加し続けている現状を理由に、地域包括支援センターを介さずに直接契約を広げることができるよう介護保険法を改正することを求める内容で、それにより地域における実態の把握が困難になるなど、介護に係る公的責任を放棄することに道をひらくものであり反対した。いま取り組むべきは、地域包括支援センターの機能と体制を国や自治体の責任で強化することをはじめ、国や自治体の公的責任を

拡充する介護保険制度の抜本的な改正こそ必要である。
また「首都機能のバックアップ体制強化を求める意見書案」は、首都機能移転を理由に南海トラフ地震で大きな影響を受ける関西で、関西財界による再開発をすすめようとすることをねらったものである。

6、今議会に提案された第 17 号議案「京都府人権尊重の共生社会づくり条例制定の件」をめぐり、多くの府民から様々な意見が京都府議会に寄せられた。

わが党議員団は、人権に関係する団体と懇談を重ね、また多様な意見をうかがう機会をもち、議会で積極的に論戦した。他党からも「賛成するが慎重に」など意見が出されるにいたった。

そもそも、「人権」とは日本国憲法で「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」「侵すことのできない永久の権利」とされており、人が生まれながらに持つ、侵すことのできないものである。しかし、不当な差別や人権侵害、インターネット上での誹謗中傷など新たな問題も起こっており、その防止や被害者の救済をどう図るのか等が行政には問われている。その点で、昨年 12 月 13 日から本年1月5日までのパブリックコメントには 97 団体 255 件もの多岐にわたる様々な意見が寄せられ、府や議会に対しても意見が多数よせられた。このように「人権」にかかわる問題は、極めて多岐にわたるため、条例案を作る段階から幅広い府民の声を聞き、丁寧で真摯な議論が必要であり、条例案を提案するまでの府の取り組みには、その点、不十分であった。

また、条例を作る以上、具体的に起こっている事象やどのような対策が必要なのかなど、立法事実を踏まえた議論が当然必要であり、その点にも課題がある。

わが党議員団は、こうした理由から、本議案について議決を急ぐより、丁寧な府民的議論を積み重ねることが必要と判断し、条例が付託された文化生活・教育常任委員会で、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例案」の継続審議を求める緊急動議を提案し、府民的熟議を求めた。しかし、他党議員が動議を否決した後に、わが党以外の委員が全員賛成し、委員会可決した。その後開かれた閉会本会議でも討論に立ち、「仮に本条例案が可決し、条例を実施するのであれば、懇話会の人選には慎重な検討が必要であること。また、運用に当たっては立法事実に基づいた実効性ある計画の策定を求め」ることを指摘し、議案そのものの採決を急ぐべきでないという立場から保留した。

7、府議会によせられた請願や陳情を踏まえ、わが党議員団は「インボイス制度の廃止、消費税の緊急減税を求める意見書案」、「京都が京都でなくなる北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書案」、「食料自給率を引上げ、米の減産から増産への抜本的な政策転換を求める意見書案」、「舞鶴や祝園へのトマホーク配備、弾薬庫増設など『敵基地攻撃』の拠点化中止を求める意見書案」、「医療・介護・障害・保育等で働く労働者の抜本的な処遇改善と事業所への物件費に対する支援を求める意見書案」「選択的夫婦別姓制度を直に導入するための国会審議を求める意見書案」「2025 年度国民健康保険料(税)の緊急引下上げを求める決議案」、「府立大学の老朽校舎及び体育館の建て替えを求める決議案」、「府立大学の学費無償化等を求める決議案」を提案したが、すべての会派がその理由も述べず否決した。

なお、自民・公明・府民クラブ3会派提案の「インボイス制度の支援策の一層の強化を求める意見書案」は、インボイス制度の存続を前提としたもので、そもそも廃止すべきであり反対した。
また、自民・公明・府民クラブ3会派提案の「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書案」については賛成したが、性犯罪を犯した者の情報提供のあり方など、人権上の課題についてさらなる検討が必要であることを指摘した。

わが党議員団は、府民の暮らしも京都経済も深刻ななか、府民に寄り添い、立場の違いを超えた対話と共同を通じ、府民の声が生きる京都府政の実現に全力をあげるとともに、新たな軍事拠点化や北陸新幹線延伸計画など、自民党政治のゆきづまりをおおもとから転換するため、来る参議院選挙に力を尽くす。

以上

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	216	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	府政報告Ｎｏ．2212～2215　送料				
支払金額	18,995	按分率	100%	計上額	18,995
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/10

07-04-10	B W	*18,720	カ)ウイングスマルコー
07-04-10	B W	*275	振込手数料

お客様コード：[redacted]

京都府庁　議会棟

2025年04月03日

株式会社ウイングスマルコ[redacted]
京都市伏見区横大路鍬ノ[redacted]
代表取締役 橋本 公[redacted]

日本共産党京都府議会議員団　様

TEL:075-644-7611
FAX:075-644-7665
登録番号 T7-1300-0100-2570

請　求　書　2025年　3月分

下記の通りご請求申し上げます

ご請求金額（税込）
¥18,720

お振り込み先は、京都銀行府庁前支店　口座番号　当座１１０５４３　名義　㈱ウィングスマルコーへお願いします。

日付	内訳		個数	サイズ	単価	合計	備考
25/03/31	京都府内	配送料	78	5R	240	18,720	府政報告No.2212～2215

個数 78　　10%対象 合計 ¥18,720（消費税¥1,701）

要請陳情等活動費

第６号様式（第７条関係）

活 動 報 告 書

Ｎｏ217、218、219

会派・議員名　日本共産党京都府議会議員団

費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・(要請陳情等活動費)・会議費		
報告事項	航空自衛隊奈良基地への申し入れ		
年月日	２０２４年５月２８日（火）		
場　　所	航空自衛隊奈良基地（奈良県奈良市）		
対象者	別紙添付		
目　　的	別紙添付		
内　　容	別紙添付		
結果・成果等	別紙添付		
活動に要した支出	支出内容	計上額（円）	内 訳 等
	往路電車代	1,200	
	復路電車代	850	
	当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費　２，０５０円		
領収書整理番号	217、218、219		
備　　考			

217
218.219

注　該当する政務活動費の費目の項目に○印を付けてください。

217. 218. 219

航空自衛隊奈良基地への申し入れ報告

日本共産党京都府会議員

成宮真理子

1．日時

2024年5月28日

2．目的

６月１日に予定されている自衛隊奈良基地祭における展示飛行を中止するよう申し入れる。

3．概要・結果・成果

・ 参加者

成宮真理子京都府会議員、西よしのり城陽市会議員、鈴木かほる南山城村会議員、谷田けんじ井手町会議員、岡本りょういち京田辺市会議員、宮島良造木津川市会議員、西山さちこ木津川市会議員、坪井久行精華町会議員、向出健笠置町会議員、浅井寿子党京都国政事務所倉林参院議員秘書

当日の予定時刻になって、奈良基地敷地内より広報担当代理が出てきて、「今回は門前で、文書だけを受け取るように言われている。これまでのように施設内には入ってもらえない」と伝えられた。「アポイントを取っているにもかかわらずそうした対応はおかしい」と厳しく抗議をおこなった。

そのうえで、6月1日奈良基地祭において予定されている展示飛行については、住民や子どもに不安をあたえるものであり、過去に各地で墜落事故なども起きており危険があること、さらに悪天候も予想されるなか、29日と30日の訓練飛行も含めて中止すべきであると、申し入れた。

例年行ってきた申し入れにもかかわらず、「施設内に入れない」など、自衛隊側の対応が変化している点も含め、今後、議会活動・論戦や府民運動に生かしていきたい。

以上

217, 218, 219

2024年5月21日

航空自衛隊　奈良基地司令　空将補　岡本秀史様

日本共産党　参議院議員　倉林[redacted]
京都府議会議員団　団長　島田[redacted]
宇治市議会議員団　団長　宮本[redacted]
城陽市議会議員団　団長　西　良倫
八幡市議会議員団　団長　山本邦夫
京田辺市議会議員団　団長　青木綱次郎
木津川市議会議員団　団長　宮嶋良造
久御山町議会議員団　団長　巽　悦子
井手町議会議員　谷田健治
宇治田原町議会議員団　団長　山本　精
笠置町議会議員　向出　健
和束町議会議員　岡本正意
精華町議会議員団　団長　佐々木雅彦
南山城村議会議員団　団長　鈴木かほる

奈良基地祭における展示飛行の中止を求める申し入れ

日頃からのお取り組みに敬意を表します。

さて、6月1日開催の「令和6年航空自衛隊創設70周年 奈良基地祭」においてF15戦闘機の展示飛行を行うこととされています。詳細は未だ公表されていませんが、京都南部上空を広範囲に低い高度で通過することになります。

これまでのF15戦闘機などの展示飛行において、爆音により広範囲に市民生活や子どもたちを脅かす騒音での被害が起こってきました。住宅密集地上空での滞空時間や戦闘機が低空で飛行する安全高度に関しても問題があります。

過去においては、2011年7月、那覇市の北西約185キロ、久米島北の近海にF15戦闘機1機が戦闘訓練中に墜落しました。また、2022年1月31日、石川県小松市の小松基地西北西約5．5キロの洋上で、F15DJ戦闘機が夜間飛行訓練のため基地を離陸して約1分後に墜落し、操縦者2人が死亡しました。こうした事故がこれからも絶対に起こらないということは言えません。

つきましては、危険を伴い、爆音による騒音被害等をもたらす奈良基地祭におけるＦ１５戦闘機などの展示飛行（事前飛行も含め）を中止されるよう強く求めます。

以上

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	217	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	航空自衛隊奈良基地への申し入れ　往路電車代				
支払金額	1,200	按分率	100%	計　上　額	1,200
按分率の考え方					
備　　考	成宮議員（近鉄：京都→大和西大寺）				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/28

領収書　No. 39411835

Receipt　自署日本共産党京都府会議員団様

領収年月日　２０２４．　５．２８
決済区分　現金
金　額　￥１，２００−
(10%対象¥1,091-　)消費税¥109-
(8%対象¥0-　)消費税¥0-
購入商品　乗車券等 Tickets
近畿日本鉄道株式会社
(T5120001183629)
24- 5-28 12:29:52　京都394

印紙税申告納付につき天王寺税務署承認済

218. 219

（調査研究費・研修費・広聴広報費・~~要請陳情等活動費~~・会議費・事務費）

支払証明書

整理番号	支払年月日	支払額（円）	支払先	使途及び内容	備考
218	2024/5/28	680	近鉄	航空自衛隊奈良基地への申し入れ 復路電車代（高の原→京都）	成宮議員
219	2024/5/28	170	JR西日本	航空自衛隊奈良基地への申し入れ 復路電車代（京都→桂川）	
計		850			

上記のとおり相違ないことを証明します。

2024年　5月　30日

会派・議員名　日本共産党京都府議会議員団
団長　島田　敬子[redacted]

1　使途項目ごとに作成し、会計帳簿の整理番号順に記載してください。
2　1行程ごと又は1日ごとに作成してください。
3　支払証明書の対象は、ア　自動券売機で購入する切符代（特急料金、座席指定料金等運賃の他に特別の費用が伴うものを除く。）及び路線バス運賃、イ　ICOCA等の交通系ICカードで乗車した場合の運賃（アと同範囲のものに限る。）、ウ　ガソリン代で距離数により計上する場合（1km:37円）です。
4　領収書貼付用紙に添付して提出してください。なお、按分により政務活動費の支出を行った場合には、領収書貼付用紙の所定の欄に按分に係る必要事項を記載してください。

（調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・事務費）

支払証明書

整理番号	支払年月日	支払額（円）	支払先	使途及び内容	備考
220	2024/8/8	8,880	光永議員	丹後広域振興局にカメムシ・獣害等申し入れ　ガソリン代240Km代（自宅⇔京丹後市）	
計		8,880			

上記のとおり相違ないことを証明します。

2024年　8月　9日

会派・議員名　日本共産党京都府議会議員団

団長　島田　敬子 [redacted]

1　使途項目ごとに作成し、会計帳簿の整理番号順に記載してください。
2　1行程ごと又は1日ごとに作成してください。
3　支払証明書の対象は、ア　自動券売機で購入する切符代（特急料金、座席指定料金等運賃の他に特別の費用が伴うものを除く。）及び路線バス運賃、イ　ICOCA等の交通系ICカードで乗車した場合の運賃（アと同範囲のものに限る。）、ウ　ガソリン代で距離数により計上する場合（1km:37円）です。
4　領収書貼付用紙に添付して提出してください。なお、按分により政務活動費の支出を行った場合には、領収書貼付用紙の所定の欄に按分に係る必要事項を記載してください。

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	221	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	丹後広域振興局にカメムシ・獣害等申し入れ　高速料				
支払金額	260	按分率	100%	計上額	260
按分率の考え方					
備考	光永議員				

（領収書

8/8

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

料金所（自）　沓掛
料金所（至）　篠本線
２４年　８月　８日１１時４４分

通行料金	￥５２０－
還元額利用△	￥５２０－
合計	￥０－

（ETCクレジット）　車種　１

※合計の消費税率は１０％です。
※通行料金は確定しておりません。

取扱番号
[redacted]

※本利用証明書はＥＴＣ利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

料金所（自）　八木本線
料金所（至）　宮津天橋立本線
２４年　８月　８日１２時４０分

通行料金	￥２，１１０－
還元額利用△	￥２，１１０－
合計	￥０－

（ETCクレジット）　車種　１

※合計の消費税率は１０％です。
※通行料金は確定しておりません。

取扱番号
[redacted]

※本利用証明書はＥＴＣ利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

料金所（自）　宮津天橋立本線
料金所（至）　八木本線
２４年　８月　８日１６時５６分

通行料金	￥２，１１０－
還元額利用△	￥２，１１０－
合計	￥０－

（ETCクレジット）　車種　１

※合計の消費税率は１０％です。
※通行料金は確定しておりません。

取扱番号
[redacted]

※本利用証明書はＥＴＣ利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

料金所（自）　篠本線
料金所（至）　沓掛
２４年　８月　８日１７時１０分

通行料金	￥５２０－
還元額利用△	￥２６０－
合計	￥２６０－

（ETCクレジット）　車種　１

※合計の消費税率は１０％です。
※通行料金は確定しておりません。

取扱番号
[redacted]

※本利用証明書はＥＴＣ利用照会サービスで印字されたものです。

会　議　費

第６号様式（第７条関係）

活動報告書

No 222

会派・議員名　日本共産党京都府会議員団

費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費（○）		
報告事項	議員団会議		
年月日	２０２４年5月9日（木）		
場所	京都教育文化センター205号室		
対象者	日本共産党府会議員９名、府会議員団事務局４名		
目的	５月臨時会・６月定例会に向けての議論。 各議員政務活動についての報告と対応の検討、その他。		
内容	６月定例会代表質問・一般質問についての項目を検討したほか、祝園弾薬庫拡張問題や向日市のアリーナ建設問題などについての現状と対策の検討をおこなった。		
結果・成果等	６月定例会では、国政の行き詰まりのもとで、京都府政の根本的転換を図る必要性を浮き彫りにする論戦を行うとともに、府内各地の住民運動と連携して、住民の声が生きる府政の実現に向けた取組の方向を意思統一した。		
活動に要した支出	支出内容	計上額（円）	内訳等
	会場費	6,930円	
	当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費　６，９３０円		
領収書整理番号	222		
備考			

注　該当する政務活動費の費目の項目に○印を付けてください。

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	222

費　　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・(会議費)・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
支払内容	議員団会議　会場費

支払金額	6,930	按分率	100%	計上額	6,930
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/9

印紙税法
第５条別表
１の１７の
規定により
非課税

領　収　証

C No. 031751

日本共産党京都府会議員団 様

2024年 5月 9日

¥6,930.－

内訳　5/9(木) 205 (13:00～17:00) 会議室使用料

10%対象	6930 円	消費税	630 円
8%対象	円	消費税	円

登録番号 T6130005002931

上記正に領収致しました
京都市左京区聖護院川原町4の13
一般財団法人 京都教育文化センター
TEL (075) 771−4221　FAX (075) 771−4224
http://www2.odn.ne.jp/kyobun/

受付
[redacted]

第６号様式（第７条関係）

活動報告書

Ｎｏ 223

会派・議員名　日本共産党京都府会議員団

費　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・(会議費)		
報告事項	議員団総会		
年月日	２０２４年5月１７日（金）		
場　所	職員会館かもがわ（京都市中京区）		
対象者	日本共産党府会議員９名、府会議員団事務局４名		
目　的	西脇府政２期目の折り返し点にあたって、行き詰まった自民党府政を大本から転換し、福祉の増進めざす自治体本来の今日的な役割と具体的施策を府民的に広げる。そのために、今後の一年間の団活動の基本方針を確認する。		
内　容	２年後に迫った京都府知事選挙は、これからの日本と京都の進路、自治体選挙になる。そのためにも、「党派を超えた共同」を広げる要の役割を自覚し、市町村・国会議員と連携して活動ができる議員団を目指していく。		
結果・成果等	新たな政策的・運動的課題に全力をあげていく。そのために、情報収集と分析、対応を機敏に行い、運動的に取り組む。		
活動に要した支出	支出内容	計上額（円）	内訳等
	会場費	6,000	
	当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費　６，０００円		
領収書整理番号	223		
備　考			

注　該当する政務活動費の費目の項目に〇印を付けてください。

2024年5月10日

各位

京都府会議員団

2024年度議員団総会のご案内

表題の件につきまして、下記の通り開催いたします。
ご出席いただきたく、ご案内申し上げます。

記

日時　2024年5月17日（金）午前9時30分～午後4時

会場　職員会館かもがわ（第1会議室）

タイムテーブル

9：30～　開会あいさつ
9：30～　「西脇府政2期目の折り返し点にあたって」&基本報告
10：30～　休憩
10：40～　折り返し点にあたっての議論
11：15～　基本方針（議員会議含む）の議論
12：00～　昼食
13：00～　「京都府議会と日本共産党の役割」（京都府議会事務局次長）
14：15～　SNS戦略の報告と学習（府SS・難波）
15：30～　予算・決算
16：00～　閉会あいさつ

以上

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	223		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	議員団総会　会場費				
支払金額	6,000	按分率	100%	計上額	6,000
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/17

領収書

No. 045271

令和6年5月17日

日本共産党京都府会議員団 様

一般財団法人 京都市職員厚生会

下記のとおり領収しました

金額	￥6,000

ただし　職員会館かもがわ利用料として

(令和6年5月17日利用分)

登録番号	T5130005003014
10%対象税抜金額	￥5,455
10%対象消費税額	￥545

※この領収金額には消費税が含まれています。

第６号様式（第７条関係）

活動報告書

No 224

会派・議員名　日本共産党京都府議会議員団

費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・(会議費)
報告事項	議員団政策･論戦･運動検討会議
年月日	２０２４年7月１１日（木）
場所	京都市職員会館かもがわ（京都市中京区）
対象者	日本共産党府会議員９名、議員団事務局４名
目的	「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえて京都府の動向を捉え急激に変化する暮らし・地域の現状を正確に捉まえる。その元で公共の役割が問われる問題について共通認識にし、９月議会に生かしていく。
内容	２０２３年国民生活基礎調査では、「生活が苦しい」が５９．６％。そのうち高齢者が５９％、子どもがいる世帯は６５％と、賃金の流動化による格差の広がりが固定化してきている問題の解決のために、物価高騰を超える賃上げ、自治体の賃上げ施策の緊急性について深めることが出来た。
結果・成果等	今日的な公共の役割を根本から考えるため、調査・共同・可視化・政策・運動・論戦を一体的に取り組み、９月議会から追及していきたい。

活動に要した支出

支出内容	計上額（円）	内訳等
会場費	6,000	

当該活動に関して政務活動費に計上した合計経費　６，０００円

領収書整理番号	224
備考	

注　該当する政務活動費の費目の項目に○印を付けてください。

議員団・政策・論戦・運動検討会議

2024年7月11日　京都市職員会館かもがわ

９時３５分～学習と討論　「今日の情勢をどうとらえ、どう打開するか」

１０時１５分～討論

１１時１５分～基本報告

１１時４５分～各常任委員会報告と討論 ①総務・警察

１２時１０分～休憩

１３時００分～②危機管理・健康福祉

１３時２５分～③文化生活・教育

１３時５０分～④政策環境建設

１４時１５分～⑤農商工労働

１４時４０分～休憩

１５時００分～再選にむけた報告と意見交換

１６時００分～全体方針などの意見交換

１６時３０分～閉会あいさつ

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	224	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	議員団政策・論戦・運動検討会議　会場費				
支払金額	6,000	按分率	100％	計上額	6,000
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

7/11

領収書

No. 047061

令和6年7月11日

日本共産党京都府会議員団 様

一般財団法人 京都市職員厚生会

下記のとおり領収しました

金額	¥6,000

ただし　職員会館かもがわ利用料として

（令和6年7月11日利用分）

登録番号	T5130005003014
10%対象税抜金額	¥5,455
10%対象消費税額	¥545

※この領収金額には消費税が含まれています。

資 料 作 成 費

第９号様式（第７条関係）

2023年度　印刷物配布費用等説明書

会派・議員名　日本共産党京都府議会議員団

配布物（名称）	賃金・くらしの実態アンケート報告パンフ	規格	Ａ４版７４Ｐ
配付先	事前登録者、労働団体等	作成部数	2,000部

		無	有	支出先・内容等	支出額（円）	按分率（%）	計上額（円）	領収書整理番号	備考
所要経費	印刷・作成費用	■	□			100%	0		2023年度に計上
	封筒代	■	□				0		
	封入封緘費用	■	□				0		
	送付等費用	□	■	株式会社ウイングスマルコー	23,349	100%	23,349	225	郵送以外は、手渡し等
		□	□				0		
		□	□				0		
		□	□				0		
同封物	政務活動費の充当対象	□	□				0		
	政務活動費の充当対象外	□	□		－	－	－	－	
合計					23,349	－	23,349	－	

（表の見出し「支出先・内容等」から「備考」までは「充当有の場合」の欄）

注　配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

政治の責任で 最低賃金 時給1500円を！

賃金・くらしの実態アンケート報告

2024.3

日本共産党京都府会議員団

中小企業支援と一体の賃上げを京都でこそ！
～実態をリアルにつかみ可視化する府議団の役割～

日本共産党京都府会議員団
2024年4月

2019年末に端を発したコロナ禍が、暮らしや生業を直撃しました。新型コロナ感染症が、2023年５月に感染法上の取り扱いが５類へと引き下げられ、少しずつ府民生活や経済活動にも回復の兆しが見え始めると思われましたが、異常な物価高騰が追い打ちをかけ、暮らしや生業にさらに深刻な影響が広がっています。

こうした中で、日本共産党京都府会議員団では、実態をリアルにつかみ可視化することで、運動を前にすすめるため、賃金と暮らしの実態を直接お聞きする街頭アンケートに取り組みました。

９月末から11月上旬まで、議会の合間を縫って、昼休みのビジネス街、夕方の主要駅前で、webアンケートも含めて242名の実態を集めました。

党議員団は、アンケート調査で寄せられた声に基づいて、議会での論戦に力を尽くしてきました。これまで知事は、「賃上げは、労働者の生活の安定と向上が図られることにより経済の好循環をもたらし、さらには地域経済の活性化にもつながることから大変重要」としながら、「企業の事業継続とのバランス」「賃上げができる環境の整備」などと、山形県、群馬県、秋田県など全国で広がる賃上げに取り組む中小企業への直接支援や、国による目安額を上回る最低賃金の引き上げが24県に上り、そのうち４円以上の上乗せが14県となるなど、実質賃金の引き上げやそのための直接支援などには、一貫して背を向け続けてきました。しかし、2024年度当初予算では、これまで実施してきた中小企業持続経営支援補助金に、新たに「賃上げ枠」を設けるなど、不十分ながら賃上げへの対策を打ち出さざるを得なくなっています。

今回、パンフレットとして、アンケートの結果、議会での論戦をまとめるとともに、議員団もアンケート結果を報告して議論に参加した、京都総評主催の賃上げシンポジウムの中身についても、資料として巻末につけております。

政治の責任で、中小企業支援と一体の賃上げと待遇改善をすすめ、人間を大切にする働き方への改革を実現するための運動のさらなる発展に、ぜひご活用ください。最後に、アンケートにご協力いただいた皆様、パンフレット作成にご協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

CONTENTS

「賃金・暮らし実態アンケート」…………………………………………… 3

1．アンケート結果からみる暮らしの実態と求められる賃上げ……………………………………… 5

●賃金・暮らしの実態アンケート（まとめ）
2023年9月28日～11月2日
●アンケートでよせられた声

2．京都府議会でとりあげた質問は…………………………………… 17

●光永　敦彦議員　　決算特別委員会　知事総括質疑2023年10月27日
物価高でも上がらない賃金
早急に最賃時給1,500円の実現を

●馬場　紘平議員　　12月府議会　代表質問2023年12月27日
暮らしの実態つきつけ
生活ができる賃金の実現へ
府の独自対策を

3．資 料【シンポジウム】暮らせる賃金と生業を自治体がつくる

―自治体の契約先にワーキングプアを生まず、
地域経済を元気にする市政に―………………………………………… 23

賃金・暮らし実態アンケート

(9) ※事業者の方はこちらもお答えください※
お商売の中で不安・不満に感じると都はありますか？※複数回答可
①コロナの影響が続いている　②物価高による影響がある　③最低賃金の引き上げ対応
④消費税　⑤インボイス　⑥社会保険料負担　⑦価格転嫁　⑧水光熱費　⑨家賃
⑩国・行政の対応　⑪後継ぎ　⑫その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

(10) 実現してほしいものはありますか？※複数回答可
①最低賃金引上げ　②長時間労働の解消　③ハラスメント根絶　④雇用の安定
⑤消費税廃止・減税　⑥学校給食の無償化　⑦景気対策・物価高対策の強化
⑧給付制奨学金の充実　⑨保育の充実　⑩18歳までの医療費無償化　⑪介護保険の充実
⑫憲法改悪ストップ　⑬原発ゼロ　⑭学費無償化　⑮人権の尊重（LGBTなど）
⑯その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

(11) 政治への思いなどご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。よろしければ連絡先をお書きください。

お名前（　　　　　　　　　　）
ご住所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
TEL（　　　　　　　　　　）e-mail（　　　　　　　　　　）

日本共産党京都府会議員団
〒602-8026　京都市上京区下立売通新町西入薮之内町　京都府庁内　日本共産党京都府会議員団
TEL　075-414-5566　FAX075-431-2916
e-mail　giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

公式 LINE

(9) ※事業者の方はこちらもお答えください※
お商売の中で不安・不満に感じると都はありますか？※複数回答可
①コロナの影響が続いている　②物価高による影響がある　③最低賃金の引き上げ対応
④消費税　⑤インボイス　⑥社会保険料負担　⑦価格転嫁　⑧水光熱費　⑨家賃
⑩国・行政の対応　⑪後継ぎ　⑫その他（　　　　　　　　　　　　　　）

(10) 実現してほしいものはありますか？※複数回答可
①最低賃金引上げ　②長時間労働の解消　③ハラスメント根絶　④雇用の安定
⑤消費税廃止・減税　⑥学校給食の無償化　⑦景気対策・物価高対策の強化
⑧給付制奨学金の充実　⑨保育の充実　⑩18歳までの医療費無償化　⑪介護保険の充実
⑫憲法改悪ストップ　⑬原発ゼロ　⑭学費無償化　⑮人権の尊重（LGBTなど）
⑯その他（　　　　　　　　　　　　）

(11) 政治への思いなどご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。よろしければ連絡先をお書きください。

お名前（　　　　　　　　　　　）
ご住所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
TEL（　　　　　　　　　　　）e-mail（　　　　　　　　　　　　　　　）

日本共産党京都府会議員団
〒602-8026　京都市上京区下立売通新町西入薮之内町　京都府庁内　日本共産党京都府会議員団
TEL　075-414-5566　FAX075-431-2916
e-mail　giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

公式 LINE

Webでも実施▶

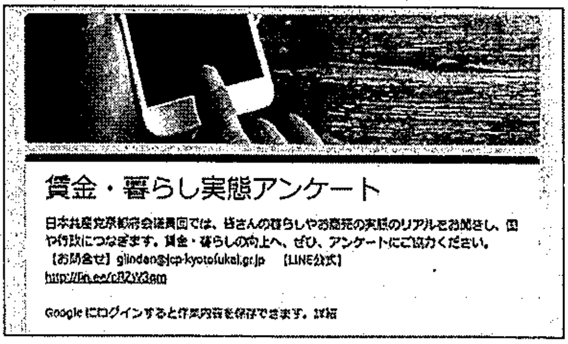

1. アンケート結果からみる暮らしの実態と求められる賃上げ

● 賃金・暮らしの実態アンケート（まとめ）
2023年９月28日～11月2日

シンポジウム
「暮らせる賃金と生業を自治体がつくる」での
馬場紘平議員の報告（P54～）

● アンケートでよせられた声

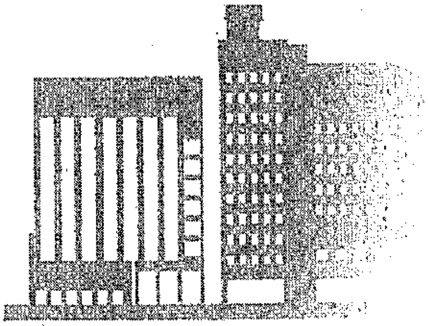

賃金・暮らしの実態アンケート結果まとめ

集計は２月末までにインターネットで寄せられたものを含んでいます

◇深刻さを増す暮らしの実態

生活の実感について、「かなり苦しい」「やや苦しい」との回答が60.5％と、コロナの影響に異常な物価高が追い打ちをかける実態が浮き彫りになりました。（図１）さらに、年代別に見ると、30代（59.3％）、40代（54.3％）、50代（71.2％）と、働き盛りの層でより深刻な実態になっていることがわかります。（図２）加えて、働き方では、非正規労働者で72％と突出していることも重大です。

自由記入では、「いくら節約しても支出が増えていく。手元にお金が残らない。」「財布の１万円がすぐになくなる」「５年後・10年後どうなっているのか見通せない」「すべてに負担を感じる」「お金の心配ばかり。しんどい…」など、暮らしの悲鳴があふれています。

図１　生活の実感

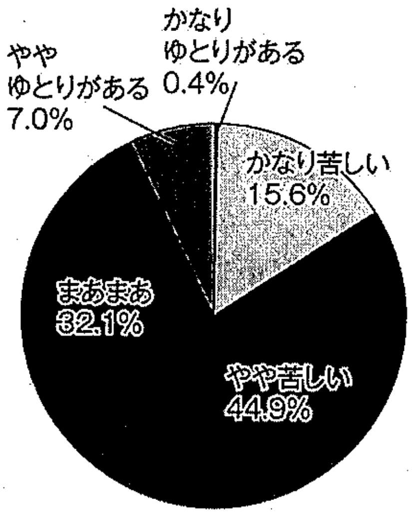

図２　かなり苦しい・やや苦しい(年代別)

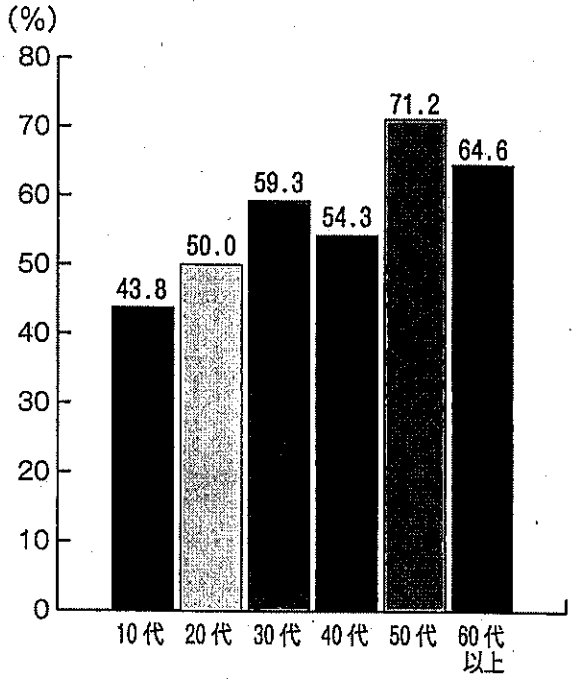

◇上がらない賃金

暮らしの厳しさの背景に、上がらない賃金があることもアンケートの結果は裏付けています。

「前年と比べて収入はどうなったか」という問いに、実に62.1％が変わらないと回答し（図３）、減ったという方も25.5％に上りました。「50歳で昇給ストップ」「残業が減って4万円減」など、「賃上げが始まった」「継続的な賃上げのための支援が必要」という知事の認識とは、大きくかけ離れています。また、「増えた」と答えた方の中にも、「最低賃金が上がった分増えた」「（介護職で）コロナ補助金で増えた」など、抜本的な賃上げとは程遠いのが実態です。

図3　前年と比べて収入は どうなったか

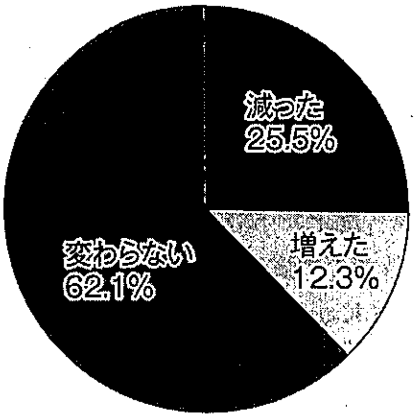

◇最賃1500円待ったなし

そうした中で、「生活実感からどれくらい賃上げしてほしいか」との問いには、46.5％が「1～5万円」、26.3％が「6～10万円」と回答しています。（図４）「生活実感から必要な賃金額は？」との問いには、多くの方が具体的な賃金額を書いていただきましたが、その平均額は25万6733円となりました。

実現するには、１日８時間、週５日勤務で、時給1,604円が必要になります。

ようやく京都府の最低賃金が1000円を超え、昨年10月から1008円となりました。岸田首相は「2030年代半ばに、1500円を目指す」としています。しかし、求められているのは、今すぐ最低賃金1500円を決断し、さらなる引き上げのために抜本的な手立てを打つことです。

図4　生活実感からどれくらい 賃上げしてほしいか

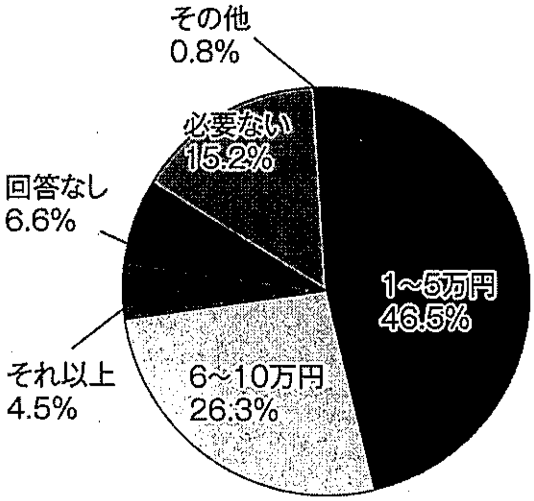

◇正規雇用化+抜本的賃上げが必要

30～40代の方で「ようやく正規になれた」という方がいらっしゃいました。そうした方に共通するのは「それでも先が見通せない」という声です。「正規雇用になって1年」という40代の男性は、「手取り15万円。生活は苦しい。あと1～5万円は必要」と話されました。正規雇用が当たり前に戻すことはもちろん、同時に生活できる賃金を実現することが必要です。

◇政治に求められるものもクッキリ

複数回答可として「今の政治に求めるものは？」との問いへの回答は、57.3%が「消費税減税・廃止」、53.8%が「最低賃金UP」、40.9%が「景気・物価高対策」と続きます。また、「教育の無償化」「給食費の無償化」「子どもの医療費の無償化」「学費の無償化」など、子育てにかかる経済的負担の軽減を求める項目のいずれかを選んだ方は53.8%に上ります。（図5）

暮らしや子育てをしっかりと支える政治の責任が改めて問われています。

図5

※すべての方にお聞きします※ 実現してほしいことはありますか？

171 件の回答

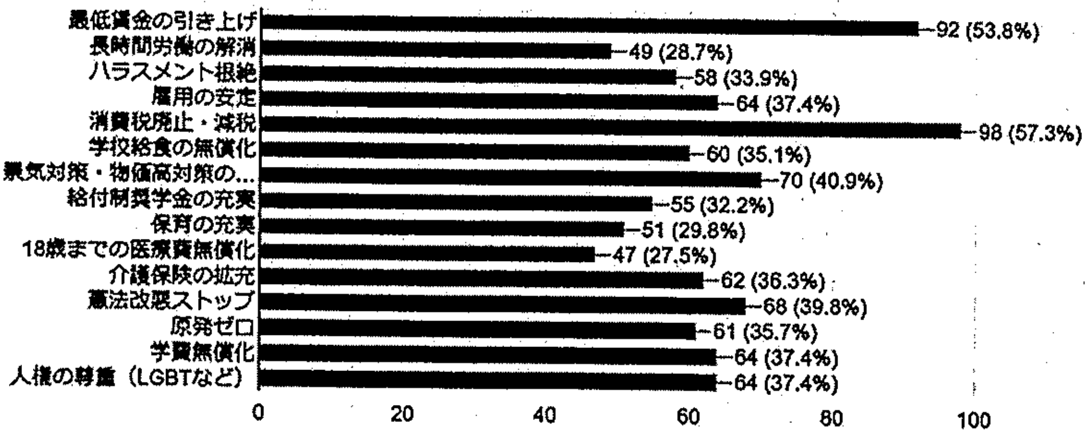

アンケートで寄せられた声

◎9月28日　@四条烏丸（夕方）

対話15人

具体的な声

「（会社が）業績悪化したため残業するなと言われ、（給料が）年間で100万円の減」（50代・男性）

「ようやく正規になったが、生活は苦しい。賃上げしてほしい」（40代・男性）

「大学、高校の子どもがいるが、一定収入があると全く支援がなく大変」（50代・男性）

◎9月29日　@四条大宮（夕方）

対話11人

具体的な声

「インボイスは廃止しかない」（60代以上・男性・事業主）

「自民党は解党して！」（10代・男性）

「奨学金返済ようやく終わった。若い人の賃金を上げてほしい」（50代・女性）

「税・社会保険料が高すぎる」（30代・女性）

◎10月2日　@西院（夕方）

対話6人

具体的な声

「平均年収450万といわれるが、全く実感ない」（60代）

「時給1500円実現してほしい」（フリーランス女性）

○10月3日　@烏丸御池（昼）

対話16人

具体的な声

「教育費が思った以上に重い。せめて高校までは年収に関わらず無償にしてほしい」（40代・女性）

「暮らせるようにしてほしい」（60代以上・男性）

「一般事務で働いているが、給料上げて人を増やしてほしい」（20代・女性）

「少子化は政治の責任」（60代以上・求職中）

○10月4日　@北野白梅町（夕方）

対話19人

具体的な声

「議員の処遇を見直してほしい」（60代以上・女性）

「実家から通っているのでそこまで負担は感じていない」（10代・男性）

「税金の使い方を考えてほしい」（40代・女性）

「滋賀の大学へ通っている。下宿したいがお金がかかりすぎる」（20代・女性）

「（政治には）期待半分、失望半分」（40代・女性）

「物価高に賃上げが追い付いていない」（30代・女性）

「大学生の子ども2人。一人は東京。仕送り10万円。国公立だが私学と変わらない」（50代・女性）

○10月5日　@四条烏丸（昼）

対話9人

具体的な声

「社会保険料負担を考えると人を雇えない」（50代・男性・事業主）

「実家暮らしで家に3万円入れている」（20代・男性）

「消費税は廃止して。（国は）34年前から騙している」（フリーランス・女性）

「大学学費心配」（10代・女性）

「残業禁止で収入減」（50代・男性）

「賃上げより消費税減税してほしい」（50代・男性）

◎10月6日　@二条駅（夕方）

対話6人

具体的な声

「仕事探すが見つからない。障害年金上げてほしい」（30代）

「食品の値上げは困る。節約してもまた値上げ」（50代・女性）

◎10月10日　@北大路駅（夕方）

対話5人

具体的な声

「独身の人の保障も考えてほしい」（30代）

「将来が不安。親のような収入を得られると思えない」（20代・学生）

「インボイスはやめて！」（20代・男性）

◎10月11日　@烏丸御池（夕方）

対話9人

具体的な声

「夫婦で非正規。夫はボーナスもない。消費税を上げるなんてとんでもない！」（50代・女性）

「保育園に入れず、待機児ゼロは嘘。半年間、孫の面倒を見た」（60代以上・女性）

「私たちのことを見て、ちゃんとした政治をしてほしい」（20代・女性）

「子ども一人を大学にやるのでアップアップ。2人は育てられない」「子どもの給料は自分の若いころと比べても変わっていない。むしろ税金が増えて大変」（50代・男性）

「地下鉄運賃が高すぎる」（40代・女性）

「政治に嘘が多すぎる」（50代・女性）

◎10月12日　@四条大宮（夕方）

対話9人

具体的な声

「1回の買い物を1000円以内に抑えている」（10代・男性）

「全体の給料の底上げを」（40代・女性）

「自民党の政治は弱い者いじめ。大元から変えてほしいけど…」（60代以上・男性）

「万博にお金使うなら庶民に使ってほしい」（50代・男性）

「非正規の処遇改善必要。同じ職場で同じ仕事をしているのに」（50代・女性）

◎10月13日　@出町柳

対話6人

具体的な声

「物価高騰で生活大変。」（60代以上・女性）

「給食制度の充実してほしい」（40代・男性）

「インボイス廃止！」「大企業優遇はやめてほしい」「（伝統工芸4代目）コロナ前は一つの仕事で100万円。今は20～30万円。跡継ぎの息子はダブルワークでビルメンテナンス」（60代以上・男性）

「時給あと300円ほしい」（20代・男性）

◎10月16日　@二条駅（夕方）

対話9人

具体的な声

「少子化対策というなら学費無償は絶対。子ども3人私立大で、数千万円はかかった」（60代以上・女性）

「軍事費減らして福祉に回してほしい」（50代・男性）

「年金をせめて10万円に」（60代以上・男性）

「家族4人。もう少し手取りを増やしてほしい」（60代以上・女性）

○10月17日　@西院（夕方）

対話10人

具体的な声

「国民の実態を見てください！」（60代以上・女性）

「家賃高い。そのために働いているようなもの」（50代・女性）

「義務教育なのに、給食費・教材費など負担重い」（30代・女性）

「9時間勤務が普通になっている。休みほしい」（20代・女性）

「60代以上の労働条件も改善してほしい」（60代以上・女性）

「再雇用の教員だが、担任も持っている。しかし、収入は半分になった」（60代以上・男性）

○10月18日　@四条烏丸（夕方）

対話7人

具体的な声

「心臓病で通院しているが、薬代が高い」（50代・男性）

「議会ちゃんとやって！」（20代）

「教員はしんどそうで塾講師になった」（30代）

「物価高騰で暮らし大変」（女性）

○10月20日　@四条大宮（夕方）

対話5人

具体的な声

「食料品高すぎる」（50代・女性）

「何年も洋服買っていない」（50代・女性）

「正規の人と同じ働きなのに給料が安い。あと10万は欲しい」（50代・女性）

「何とか生活している。教育費の負担軽減を！」（20代・女性）

○10月25日 @北野白梅町（夕方）

対話8人

具体的な声

「作り置きなどして水光熱費を節約している」(60代以上・女性)

「夫の収入減った。自分は（扶養家族のため）103万円以内におさえているので、最賃が上がっても賃上げの恩恵なし」(60代以上・女性)

「国の政治はムチャクチャ」(20代・男性)

「(政治家には）庶民の生活を味わってほしい」(10代・男性)

「消費税廃止。それが一番」(60代以上・女性)

○10月26日 @二条駅（夕方）

対話11人

具体的な声

「学費・住居費の軽減を」(10代・女性)

「憲法を守って政治をしてほしい」(60代以上・男性)

「京都市の観光地化に境界がなくなってきている」(30代・男性)

「物価と生活保護費が連動しないと生きていけない」(40代)

○10月27日 @北大路（夕方）

対話1人

具体的な声

「ストーブ買い替えて消費税の高さにびっくりした」「夫が亡くなって、どう考えても生活費が足りない」(60代以上・女性)

◎10月30日　@烏丸御池（夕方）

対話13人

具体的な声

「実家だから何とか生活できている。一人暮らしは無理」（20代・女性）
「デザイナーを目指しているが、賃金低いといわれていて不安」（10代・女性）
「あと時給で500～700円上がってほしい（現在1100円）」（50代・女性）
「将来の教育費が不安」（40代・女性）

◎10月31日　@四条烏丸（夕方）

対話3人

具体的な声

「40代半ばから昇給がないため、将来の貯えできない」（50代・女性）
「（医療従事者）ボーナスが1回なかった」「お金だけでなく、社会保障や福祉の充実も」（30代・男性）
「給付金だけでは足りない」（60代以上・男性）

◎11月1日　@JR山科駅（夕方）

対話6人

具体的な声

「ジョブパークに通っている。65歳以上になったら清掃の仕事くらいしかない」「布団ボロボロだけど買えない」（60代・女性）

2. 京都府議会でとりあげた質問は

代 表 質 問
知事総括質疑

日本共産党京都府会議員団（島田敬子団長・９名）は、京都府議会で中小企業支援と一体の抜本的な賃上げのための京都府の取り組みを一貫して求めてきました。今回のアンケートでつかんだリアルな実態を、さっそく議会論戦でも取り上げて知事に迫りました。主な質問と知事の答弁を紹介します。

●物価高でも上がらない賃金
早急に最賃時給1,500円の実現を

光永　敦彦　決算特別委員会　知事総括質疑
2023年10月27日

●暮らしの実態つきつけ
生活ができる賃金の実現へ府の独自対策を

馬場　紘平　12月府議会　代表質問
2023年12月27日

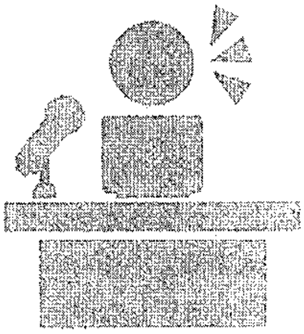

決算特別委員会　総括質疑

物価高でも上がらない賃金
早急に最賃時給1,500円の実現を

光永　敦彦

（日本共産党、京都市左京区）
2023年10月27日

【光永議員】 はじめに賃上げについてです。「失われた30年」と言われるように、経済の停滞と衰退が続き、物価高がそれに追い打ちをかけています。その結果、京都の中小業者はコロナ倒産が73件、またコロナの影響により積み上がった債務の借換をした方のうち、4-8月で16件が返済ができなくなり代位弁済となるなど、深刻な事態が広がっています。

同時に、コロナ禍と物価高が深刻な影響を与えているその背景の一つに、世界からみても異常な「賃金が上がらない国」となっていることです。実質賃金は、雇用破壊と一体にすすみ、この30年で唯一、先進国で賃金が上がらず、1996年のピーク時と比べて年間64万円も減っているのです。このため、わが党議員団として、９月末から賃金の実態をお聞きするアンケート調査を、現在200人を超えて、街頭で直接対話をしてお聞きをしてまいりました。そのうち約85％の方が収入は「変わらない」、もしくは「下がっている」と答えておられます。また、生活実感から月額１万円から５万円の賃上げを望む方が46％、６万円から10万円と答えた方が29％にも上りました。「会社から残業は原則禁止と言われ、残業代分が減って結局手取りは下がっている」という方もおられましたし、「低賃金でやりくりしているので、経済的不安が常につきまとうストレスがつらい」という方もおられました。

京都府がこうした実態をつかみ、賃上げが労働者全体に速やかにいきわたるよう、公の果たす役割が極めて重要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、最低賃金がこの10月から1008円になったものの、アンケートの回答をもとに正社員、非正規かかわらず、手取りで必要と答えられた金額を平均いたしましたところ、およそ25万6733円となりました。最低賃金1500円として毎日８時間・１カ月20日働いて、ようやく24万円となり、それでも足りないという状況です。最低賃金1,008円では全く足りないということは、このことからも明らかだと思います。政府は2030年代半ばに最賃1,500円を目指すと述べましたけれども、そこまで待てるはずがありません。早急に1500円は実現しなければいけない課題と考えますが、いかがですか。お答えください。

【西脇知事・答弁】 光永委員のご質問にお答えいたします。賃上げの実現についてでございます。賃上げは労働者の生活の安定と向上が図られることにより、経済の好循環をもたらし、さらには地域経済の活性化にもつながることから大変重要でございます。合わせまして、中小企業の事業継続を支えていくためには、原資となる利益を確保しながら賃金を引き上げていくことが大切だと考えております。このためこれまでから京都労働局や京都市とともに企業の状況に応じた賃上げを経済団体に対して要請するとともに、京都府といたしましても労働団体や経営者団体などとの協議を踏

まえ、中小企業の経営安定に向けた支援や、利益確保につながる生産性向上の取り組みへの支援を実施してまいりました。その結果、今回の春闘では中小企業において8000円以上の改定が図られております。また、今定例会におきましても、中小企業の経営改革を促進するための生産性向上と高付加価値化を、同時に実現する取り組みを支援する予算をご議決いただいたところでございます。さらに、賃上げを実現するためには、労働団体や経営者団体等とともに取り組んでいく必要がございますので、去る10月25日に京都労働経済活力会議におきまして、持続的な賃上げに向け公労使で取り組んでいくことを確認したところでございます。

また、最低賃金1500円の実現につきましては、労働者の生活が安定し向上することと企業の事業継続とのバランスを図りながら、着実に引き上げていくことが大切だと考えております。今後ともあらゆる施策を動員し、オール京都で賃金引き上げができる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

【光永・再質問】 1500円についてはバランスをとりながら着実にと、これずっと続けて答弁してこられたものだと思いますけれども、今の実態は、それでは間に合わないという事は先ほど紹介した通りです。その上ですね、京都府の最低賃金審議会答申、これ知事もお読みになったと思いますけれども「中小企業・小規模事業者に対し、その賃金支払い能力を補完する具体的な支援策」を示すようにと、公労使の総意として求めておられます。政府の業務改善助成金は極めて不十分と、これは知事もご存じだと思います。ですから知事として、直接的かつ抜本的な対策について、どのように取り組まれまれるのか、あらためてお聞きしたいと思います。

もう１点お聞きします。京都総評加盟の労働組合などが「公務労働者に役割に見合った賃上げを」と声をあげておられます。その背景にあるのは生活実感に見合った賃上げを、公務で実現することが、民間で賃上げをする近道だと、こういう思いだと思います。こうした中、先日公民較差の是正として人事委員会勧告が出されました。その中身は紹介いたしませんが、公の役割を果たすためにも、勧告を上回る賃上げなどについて、私は知事の決断が求められていると考えます。この点いかがでしょうか。

【知事・再答弁】 光永委員の再質問にお答えいたします。まず京都府としての支援でございますけれども、事業継続とか雇用維持のベースとなる支援はまず国が担い、京都府としては事業者へのきめ細やかな経営戦とか、地域の産業特性に合わせた支援を行う、そうした役割分担が重要だと考えております。国に対しましては中小企業の賃上げに向けた支援制度のさらなる拡充を要望いたしますとともに、私どもも、今申し上げましたきめ細かな経費につきまして、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。公務につきましては、ご指摘のように人事委員会の方から勧告を頂いております。その時にもお答えいたしましたけれども、人事委員会勧告を尊重するという基本的な姿勢のもとで、財政状況や社会情勢を含めて総合的に判断して、対応してまいりたいと思っております。

【光永議員・指摘】 この分野での賃上げは、本当に今切実で緊急の課題だと思います。先ほど紹介したように、審議会の中でも抜本的な対策がいるんだというふうに、これ２年連続で言っておられます。それに応える施策が国も京都府も出来ているか、そういう立場から検証もいると思いますし、いずれにしても中小企業の多い京都では、中小企業支援と一般の抜本的な賃上げ、これにより暮らしと経済を立てなおすというという事が必要なわけで、そのための京都府が公の役割しっかり果たして頂くように強く求めて、次の質問に移りたいと思います。

12月議会本会議　代表質問

暮らしの実態つきつけ 生活ができる賃金の実現へ 府の独自対策を

馬場　紘平

（日本共産党、京都市伏見区）
2023年12月7日

【馬場議員】 コロナ禍を通じて、医療や介護など暮らしを支えるエッセンシャルワーカーの深刻な不足、処遇など働き方の問題が大きな社会的課題となっています。さらに、異常な資材・原材料、物価の高騰によって、地域経済と府民生活は先が見通せない深刻な状況となっています。同時に、上がらない賃金、深刻な人手不足が暮らしや経済を大きく冷え込ませていることは、議論の余地はありません。社会の在り方などが大きく変化する中で、地方自治体として京都府の在り方も大きく問われています。今回は４つの点で、府政の転換についてお聞きをしたいと思います。

まず第一に、生活できる賃金の実現、深刻な人手不足解消に全力で取り組む自治体への転換についてです。先の決算特別委員会での知事総括質疑で、光永議員から我が党議員団で取り組んでいる、賃金と暮らしの実態をお聞きするアンケートについて触れ、約85％の方が収入が「変わらない」「下がっている」と答えていること、さらには生活実感から必要と考える賃金の平均額が25万円を超える状況にあること等、最低賃金1500円の決断が急がれること、全体の賃上げのための国や府の公の役割が問われていることなど、知事に迫りました。それに対して知事は、最低賃金1500円への引き上げについては、「バランスの取れた賃上げ」、賃上げのための中小事業者への抜本的な支援についても「引き続き努力したい」とまさにこれまで通りの答弁を繰り返されました。

アンケートは引き続き継続していますが、詳細に見ていくと、収入の変化について「下がっている」という回答が、世代別に見ますと、30代と50代が全体の２倍以上と突出していること。生活実感についても「やや苦しい」「かなり苦しい」との回が、30代から50代で６割～７割に上っていることなど、働き盛りとして社会全体を支える現役世代の中核ですら、厳しい状況が広がっていることがわかります。

また、直接お話をお聞きしたことで見えてきた実態もあります。聞き取りをした中で、30代や40代で「ようやく正規社員になれた」という話がありました。しかし、そうした方が共通して話されていたのは、「それでも先が見通せない」ということです。私がお話を聞いた40代の男性は、「ようやく正規社員になって１年。手取りは15万円程度。あと１～５万円の賃上げが欲しい。」とおっしゃいました。歴代政権が企業の求めるままに、安い労働力として非正規雇用を広げてきたことへの反省もなく、今度は人手不足が深刻だといって、本府も取り組んでいるような「就職氷河期世代と企業とのマッチング」、それでも間に合わないところは「DXやICT活用で省力化」だとされています。男性の話は、そうした中で、低い賃金という根本問題に正面から取り組むことに背を向け続けてきた政治の責任を示しているのではないでしょうか。

そこで伺います。こうしたやり方は、世界的に見ても異常な、賃金の上がらない国となったこの

30年間の過ちを繰り返し、さらに深刻なものにすると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

山形県では、令和３年から女性労働者の賃上げや正社員化に、県独自に支援する制度をスタートしました。それまでの国のキャリアアップ助成金や業務改善助成金への上乗せ制度は、使いにくいという声に応えたもので、特に人口流出が多い若い女性に光を当てた制度になっています。こうした取り組みに府としても学び、中小企業の賃上げや正規雇用化へ直接支援する制度を検討すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせ下さい。

また、労働力を経費としてとらえる限り、抜本的な賃上げにつながらないことは明らかです。ギグワーカーなどを含む非正規雇用の在り方が、低賃金固定化の背景にあるのではないでしょうか。公務現場では、一部処遇の改善が進んでいますが、会計年度任用職員などの官製ワーキングプアともいわれる非正規公務員が、多くを支える状況が続いています。賃金の底上げを進める上でも、非正規雇用の抜本的な処遇改善のための取り組みを国に対して強く求めるとともに、府として、会計年度任用職員などの抜本的な処遇改善と、必要な職員の正規雇用化への転換が必要と考えますが、いかがですか。

【西脇知事・答弁】賃上げ及び正規雇用化に向けた取り組みについてでございます。労働者の生活の安定と向上を図る上で、賃上げや安定した雇用の実現は大変重要でございます。このためこれまでから、京都労働局や京都市とともに企業の状況に応じた賃上げや、正規雇用での採用、非正規雇用労働者の待遇改善などを経済団体に対して要請してまいりました。京都府で実施している就職氷河期世代の方などのスキルアップを含む就業支援や、DXをはじめとするリカレント教育の推進を通じた人材育成支援は、不本意非正規の解消や正規雇用など質の高い労働環境を整えることを目的に進めているものでございます。こうした取り組みにより、正規雇用の確保につきましては、昨年度は10,451人を実現したところでございます。

また中小企業の賃上げや正規雇用化への直接支援についてでございますが、賃上げは一過性のものではなく持続的に実施されることが重要であり、原資となる中小企業の利益を確保しながら賃金を引き上げていくことが必要だと考えております。このため、国に対しましては中小企業の賃上げに向けた支援施策の拡充を要望いたしますとともに、京都府といたしましても中小企業の経営安定に向けた支援や、収益性を高める生産性向上の取り組みへの支援に取り組んでまいりました。その結果、今年の春闘では中小企業において8000円以上の改定が図られております。今後ともあらゆる施策を総動員し、オール京都で賃上げや正規雇用化が出来る環境の整備に取り組み、経済の好循環をもたらし、地域経済の活性化につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に会計年度任用職員制度についてでございます。

会計年度任用職員制度につきましては、全国統一的な制度として令和２年度に創設され、京都府では導入以来、期末手当を支給するなど大幅な処遇改善を図ってきたところであります。また、地方自治法の改正により令和６年度からは勤勉手当の支給が可能となるとともに、総務省から常勤職員に準じた給与の遡及改善について通知されるなど、今後さらなる処遇改善が図られることとなっております。なお、会計年度任用職員の正規雇用化につきましては、公務員の採用は競争試験によることとされており、制度上は認められないところですが、処遇改善につきましては、今後も国や他府県の状況を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

【馬場議員・再質問】ご答弁をいただきました。まず非正規の問題については、「就職氷河期のマッチングの取り組みが正規雇用から非正規に繋がっているんだ」と。それはそうだというふうに思う

んですけれども、それだけでは今現状は非常に難しいと。先ほど紹介をした40代の男性のように、ようやく正社員になれたけれども、生活や見通せないっていう状況が今の現状で続いていくと。それはなぜかと言うと、やっぱり賃金が上がっていかないということがあるからではないかというふうに思います。紹介した賃上げを独自に支援する取り組みは、山形だけではなくて秋田や山梨、山口、また市で言いいますと、群馬県の高崎市など様々なところで始まっていまして、中身は融資制度もありますし、業種を絞るなど様々ありますけれども、それでも取り組みは大きく広がっています。一方で、本府の最低賃金審議会の今年度の答申、知事もご覧になっていると思いますけれども、「最賃近傍で生計を維持するには、年収別にすれば依然として厳しい状況である」と書かれていまして、さらなる賃上げがなければ生活が維持できないということは明らかです。

同時に、中小企業や小規模事業者の存続自体が危ぶまれると、この間の最賃の引き上げの中でこういう声も上げられていると。（国の）緊急経済対策を見ても持続的な賃上げの柱は生産性の向上の補助や、介護職員など月額6000円程度の処遇改善などが並んでいて、まともな賃上げやそのために中小企業になんとか抜本的な支援をしようという姿勢は、残念ながら見えてこないという状況になっていまして、現場が求めている抜本的な賃上げ、そして支払い能力を補填する中小企業への支援、こうしたのものが府として全国の取り組みにも学びながら進めていくことが今必要ではないかと思っていまして、国がやる気がない中で、府として思い切った対策必要だと思うんですけれども、その点について再度知事のご所見をお聞かせください。

【西脇知事・再答弁】馬場議員の再質問にお答えいたします。賃上げ等について、府独自の取り組みについての再質問でございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、労働者の生活の安定の向上を図る上で、賃上げ、また安定した雇用の実現は大変重要な課題と思っております。ただ、賃上げ、正規雇用化は一過性のものではなくて、持続的に実施される必要があると考えておりまして、原資となる中小企業の利益を確保しながら、賃金を引き上げていくことが必要だということで、我々大きな支援策につきましては、国の制度の拡充を要望してますとともに、我々は独自の財源を使いまして、きめ細やかに中小企業の経営の安定とか収益性を高めるための取り組みに支援をしているところでございます。なおコロナ禍では我々の方も、緊急的にこれにつきましての支援措置をしましたけれども、その都度の社会経済情勢と財源、全体としての施策の持続可能性も踏まえて、その都度、中小企業に対してどういう支援がふさわしいかにつきましては、引き続き検討してまいりたいと思っております。

資　料

【シンポジウム】暮らせる賃金と生業を自治体がつくる

ー自治体の契約先にワーキングプアを生まず、地域経済を元気にする市政にー

◆京都市公契約基本条例実態調査アンケート報告
伊藤 修平(京都総評事務局次長)

◆最低賃金・公契約条例京都市ができること 日弁連の活動から
中村 和雄(弁護士)

◆シンポジウム
コーディネーター:中村 和雄(弁護士)
シンポジスト　岡田 知弘(京都橘大学教授)
　　　　　　　中澤 秀一(静岡県立大学短期大学部准教授)
賃金・暮らし実態アンケート報告　馬場紘平(共産党府議会議員団)
フロア発言

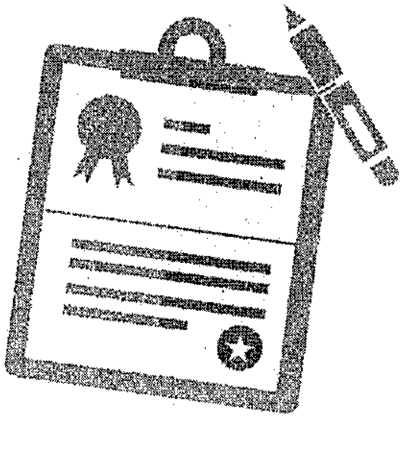

京都市公契約基本条例実態調査アンケート報告

伊藤 修平　京都総評事務局次長

アンケート調査方法

実施期間：発送　2023年6月　最終回収　2023年9月初旬まで

アンケートの調査方法は、アンケートを発送したのは2023年６月の中旬で、回収は９月初旬です。2019年にも同様のアンケート調査を実施しましたが、できる限り正確に比較できるようにするための抽出の仕方にしました。

対象業者は建設、運輸、清掃、建物管理、印刷、児童館、保健所など、1231件に郵送しました。厳しい実態が見える印刷業には175件郵送しましたが、そのうち15件は「あて所に尋ねあたりません」で返送されました。

京都市の公共事業にも携わる印刷会社が４年間で約９％倒産、廃業、もしくは合併されたのではないかと考えられます。2023年11月下旬に各業者に御礼文と「提言チラシ」を各業者に郵送しました。2023年６月の郵送では届いていた印刷会社にも関わらず、今回は「あて所に尋ねあたりません」となって返ってきました。この５ヶ月の間で、その印刷会社が倒産・廃業、もしくは合併されたと考えられます。

もちろん、この京都市の公共事業だけをされているわけではないでしょうが、この入札方法やその中身の関係次第では、京都市に救われた印刷会社でもあったのかもしれません。

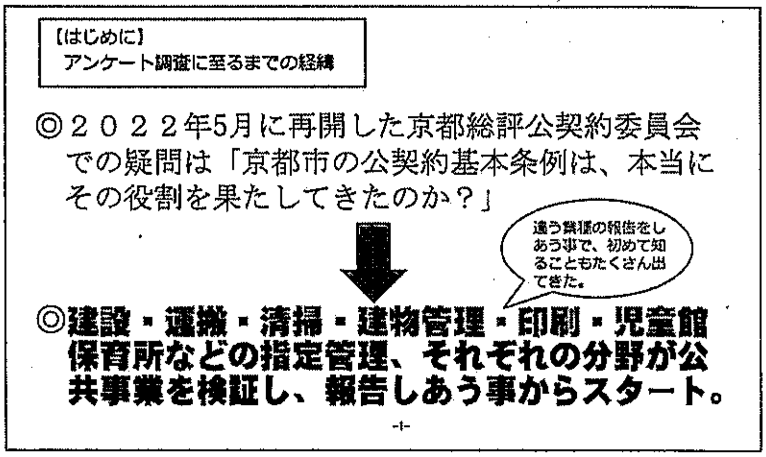

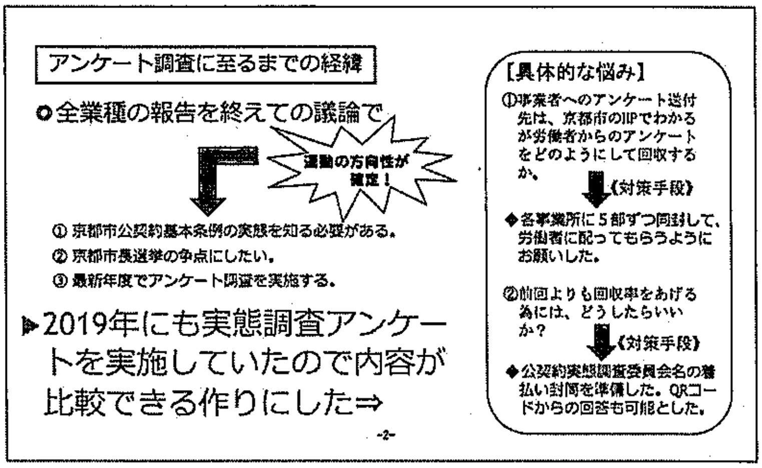

アンケート調査結果

労働者のアンケート調査結果ですが、事業者は211件、労働者は244件の回収となりました。2019年と回収との比較では事業者は197件が2023年は211件で、前回より14件多い回答数。労働者では、2019年は247件で、2023年は244件と前回より３件少ない回答数です。

【事業者】

◎事業者アンケート回収結果		2019調査票回収		2023調査票回収		分野別回収率
	アンケート記載業種	回収数	回収率	回収数	回収率	
1	建設業総合	83	16.8%	89	22.5%	20.2%
2	建設土木			20	11.0%	
3	建設建築一式			19	26.3%	
4	建設電気工事			19	24.7%	
5	物品運搬	35	25.0%	5	17.9%	24.0%
6	物品清掃			27	25.2%	
7	物品建物管理			10	25.0%	
8	印刷業	53	14.4%	15	9.7%	9.7%
9	指定管理	10	7.9%	7	5.9%	5.9%
10	派遣・その他・無回答	16	------	------	------	------
	合計	197	17.5%	211	17.9%	------

【労働者】

◎労働者アンケート回収結果		2019調査票回収		2023調査票回収		分野別構成比
	アンケート記載業種	回収数	構成比	回収数	構成比	
1	建設業総合	128	40.1%	120	49.2%	75.8%
2	建設土木			27	11.5%	
3	建設建築一式			12	5.0%	
4	建設電気工事			25	10.3%	
5	物品運搬	49	15.3%	1	0.4%	12.4%
6	物品清掃			15	6.2%	
7	物品建物管理			14	5.8%	
8	印刷業	60	18.8%	11	4.5%	4.5%
9	指定管理	10	3.1%	18	7.4%	7.4%
10	派遣・その他・無回答	72	22.6%	------	------	------
	合計	319	100.0%	244	100.0%	------

提言チラシの問題①（下図）では、公契約に携わる事業者に「京都市公契約基本条例」がいかに知られていないかが判明したことを載せています。

「名前は知っている」（43.1%）「知らない」（20.9%）で合わせると64%もの事業者が「公契約条例」の中身を知らないまま、京都市の仕事をしていることになります。言い換えれば、京都市の公契約基本条例を知らなくても公共事業で仕事ができるということになっています。

2019年度の結果は２つ合わせると59%でした。ところが2023年はさらに上がって64%です。これは結果として認知度は下がっているということになっています。

京都市に公契約の関係で要請に行くと、「認知度を高めるためにPRに努める」という答弁が返ってきます。しかし、問題はそこではなくて、努力義務だけの理念型条例では事業者が基本条例を必要としないということに問題があるということと、そして、それが８年以上も続いているということに問題があるのではないかと考えます。

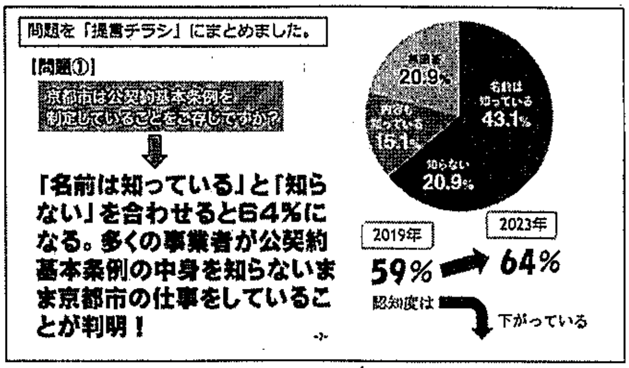

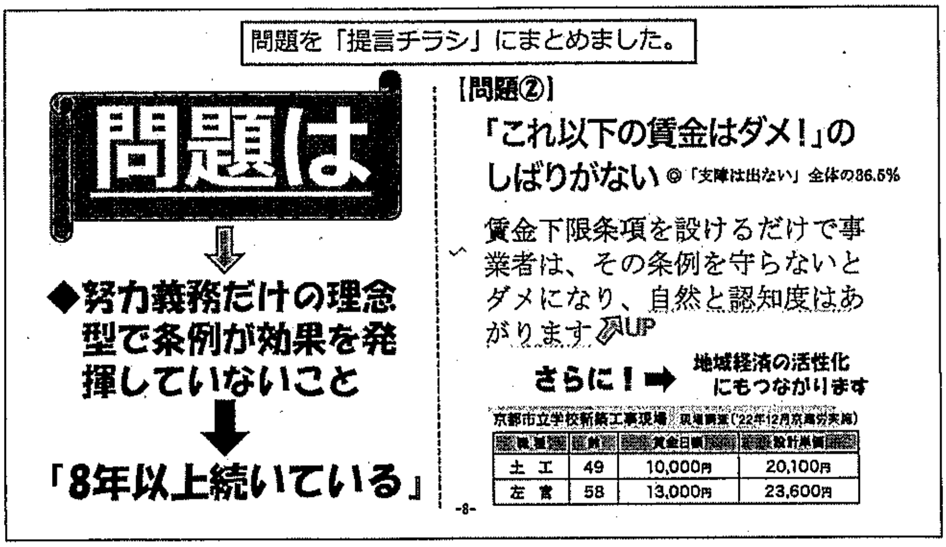

職種	[illegible]	賃金日額	設計単価
土 工	49	10,000円	20,100円
左 官	58	13,000円	23,600円

問題②は「これ以下の賃金はダメ！」のしばりがないことです。京都市は賃金下限条項を条例に入れない理由として、「賃金下限条項を設けるかは、機会あるごとに関係者から意見を聴取し判断している」という答弁です。その機会あるごとの関係者の意見とは誰なのか、そしてそれがどれだけの人数なのか疑問が残ります。事業者は、その条例を守らないとだめになるわけですから、先ほど言った認知度というのは自然上にがるからというふうに思います。

何もわざわざPRなどしなくても、賃金下限条項を設けることで、事業者は公契約条例を守らなければいけなくなり、公契約条例の認知度は自然に上がり、地域の経済の活性化にもつながります。また、京都市は設計労務単価に基づき積算していると言いますが、現場で働く労働者の賃金日額とは程遠い金額であることは、京建労が調査した現場調査の実態（上図）からわかります。

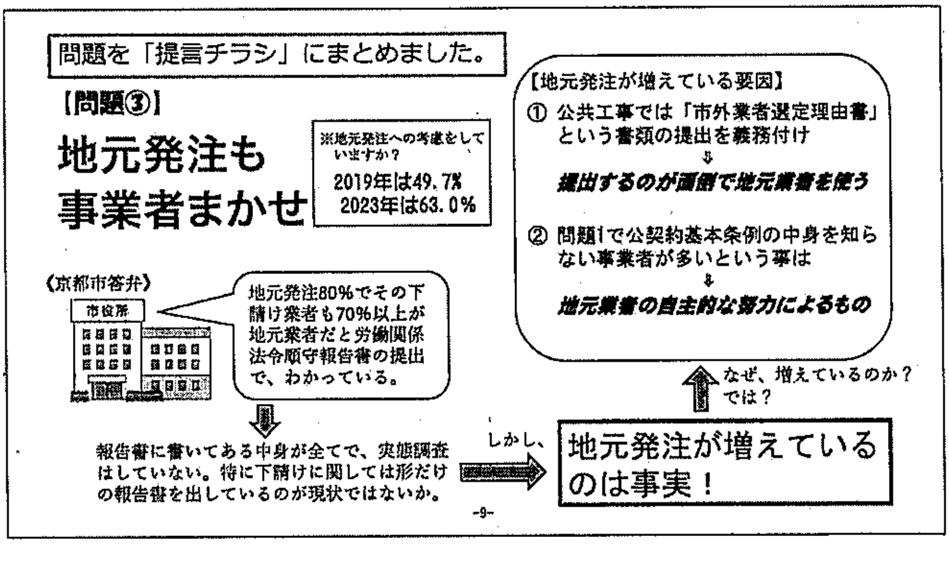

問題③は、地元発注も事業者まかせで、京都市は要請時に「地元発注80％で、その下請け業者も70％以上が地元業者だと、労働関係法令順守報告書の提出でわかっている」という答弁ですが、報告書にある中身が全てで、京都市はその先の実態調査をしていない。特に下請けに関して、形だけの報告書を渡している可能性は、十分に考えられます。

そして、地元発注が増えているのは事実ですが、その要因として、京都市の公共工事で義務付けられている「市外業者選定理由書」の提出が面倒なことが考えられます。

そしてもう一つの要因は、京都市の公契約基本条例の中には、確かに地元業者への発注が努力義務とはいえ記載がありますが、問題1で述べたように条例の中身が知られていないもと、条例に基づいているとは考えにくいことから、地元では業者の自主的な努力により発注されていることが考えられます。

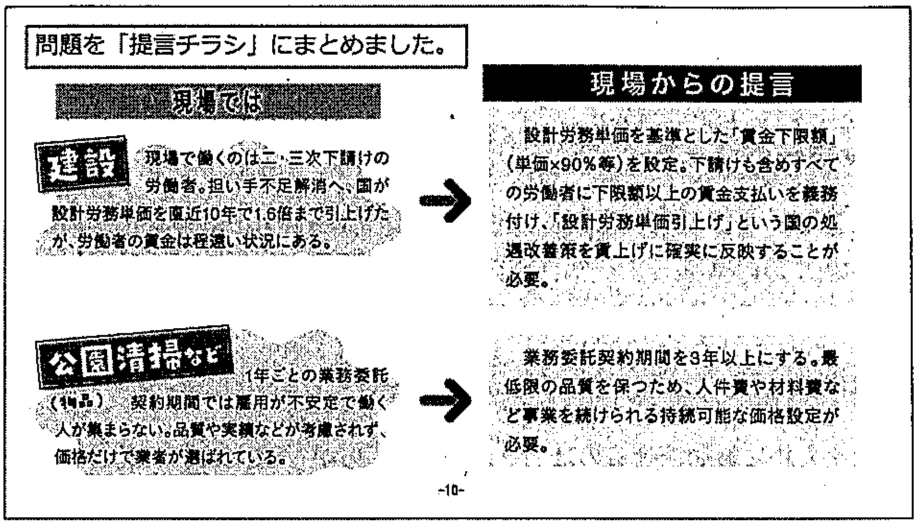

建設においては、現場で働いている人は現実的に見れば二次、三次下請け労働者です。国が設計労務単価を直近10年で1.6倍にまで引上げているにもかかわらず、京都市では労働者の賃金が設計労務単価とは程遠い状況です。

では「どうすればいいのか」ということで、先ほどもお伝えしましたが、「賃金下限額」(単価×90%等)を設け、支払いを義務付けることで、労働者の賃金引き上げに確実に反映させることです。

公園清掃などの物品と呼ばれる業種は、業務委託契約期間が1年ごとと短く、雇用が不安定で働く人が集まらない。業務委託期間を3年以上にし、事業の持続可能な価格設定が必要です。

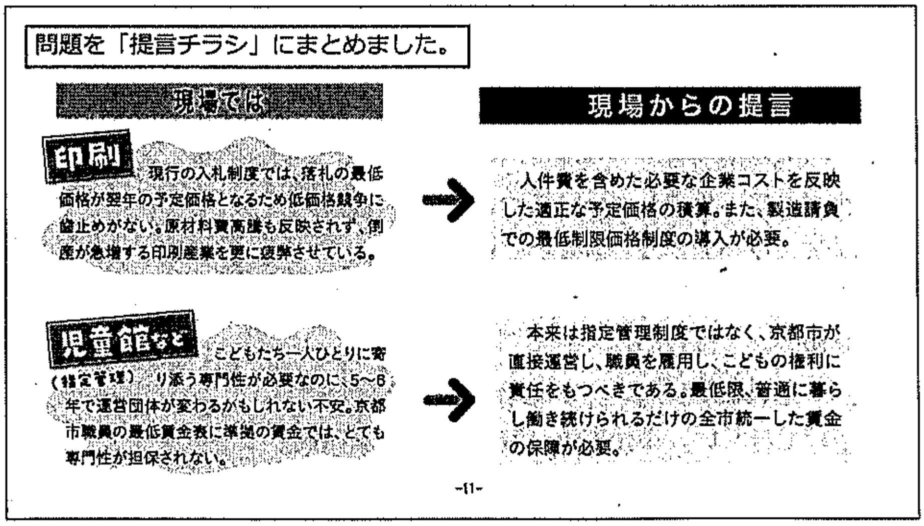

印刷では、現行の入札制度では落札した最低価格が翌年の予定価格になるため、低価格競争に歯止めがかからない。原材料の高騰も反映されない状況で、厳しさが増しているという現状があります。やはり人件費も含めた、企業コストを反映した適正な予定価格の積算と、製造請負の関係での最低制限価格制度の導入を提言しております。

児童館などの指定管理は、専門性の高い職業にあるにもかかわらず、５年、６年といった期間で運営団体が変わるかもしれないという不安の中では働き手が集まらない。賃金が低いもと、児童館職員さんは「こどもの笑顔をみて踏ん張っている」と話されています。この問題に対して提言は、本来は指定管理制度ではなく、京都市が直接運営し、職員を雇用し、こどもの権利に責任をもつべきであります。最低限、普通に暮らし働き続けられるだけの賃金の保障が必要だと、提言しています。

実態調査レポート

実態調査にもとづいたレポートも作成しました。京都総評のHPに掲載していますので、ぜひ、一度ご覧ください。

事業者の声

※他府県業者を入札に参加させるのはどうかと思う。小さい業者は、入札参加しても取れない。（建設）
※原材料費、物価高騰なので、スライド方式を採用してほしい。（建設）
※低価格すぎる。労働者の賃金が上げられない。（物品・建物管理）
※京都市では、これ以上の改善は見込めないため、人材確保ができなくなれば撤退したい。（物品・清掃）→1000人以上の大企業
※最低価格を取り決めてほしい。（印刷）
※本業界の指定期間は５年と短いため、長期計画に基づく事業展開が難しい。（指定管理・児童館）

ほとんどの中身が先ほどお話しした分野別の現場の声に該当するものですが、これが事業者のナマの声です。

労働者の声

※低賃金のままで今後、生活していけるのか不安。（建設）
※賃金のベースアップがおこなわれない。（建設）
※建設労働者の成り手が少ない、労働内容・現場を知るべき。
※全体的に賃金を上げてほしい。
※忙しすぎる。※退職金が少ない。※60歳を超えた時の給与。
※もっと賃金上げてほしい。※仕事量が減っている。（印刷）
※賃金、処遇の改善。※貯蓄ができない。（指定管理）
※児童館厚生員の給与では子育てができない。
※人が少なく、休暇・昼休みが取れない。（指定管理）

これは京都市の入札にかかわる法人企業に勤める労働者たちの声です。紹介したほとんどが、賃金や処遇に対しての不安を述べておられます。

今回の実態調査で、京都市公契約基本条例について、さまざまなことが分かってきました。この短い時間で十分にみなさんにお伝えできたかどうかわかりませんが、最後に言いたいことは、暮らせる賃金、賃金の底上げを自治体がつくって、さらにそれを民間にも反映させることが、結果的に地域経済の活性化につながるということです。

京都市の公契約条例が2015年に制定されてから丸８年です。今すぐ実効力にあるものに改定をしてもらう必要があります。そして、これは11月下旬に京都総評が行った京都市に提出した要請書です。この時に京都市は、「労働関係法令実施報告書で確認している」の一点張りでした。

京都市が独自にこの先の調査をすることに関しては、逃げ回っていました。出された書類が本当の報告なのか、実態も調査せず、ほんまもんの公契約条例が作れるはずもありません。

来年の京都市長選挙で大きな争点の一つとしてたたかって、京都市になんとしてもほんまもんの公契約条例（にさせること）を目指して、私からの報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

京都市公契約基本条例実態調査アンケート報告

中村 和雄　弁護士

日弁連　貧困問題対策本部の活動

日弁連貧困問題対策本部を代表して報告しますが、日弁連には弁護士４万人が所属しています。日弁連として人権活動等をやっていくなかで、貧困の問題、とりわけ生活保護などの課題に対して何とかしなければいけないということから、15年ほど前、貧困問題対策本部ができました。

世界では「働いている人たちが貧困になる」などということは考えられないのに、日本では働いているのにどんどん貧困になっていく。まして夫婦が働いているのに、生活保護を受給せざるを得ない人たちがいっぱいいました。

これはおかしいのではないかと「ワーキングプア問題」としてNHKが特集を組みました。

最低賃金の低さが影響

働いているのに生活ができない一つの大きな原因が、最低賃金が低すぎることです。最低賃金で働いていても全然生活できない。これはおかしいということで、日弁連として取り組もうということで、アメリカ、イギリス、韓国に行って調査をしました。

日弁連は公的な機関ということで、アメリカでも労働局長と面談ができ、さまざまなことが調べられました。

そして、国内で最低賃金の低い地域を調査しました。鳥取、青森、札幌、山形、奈良、高知など、最低賃金の調査に基づき提言をし、そして今、意見表明などもしています。

■ 所得の中央値に対する最低賃金の割合

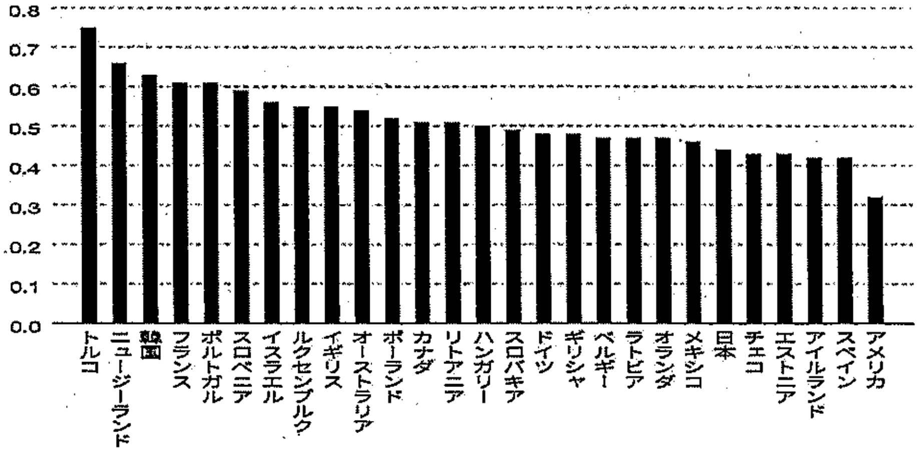

（出所）OECDデータより筆者作成

「所得の中央値に対する最低賃金の割合」（上図）のグラフから、日本は賃金そのものが世界的にも非常に低い。今、平均賃金も韓国に抜かれ、世界的にも非常に低く、OECDの中でも最低だと言われています。

最低賃金が、普通の人たちの中央値である平均の賃金と比べて、0.46と日本は非常に低い位置にありますが、韓国はもう0.6を超えています。そういう意味でも賃金も低いが、最低賃金は非常に低いことがわかります。

最低賃金制度の概要

最低賃金とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない

地域別最低賃金

産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金

産業別最低賃金

特定の産業について設定されている最低賃金。関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定

最低賃金制度というのは、どんな労働者であっても最低必ずこれだけは払わなければいけないと決められています。

京都では地域別最低賃金が今1008円です。もう一つ、産業別最低賃金が決められています。京都では二つ、1008円を超える最低賃金があります。

産業別最低賃金は、従来はいっぱいありましたが、どんどんと地域別最低賃金は上がるけれども、産業別最低賃金が上がらない中で、抜かれてしまい残らないということになっています。

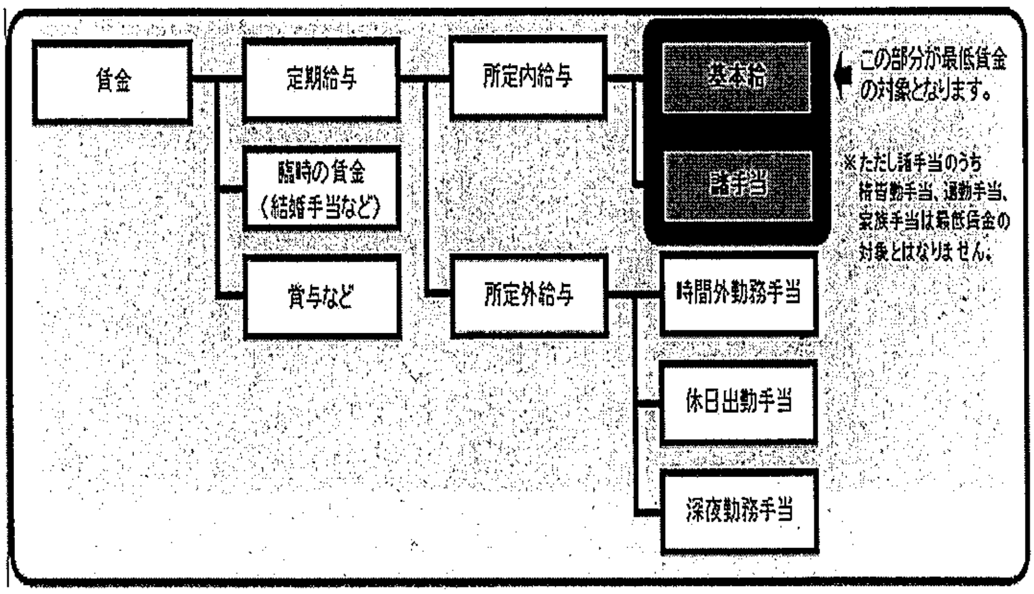

最低賃金が低いのに、なぜ日本の労働者は無理しても暮らせるのかは、時間外勤務手当などで賄っているからと言えます。

わが国の最低賃金制度の運用

地域別最低賃金
中央最低賃金審議会と都道府県最低賃金制度審議会
A～Cのランクごとの引き上げ目安額

京都 1008円　全国加重平均 1004円
最高(東京都) 1113円(2023年10月)
最低(岩手県) 893円(2023年10月)
格差 220円　地方の人材流出へ

産業別最低賃金
実施数はごく少数
地域別最低賃金の引き上げによって減少
京都は　実質2つのみ

我が国の最低賃金制度は、今まで全国をA～Dの4つに分け、それぞれの地域ごとに、今年はいくらあげよう、ということをやってきました。その結果、どんどん格差が広がり、最低賃金審議会の中で問題になり、今年からA～Cの3つに分けました。

従来のC地域はB地域、D地域はC地域、B地域の京都はそのままで、B地域が増えました。それでも結局、現状は最高（東京）が1113円、最低（岩手県）は893円、時給で220円の差があります。

奈良にも調査に行きましたが、奈良の最大の問題は京都と大阪と三重に挟まれて、どんどん（県外に）働きに出て行くことです。地方の人材流出が起きています。同じ働くなら東京、大阪の方が賃金はいいからです。

景気の悪化ではなく、若い人材が流出し倒産せざるを得ないという大変深刻な事態が現状です。

日本の地域別最低賃金制度の改革が必要

現行目安制度(A～C方式)の問題
地域間格差の拡大 東京と地方　時給220円の格差
労働力の流出
地方経済衰退の原因

最低生計費は全国的に格差がない
全国一律制度実現へ
世界各国の状況

中小零細企業支援

改革が必要です。A～C方式に変えても改革できません。地方との時給220円の格差があり、全面的な改革が必要です。

日弁連は今、全国一律制度に変える運動を広めていきたいし、世界に追いついて、地域別最低賃金でなく全国一律制度を実現させていきたい。

最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業への支援が重要になってきます。

中小企業支援政策

- 価額転嫁の保障
- 中小企業支援策の充実
  - 現行の「業務改善助成金」は極めて不十分
  - 社会保険料の減免・消費税の減免・・・・
  - 労働総研試算　　　　　　億円
- 財源
  - 公的資金投入　経済のあり方を作り直すことへの市民の理解
  - 巨大企業の内部留保額が拡大傾向

中小企業支援策について、いくつか私たちも提案をしています。一つは価格転嫁です。下請企業の場合、この間の原油等の価格上昇分を価格転嫁できるように保障していくことが必要です。

厚労省がつくっている現行の「業務改善助成金」制度は極めて不十分であり、根本的な支援が必要です。一つは社会保険料の減免や消費税の減免です。200人以下の中小企業に社会保険料の減免をした場合の（必要額は）労働総研の試算で４兆7751億円です。

韓国の最低賃金制度額の変化

全国一律　1988年開始

1990年　690ウォン　　（10ウォンが約1円）
2000年　1600ウォン
2010年　4110ウォン
2016年　6030ウォン

2018年　7530ウォン　(16.4パーセントの引き上げ)2019.1.1～実施
2019年　8350ウォン　(10.9パーセントの引き上げ)2020.1.1～実施
2020年　8720ウォン　(1.5パーセントの引き上げ)2021.1.1～実施
2021年　9160ウォン　(5.1パーセントの引き上げ)2022.1.1～実施
2022年　9620ウォン　(5.0パーセントの引き上げ)2023.1.1～実施
2023年　9860ウォン　(2.5パーセントの引き上げ)2024.1.1～実施
（

日弁連が行った調査のなかで２つだけ報告しますが、一つは韓国の調査です。韓国は非常に急激に最低賃金を引き上げた国です。

2016年に6030ウォン（日本円で約603円）でしたが、民主政権になり最低賃金を引き上げ、景気をよくするという政策のもと、2018年は16.4％、2019年は10.9％など大幅な引き上げを行っています。

2024年１月１日から9860ウォンになります。また韓国は週休手当があり、実際に労働者がもらう平均の賃金は、今もう1004円を超えて1183円ぐらいになり、日本の最低賃金を大きく超えている状態にあります。

なぜこんなことが可能になったのかということについて説明します。

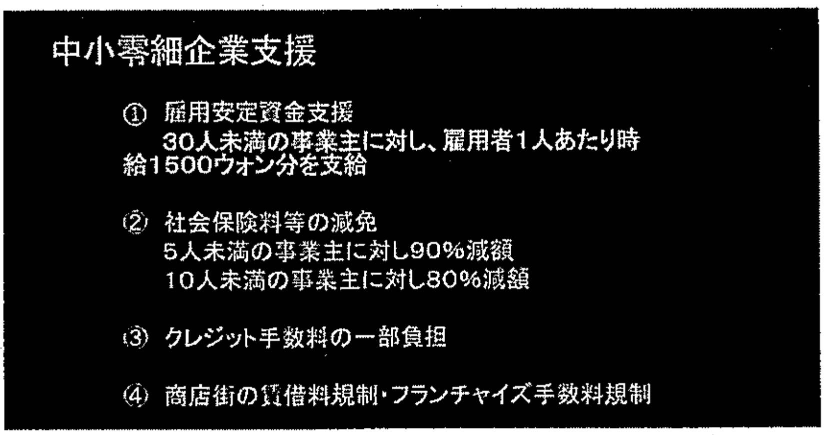

中小零細企業支援として大きなものが上記の①②③④です。①雇用安定資金支援は、30人未満の事業主に対し、雇用者１人あたり時給1500ウォンを政府から支給していました。

②社会保険料の減免を徹底的に行い、５人未満の事業主に対しては90%減額、10人未満の事業主に対しても80%減額です。

今、中小企業は、消費税は別として、儲かってないから法人税は払えないのです。ただ、社会保険料は儲かっていなくても非常に重たくかかり、大企業よりも負担が大きい状況があり、ここを何とかすることが、世界的にも非常に有効な手段と認められています。

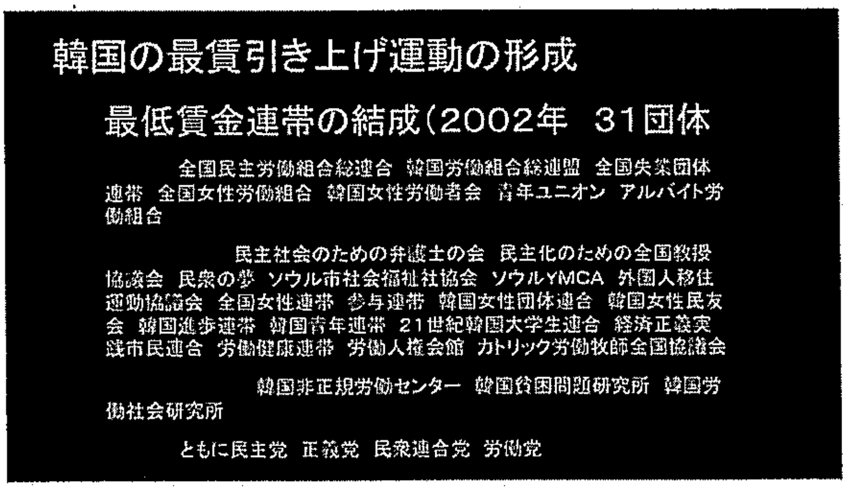

韓国は2002年から、全野党と弁護士会を含む民主団体が、ともに最低賃金引き上げ運動を行い、最低賃金の大幅な引き上げが実現しました。

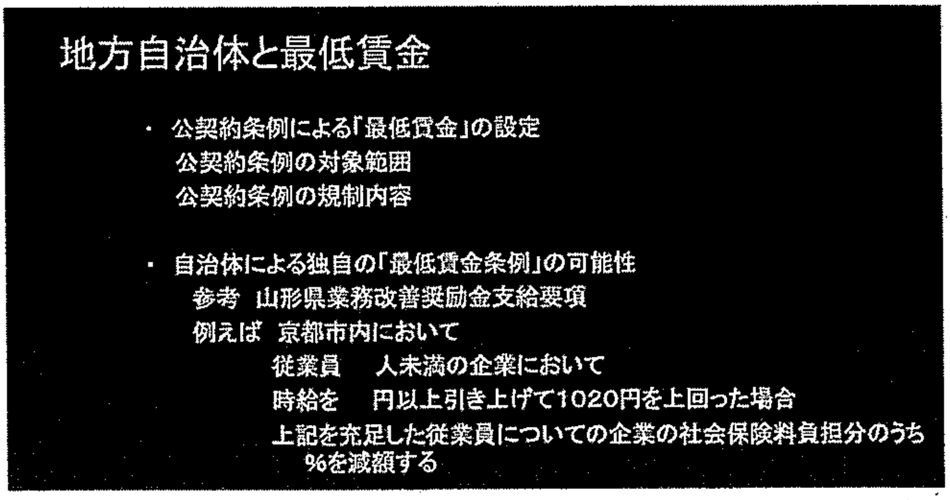

最低賃金と自治体の役割

山形県調査の時期と訪問先

2022年10月26日(水)・27日(木)
山形県労働局 労働基準部 賃金室
山形県 産業労働部 雇用・産業人材育成課
山形県経営者協会
山形商工会議所
山形県中小企業家同友会
日本労働組合総連合会山形県連合会(連合山形)
山形県労働組合総連合(山形県労連)

山形県の独自の支援策の概要

山形県正社員化・所得向上促進事業奨励金(令和2年度まで)
国のキャリアアップ助成金制度の要件を充たす場合に県の独自財源から上乗せで支給する制度
業務改善奨励金(令和2年度まで)
国の業務改善助成金に上乗せして奨励金を払う制度
賃金向上推進事業支援金(賃金アップコース、正社員化コース)(令和3年度から)
上乗せをやめ、国の事業と切り離し、添付書類の簡略化など事業者にとって使いやすい県独自の施策として創設

今日の主題であります、自治体で最低賃金をどういう形で援助できるのか、ということです。最低賃金は国の政策のもと京都市は関係がない、という批判がありますが、自治体が最低賃金を引き上げた企業に対して一定の支援をし、最低賃金を大きく上回る賃金を域内に循環させていくことが実験的に行われ、一番進んでいるのは山形県です。

2022年10月、日弁連は山形県に調査に行きましたが非常に積極的で、令和2年までの政策としては大きくは二つありました。一つは国のキャリアアップ助成金制度の要件を充たす場合に、県の独自財源から上乗せして支給する制度です。

もう一つは、業務改善奨励金という制度があります。国の業務改善助成金に上乗せして奨励金を支払う制度です。賃金向上推進事業支援金(賃金アップコース、正社員化コース)を令和3年から始めています。そして、上乗せをやめて国の事業と切り離して、簡略化して県独自の政策に振りかえています。少し詳しく説明します。

山形県正社員化・所得向上促進事業奨励金について

令和2年度までの事業
厚生労働省のキャリアアップ助成金(正社員化コース・賃金規定等改定コース・賃金規定等共通化コース)に上乗せして奨励金を支給する制度。

50歳未満の従業員を有期から無期に転換させると42.75～57万円が支給される制度
山形県正社員化促進事業奨励金
キャリアアップ助成金に県が10～40万円を上乗せ
小企業の場合 97万円
大企業の場合 52.75万円

山形県の正社員化・所得向上促進事業奨励金というのが令和２年まで行っていた事業です。厚生労働省がキャリアアップ助成金という制度をつくっていますが、そこに上乗せして奨励金を支給する制度です。

キャリアアップ助成金は50歳未満の従業員を有期から無期に転換させると、42.75万円～57万円が支給される制度で、正社員化を促進に向けた政策です。

キャリアアップ助成金に山形県が正社員化促進事業奨励金として10万円～40万円を上乗せし、小企業の場合は97万円、大企業の場合は52.75万円が支給される制度でした。

山形県正社員化・所得向上促進事業奨励金について

令和2年度までの事業

厚生労働省のキャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース・賃金規定等共通化コース）に上乗せして奨励金を支給する制度。

非正規労働者の賃金を2%以上改定すると従業員1～3人の場合に、7．125万円（大企業）もしくは9．5万円（中小企業）が支給される制度

山形県所得向上促進事業奨励金

キャリアアップ助成金に県が1．65～6．5万円を上乗せ

小企業の場合　16万円

大企業の場合　8．775万円

また、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）は、非正規労働者の賃金を２％以上改定すると、従業員１人～３人の場合には、7.125万円（大企業）もしくは9.5万円（中小企業）が支給されます。そこに県が所得向上促進事業奨励金として1.65万円～6.5万円を上乗せして、小企業の場合には16万円、大企業の場合には8.775万円を支給する制度です。

山形県正社員化・所得向上促進事業奨励金について

① 正社員化促進事業奨励金

年　度	当初予算額	企業等数	人　数	支給金額	備考
H29年度	144,000千円	295社	690人	31,600千円	※企業数、人数は実施報告書ベース ※支給金額は支給決定ベース
H30年度	176,100千円	284社	610人	140,000千円	
R1年度	216,100千円	299社	439人	68,250千円	
R2年度	119,060千円	239社	361人	67,050千円	
計		1,117社	2,100人	306,900千円	

② 所得向上促進事業奨励金

年　度	当初予算額	企業等数	人数	支給金額	備考
H29年度	48,355千円	6社	187人	0円	※企業数、人数は実施報告書ベース ※支給金額は支給決定ベース
H30年度	43,175千円	20社	618人	2,505千円	
R1年度	43,175千円	20社	660人	5,240千円	
R2年度	16,483千円	2社	40人	4,578千円	
計		48社	1,505人	12,323千円	

（上）図は実際に行われていた予算・決算の実態です。

業務改善奨励金について

厚生労働省の業務改善助成金に上乗せして奨励金を支給する制度
従業員１５名の製造業で、２００万円の設備を導入し、４人の非正規雇用の労働者の賃金を４０円引き上げた場合、国の助成金が７０万円で、それに上乗せして、４６．６万円の奨励金を県が支給
業務改善奨励金は、正社員化・所得向上促進事業奨励金がスタートした翌年度の平成３０年度から実施。
生産年齢人口が、既に減少しているなかで、人手不足を解消するためには何が必要かが課題であり、労働生産性の向上、就業者の確保などが必要だと考えられる。そこで、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する業務改善助成金に対する加算を行って、人手不足の解消と賃金増加による人材の定着促進を図るという目的で創設された事業

厚生労働省の業務改善奨励金制度は使い勝手が悪い制度で、何が一番使い勝手が悪いかと言えば、国の制度は非常に難しく、様式も厳しく、社労士が付かないと申請が困難です。そこで、県がアドバイスをして自分たちでできる制度となるよう、県が考案しました。

厚生労働省の業務改善助成金に上乗せして奨励金を支給する制度として、「業務改善奨励金」という制度をつくりました。

「従業員15名の製造業で、200万円の設備を導入し、４人の非正規雇用労働者の賃金を40円引き上げた場合、国の助成金が70万で、それに上乗せして46.6万円の奨励金を県が支給する」という制度でいろいろやってきましたが、これだけでは不十分だということになり、スタートしたのが賃金向上推進事業支援金という制度で令和３年からのスタートです。

賃金向上推進事業支援金について

令和３年度からスタートした制度。
賃金アップコースは、事業所内の非正規雇用労働者の所定労働時間１時間あたりの賃金（時給）を３０円以上引き上げた場合、引き上げ対象となった者のうち、４０歳未満の女性非正規雇用労働者の人数に応じて事業者に対し支援金を支給する制度。
　１人あたり３万円の支援金（上限あり）
正社員化コースは、事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換した場合、転換の対象となった者のうち、４０歳未満の女性正規雇用労働者の人数に応じて事業者に対し支援金を支給する制度
　１人あたり１０万円の支援金（上限あり）

令和３年度からスタートした制度

賃金アップコースは、事業所内の非正規雇用労働者の所定労働時間１時間あたりの賃金時給を30円以上引き上げた場合、引き上げ対象となった者のうち、40歳未満の女性　非正規雇用労働者の人数に応じ、事業者に対し支援金を支給する制度です。

なぜ女性かについて私たちは質問をしました。山形県は女性の非正規率が全国で一番高いことから、女性の労働者を対象し、１人あたり３万円の支援金（上限あり）です。

正社員コースは、事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に、転換の対象となっ

た者のうち、40歳未満の女性正規雇用労働者の人数に応じて、事業者に対して支援金を支給する制度で、１人当たり10万円を支給する。かなりの金額を出していくという制度にしました。

令和２年度までの「賃金向上推進事業支援金」を簡略化した内容（下記）です。

賃金向上推進事業支援金について

令和２年度まで行っていた正社員化・所得向上促進事業奨励金は、非常にハードルが高くなかなか利用が伸びなかったこともあり、この上乗せをやめ、令和３年度からは国の事業と切り離して、添付書類の簡略化など事業者にとって使いやすい県独自の施策として、賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース、正社員化コース）を創設して、賃金アップと正社員化を進めていこうとするもの。

キャリアアップ助成金だと、社会保険労務士が入らないと申請書類をなかなか書けないという難しさがあったが、山形県独自の新しい制度の建て付けとしては、県が審査を担当し、会社の事務員さんが書いて出せるレベル感を目指した。

女性非正規雇用労働者の賃金アップと正社員化促進を目指している。令和３年度の利用実績は、賃金アップコースが１８７社で５７２人が賃上げとなり、正社員化コースが８８社で１０６人が正社員化された。

賃金向上推進事業支援金について

令和３年度の予算規模と支給実績

賃金アップコースは、当初予算が９０００万円、実績が１８７社、５７２人の賃上げ、支給実績は１７１６万円。

正社員化コースは、当初予算が３０００万円、実績は８８社、１０６人の正社員化、支給実績は１０６０万円。

県の独自施策ということもあり、制度の周知がまだまだだったという面もあった。令和３年度は、コロナの感染拡大があり、なかなか事業所訪問が進まなかったということや、事業者からすると雇用の維持のほうに重きを置きなかなか賃金アップや正社員化というところまで手が回らないという状況も多々あって、こうした結果につながった面もある。

令和３年度の予算規模と支給実績

賃金アップコースは、当初予算が9,000万円、実績は187社で572人の賃上げで、支給実績は1,716万円です。

正社員コースは、当初予算が3,000万円、支給実績88社、106人の正社員化、実績1,060万、まだまだもっと宣伝していかなければいけないということですが、かなり前向きな制度を行っています。

京都市と比べると山形県は予算規模が小さいところですが、これだけのことが独自財源を使い、十分にできていいます。

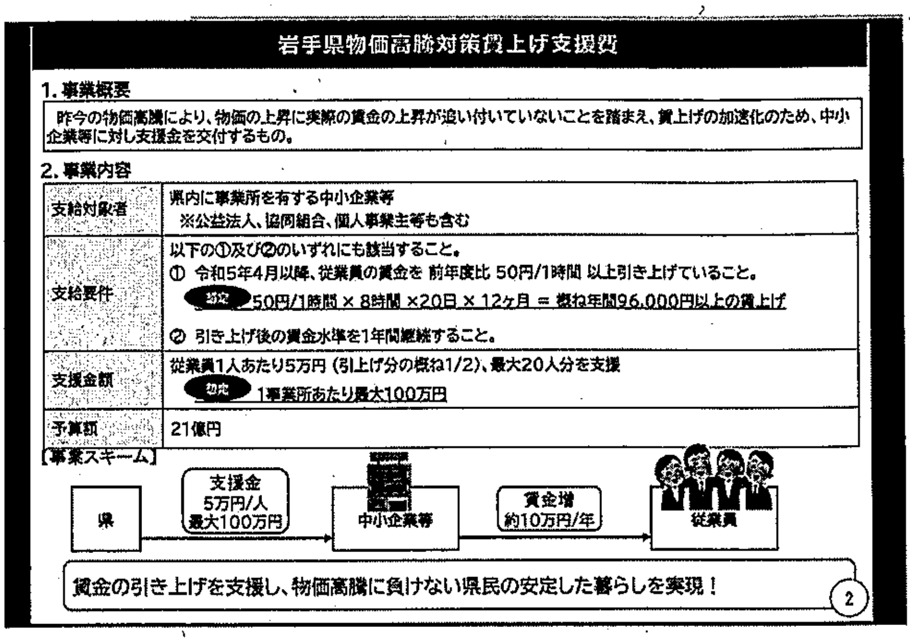

岩手県物価高騰対策賃上げ支援費

1. 事業概要

昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていないことを踏まえ、賃上げの加速化のため、中小企業等に対し支援金を交付するもの。

2. 事業内容

支給対象者	県内に事業所を有する中小企業等 ※公益法人、協同組合、個人事業主等も含む
支給要件	以下の①及び②のいずれにも該当すること。 ① 令和5年4月以降、従業員の賃金を 前年度比 50円/1時間 以上引き上げていること。 50円/1時間 × 8時間 ×20日 × 12ヶ月 = 概ね年間96,000円以上の賃上げ ② 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。
支援金額	従業員1人あたり5万円（引上げ分の概ね1/2)、最大20人分を支援 1事業所あたり最大100万円
予算額	21億円

【事業スキーム】

賃金の引き上げを支援し、物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現！

2

岩手県は全国で最低賃金が一番低い県ですが、「岩手県物価高騰対策賃上げ支援費」という制度を始めています。県独自で時間給の引き上げを行った事業者に対しては、支援金を出していくという、中小企業を支援する政策を自治体として始めていますが、同じことが京都市でもやれるということが言えます。

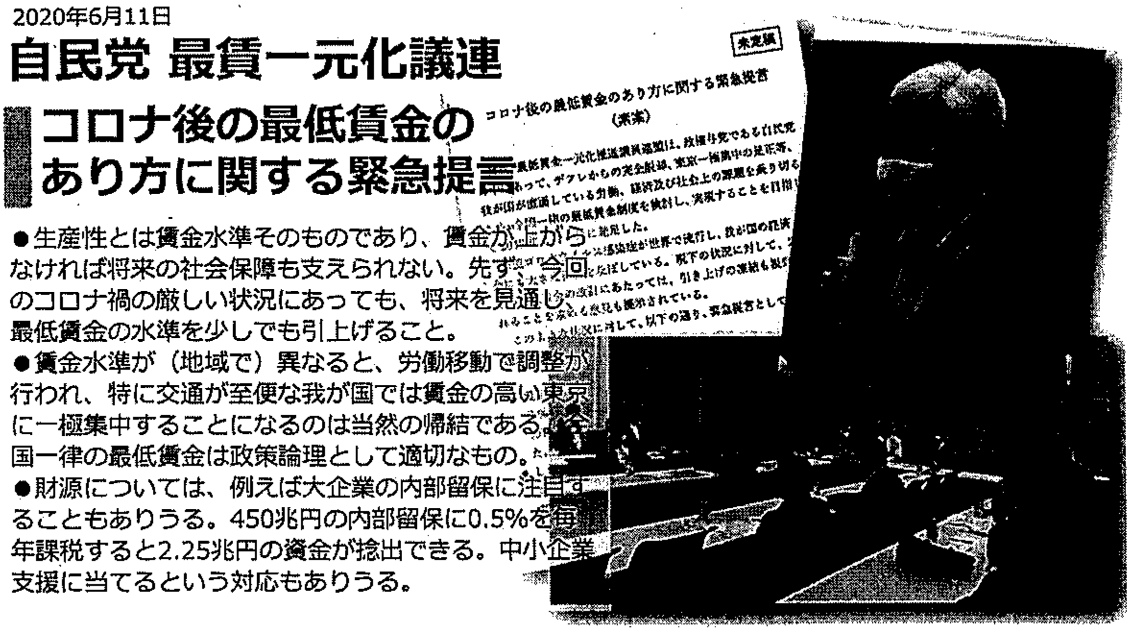

では財源をどうするのか、という話がでます。山形県の例からもわかるように、そんなに大きな金額ではないので十分にできると言えますし、国にもう少しやってもらうという意味では、大企業の内部留保を使うことで可能です。

自民党の中にも、最低賃金は全国一律にすべきだという最低賃金一元化議連があります。国会の中では立憲民主党、共産党など、全国一律最賃をめざすグループが連絡を取りあい動いています。

自民党最賃一元化議連の事務局長が「450兆円の内部留保に0.5%課税すればいい」ということを言っていますが、財源については内部留保をしっかりと国民のために使うことで可能です。

最低賃金を全国一律にしていくための財源も十分にある。中小企業をしっかりと支援していき、全体で地域を活性化することが可能と考えています。

シンポジウム
暮らせる賃金と生業を自治体がつくる

コーディネータ；中村和雄（弁護士）
シンポジスト：岡田知弘（京都橘大学教授）
中澤秀一（静岡県立大学短期大学部准教授）
賃金・暮らし実態アンケート報告：馬場紘平（共産党府議会議員団）

コーディネータ（中村弁護士）　公契約条例の今の京都市の現状と変えていくべきところ、そして、最低賃金についても京都市として中小企業に対するさまざまな独自の支援策について報告をいたしました。シンポジウムでは中澤先生、岡田先生を交えてこれから具体的な政策についてみなさんと考えていきたいと思っています。

最初に中澤さんから、働く仲間の賃金を引き上げ、最低賃金を引き上げることは非常に重要だと思いますが、最低賃金はどういう役割を持つのか、そして最低賃金はどうやって決められているのか、もっと引き上げるためにどうしたらいいのか、少し説明をいただければと思っています。よろしくお願いします。

中澤先生　みなさん、こんばんは。ただ今ご紹介いただきました静岡県立大学の中澤です。京都のみなさんには2018年に生計費調査をやったときに協力いただきました。最低賃金に関して生計費と絡めてお話をいたします。

「最低賃金は何なのか」ということでは、今、中村先生もお話の中にも出てきましたが、最下限を決めるというものです。

労働基準法では最低賃金の賃金がどういうものかというのは、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものではければならない」と書いてありますが、賃金の決定水準については明記されていません。

それが書いてあるのは、最低賃金法第９条、第二章　地域別最低賃金（地域別最低賃金の原則として、「２、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金に支払い能力を考慮して定めなければならない」という三要素がありますが、実際のところはどうかということです。

最低賃金の目的は、最低賃金法第１条に、「この法律は賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とあります。

今までの最低賃金は「国民経済の健全な発展に寄与する」ということが重要視されがちで、労働者の生計費、とくに被扶養者である女性、学生などの賃金が軽視されてきました。

最低賃金の現状として、最低賃金額の決定方式はどうかというところです。簡単に説明すると毎年７月から８月にかけて、国の機関である中央最低賃金審議会から47地方の最低賃金審議会に対し、金額改定のための引き上げ額の目安額を提示します。目安額が提示されると京都であれば京都地方最低賃金審議会で審議会のメンバーが目安額について話し合い、今年はいくら上げるかを決

定するわけです。

審議会のメンバーは労使の代表に加えて、公益代表（弁護士、研究者）の三者同数の構成で、賃金実態調査結果など各種統計資料を参考に審議し決めています。

そこの議論の場に出される資料は、「賃金改定状況調査」「標準生計費」「春闘妥結状況」（連合、経団連）、消費者物価指数、売上高、経常利益率、「全国企業短期経済観測調査」、「中小企業景況調査」、完全失業率、有効求人倍率です。

ちなみに韓国の最賃委員会に提出されている資料は日本と似ている部分もありますが、未婚単身労働者の生計費の分析があり、それが生かされていますが、そういう資料は日本にはありません。

また、韓国では事業所の現場訪問を実施し、現場の状況もつぶさにみながら、最低賃金を勧告では決めていますが、日本は何をもとにしているかと言えば、「賃金改定状況調査」「標準生計費」の二つです。

2016年以降は関係ありませんが、2016年までは「賃金改定状況調査」と言い、30人未満の中小零細企業の労働者の賃上げ率、その中で第４表が重視されてきました。第４表はその都市の中小零細企業で働く労働者の賃上げ率を考慮し、その数字を活かして最低賃金を改定してきました。

もう１つあるのは、労働者の生計費に該当するものが「標準生計費」ですが、この「標準生計費」というのが、国の統計資料の一番たくさん支払っている金額を抜いて、そこを合算したものを「標準生計費」としています。

費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）

費目　　世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	31,020	39,320	50,360	61,390	72,430
住居関係費（住居、光熱・水道、家具・家事用品）	44,710	79,300	63,280	47,260	31,240
被服・履物費	5,780	3,990	6,240	8,490	10,740
雑費Ⅰ（保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽）	22,620	37,190	53,470	69,760	86,030
雑費Ⅱ（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）	10,350	19,130	22,740	26,340	29,950
計	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390

費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）

費目　　世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	33,220	33,500	52,750	72,000	91,240
住居関係費	46,640	49,610	45,080	40,550	36,020
被服・履物費	5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
雑費Ⅰ	24,830	25,830	49,460	73,090	96,720
雑費Ⅱ	10,460	12,220	16,990	21,770	26,540
計	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

上図の右は人事院が公表した令和５年「標準生計費」です。また、各都道府県でごとに出ていますが、この金額が果たして標準と言えるものなのかということです。

１人世帯で12万910円、２人世帯約12万5080円、３人世帯17万620円です。税金・社会保険料は抜きですが、これで本当に標準と言えるのか、低いのではないかという問題です。

上図の左側は去年の「標準生計費」ですが、１年違いで２人世帯の住居関係費が７万9300円、３人世帯は６万3280円で、今年のものと比較すると金額が大きく違います。年によって変動しているというのは、算出の仕方がおかしいと言えます。これを人事院に「どうやって算出しているのですか？」と聞くと、「統計法で秘匿する事項なので言えない」と言われました。ブラックボックスに入ってしまい、これが労働者の生計費として使われていた資料です。こんな信憑性のない数字しか使われていません。

近年は、政治主導で最低賃金が引き上げられている

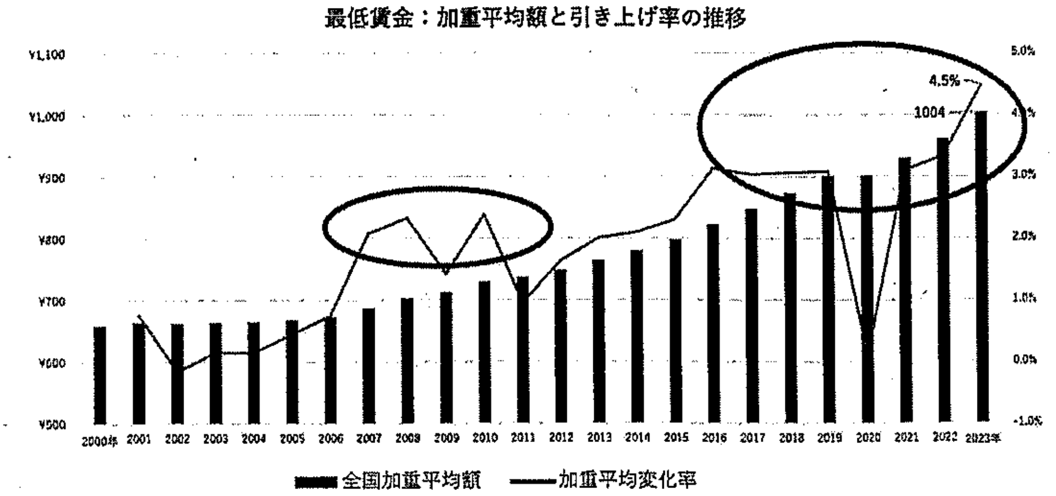

日本も、最低賃金が今、急激に上がってきていますが、2000年代に入ってから最低賃金がどれぐらい上がってきたかという加重平均額の引き上げ率の推移（上図）です。

2007年以降は最低賃金よりも生活保護費が高いという逆転現象があり、最低賃金を上げて生活保護より上回るように政策的な法改正があり、赤い囲みのところで最低賃金があげられました。

2016年以降は、安倍政権ができるだけすみやかに加重平均1000円を目ざすという目標を立てました。その目標に沿い毎年３％ずつ引き上げられました。今年は4.5％と今までよりも高い引き上げ率ですが、これは岸田政権が1000円を意識して国民にアピールした引き上げと言えます。

コロナの時期は凍結しましたが、2016年以降はほとんど政治（政府）主導で最低賃金が上げられ、審議会の議論は関係ないという形です。

今の最低賃金は、結局、８時間フルタイムで働いても貧困状態です。京都の最低賃金は1008円になりましたが、フルタイムで働いても年収200万円というワーキングプアのラインです。東京がやっと超えている感じですが、貧困状態は解消されていません。

今年注目されていたのは、加重平均1000円をなんとか達成したわけですが、そのあと最低賃金の目標を出すのかというところは注目されていましたが、８月に岸田首相は、2030年代半ばまでに1500円をめざす、という目標を出してきました。

1500円という目標の根拠として、運動が1500円を訴え続けてきたことがあると思います。ただ問題なのは、2030年代半ばです。10数年かけて上げるということはあまりにも長すぎます。

世界を見れば1500円を超え、時給2000円が見えています。アメリカは連邦最賃は1087円ですが、州によって決められ、2000円のところもあります。

世界では2000円が視野に入っている中で、2030年代半ばに1500円をめざすという長いスパンでいいのかという問題と、中小企業の支援策には触れられていない。時給1000円でもワーキングプアであるもとで低すぎます。

最低賃金の役割の一つは最低賃金には労働者の生活保障や格差を是正する機能があり、「分配の適正さ」が求められる。８時間働けば普通に暮らせる、拡がりすぎた賃金の格差を縮めるということ。もう一つが労働と賃金の交換レートとしての適正な下限を定めるということで、仕事の価値に見合った賃金額の最低限を定めることです。

例えば今はありませんが、医療・福祉分野で特定（産業別）最賃をつくっていく必要があると思います。

最低賃金には社会保障と同じで、所得の再分配機能があります。所得の高い人と、低い人との格差をなるべく縮めるために国が介入するという機能があると思います。

2018年に京都でも生計費調査を実施しました。今まで５万人近いケースを集めて、そのうち一人暮らし若者は5000人ケースぐらい集めました。マーケットバスケット方式で１つ１つ積み上げていき生計費を出しました。

京都調査(2018年)の結果

都道府県名			京都府	
自治体名			京都市	
性別			25歳男性	25歳女性
最賃ランク			B	
消費支出			178,390	175,640
	食費		44,441	35,347
	住居費		41,667	41,667
	水道・光熱		7,419	8,434
	家具・家事用品		3,836	3,922
	被服・履物		5,921	4,247
	保健医療		1,137	2,733
	交通・通信		18,612	18,612
	教養・娯楽		27,510	27,531
	その他		27,847	33,147
非消費支出			49,595	49,595
予備費			17,800	17,500
最低生計費（月額）		税抜	196,190	193,140
		税込	245,785	242,735
年額（税込）			2,949,420	2,912,820
月150時間換算			1,639	1,618
173.8時間換算			1,414	1,397

近年の物価上昇を考慮すると、さらに生計費は上昇していることが予測される

25歳の男性・女性の調査では、税込みで約24万円が普通の暮らしをするために必要という結果で、生計費を時給換算したときに1600円以上です。

この間、物価高騰でどんどんと生計費が上昇することが予想されますが、そのへんのところが消費者物価指数を勘案して、他の調査も取り入れ、2023年10月京都の調査を改定した結果、最低生計費は税込み約26万円となりました。

若者が一人暮らしをするのに、税金、社会保険料込みで額面の金額で約26万円が必要で、手取りでは約21万円。これぐらいの金額が使えないと普通の暮らしができない。そのためには最低賃金は少なくとも1500円。人間的な労働時間を考えると1700円を超えます。もうこれぐらいのレベルにきています。今の1008円ではとても足りないことが明らかです。

調査結果を年収に換算すると約300万円。この金額は27の都道府県で実施したところ、ほぼ変わりがなく、最低賃金は全国一律にすべきだという結論にもなります。

今、少子化が問題になっていますが、一番重要なのは、家族形成ができる条件を整えることです。時給1500円となると人間らしい労働時間1800時間だと２人で540万ぐらいになります。

子育て世代の生計費、30代夫婦で子ども２人世帯では、年間580万ぐらいで、時給1500円の金額にかなり接近し、家族形成も、子育ても視野に入り社会が変わります。

「普通の生活」に月48万必要という京都総評の調査結果を発表したら、毎日新聞に取り上げられ、京都総評のHPがパンクしました。調査を実施し、エビデンスを提供することで政策を変えることにつながると思います。

京都市在住、30代の4人家族…「普通の生活」に月48万円必要 教育費と車の維持費重く

2019年12月19日付 毎日新聞

夫婦と子供2人の家族が京都市内で普通に暮らした場合、30代なら税、社会保障費込みで月48万6900円、40代は54万9800円、50代だと70万7500円が必要―そんな調査結果を労組の京都総評が5日発表した。「非正規労働者にとって家族を持つことが不可能に近くなっている。賃金の底上げが不可欠だ」と警鐘を鳴らしている。

※X（旧Twitter）では＃月48万円必要が日本のトレンドワードにランクイン

コーディネータ 岡田さん、最低賃金の引き上げ、公契約条例をつくり規制をしっかりしていくことが、地域の経済の活性化との関係については、どういうつながりがあるのでしょうか。

岡田先生 今年の最賃審議会の結果も出ましたが、みなさんも感じられているようにものすごい勢いで第二次オイルショック以来の物価高騰です。下図（図表１）名目・実質賃金の上を走っているのが消費者物価指数です。賃金は上がっているように見えますが、物価を考えると右肩下がりという状況です。

（図表１）名目・実質賃金の伸び率

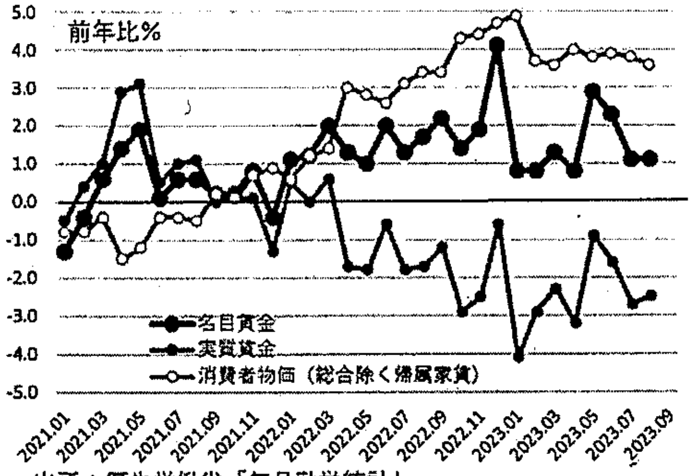

出所：厚生労働省「毎月勤労統計」

コロナ禍に加えて、円安・物価高ということがかなり大きな影響を、働く人そして中小企業の経営に与え、そこにインボイス制度が実行されてしまったということです。

ここの局面において、最低賃金を引き上げ、経営を維持し、地域社会を持続させるという難問をどう解くかという問題が出てきます。

労働者は最低生活費を保障するような賃金がほしい。今の経営の状況からは出せない。そこで企業と労働者の対立となりやすいのですが、そこに割って入っているのが菅政権のときに重用されたアトキンソン氏です。

「日本の中小企業は多すぎるから半分にしろ。そうすれば生産性は上がるはずだ」というアト

キンソン氏の議論は大企業と中小企業、下請け関係を一切見ていないだけではなく、社会における小規模企業の役割も全く見ていません。大企業が中小企業のところ、下請けからものを安く買いあげて、利益をそこから吸収することが生産性を高めていく大きな要因の一つですが、こうしたことを全く無視した議論です。

そういうこと考えてきますと、解決の手段は今、中澤さんから社会保障の話が出ました。賃金が低いというところで、社会保険料がものすごく経営者にも、あるいは働く人たちもかかってきている。これを軽減する方法がある。中小企業、小規模企業であれ（保険料を）軽減すれば支払い能力は確実につく。

そういう形で再分配を担っている組織が国と地方自治体です。ここの政策を変える。実は全国的に見ても、公契約条例や中小企業振興条例を活用してやっているところが生まれてきています。これを京都でも是非、実現してはどうか、ということが今日の話しの趣旨です。

地域経済の成り立ちとしては、京都府の企業の 99.8%、従業者の74.4%が中小企業（『2016 年経済センサス』）で圧倒的多数です。そういう中小企業が製造だけではなくサービス、医療、福祉などいろんな業種にまたがって存在しているから、私たちにお互いに生活ができています。

中小企業振興条例600超の自治体で制定。地域経済の活性化へ

地域経済をつくり維持する経済主体として、中小企業・業者、農家、協同組合、NPO、そして地方自治体もとても大きな役割を果たしています。とくに京都市は一般会計だけではなく、水道事業、交通局ですが、交通局は地下鉄をもち毎年大きな投資をしています。投資をしていることは、地域から雇用だけではなく、物とか建設工事を購入している。それを例えば東京や大阪の企業から購入した場合、京都に落ちるはずのお金がまわっていかない。地域の経済からみたら損失となり、こういうことがあるかをよく見ておく必要があります。そこで自覚した自治体から中小企業振興基本条例及び公契約条例を2000年代以降制定されています。

中小企業振興基本条例に関しては全国600 超自治体で制定されています。都道府県レベルでは、京都府を除く46の都道府県で制定されています。京都府の場合は、がんばる中小企業に補助金とかを出す根拠条例にすぎませんし、大企業の役割規定もなく、中途半端と言えます。

京都市は中小企業振興基本条例を制定していません。地域企業を振興するための条例を2019年に制定しています。ただ、この条例には京都に本社がある大企業もサポートされ、中小企業独自に支援するものを定めたものではありません。そういう意味では正しい意味での中小企業振興基本条例ではありません。

さらに、公契約条例に関しては賃金の最低限の金額を定めてはどうかという点では、京都の場合には理念条例にとどまり、賃金を上げるための力がない。そういう理念条例から本条例に切りかえていく自治体が生まれています。

地域経済を振興するためによく言われているのが大規模公共事業です。例えば、京都の場合はリニア新幹線、北陸新幹線を入れて企業誘致をすれば地域活性化すると今も言われています。1960年代から全国で行われましたが、ほとんど失敗に終わり、失敗した理由ははっきりとしています。京都でも平安遷都1200年記念事業で地下鉄もつくり、京都駅も新しくつくりましたが、地域の活性化につながらなかった。

見ていくと発注先の企業はほとんどが市外企業で、お金は使ったけど、全部外に流れ地域経済に影響を与えることがなかった。この仕組みを変えていく必要がある。

図　都道府県別にみた地域経済の不均等発展（2015年）

（出所）内閣府「県民経済計算年報」2015年版、国税庁「法人税統計」2015年版。

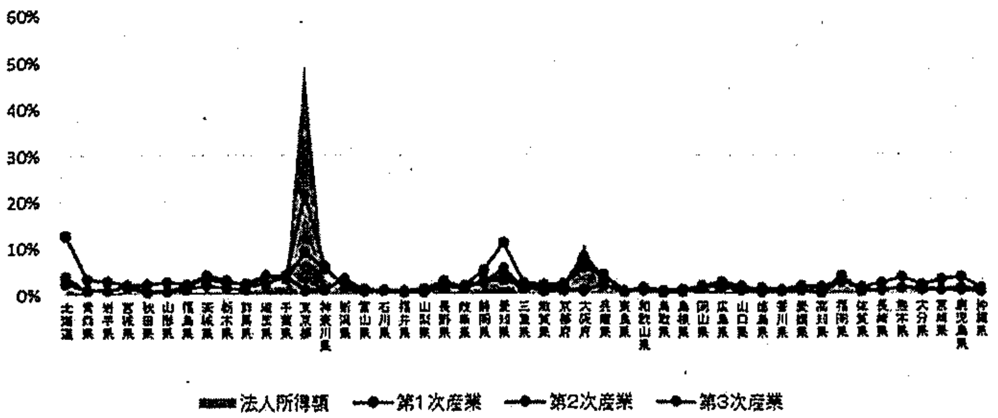

この図表の中で東京に注目すると、例えば第三次産業でも生産額は22%しかシェアがありませんが、52%の法人所得が集中しています。どこから来ているかと言うと、海外の現地法人からの儲けが入りますが、京都にある東京本社の製造業の工場、銀行の支店、ゼネコンの支店、大型店、ホテルもそうで、外資系企業も含めてほとんどが東京本社です。ですから京都で稼いだとしても、所得が地域内に循環することはない。これを支えているのが最低賃金制度で、47都道府県が別々になっている。

企業は法律にもとづいて正規の支払いをやっていると言いますが、実際には同じ職種で働きながら、大企業の場合は違う賃金体系です。合法的に東京に所得を集中することができる仕組みが長年行われきたことが大きな問題でありますが、それを地域内に所得を循環させるために、中小企業振興基本条例、公契約条例で地元発注を強めていくための仕組みが大事なことであり必要です。

地域を構成しているのは地元の中小企業が圧倒的です。そして、地方自治体も大きな財源をもっている。中小企業が毎年事業活動できるように維持していけば、当然、そこで雇用も毎年維持されます。そして地域社会を守っていく。災害時に例えば地域の消防団で活躍する人たち。あるいは地域の祭りを担っていく人たち。こころの元気をつくっていく人たちは京都市の場合は、ほとんどが地元中小企業の経営者やOB、OG、そして働いている人たちです。

こういう中小企業があってはじめて京都らしさが継続できる。そして、いざ災害となればそういう企業が地域でお互いに助け合う、あるいは復興のための主体になっていく。

こういうことは阪神淡路大震災以来、大きな災害被災地に私は何度も調査に入りましたが、ほぼ共通してみられます。

大きな企業に復興工事を発注しても、さきほどの大規模公共事業と同じで、復興事業の費用のほとんどが東京に集中していくだけで、地元の復興につながらない。

地方自治体には独自の役割があります。先ほど地域経済に占める地方自治体の役割はとても大きいという話をしました。

１つめは、地域経済をつくる主体として、京都市の場合は一般会計以外の公営事業会計も含めて全会計の毎年の投下額は、平均１兆1000億円です。

例えば直近の2020年の市内総生産は６兆2000億円で、これと対比したら６分の１です。これが

土木建設、物品購入、サービスで、これが公契約に基づく公共調達の分野です。

これを地元中小企業に発注するか、あるいは外の企業に発注するかによって大きく違い、それが10年、20年と経つともっと違ってきます。

そういうことを自治体は行政権限として条例や計画をつくり決めることができる、そういう法的権能があります。これをコントロールする一番重要な役割を、首長と議会がもっています。ここが決めればその方向に切りかえることができます。

その方向付けを最終的に決定するのは誰かと言えば主権者で、主権者の圧倒的多くが中小企業関係者です。圧倒的多数の利益のために公契約で地元に向けていく、賃金も引き上げていくというのは、多数の意見としてごく自然な方向です。

特定の企業に対して、特定の事業をまわすためにパーティー券等の献金も含めた黒いつながりによって決定するのではなくて、自然な流れの中で地域に財源をまわしていくことが今、とても必要な時代になってきていると言えます。

今はまだアベノミクスは完全に収束していませんが、ここで最低生活費を下回るような低賃金、低所得や、格差と貧困が広がっている最大の原因は、雇用者報酬が低い状況が続いていることにあります。

雇用者報酬とは現役の働く人たちが受け取る賃金、あるいは年金部分も含みます。各国雇用者

図表４　各国雇用者報酬の推移（ドルベース）　単位：10億ドル

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021
日本	2,861	2,153	2,426	2,548	2,632	2,654	2,630
	100	75.3%	84.8%	89.1%	92.0%	92.8%	91.9%
ドイツ	1,715	1,733	1,913	2,092	2,075	2,112	2,263
	100	101.1%	111.5%	122.0%	121.0%	123.1%	132.0%
フランス	1,379	1,266	1,355	1,454	1,391	1,365	1,518
	100	91.8%	98.3%	105.4%	100.9%	99.0%	110.1%
アメリカ	7,933	9,710	10,433	10,961	11,444	11,601	12,549
	100	122.4%	131.5%	138.2%	144.3%	146.2%	158.2%
イギリス	1,250	1,418	1,295	1,398	1,401	1,444	1,596
	100	113.4%	103.6%	111.8%	112.1%	115.5%	127.7%
韓国	486	663	729	789	784	793	868
	100	136.4%	150.0%	162.3%	161.3%	163.2%	178.6%

（資料）労働政策研究・研究機構『データブック国際労働比較2023』

報酬の推移（ドルベース）をみると2010年が100として日本だけが100を割り込んだままです。これに１人あたりの実質賃金の傾向のグラフを重ねると全く同じです。韓国は178.6％です。

国際競争に打ち勝ちためということで、政府は非正規雇用を拡大する政策をとってきました。ドイツ、フランス、アメリカ、イギリスも国際競争をやっていますが、同時に賃金を増やす内需に力を入れ、全体としてのGDP（国内総生産）も増えているのです。

日本だけが賃金を減らして、企業の内部留保だけが増えている。そして、株式をもっている人たちだけが豊かになっているという、とてもおかしな仕組みになってしまっている。これを切りかえていくことがとても大事なことです。

その際に税と社会保障の問題が大きい。税金の問題でいくと消費税の増税をこの間、２回やってしまいました。ドイツでは付加価値税を半減し、日本とはまったく違う方向です。

つまり、購買力を維持する方向で中小企業も支援するということですが、日本の場合は逆です。1992年度と2020年度の国税に占める法人税と消費税の比率を見ると、とんでもない逆転がおこり、法人税は25.1％が20.4％に減り、消費税は9.6％から33.1％と、国税の３分の１を占めるに至り大衆課税と言えます。

こういう形で大企業は税金を払うこともしなくなってきている。だけども、もらうものはもらうということで、さまざまな還付金や研究開発減税をこの間、集中して中小企業を押しのけながら集めてきている。

2020年度、資本金規模別の法人税実質負担率は大企業で実質10.2％、連結の納税法人、大きな企業はグループ会社を持っていますが、ここはわずか4.7％です。

それに対して資本金１億円未満という区分で言えば、中小企業は19.4％です。これだけの大きな（税負担の）格差が広がってしまったのです。

2022年度の中小企業予算は合計1713億円、消費税の還付金はトヨタ一社で5276億円です。そして、研究開発の減税も入りますが、99％を超える企業に対してこれだけの手当しかやっていない。ここに多くの国民は怒るべきではないかと思う。

社会保障にかかわっても日本は先進国と比較すると公的負担比率が極めて低く、お金を出していません。

社会保障財源をつくるために、国民が実質負担をする比率がもっとも高いのです。ここが中小企業の問題としてしわ寄せがきています。

2015年に京都のある会社の社長の協力でデータをもらいました。

給与年額に占める所得税の比率はほぼ２％、ところが社会保険料の比率は会社と本人負担でなんと30.6％で、これが15年度以降毎年上がっている。従業員一人当たりの１ヶ月の保険料 10 万9376 円（本人 48％、会社 52％負担）。この社長さんは社会保険料の高負担が賃上げを困難にしている。もしここに公的資金が入れば２万円の（賃金）引き上げは簡単にできる」と言われましたが、これはこの会社に限ったことではありません。

4. 最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策

○最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策は、「税・社会保険料負担の軽減」が65.2%で最も多く、次いで「助成金の拡充・使い勝手の向上」が46.8%挙げられている。
また、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成、教育への支援」、「価格転嫁・下請取引の適正化」との回答がそれぞれ3割程度あった。

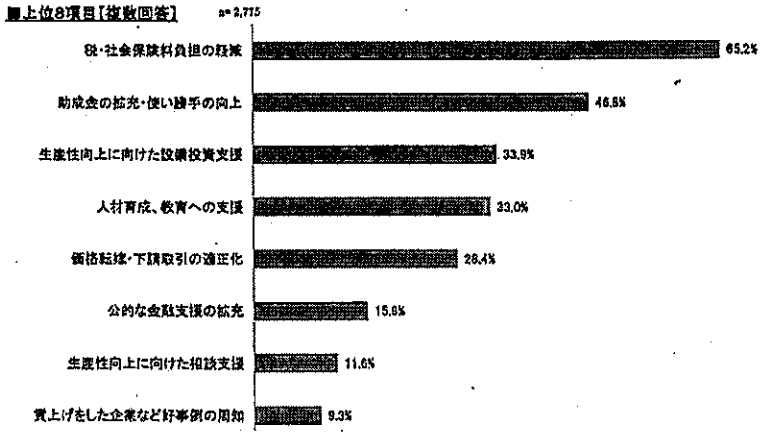

2018年度に日本商工会議所と東京商工会議所が最低賃金引き上げに関わる調査を実施しました。

「最低賃金引き上げに対応するために一番必要とする支援策は何か」ということで中小企業の方々が答えています。

「税・社会保険料負担の軽減」と３分の２の中小企業者が答えています。ところが日本商工会議所が政府に提言をする際には、これが消え、トップにきたのが「業務改善助成金」です。

まったく中小企業者の声を日本商工会議所、東京商工会議所すらみずに否定をしたのです。裏切り行為です。

日弁連による高知経営者協会へのヒアリング調査結果から（2023 年 3 月）「一般的な中小企業者にとって法人税の減免はほとんど意味がないと思われる。そもそも、法人税を納税している事業所はそれほど多くない。一方で社会保険料の減免は、一番効果が大きいと思う」（『労働法律旬報』2038 号、2023 年 8 月下旬号）とあり、共通しています。

つまり、経営者の圧倒的多くが社会保険料の減免は賛同できることなのです。そういう方向に国の政策を変えていくことと、地方自治体の首長が社会保険料の減免の方向で動くように発言をしていく。そして、自治体でできることを工夫していくことが、今の局面でとても大事なことです。

ではどうしたらいいのかということです。

岸田政権の支持率は低下し、とにかく支持率を上げたいということもあり、「コストカット型経済」の是正をすると言いだしていますが、賃金の引上げにかかわる中小企業支援策に関してほとんど従来と変わりません。その実行力は期待もできません。

中澤さんにも入っていただいている福祉国家構想研究会から、『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』（大月書店）を出版しています。ここで私が書いている内容は、社会保険料に関してはヨーロッパ、あるいは韓国のように大企業や、富裕者にターゲットを絞り累進化していく。

逆に中小企業、小規模企業に関しては思い切った是正策をとって負担を軽減する。そして小規模企業に関しては国保財源への繰り入れ措置を行う。

そして消費税に関しては、消費税率の引き下げと法人税の累進課税強化が必要になってきます。

どれくらいの財源が必要かということですが、安倍政権下で減税措置とさまざまな優遇措置が行われ積みあがった企業の内部留保増加分への課税と優遇を廃止することで、年間16兆円が浮いてきます。つまり大企業はそれだけの支払い能力があり、過去最高の内部留保を昨年度（2022年度）も更新しています。

全労連の労働総研で木地先生が推計されていますが、最賃1500 円を実現するための必要額は16.1兆円で、見事に一致します。つまり単年度だけの補助金ではなく、持続して確保できる可能性があります。そういうことと合せて全国一律最低賃金制度を導入する。そうすれば財源措置と、かつ保険料の軽減ができ、最賃引き上げの原資にすることで実現可能となるのではないかと思います。

最賃全国一元化議連の会長である自民党の江藤衆議院議員は大分県選出です。大分県は最賃が低いために若い人が福岡、東京に流出していくわけです。「経営も維持できない」というような商工会議所会員の悲鳴を聞いて、「地域経済持続のために全国一律でやるべきではないか」ということは誰しもが考えることです。決してイデオロギー的なものではありません。全国一律最低賃金制度を実現することは、多くの人が一致するであろうということです。

国や地方自治体が行財政権限を生かして、中小企業とその従業者に光を当ててもらいたい。その方法はいくつもあります。官公需法という法律が60年代に中小企業育成の政策としてできてい

て、京都にも官公需適格組合があります。建設土木関係、そして物品供給、各種技術サービス。非常に優れた技術サービスということで、中小企業が認定したところで契約を結ぶという、こういう法律をもっと活用すべきです。

そして、下請法、公正取引法の厳格な運用が必要です。とくにこの間の価格高騰の中で、中小企業は価格転嫁ができていないという状況が広がっています。これを公正取引委員会がいくつかのプログラムをもち、Gメンという職員を増やしていますが、ここをさらに強くし住民自身が監視をしていく。そうして価格転嫁を底上げしていくことが必要ではないかと思います。違法の下請取引を根絶するということも必要であります。

中小企業振興基本条例の活用です。京都市では「地域企業の持続的発展の推進に関する条例」が2019年施行されていますが、大企業、金融機関の役割規定も政策形成にかかわる企業体の設置も権限もありません。そして、施策の成果の発表も規定もなく、中小企業の育成を図るということも明記もされていない。

そういうところに対して条例の基本形は、地域づくりのために中小企業が主役になる必要がある。ここの系統的な育成を図るだけではなく、大企業の役割規定や、大学の役割、住民も中小企業に対して正しい認識をもつ必要があります。

子どもたちの教育でも、中小企業はどういうことをやっているかをしっかりと学んでもらう機会をつくってもらうことを、例えば京都の与謝野町は教育の役割という形で書いています。

これが基本形で、それに基づいてどれだけ中小企業対策が進行したのか。そのチェックをする機関として産業振興会議などがあり、受注機会の拡大も数字的にチェックしていく仕組みがありますが、これが京都市の場合ありません。

京都市よりもはるかに大きな政令市の横浜市、日本最大370万都市です。2010年に議員提案で中小企業振興基本条例ができました。第８条に「市長は毎年市会に中小企業振興に関する施策の実施状況を報告しなければならない」という規定です。

表10－6　横浜市の市内中小企業者への発注状況の推移（横浜市財政局契約部契約締結分）

上段：件数（件）・金額（百万円）下段：構成比率（%）

年度	工事				物品				委託			
	市内中小企業契約実績		契約実績		市内中小企業契約実績		契約実績		市内中小企業契約実績		契約実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2014	2,530 93.7%	97,825 76.2%	2,701 —	128,344 —	2,991 91.2%	4,578 77.0%	3,280 —	5,947 —	1,231 93.0%	8,793 80.2%	1,323 —	10,969 —
2015	2,493 94.8%	104,732 84.2%	2,630 —	124,322 —	2,955 91.6%	4,833 78.9%	3,227 —	6,127 —	1,250 94.5%	9,047 94.4%	1,323 —	9,586 —
2016	2,431 94.3%	109,328 79.8%	2,577 —	136,943 —	2,901 92.3%	4,816 82.4%	3,143 —	5,842 —	1,209 93.9%	9,221 93.1%	1,288 —	9,901 —
2017	2,471 94.9%	115,473 81.7%	2,605 —	141,391 —	2,900 93.9%	5,136 85.0%	3,089 —	6,043 —	1,244 95.2%	9,534 83.9%	1,307 —	11,363 —
2018	2,326 94.5%	117,328 86.0%	2,462 —	136,393 —	2,812 94.1%	4,867 83.3%	2,989 —	5,842 —	1,263 93.7%	11,859 94.0%	1,348 —	12,620 —

注：「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたもの。

中小企業振興条例に基づいて過去５年に工事発注、物品調達、委託サービス発注で地元中小企業にどれだけ発注したか、件数と金額をすべて公開しています（上図）。

しかもこれは横浜市財政局の契約締結分ですが、このあと区役所別に全部公開しています。自分たちの部署、あるいは区役所が地元中小企業にどれだけ貢献しているかを全部「見える化」しています。これに保守系の議員も賛成しています。

こういうことを市の担当者がキチッとやっていこうということで、地域のところへどれだけ自分たちが貢献する仕事をしているのかということで仕事を競っている。

こういう仕組みを条例・条項をつくることによって実現ができる。おそらく契約文書の量は京都市の三倍あると思いますが、それでもできます。地元中小企業かどうかをチェックする項目を一つつくるだけです。そういうものを進めていくことが必要です。

公契約条例については、2010年千葉県野田市で条例施行されました。建設省OBの市長が、日本ではじめてという言葉にとびつき、建設関係の発注から始めていきます。

野田市では建設関係の発注から始めていきますが、野田市の場合、労働報酬の下限額を設定し、罰則規定までつくりました。その後、罰則は難しいという条例が増えて、そのうちの1つが世田谷区です。

多くの条例の中身をみますと目的として「公共調達・公契約を通じて、調達を担う事業者の経営改善、従事する労働者・就業者の賃金・労働条件の改善、よりよい質をもった地域社会経済の実現、最終的に住民福祉の向上をはかる」という地方自治体の最大の責務を果たすことにしています。

京都市は、2015年に公契約基本条例を制定していますが、労働報酬下限額の設定はしていません。これをやったのが東京都世田谷区です。

保坂区長は世田谷区長になったときの条例を定めていく状況は、『公契約条例が開く地域の仕事と暮らし』という本の中で詳しく記述されています。

そこに条例をつくり、審議会をつくり、各業種別にどの業種を対象にするかを決めていって、毎年、毎年、金額を変え、その際には調査がしっかりとされています。そこに全労連系、連合系問わずいっしょになって多くの労働団体が関与し、共同の取り組みをして、場合によっては区長交渉までやっています。

また、公契約対象事業所以外への波及効果が広がってきています。というのは、「公契約でこれぐらいだ」と建設工事でわかると、他の事業所が民間の仕事をやっても、それが基準として市場価格を形成していくことにつながる。

もう一つ、区役所内部での同一労働分野への遡及が行われた。これは京都でも大きな問題である官製ワーキングプアの問題です。世田谷区でも学童、保育所等は直営と指定管理のところがあり、指定管理のところを公契約条例の対象にし、その際に近隣の保育園の保育士の市場価格と競争しています。そうすることで保育士等の人材を確保し、また、賃金の引き上げにつながります。

世田谷区長は「世田谷区直営にも適用する」ことを宣言します。そういう首長の姿勢があるからこそ、直営のところでの労働条件改善、賃金改善ができたと言えます。

もう一つは公契約条例と産業振興条例を一体的に運用しています。産業として建設業がある。首都直下型地震が発生したときに、重機を持った建設業者がどれだけいるかと言えば少ない。京都も同じだと思います。

いざというときに協力してもらう企業を、日常的に育成する必要があるという観点です。また印刷業は世田谷の重要な地場産業であり、これを支援する形で、とくに重視した産業振興の施策をとっています。

こういう形で世田谷区内で条例が活用され、それが隣り合っている杉並区にも波及しています。

杉並区は新しく岸本区長となり、公契約領域での業務の検証を開始しました。私は指定管理者制度の実態調査にかかわりました。区長は地域化と民主化をすすめ、契約更新のときに地域の企業に発注をしていく。そして経営に関してはできるだけ地域の住民の声を反映するようにしていく。働いている人たちの圧倒的多くが非正規の女性です。区民の福祉の増進を図るためには、雇用条件の改善こそが大事だということを言います。

そういうことを世田谷区と刺激をしあいながら実現してきているということで、やはり直営保育園の保育士の賃金を上げることにつなげていく。

この９月からは給食無償化、ある特別会計のところで住民が投票でもって参加型予算の仕組みを試験運用していく。そして気候区民会議をつくるなど、新しい提案を始めておられ、今非常に注目される首長であります。

最後になりますが、賃上げをして、そのときは経営にとって苦しい時期があるかもしれませんが、経済効果として戻ってきます。これも労働総研のところで計算しているところですが、賃金が上がると家計消費支出が増えてきます。それに刺激されて生産が増え、税収も増え、そして雇用も増えていくという好循環が期待できます。

最賃時給1500円にすると全国で約10.5兆円の粗付加価値が増えるという計算でありますが、実はこの中には都道府県別の推計もあります。

京都府でいきますと賃金部分で2077億円、家計消費が1980億円、残りの部分は貯金に回っていくだろう、という話です。

そして生産誘発が2284億円、税金が国税と地方税をわせて329億円、地方税が127億円増です。税収も増えていく効果がありますし、雇用がさらに1.6万人増えていく。こういうことができれば、長時間労働が消え、労災も止めることができます。

さらに結婚や家族をつくる余裕ができる。こういうことができる社会的効果も期待できます。

要するに公共としての地方自治体や国を誰のものにするか。私の物にしたいといっぱい権力欲のある人が今、テレビによく出てきています。そうではなく住民の元に取り戻すかどうか。これは自然法則ではなく、自分たちは行動して、そういう投票行動をする人を増やすとかできることです。そういうことが、いま私たちの眼前に現れてきているんではないかと思います。

コーディネータ　ここから京都の実態をふまえて、みなさんと議論をしていきたいと思います。はじめに共産党の府会議員団で、この間、生活のアンケートをされていると馬場さんから報告いただきます。

賃金・暮らし実態アンケート報告：馬場紘平（共産党府議会議員団）

私からは京都府会議員団でこの間、取り組んできました「賃金・暮らしの実態アンケート」のまとめを報告いたします。

アンケート結果の概要ですが、アンケート実施期間は９月28日から11月２日まで計23回、丸々１ヵ月ほど取り組み、夕方の駅頭で19回、昼休みのビジネス街などで４回で、延べの参加は全議員、事務局、国政候補者や地域の方、それこそ飛び込みの方などもおられ195人で行いました。聞き取りの自由記入欄を重視した記述方式で行いました。比率は男性40.9％、女性51.2％、回答しない7.9％です。

年齢構成は60代以上が32.6％、50代21.5％、40代14.5％、30代10.7％、20代14％、10代6.6％と60代が多いのですが、20代から50代の現役世代が６割強の状況です。

その中で働き方も正規雇用33.1％、パートアルバイト27.7％、年金5.8％、非正規5.4％、フリーランス3.3％で、60代が32.6％ありますが、60代でも働かざるをえないという状況がおわかりになると思います。

深刻さを増す暮らしの実態①

・生活の実感について

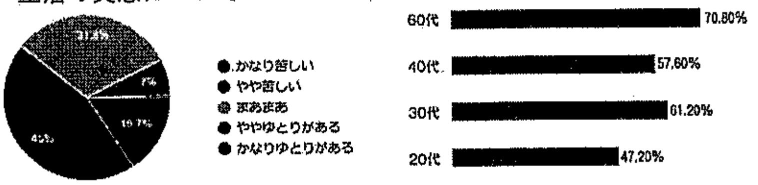

・３０代（61.2%）、４０代（57.6%）、５０代（70.8%）の働き盛りのそうでより深刻に。
・非正規雇用（パート・アルバイト、派遣、嘱託など）は72.0%とより深刻。

生活の実感についてお聞きすると一番多いのは「やや苦しい」（45％）、２番目が「まあまあ」（31.8％）、３番目が「かなり苦しい」（15.7％）という回答で、６割強の方が「苦しい」と答えています。

右のグラフは下から順番に並べたもので、20代の47.2％はかなり深刻だと思うのですが、30代61％、40代57.6％、50代に至っては70％を超えています。まさに働き盛りの層でも深刻な状況が広がっていることがわかります。

クロス集計をした結果では非正規雇用（パート・アルバイト・派遣、嘱託など）は72％が暮らしの苦しさを訴えています。この点でも非正規雇用の不安定さと同時に生活の苦しさが見えてきます。

・負担に感じている出費については幅広く
食費62.9％ 光熱費45.9％
税・社会保険料39.5％
住居費29.3％など

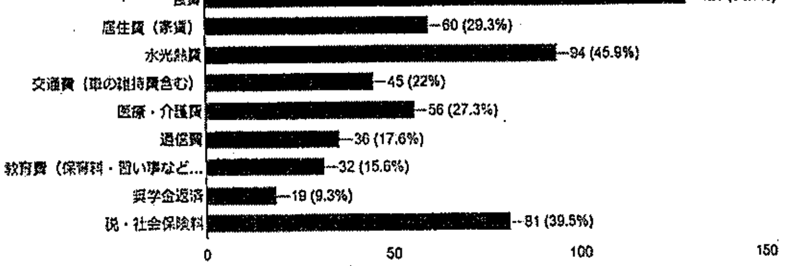

自由記入では「いくら節約をしても支出が増えていく。手元のお金が残らない」「1万円を財布に入れていてもすぐになくなる」「5年後10年後どうなっているのか見えない」「全て負担を感じる」「お金の心配ばかり。しんどい…」という厳しい生活の状況がわかります。

負担に感じている出費については幅広く、物価高騰が直撃している食費、水光熱費などはもちろんとして、次に多いのは税・社会保険料39.5%、住居費29.3%です。本当に生活のあらゆる分野に負担が及んでいるということが言えます。

賃上げの実態①

• 前年と比べて収入はどうなりましたか？
242 件の回答

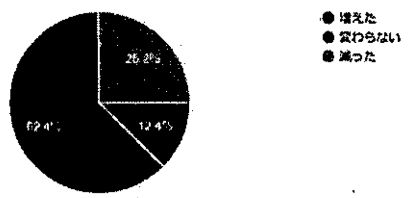

• 自由記入欄では…「50歳から昇給ストップ」「残業が減って4万円減」「最賃が上がった分アップ」「介護関係。コロナ補助金でアップ」など

中小企業支援と一体の抜本的な賃上げが必要だということでこの調査を始めましたが、前年と比較して収入がどうなったかという問いに、一番多いのは「変わらない」62.4%、「減った」25.2%、実に87%の方が賃金は「変わらない」「減った」という回答で、非常に大きな衝撃をもって受け止めました。

自由記入欄では「50代から昇給ストップ」「残業が減って4万円減」「最賃が上がった分アップ」「介護関係者、コロナ補助金でアップ」というリアルな中身が書かれていました。

賃上げの実態②

生活実感から、月額でどれくらい賃上げしてほしいと感じていますか？
242 件の回答

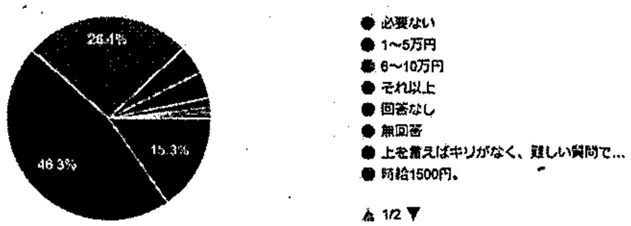

「生活実感から、月額どれぐらいの賃上げしてほしいと感じていますか」と問いました。グラフが非常に細かくなっているのは、自由記入の欄を設けたことで、細かく書いていただきました。

一番多いのは「1~5万円」(46.3%)、次が「6～10万円」(26.4%)、「必要ない」(15.3%)という答えでした。中には「上を言えばキリがなく、難しい質問です」と答えられていました。

これが2023年の春闘で平均賃金が3.69%と30年ぶりの高水準と言われ、岸田首相も「賃上げ実現した」と胸を張り、京都府知事も議会で「中小企業でも平均8,000円を超える賃上げが実現した」と答弁しましたが、そういう状況のもとでの実態だと言えます。

実際に増えたのは一部であり、残業代が原則禁止もあり、「残業ありますか？」という問いに

「あり」30.6%、「なし」69.4%で、「あり」の中でも1日1時間以下が約40%ですが、これは長時間残業が改善したものではなく、回答者の中には長時間残業の方も多数おられました。

今すぐ最賃1500円へ！

「生活実感から必要な賃金は？」という問いに対する回答は平均25万6733円で、時給換算（160時間）で約1,604円（8時間／日、週5日勤務）です。

京都府最低生計費調査（2019年京都総評）は20代単身世帯で男性245,785円、女性242,735円でしたが、物価の高騰などを含めてかなりリアルな数字が調査から出ています。

10月からの最賃1,008円と上がりましたが、全く足りていないことは調査結果の数字からも明らかです。ましてや首相の「2030年代半ばに1500円を目指す」という方向は、求められているものからかけ離れていることも明らかです。

今すぐ最低賃金時給1500円を決断し、さらなる引き上げのための抜本的な手立てを打つことこそ必要です。

正規雇用化＋賃上げの必要性

回答の中で、30代～40代で「ようやく正規になれた」との回答がいくつかありましたが、共通するのは「それでも先が見えない」という声です。私が直接聞いた40代男性は「非正規を転々とし約1年前ようやく正規になれたが手取り約15万円で生活は苦しい。あと1～5万円必要」と答えられました。

大企業の儲けのために、求められるままに非正規を広げ、さらにまともな賃上げに背を向けてきた歴代政権の責任が問われます。正規雇用が当たり前に戻すことと合わせて、抜本的な賃上げで生活できる賃金を実現することが今こそ必要であることを感じます。

政治に求められているものも明確に

- 今政治に求めるものは？※複数回答可
  - 消費税減税・廃止　57.3%
  - 最低賃金UP　53.8%
  - 景気・物価高対策　40.9%
  - さらに…
    教育費無償、給食無償、子ども医療費無償など子育てにかかる経済的負担の軽減を求める回答→53.8%

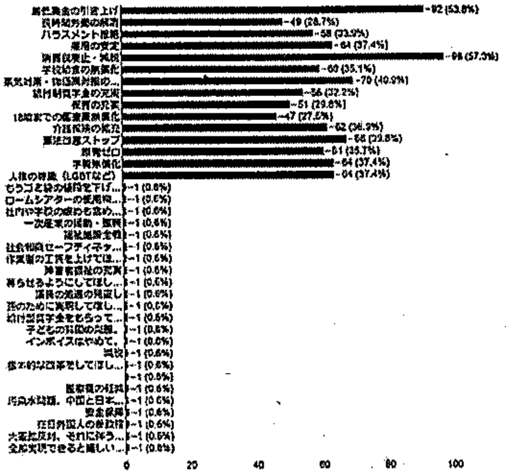

「今政治に求めるものは？」（複数回答可）という問いに、消費税減税・廃止が57.3%、最低賃金アップは53.8%、景気・物価高対策40.9%です。さらに特徴として世代を超えて教育費の無償化を求める声に多かったことです。

問われる公の役割

私たち日本共産党は、三つの改革で暮らしに希望ということで、経済再生プランを9月28日発表しました。

一番目の柱として、政治の責任で賃上げと待遇改善をすすめる――人間を大切にする働き方への改革ということが私たちもこのアンケートを通じて改めて浮かび上がっています。

①物価上昇を上回る賃上げを、政治の責任で―というのは中小企業への支援をしっかりと行い、最低賃金を時給1500円に引き上げていく。同時に生涯年収1億円を超えると言われる男女賃金格差の是正をやっていく政治の責任となります。

②非正規ワーカー待遇改善法（仮称）をつくる必要がある。これは先ほどもご紹介しましたが、非正規のところで極めて生活の中に困難を抱えておられる方が数多くおられる。アンケートをやっていて感じたのはウーバーイーツの配達などをしているギグワーカー（配達員）の方から話を聞こうと努力しましたが、非常に殺伐としていて声をかけても立ち止まり話を聞くことすら難しい状況がありました。生活をするために必死になっている現状があり、非正規の処遇改善にむけては法をつくる必要があると考えます。

③「過労死」をうみだすような長時間労働をなくす、④職場からハラスメントを一掃についても待ったなしの課題で、自由記入欄では職場のハラスメントの話をされる女性が少なくありませんでした。

アンケートの中身については以上ですが、一点だけ今の議会の中での最新情勢について報告しておきます。

京都府議会の最新情勢

明日閉会の12月の議会には人事院勧告にもとづく職員の給与改善、賃金の引き上げの議案が出ています。維新の会はこれに反対をし、同時に人事院勧告の根拠の調査に、非正規労働者を加えろという意見書の提案を出しました。まさに実質的に賃金の引き下げを迫るもので、明日、本会議で採決される流れになります。

改めて私たちは、こうした動きにも機敏に反応にし、多くのみなさんと力を合わせて、安心して暮らせる賃金、働き方実現のために力をつくしてがんばっていきます。

コーディネータ　次に会場から報告をいただきます。

報告2　大嶋喜好さん（全京都企業組合連合会 会長）

中小企業団体の代表であります私が、なぜ今日のシンポジウムに発言するかについて説明をいたします。

それは今もお話しがありましたように、国民的課題ともなっています賃上げを、中小企業でもなんとか実現したいという願いがあります。そもそも労働者の7割が中小企業や小規模事業者で働いておられます。ですから大企業や官公庁だけの賃上げでは経済や国民の暮らしを向上させることはできないと思います。よく言われておりますが、中小企業支援とセットで賃上げの実現をめざそうという意見です。もちろん正論ですが問題は支援であると思います。縷々岡田先生から言われたところです。

政府は税制上の減税が中心で、7割とも言われております赤字の企業にはまったく役立ちません。自治体についても財政的制約がありますので、限定された支援しかすることができません。このような支援だけでは賃上げは難しいと思います。

この間、多くの中小企業や小規模事業者では、コロナ禍の影響に加え、エネルギー価格、原材料、諸物価高騰、人手不足等々困難な課題が山積しております。これ以上商売を続けられないという気持ちも当然で、京都だけではなく全国的にも廃業が増えています。

中小企業や小規模事業者の経営が苦しいのも、そこで働く労働者の賃金が低いのも、生産性が低いからだということを、政府、財界はもとより学者やマスコミが喧伝しております。本当でしょうか…。もちろん一部では前近代的で、非効率的な事業もあると思いますが、本質的には中小企業や小規模事業者の値打ちや役割が正当に評価されていない。つまりコストダウンの対象と見なされていることが問題だと思います。

低賃金労働者の不当な差別的処遇と同様に、不公平な取引の是正が求められていると思います。

大企業と取引されている中小企業の経営者からよく聞くのは、常にコストダウンが強要され、経営を圧迫されているということです。多重的な下請構造が大企業の利益や好業績を支える土台になっていると思います。そして、このことをごまかすのが、生産性が低いという理屈ではないかと考えています。

コストを下げられる大企業は生産性が高く、コストダウンを強いられる下請企業や中小企業の生産性が低くなるのは当然のことです。

ではどうすればいいのか。政府や財界が言うように、生産性の低い中小企業は閉鎖すればいいのでしょうか。私は中小企業や小規模事業者の正当な役割やコストのあり方を見直すとともに、国や自治体が本気で支援する政策、先ほど紹介された通りです。そういう政策さえあれば、中小企業や小規模事業者での賃上げも可能だと確信しております。

そもそも中小企業や小規模事業者は経済面でも、社会生活面でもなくてはならない存在です。世の中が大企業やチェーン店、通販だけで成り立つはずがありません。やはり中小企業や小規模事業者の存在意義を、社会的に評価されることがもっとも大切なことだと考えています。

中小企業や小規模事業者に携わる経営者も、労働者も、自分たちの仕事に誇りをもっております。公正な取引を通じて賃上げが実現できる環境をつくることが、中小企業や小規模事業者の経営者と家族の生活も保障することにつながると思います。

みなさんにも生活習慣を少し見直していただき、是非、地域の中小企業や小規模事業者の売上につながるご協力をお願いいたします。

中小企業や小規模事業者の展望をきりひらく活動と労働者の生活を守るたたかいが真に支え合うことを願っての発言といたします。

報告3　小原義弘さん（京都府商工団体連合会 事務局長）

今、大嶋さんから述べられたように、同じ中小業者団体であり、お話しすることはよく似ていると思います。

今、中小業者は物価等で非常に苦しめられています。中小業者の中でも例えば従業員6人以上と、従業員5人以下の小規模事業者とは違います。全商連では中小業者の実態調査を年2回実施していますが、この中でも小零細事業者ほど価格転嫁ができずに、利益が圧迫されている実態があり

ます。

とりわけ下請け事業所でいけば、「大手からの収奪がされ、生産性が(低い)」というのではなく、その収奪によってそこで働く従業員にまともな賃金が払えない状況が、戦後から続いているわけです。

本来、ヨーロッパなどでは、大企業も中小企業も対等な立場で経済活動を行っていますが、日本でも対等な立場での価格交渉をめざす必要があります。

政府が大企業に対して税金をとり、不公平税制をただし、その財源から中小企業に支援し、中小企業で働く従業員への給与を保障することは当然のことと思います。

また、消費者の懐が温まらないと中小業者の経営も立ち行かない、という経済の循環をわかりながらも、今、非常に厳しい経営状況のもと、（最低賃金を）時給1500円にする運動にかかわっていくことが難しい実態があります。

そういう点では社会保険料の軽減についてお話がありましたが、私たちのところでは４人以下の個人零細事業者も多く、加入は国民健康保険です。社会保険料の軽減だけでは賃金を上げるイメージにはつながりません。

そういう点では岩手がやっている直接的な賃金の支援を一定期間することが必要と思います。

岡田先生が言われましたが、一旦循環するとそれが中小企業にもまわり、支援がなくてもやっていけると思います。そういう点では一定の期間だけでも直接的な賃金支援で、中小業者にもイメージできる施策をつくっていきたいと思っています。

報告４　澤田季江さん（新日本婦人の会京都府本部 会長）

先生方、ありがとうございました。私からは「暮らせる賃金と生業を自治体がつくる」ということについて、少し角度は違いますが、ジェンダー視点、そして京都市政の実態から発言します。

新婦人の会員の中で30代、40代、50代の女性たちが21人集まりました。職業は看護師、ヘルパー、介護職員、保育士、教員、私学教員、市職員、府職員、民間企業、京都生協、NGOという若い世代のがっちり働く女性たちが、11月３回の土曜日の夜、子どもを寝かせたあとZOOMで集まり、この「2024年京都市長選　私たちのジェンダー政策」というチラシをつくりました。

そのきっかけは、京都市長選挙に向けて私たちの声を出し合おうということでしが、本当にいろいろな声が出ました。

ある看護師さんからは、「エッセンシャルワーカーともてはやされ、コロナ禍で毎日、毎日残業して、感染拡大の防止のためにがんばって働いて、学童に迎えにいくと『６時半までですよ、お母さん！』と怒られて、泣きたい日々だった」と話されました。

「正規で働いていたけども、子どもの発達障害がわかり療育が必要で、非正規に変わらざるをえなかった」「子どもが不登校になり非正規に変わった」などの発言もありました。

若い女性からは「今、賃金が低いことは年金に直結する。70歳、80歳になってもビル清掃の仕事をしている姿は，私自身の将来の姿と思う」と言われました。

zoomでは自分たちが日頃感じていることを自由に語り合いました。その中で「京都市は本当に女性が生きづらい」という一言から、候補者も男性だし、ジェンダー政策は私たちがつくろうとなり、３週連続で土曜日の夜８時から集まり、これ（「2024年京都市長選　私たちのジェンダー政策」）をつくりました。

その話の中では思いを大事にするということで、例えば京都市の会計年度任用職員は府庁より

も多いらしい。会計年度任用職員の4分の3が女性で、家の生計を支えている人が3分の1もいるらしい」「京都市の公立保育所は25園あったのが今では11園しかなく、半分以下に減った」という話も出ました。

また京都市は保育士で入職しても、他の職種に就かされることもあり、合格しても他府県に行くこともあります。私の子どもたちがお世話になった保育士さんたちも、「こどもみらい館」の事務や北区役所の受付の仕事をしています。

みなさんもご存知のように介護認定給付の職員130人の削減も女性たちです。「公共を取り戻して女性の職を」という声も出されました。また、京都市のDV相談は年間6000件あり、その半数は30、40代の子育て女性です。

いろんな声が出る中で、やはりジェンダー視点と女性福祉の視点から、私たちなりの政策をつくろうということで、こんな京都にしたいという思いでつくりました。

つくったときに、一番大事なのは男女の賃金格差の是正ということでした。女性たちの市長選の要求というと、「こどもの医療費」「中学校給食」と思っている人が多いのですが、もちろんそれは大事ですが、この集まったママたちの中で、賃金格差の問題が正面に出されたし、介護と保育のケア労働と最低賃金と処遇について、京都市が独自にガイドラインを作成して不足分は京都市が補填しろということ書きました。

きょう中村弁護士の山形県の話を聞いて、私たちが書いたものを実践している自治体もあることを知り、元気をいただきました。

公務で働く非正規を含め時給1500円以上に引き上げるとか、就労につながる職業支援とか、岡田先生の話からは、世田谷や杉並で保育園などの指定管理施設のところで公契約条例が適用できることを知りました。私たちはわからないままつくった政策ですが、私たちの願いと一致していたことを強く思いました。

2つ目に大事な問題は、無年金や低年金で高齢の独身女性たちです。賃金が少ないから、年金が本当に少なくて、70歳、80歳になって腰が曲がっても、ビル清掃の仕事しているのです。また、知的障害や精神疾患、あるいは外国人など困窮している女性たちに、憲法に謳われている健康で文化的な最低限の生活を保障することを京都市がしなさい、ということや、法的に借り上げた住宅確保、そして医療費や介護保険の減免などを書いています。

3つ目に、やっと学童保育、児童館、子どもの医療費、中学校給食費について出てきますが、1、2の項目がすごく大事だと思っています。

最後になりますが、私たち素人で、女性たちでつくったもので、これが政策なのか、提言なのかはよくわかりません。この政策を福山さんがやってくれるのかどうかわかりません。

zoom会議の3回目に岡野八代さんに参加していただいて、「これです」と出したところ岡野さんに絶賛していただきました。これを機会に女性たちの市長選の投票率アップ、勝利に向けてがんばろうと。アンケートを私たちは100人ぐらい集めようと思っていたんですけど、岡野さんからは「1000人集めなければいけない」とはっぱをかけられ、取り組んでいこうと思っています。

この内容は、京都で実際に働いて、子育てや介護のケアを実際にやっている女性たちの声からつくった政策だということと、それから、国がやらなくても自治体がその気になれば実現できることばかり書きました。実際にできることは、先ほどの報告でわかりました。これを女性に広げて、共感していただけると思うので、それを投票行動につなげていきたいと思います。

発言１　籐吾さん（日本共産党　左京区）

私は左京区の日本共産党で「まんなか世代活動推進委員会」で活動している籐吾です。

「働くみなさんへのアンケート」（2023年11月11日時点で107回答）に関して報告します。

2023年８月から11月までの４回に渡り、左京区の出町柳駅前でお仕事帰りのみなさんへアンケートを取り、対話をしました。一度対話がはじまると結構、長く話される方が多くおられます。その他、それぞれの職場のつながりや友人、Webで呼びかけたりなどし、10代から60代以上の107人方に回答いただきました。

アンケートに答えていただいた人の７割が30～50代の働く世代、男女比率は男性４割、女性６割でした。

まず設問１「雇用形態」では、正職員比率は先ほどの男女比と同じです。非正規雇用、フルタイム、短時間勤務、派遣労働では、やはり女性が７割以上の回答でした。

設問２「生活について」では、「かなり苦しい」「やや苦しい」の回答が半数を超えていました。

「昨年より収入が増えた」「変わらない」という人が７割以上にあるにもかかわらず、「賃金が不足ない」と感じている人は２割であり、賃上げがされても生活実態においついていないことがわかります。

街頭での話の中では、「物価高がいつまで続くのか」「給料が上がらないので不安」「食費をきりつめている」「水道光熱費を節約するため洗濯回数を減らした」「クーラーが壊れても修理できない」「ちょっとしたことでは病院へは行けない」など、物価高への不安に加えて、健康にも響きかねないような節約や、「新聞の購読をやめようか」「映画館や美術館へ行く回数が減っている」など、文化的な生活を諦めるという声も聞かれました。

設問３「労働実態について」では、回答で「とても疲れる」「やや疲れる」という方が８割を超えました。「長時間の時間外労働がある」と回答した方はわずかでしたが、「人手不足」「休暇がとれない」という回答の多さから過密労働の上、休みが取れなくて慢性的な過労ではないかと考えられます。

職場の不満への回答は、「賃金が安い」が抜きん出ていました。街頭ではパワハラについての話がいくつか聞かれました。「夫がパワハラを受けてメンタル不調で退職し、転職もしたが雇い止めにあった」「警察に通報レベルのパワハラがある」などなど深刻なものです。

アンケートの記述欄でも、「上司のパワハラがきつい」「勝手に有休が消化される」「始業時間前に無給の草むしりがある」など、安心して働くことができない職場への怒りがつづられていました。

また、新型コロナウイルスの大きな影響を受けた医療や保育の現場から、国の政策レベルでの処遇改善を求める声が多く出されたほか、「常勤が辞めて非常勤にしわ寄せがいっている」「正規労働者以上に仕事をしてキャリアもあるのに手取りはわずか」など非正規雇用労働者の悲痛な声も出ています。

設問４「あなたが実現してほしいものは何ですか」については、先ほどの日本共産党府会議員団のアンケート回答でもありましたが、やはり「消費税廃止、引き下げ」が一番でした。その次に「最低賃金の引き上げ」でした。街頭では「最低賃金の引き上げをしてもらいたいが、中小零細企業には無理ではないか」という率直な声が聞かれました。国が社会保障費を助成するなどの中小零細企業支援と一体に、賃上げを実現していくという提案が、うまく浸透していないのではないかと思われます。

また、中学校給食、奨学金などの教育の無償化に対する要望はとても高く、「給付型の奨学金があったら高い学費を出してもらわずに済んだのに」「妹の中学校給食が無償になったら親がとても助かる」という大学生の声や、「教育にお金がかかりすぎて、収入の違いで子どもに教育格差が出るのでは」という30代の方の声。「奨学金の返済がとても重い」という40代の方の声など、街頭での対話ではすべての世代から教育の無償化を願う声が聞かれました。

引き続きみなさんの声を集め、国民の豊かな暮らし、大幅な賃金引上げは国の責任でやることを強く求めていきたいと思います。ありがとうございました。

発言2　福山和人さん

みなさん、こんばんは。シンポジウムには途中参加となりましたが、発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

来年京都市長選挙に前回に続いて２回目の挑戦となります。私は今回、市長選挙に臨むにあたり、「暮らしここから京都再生」、こういうスローガンを掲げて今、挑戦をしているところです。

基本的な発想として、自治体というものは市民のみなさまの暮らし、これがどれだけ安心して豊かに営むことができるか。やるべき仕事としては、その一点に尽きるという思いでスローガンに掲げております。

今日の「暮らせる賃金と生業を自治体がつくる」というスローガンは、私がやりたいことを、まさにみなさまが掲げておられます。その思いを共有し、必ず勝利をつかみ取りたいと考えております。

今日、壇上に登っておられる中村和雄先生が、市長選挙に２回にわたって挑戦をされたときに、公約として掲げられたのが公契約条例です。公契約条例を京都市はきっとやりたくなかったのだろうと思いますが、公契約基本条例という理念型の条例にして、結局、賃金条項を設けない骨抜きの条例として制定をしました。これについては、賃金条項を設けた実効性のある条例として制定することを私自身公約に掲げております。

合わせて公契約について実態調査をやった上で、現状、どのように機能しているのか、逆に機能していないのかということを検証した上で、実行部隊として組織を設けて、年次計画を持ち、毎年検証して働く人たちにとって実効性のある施策として前に進めたい、ということを今回政策に掲げております。

合わせて、そういうことをやる上で、京都経済の99％を支える中小企業事業者の方々を、いかにして支えるかということは必要不可欠な課題です。事業者の支援と、働く方の支援を車の両輪として取り組んでいくことを掲げております。おそらく岡田先生から今日お話があったと思いますが、京都市にはまだない「中小企業地域振興基本条例」を整備したうえで、合せて地域にまともな仕事とお金を回す仕掛けを何重にも作っていきたい。例えば、防災のインフラといったものを、地元の業者さんに優先発注する形で推進をしていく。

京都市営住宅や改良住宅が２万3000戸ありますが、そのうち6000戸が空き家のまま放置され、募集すらされていない状況があります。ここについて地元の業者に優先発注する形でリフォームをして、子育て世代、介護や保育士などの仕事をされている方々、他の産業から比べても低賃金で働いている方々に優先入居をしていただく形で、市民のみなさまの福祉と地域経済の活性化の両立を図る取り組みを進めていきたいと考えております。

また、前回の市長選挙のときにも私が掲げたことですが、賃上げをおこなった事業者の方々に

社会保険料の支援なども含め、働き方と事業者と両面で支えていく施策を進めたいと考えております。

とかく働く方の支援、あるいは社会保障、中小企業の支援ということを言いますと、「コストがかかる」ということを言い出す人たちが必ず出てきます。今回もこの前、京都新聞の討論会のときに、「お金があるのか」ということを私に言ってきた人たちがいます。

基本的な発想が、何か経済というのはグローバル企業が外貨を稼ぐところに大きな意味があって、中小企業や高齢者はお荷物として足を引っ張っている存在であるかのような、何か誤解や間違った刷り込みがされているように思います。

日本経済のメインエンジンは6割を占める内需です。市民のみなさんの懐を、あるいは生業をいかに温めて、そこを原動力にして経済をひっぱっていけるかどうかが今、問われていると思います。

暮らしを温めること、生業を温めることによって、地域の経済を活性化させて、ひいては京都市の財政も豊かにしていく。こういった京都モデルを私はつくりたいと思っているわけですが、必ず1期目4年でできると思います。これができれば、「京都でできたんなら、他のとこでもできるやないか」という動きになるのは間違いないだろうと思います。

その意味で勝利すれば、そうした仕事が開かれ、そのことによって京都市民は全国のみなさんから感謝をしていただけるのではないかと思います。京都が先鞭をつけて、全国にそういう流れを波及させていく。この出発点をみなさまといっしょに切り開いていきたい、この仕事を必ず勝利してやり抜いていきたい、という決意を最後に表明して、甚だ突然の参加で申し訳ございませんが、私の発言とさせていただきます。ありがとうございました。

コーディネータ　残された時間で岡田さんと中澤さんといっしょに確認をしていきたいと思います。先ほど教育の無償化の話も出ましたが、賃金と社会保障との関係について確認しておきたいと思います。例えば、デンマークやスウェーデンなどに行ったときに、よく言われるのは貯金なんかほとんどないですよね。また、賃金もそんなに高くないですよね。でも、なんかみんな幸せそうですね。中澤さんに「270万円で暮らせる社会」について説明をいただけますか？

中澤先生　生協労連で政策提言しているところに「270万でも暮らせる社会の実現」（賃金と社会保障のセットで年収270万円でもふつうに暮らせる社会の実現へ）というのがあります。270万円は最低賃金1500円で1800時間働くと約270万円です。ヨーロッパの国々は大体それぐらいの賃金水準で生活ができています。

賃金は年功序列ではなく、どちらかと言えばフラットな賃金です。子どもの教育費、医療費、住宅、老後の費用は社会保障でまかっています。教育、大学にもお金がかからないし、医療も窓口負担はありません。安価な高級住宅がありますし、住宅手当もありますし、老後も最低保障年金があります。老後も含めて社会保障がしっかりとできているから、貯金がなくても、賃金が高くなくても、あくせく働かなくても、安心して生活ができる社会になっているからニコニコしていられるのです。

日本社会は、高度経済成長期からそうですが、賃金依存社会です。全部賃金で賄おうとやってきたことでいろいろツケが回ってきたと思うんですね。

今、我々が目ざさなければいけないのは、賃金と社会保障の組み合わせで、安心して暮らせる

社会を目ざすところが大事です。社会保障のところも大事で、あと最低賃金もその中で大きな役割を果たすと思っています。

コーディネータ　ヨーロッパの国は、ほとんど大学の授業料がタダなのは当たり前ですが、スウェーデンは「大学の授業料がタダだけでは、大学で学ぶ権利が保障されていない」という考えがあります。貧しい子は大学に行けないし、自分たちの生活を支えるために働かなければいけない。教育の機会を平等にするために、大学に行ってる期間は１人10万円ずつを支給する。それで初めて教育が保障されることになるという考えです。

そういう考えが教育だけではなく医療、住宅などいろいろなところで行き届いているから、賃金にそんなに頼らなくてもいい。日本は残念ながら賃金に頼る政策のもと、賃金に頼る男性世帯主が高くなり、賃金に生活の保障を頼らなくてもいいはずという女性の賃金は低くてもいいということが、最賃の低さにもつながってきたんだと思います。社会全体をもう一度見直す必要もあると思っています。

さきほど大嶋さんからも出ましたが、「日本企業の経営がうまくいってないのは中小企業が多すぎるからだ。生産性の低い中小企業がいっぱいあるので、最賃を上げれば中小企業が淘汰され、生産性の高い中小企業だけが残る。こうすれば日本の経済は活性化するんじゃないか」ということをずっと振りまいている方がおられます。岡田先生、これについてはどうお考えでしょうか？

岡田先生　アトキンソンさんという方は、イギリスのシンクタンクから日本にきて、伝統的な美術などの修復事業の会社社長です。確か京都府の観光関係のアドバイザーの仕事にも就いている方です。

アトキンソンさんはただ大きな数字で比較して、日本の中小企業の数が多すぎる、生産性が低いという計算をして、非常に乱暴な議論で本を書いている。これを重用したのが菅さんですが、その計算の根拠が非常に曖昧で、１つは中小企業の数が多すぎるというのは嘘です。彼の母国のイギリスの方がはるかに中小企業は多いし、かつ日本と違って大企業と中小企業の下請け関係がほぼない独立系の関係です。

中小企業・下請け企業はピンハネ（収奪）があり、（大企業から）かなりの未払い部分があるわけですね。これが統計上整理すれば生産性が低いとは言えない。

「指標をつくり、日本の中小企業を半分にしてしまえ」というわけですが、日本の中小企業数は雇用では７割です。菅さんは秋田県の出身です。９割方中小企業で働いています。おそらく東京系の企業と合切してきますから、私の推計では秋田県は７割方の企業はなくなります。そこで人々は住めるのかという話です。単に建設とか製造業とかいう仕事だけではなくて、医療福祉も入ってきます。あるいは弁護士事務所もあります。これもすべて中小企業です。

そういう形で捉えてしまっていくと地域が持続できないことは明らかです。そういうことはまったく頭においていない議論です。

経済的な価値をつくる生産性だけではなくて、社会的な意味での生産性、社会を維持する効果をもっていることを正しく評価していく。

先ほど大嶋さんが言われた論は本当に大事なところで、地域の中でいろんな仕事が存在している根拠があるんですね。お互いに評価をしながら仕事を回し合う、買い物し合う、とかいうことをやっていくことが必要な時代にきているのではないかと思うんですよね。

災害が続発してきている中で、大型店のシェアがどんどん高くなってきています。熊本地震のときに調査に行きましたが、大型店は半年、1年間、店を開けません、シャッターを降ろしたままなんですよ。被害も大きいし、なかなか復旧もできない上、人が集まらないなど、いろんな要素がありますが、その間、地域の人たちは生きていくことができないわけですよね。

私が調査をしていたときに、灯油、水を売っているお店が手書きで「今、営業中」と電話番号が書いてあるんです。そういうお店があることによって、地域の人々は生きていけるわけです。

どちらの店がこの災害時代において必要なのか、ということです。こういうことを考えながら、地域社会を形成しているいろんな企業が持続できるようにする。そして、そこで住んでいる人たちの生活を質的に向上させていくような、そういう地域づくりが必要な時代ではないかと思います。

コーディネータ　ありがとうございます。京都府や京都市もそうですが、最低賃金というのは国が決めるべきことである。地方自治体が公契約条例をつくり、公契約の最低賃金を、国が決める最低賃金より上回るなどというのはおかしい。そんなことを地方自治体が勝手にやるのはおかしい。そんなことできないはずだ」という意見が一方であって、京都市などもそういう意見にのっていますが、その点、中澤さんどうお考えでしょうか？

中澤先生　そんな考えではなくて、地域で、地方で、独自にそれをあげることができますし、現に今日お話ししましたが、最低賃金というのは、中央の目安額を出して、地方がそれについて審議して、今回もそうですけども、地方で独自性を発揮して、地方でもっと議論をして、最低賃金は上乗せすることもできます。

公契約条例についても、この後、岡田先生がフォローしていただきたいのですが、最低賃金よりも高く設定することは問題がありません。あくまでも最低賃金は最低限を決めるものであり、そこの上に専門職の特定賃金、公契約条例の賃金、さらに企業別の最低賃金をつくるという重層的な賃金の規制をつくっていかないといけないのが、今は全くそれがない状態です。

最低賃金がワーキングプア、暮らせない賃金になっているので、まずそこをしっかりつくって、その上に重層的な賃金規制をしていくというのがあるべき姿だと思う。そういうふうに思考すれば、地方でも独自に賃金の高い水準をつくることはできると思います。

コーディネータ　岡田先生、補足をお願いします。

岡田先生　日本で最初に公契約条例がつくれるだろうと、私が思っていたのが尼崎市でした。ところが尼崎市の行政職員の方から「憲法違反ではないか」という声が出てきたのです。

「労働者の労働条件や最低賃金に関しては、憲法において法律が定めると書いてある。これを自治体が破ることになってしまうではないか」という論点が出されたわけです。

実はこれがその後、京都市、あるいは札幌市でも条例が制定できなかった一つの要因でもありましたが、完全に誤解、あるいは誤読があります。これは専修大学の名誉教授の晴山先生が、この尼崎市の行政の人たちの考え方に関わって意見書を出しています。

この意見書に基づいて、千葉県の野田市長が条例制定の法的根拠、正当性を語っていきます。それはどういうことかと言えば、憲法で語っているのは、地域別も含めて最低賃金を決める法律（最賃法）や労働基準法も定めていく。全国的にこれはどの地域にも強制力があります。

ただし公契約条例は違うのです。自治体がある土木工事をする。あるいは、ある物品を調達するときに条件や質を定めます。ついては最低の賃金額も、あるいは二次下請け、三次下請け（の賃金額）も、これだけでなければならないと誘導していきます。そのときにすべての業種の会社がそれに従う必要はない。つまり、そういう取引に対して応じるか、応じないかは企業側の自由で、ここで言えば民・民取引です。

従って憲法違反でも何でもない。私たちが通常やっている取引と同じです。企業としても、これは受けられない、あるいは避けていこうという際には乗ってきません。自分のところはできるし、ぜひやりたいと企業は参入してきます。

総合的な評価も含めて入札となり、すばらしい企業に対して公共事業を任せ、質のいいサービスやモノを市民のために購入する。

こういう形で市民の財産、あるいは税金を大事にしていこうという考え方が公契約条例で、憲法違反ではない。むしろ地方自治体の責務、地方自治法第１条に規定されている「住民福祉の向上を図ること」です。これこそ、自治体の最大責務です。

儲かることとか、あるいはできるだけ安く買い叩くとか、こういうことは自治体の責務に設定されていません。そうことを具体化する条例の一つであると理解してもらったらいいかと思います。

コーディネータ　ありがとうございます。実は私たちも厚労省でキチッと確認作業をやってきています。いわゆる権力作用と非権力作用ですよね。公契約というのは自治体や国とかが行うものですが、誰でも言うことを聞けという権力的に行うものとは別なもので、ただ契約をするということで、そういう意味では、そこは及ばないということはもう確定している話です。誤解がされているところもあり、公契約条例で最低賃金を決めることは全然問題ないことをご理解ください。

今、公契約条例ができているところの多くが、建築、建設、土木などを中心に見ていて、そういう現場の労働者の賃金引き上げるために（公契約条例を）使うのではないかと思われている方も多い。そういう一面はもちろんありますが、公契約条例で規制する対象は、どのぐらい広げることが可能ですか。例えば、京都市で言えば保育、学童、介護施設やいろいろな委託がいっぱいあると思うし、印刷物の発注などもあると思うのですが、どこまで広げることができるのでしょうか。

岡田先生　かなり公的な取引で契約を結んで調達行為をしますから広いと思います。杉並区の区長に私が最初、面会したときに「小規模な運送事業者は単価が切り下げられ、その片方でガソリン価格が上がり、人件費も上がりなんとかならないかという相談があった」と言われました。

杉並区の場合、岸本区長が就任する以前から条例があり、大体、世田谷区基準でした。公契約の対象業種を見ていくと、例えば指定管理者、エレベーターの保守管理はエレベーター業界といろんな形で地方自治体は契約を結んでいるのです。そういうところで適用をしていくということで、世田谷区の場合、各業種別の状況を調査して把握しています。適切な最低の限度額はどこなのかということを、賃金と経営者の原価計算でやっています。だんだんと社会保険料計算もそこに入れていくのです。そうすることによって（価格設定を）引き上げていくという努力をずっと続けています。

それをやっているのが審議会で、審議会では学識の委員さんで、その学識委員の１人が中山先生で、この本の著者の１人です。そしてさらに業界の代表、労働代表、調査に基づき審議して算定

を示していく。

これも権力的なものではなくて、実は説得をしていくための根拠を明確にする。そして、説得と合意によって広げていき、かつ価格設定を上げていくことをやっています。従って、区長（首長）が変わればすぐに変わるものではないことを知っておいてほしい。

運動がなければ、あるいはそういうものがバックになければ前進できません。条例ができたとしてもすぐにできない、ということも頭の中に置いておいてほしい。

コーディネータ　公契約条例のときに、価格について問題にはなっていますが、例えば、先ほど出ていた非正規の人たちの比率が何パーセント以内、女性従業員を５割以上、そしてまた、今の雇用者を継続しなければいけないなどの条件を、公契約を発注をする際に付けることも可能でしょうか。

岡田先生　おそらくやれる可能性大です。それは指定管理者の指定に関しても可能ではないかと私たちは考えています。地元の雇用率を上げていく、ジェンダーバイアスの問題がありましたが、できるだけ賃金を上げていく。杉並区では、女性の比率が高いので、もともと指定管理で８割ぐらいは女性です。そういうところで賃金を上げていくこともあります。

もう一つは、さきほど指定管理に関しては地域化と民主化という話をしました。外から来ている事業者が指定管理を受注している場合、本社に利益移転をしている可能性があります。そこの財務公開を求めていくことができないか、ということを今、弁護士と相談中です。

そうすることによって、地域の経済的価値を流出させず、地域内循環させていく方向づけのためにむしろ指定管理を使う。こういう形で、積極的に捉えることもできる可能性はあるのではないか。まだそれが具体的に姿が現れていませんので、どこかで実践が始まっていくと思いますし、その間、総務省とやり取りが始まっていきます。そこでその条例としてどこまで誘導できるかも検討できるかと思いますが、おそらくたくさんの自治体がそういうことを望めば望むほど、総務省は認めていきます。そういう運動が地域の自治体を超えて必要になってきているのではないかと思います。

コーディネータ　ありがとうございます。かなり公契約規制、指定管理を含めてですが、自治体としてはいろいろなことができるはずで、京都市でも是非、やっていこうということだと思います。

日本の中小零細企業が大企業から価格転嫁をなかなか認めてもらえないもとで、大したことないのですが、今、少し公正取引委員会の中で少ない人数を少し増やして、Ｇメンなどの動きが出ているのですが、例えば、そういう活動を京都市でもやっていくことは、中澤さん可能ですか。

中澤先生　できると思いますが、まだなかなかそういうことをやっているところはないと思いますが、先ほど言われたように、京都から始めれば全国に広がっていくのではないのかと思います。

今日お話した「最低生計費調査」について初めてやったのは京都なんですよね。どこかが始めないと広がっていかないと思うので、そういうのはいくらでも広がっていくと思います。

岡田先生　京都は特にそういうことが独自に必要ではないかと私は考えてます。それは織物関係、友禅関係で問屋さんと生産者の間の価格差ですね。つまり、生産者がなかなか生計できるための、いわゆる出来高の賃金がもらえない問題が構造的にずっとあります。これを是正をすることが絶対に必要ですが、なかなか行政が介入して、半ば強制的な形で進めていくことはできず、協議会止まりです。それをもう少し進めていくためには、自治体独自に公正取引委員会のＧメンのような形で、情報を収集しながら、「それが不当である」「買い叩きである」ということを公正取引法上認定できれば是正勧告ができるのです。そういうことをやっていくことが、とりわけ必要な地域ではないか思います。

コーディネータ　京都市はこの間、業務委託がどんどんされ、価格そのものもコンサルに投げる。市自体で企画を立てるのではなく、コンサルに企画を出してもらい、事業そのものも他の業者に出すというところにまで至っています。この業務委託を京都市はどう変えていくのが本来あるべき姿、また、将来のめざす方向としていいのか、岡田さんにお願いします。

岡田先生　先ほど私がお話をしたことも、実は11月に徳島文理大学で同志社出身の斎藤先生がゼミをやっておられて、下請け関係の是正に関わって、シンポジウムを学生ゼミが主催したのです。

そこに公正取引委員会四国事務所の課長さんがやってきました。そこでいろいろと最近の価格転嫁の動向や、今、中村さんがお話しされたような、情報をめぐる業務を新たに監視対象にしたということです。つまりコンサル的な形で情報処理をする。あるいは　皆さん方もそういう企業と契約をして、例えば、文字起こしの依頼やプログラムをつくるなどをやっているかもしれません。そういうことに関して、従来の建物をつくる、物を運ぶということだけではなく、情報を処理することに関わって下請け関係とかで不正があるのではないか、ということで監視対象化します。

おそらく京都の場合、大学、研究所が多いですから、行政も当然関わっています。そういう事業の中で、問題があればそれに対応していくことも必要です。公契約条例に関わって言えば、京都市が取引している事業所、親元企業が自分たちでやることはまずないと思います。コンサルが次の孫請けに回していくということもありえます。そこを監視していくことを公契約条例でやりながら、もう一方では公正取引委員会と協力をしながら、しっかりとチェックしていくことが必要ではないかと思います。

コーディネータ　ありがとうございました。私たち当面、京都市長選挙に勝つことが一番重要なんですが、少し将来的なことも含めて、私たちがまともな賃金をもらえる、生活できるようにしていくために、私たちが今、どんなことをやっていくべきなのか、最後にお２人から提言いただいて締めたいと思います。中澤さんお願いします。

中澤先生　さきほど中村先生が韓国の事例を挙げていましたが、韓国が最低賃金を上げたのは、最低賃金連帯という市民全体で最低賃金を上げる運動が広がる中で、選挙の前でしたが、どの候補者が政権取ったとしても、最低賃金は上がるという状況まで持っていったわけです。先ほど岡田先生も言われましたが、やはり運動がないと変わっていかないと思う。政治家だけの力ではやっぱり限界があると思うので、市民が「ここは問題があるから変えてほしい」と声を上げて、制度は変わっていくものだと思います。

われわれがどういう制度がいいのか、どういう最低賃金がいいのか、どういう公契約条例がいいのかということを、きちんと表明しないと政治家は動きません。

逆に政治家を動かすことができたら、いろいろな制度が変わっていくと思います。そこは政治家任せではなく、自分たちが声を上げて「変えてくれ」という意思を表明することが、韓国の事例から学ぶことです。韓国の最低賃金がなぜあんなに上がったのかと言えば、背景にあったのは運動があったからです。

今日のように私たちもみなさんと一緒に学習して、どういう制度がいいのかということを繰り返し声に出していくこと、世論で動かしてくことが大事なことだと考えています。

岡田先生　現局面では、ある意味非常におもしろい時期に京都市長選挙は行われるのではないかと思います。というのは、麻生内閣と変わらないぐらいで、岸田内閣の支持率が10％台に落ちてくると。片方でパーティー券問題だけではなくて、万博のお金のムダづかい状況が明らかになってきている。インフラを含めて京都と深い関係があり、場合によっては京都に負担が入ってくる可能性もあります。

そういう中で税金とか、あるいは私たちの限られた賃金をどう使うかをめぐって、ものすごい関心が高まってきている局面ではないかと思います。そういうときに、生活がとても苦しい状況がある。

今日もアンケート結果が紹介されましたが、ほぼ共通していましたよね。食費から始まり、エネルギー関係、そして住居費の負担感が強いというのが一つの特徴点だと思います。京都の場合、住宅価格が、あるいは家賃が上がってきているということが、これまでのインバウンド観光最優先政策のひとつの結果ではないかと思います。

そして全国共通の税と社会保険料負担。社会保険には国民健康保険も当然入ってきます。こういう負担を多くの人たちが感じている。そして、企業サイドも、大嶋さんが強調されたように経営ができないということで、個々の会社が例えば廃業や倒産をすれば、これまで買い物していたところがなくなり、サービスを提供してくれていた介護事業所がなくなってしまう。あるいは保育園もなくなっていくかもしれない。これでは市民生活がやっていけません。

人口が京都の場合、減っているから高さ規制を緩和して、タワーマンションを建てればいいという安易な思いつきでは、絶対に京都の中の人口は増えません。一番大事なことは子どもをもった世帯も、お年寄りの世帯も、そこで住めるということです。そういうものは総合的なものです。経済と福祉はつながっているし、つなぐのが京都市、京都府という自治体です。それは私たち主権者がつくりあげる、選択できるものです。

こういうことをしっかりとまわりの人に伝えてもらいたいと思います。最低賃金と中小企業支援は多くの経営者が、先ほどの日本商工会議所など調査結果（にもあるように）３分の２の経営者、８割方の経営者は賛同できます。そういう形でも取り組みが必要じゃないかと思うんですよね。

結論的には中澤さんと同じで、社会的な運動を、これまでと違う広がりを持って展開していくということが必要になってきたのではないかと思います。

コーディネータ　もう少し議論を積み重ねたいのですが、会場の関係もありますので、シンポジウムは終了させていただきます。ありがとうございました。

シンポジウム「暮らせる賃金と生業を自治体がつくる」(2023年12月20日)

2024年3月
日本共産党　京都府議会議員団

WEB ● http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/　E-mail ● giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

発行／日本共産党府議会議員団　TEL075-414-5566

みつなが
敦彦
左京区
島田
けい子
右京区
浜田
よしゆき
北区
さこ
祐仁
上京区
成宮
まり子
西京区
ばば
こうへい
伏見区
水谷
修
宇治市・久御山町
森
よしはる
南区
田中
ふじこ
中京区

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	225	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・(資料作成費)・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	賃金・くらしの実態アンケート報告パンフ　送料				
支払金額	23,349	按分率	100%	計　上　額	23,349
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/10

06-05-10	B W	*664,555	ｶ)ｳｲﾝｸﾞｽﾏﾙｺｰ
06-05-10	B W	*275	振込手数料

お客様コード：[redacted]

京都府庁　議会棟

2024年05月07日

日本共産党京都府議会議員団 様

株式会社ウイングスマルコー
京都市上京区千本通下[redacted]
小山町908-10
代表取締役 橋本 公[redacted]

TEL:075-822-3441
FAX:075-822-3538
登録番号 T7-1300-0100-2570

請　求　書　2024年　4月分

下記の通りご請求申し上げます

ご請求金額（税込）
¥664,555

お振り込み先は、京都銀行府庁前支店　口座番号　当座１１０５４３　名義　㈱ウィングスマルコーへお願いします。

日付	内訳		個数	ｻｲｽﾞ	単価	合計	備考
24/04/01	京都府内	配送料	60	V	83	4,980	入学式メッセージ
24/04/09	京都府内	配送料	75	4R	380	28,500	府政報告No.2197～2200
24/04/12	京都府内	配送料	9	9D	1,141	10,269	賃金・くらしの実態アンケート報告パンフ
24/04/12	京都府下・府外	配送料	50	5Q	250	12,500	〃
24/04/12	京都府内	配送料	1	3Q	580	580	〃
24/04/15	京都府内	配送料	7,322	V	83	607,726	府会だよりNo.357

個数 7517　　10%対象 合計 ¥664,555（消費税¥60,414）

第９号様式（第７条関係）

2024年度　印刷物配布費用等説明書

会派・議員名　日本共産党京都府議会議員団

配布物（名称）	2025年度京都府予算に関する申し入れ	規格	Ａ４版20Ｐ
配付先	事前登録者等	作成部数	250冊

		無	有	充当有の場合					
				支出先・内容等	支出額（円）	按分率（%）	計上額（円）	領収書整理番号	備考
所要経費	印刷・作成費用	□	■	有限会社ニュープリント	87,945	100%	87,945	226	振込手数料含む
	封筒代	■	□				0		
	封入封緘費用	■	□			100%	0		
	送付等費用	■	□			100%	0		
		□	□				0		
		□	□				0		
		□	□				0		
同封物	政務活動費の充当対象	□	□				0		
	政務活動費の充当対象外	□	□		－	－	－	－	
合計					87,945	－	87,945	－	

注　配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

226

２０２４年１１月１１日

京都府知事　西脇隆俊　様

自治と公共の再生へ
中小企業支援と賃上げで
暮らしと地域経済の底上げを

２０２５年度
京都府予算に関する申入れ

日本共産党京都府議会議員団
団長　　島田　敬子

226

【はじめに】

長引くコロナ禍の深刻な影響に加え、異常な物価高や資材・原材料高騰が府民の暮らしや生業を直撃しています。物価高などの原因は、世界情勢の悪化など様々な要因がありますが、国民生活や地域経済にこれほどまでに深刻な影響を及ぼしている背景は、30年以上にわたって経済成長が止まり、実質賃金の上がらない、「失われた30年」を作り出してきた政治に責任があることは明らかです。

府内のある中小企業団体の調査では、価格転嫁ができているとする事業者が54%にとどまり、そのうち100%価格転嫁できているとした事業者は25%と、全体の85%以上の中小事業者は価格転嫁できずに利益を削って身だしをせざるを得ない事態になっています。また、労働者団体の生計費調査では、物価高の影響も含めると時給約1700円以上なければ、京都府内で一般的な生活を維持することができないという結果が示されています。

まさに、府民生活を支える点でも、地域経済を支える点でも、中小事業者への支援と一体の抜本的な賃上げは待ったなしの状況にあります。

異常な物価高を通じて、国民の大きな怒りを巻き起こし、先の総選挙で自民・公明与党が過半数を大きく割り込む要因となった「政治と金」の問題に象徴されるように、国民生活や地域経済を「５４０兆円もの内部留保を積み上げる」一部の大企業の儲けのために置き去りにしてきた、これまでの「弱肉強食」や「自己責任」などの政治の矛盾が浮き彫りになっています。

本府においても、府民の声を無視し北陸新幹線延伸に固執するなどの開発型政治や、賃上げの重要性を知事自身が認めながら、賃上げのための支援には「国のやることと」と背を向け、一方で、スタートアップ企業など一部の成長分野などへの支援に偏った経済政策などの転換が求められています。

府内企業の99.8%を占める中小事業者に軸足を置き、事業継続や賃上げ原資確保への直接支援で、地域で仕事とお金が回る循環型の経済政策へと転換するなど、「住民福祉の増進」という自治体本来の役割を発揮し、いのち・暮らし・生業を守る立場に立ち、自治と公共の再生こそ必要です。

こうした立場から、わが党議員団は、本府の来年度予算編成と、緊急に取り組むべき課題について、緊急要望４５項目、分野別要求１５３項目を提案し、予算化・施策化されるよう申し入れます。

≪重点要望≫

1．物価高騰のもと、賃上げと営農継続へ中小企業と農林水産業者への直接支援を

今年度、商工労働分野では、産業創造リーディングゾーン加速化事業やスタートアップ企業への支援が重点課題とされてきたが、京都経済を支えている中小企業への支援と下り続けている実質賃金の引き上げこそ、重点課題である。農林水産分野では、官民連携のもとに企業に開発・生産・流通を委ねるフードテック構想を推進する一方、今夏のコメ不足と米価高騰にも示されたように、コメをはじめ、農林水産物の安定供給を確保するうえで欠かせない農林水産業者への支援が後景に追いやられている。

物価高騰を上回る賃上げが社会的要請となる中、今年の最低賃金審議会の答申は、27県で中央の目安に上積みをおこなった。34円上積みし、84円増と最大の引き上げとなった徳島県をはじめ、少なくない県で、中小企業が賃上げのための原資を確保できるよう、直接支援のとりくみが実施されている。これについては、西脇知事も「即効的な効果はある」と認めながら、「賃上げを直接的に補助金で支え続けることは財源も含めて困難」「限られた財源の中では、中小企業が利益を確保し、持続的に賃金の引き上げができる体力をつけていただくための支援を重点的に行うことが効果的だ」などと述べて、直接支援を拒否し続けている。しかし、京都府の最低賃金審議会答申では、「中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」と明記している。京都府も、中小企業への直接支援に踏み出すべきである。

(1) 中小企業支援と一体に最低賃金を直ちに時給1500円以上へ引き上げ、全国一律最低賃金制度とするよう国に求めること。府独自に中小事業者への賃上げ直接支援制度を創設するとともに、抜本的な賃上げ・処遇改善を実現するため、知事を本部長とする「中小企業支援・賃上げ実現本部」（仮称）及び担当組織を設置し、経済界・産業界・労働界などと連携した本格的な体制づくりと取り組みを行うこと。

(2) 最低賃金の抜本的引上げについて、国および中央最低賃金審議会に対し求めること。最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策については、消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を実施するよう国に求めること。京都地方最低賃金審議会に対して、最低賃金引上げの意見を表明すること。

(3) もっとも効果的な物価高騰対策である消費税の５％への減税を決断し、社会保障などの財源は大企業や富裕層への応分の負担により確保するよう、国に求めること。中小・零細事業者や個人事業主に増税を押し付け、国民的大増税に道を開くインボイス制度は、直ちに廃止・撤回するよう、国に求めること。

(4) コロナ禍に続く物価高騰で重い負担となっているゼロゼロ融資返済支援を強化し、相談体制、借り換えや別枠債務化による返済猶予など弾力的運用を行うこと。家賃などの固定費支援を行なうとともに、物価高による燃料費・原材料費の値上げなどの実態を把握し、価格転嫁に苦しむ事業者への値上げ分の補てん支援を行うこと。

(5) 賃金下限や労働者保護規定などを盛り込んだ公契約条例を制定し、府の公契約下で働く人々の賃上げと雇用継続、法定福利費、仕事の質と人材確保、技術の継承、健全経営、地域の活性化などを図ること。

(6) 府職員の賃金を物価高騰に見合う水準に引き上げ、職員定数増をはかること。会計年度任用職員について、人事院の新たな方針が示されたもと、同一労働・同一処遇の実現にむけ、抜本的な賃上げと権

利の拡充とともに、公募期限の撤廃と正規職員化も含む雇用の安定・継続のしくみを早期に確立すること。

(7) 今夏のコメ不足と米価高騰の教訓をふまえ、米の需給と価格安定に責任を持ち、多少の不作や需要増でも不足しないようゆとりをもって生産量や備蓄を確保すること、豊作などで供給が上回った場合には国が買い上げ備蓄に回すこと、将来にわたって米の安定供給を確保するために価格保障や所得補償などで農家が安心して米作りに励める条件を整えるよう、国に求めること。

(8) コメの価格保障・所得補償については府独自にも検討し、とりわけ特栽米や有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度や、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。

(9) 農林水産業の飼料・肥料・資材・燃料費などの高騰に対する緊急対策を国に求めるとともに、府独自の支援策を実施すること。

2．子育て・教育――子ども医療費や給食費の無償化、学費負担の軽減を

物価高は、子育てや学生生活にも深刻な影響を与えている。我が党議員団が取り組んだ「賃金・暮らしの実態アンケート」では、「親の食事は減らせても、育ち盛りの子どもの食事は減らせない」「十分食べさせてあげられない」などの声が多数寄せられた。また、コロナ禍以降、府内各地で取り組まれている「食料提供プロジェクト」では、高齢者や子育て世代に加えて、多数の学生が列を作り、親の仕送りが厳しくなる中で「食事の回数を減らしている」「肉は買えないから、タンパク質は豆腐で」など学生生活の厳しさを訴える声が寄せられている。

知事は「子育て環境日本一」を掲げるものの、官民連携を掲げた「子育てにやさしい風土づくり」など、子育てにかかる経済的負担の軽減や、厳しい学生生活の根底にある「高すぎる学費」の無償化への取り組みなど、本来公として果たすべき役割をゆがめていることは重大である。

いまこそ、全ての子どもたちの学びと成長を保障すること、そのための教職員の体制も含めた条件整備など、本府の役割発揮が求められる。

(1) 子どもの医療費助成制度は、国に制度拡充を求めるとともに、府の制度として 18 歳まで入院・通院ともに無料化をめざし速やかに拡充すること。子ども医療費助成制度のペナルティを復活させないよう、国に求めること。

(2) 全員制のあたたかく栄養のある中学校給食をどの地域でも実施できるよう、また小・中学校の給食費無償化ができるよう国に求めるとともに、府として市町村への支援や保護者負担の軽減を行なうこと。安易な民間委託を行わないこと。

(3) 小・中学校、および高校で 30 人以下学級を早急に実施し、１人ひとりに即した学習を保障すること。そのため、府として「京都式少人数教育」を見直し、緊急かつ計画的に正規教員を増やし、教員定数の抜本的改善と専科教員の増員を行うこと。社会問題となっている教職員の長時間・過重労働と、教員未配置の解消に向け、教員「給特法」、時間外勤務手当の改正を国に求めること。

(4) 不登校児童・生徒の急増に対し、安心できる居場所確保や学習保障のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全校配置、正規教職員体制の拡充、相談・支援体制の強化、通いやすい別室の準備、さらにフリースクールなどへの財政的支援を含む総合的対策を進めること。

(5) 府立高校タブレットの全額公費負担を行うこと。高校教科書などの無償化、高等学校等修学支援金制

度、高校生等奨学給付金制度の拡充、高校生への就学援助制度、上級学校への進学に向けた給付制奨学金の拡充等を進めるよう国に求めるとともに、府独自の高校生支援制度をつくること。

(6) 公立大学法人の授業料無償化をめざし、引き下げと減免制度の拡充を行うこと。学生のための給付制奨学金を府独自に創設し、奨学金返済支援制度については改善・対象拡充すること。大学等と連携して、学生の暮らしや学費負担、アルバイトなどに関する専用相談窓口を設置すること。高等教育の速やかな無償化を国に求めること。

(7) 大阪・関西万博への小・中・高校生の動員は、安全確保も困難のうえ教育的効果も不明であり、強制しないこと。

3．いのちと尊厳を守る社会保障の再構築を

政府は、12月2日に健康保険証の廃止を強行しようとしているが、これは事実上のマイナンバーカードとマイナ保険証の強制である。京都府は「制度移行に向けた準備は進みつつある」としているが、その利用率は14%弱（24年8月時点）にとどまったままとなっている。

また政府は、今年9月に「高齢社会対策大綱」を決定し、75歳以上の保険料窓口3割負担の対象を「拡大する」と明記し、介護では、利用者負担の原則2割化や介護人材不足、介護報酬改悪による経営悪化で事業所の撤退・廃業・倒産が続出するなど、高齢者が暮らし続ける基盤が崩壊の危機に直面している。「高齢者の社会保障を削って現役世代に回す」など高齢者と現役世代を対立させ分断する議論は根本的に間違っており、許されない。

また、コロナの経験を踏まえた新興感染症対策や能登地震・風水害等、災害時の対策をはじめ、総括や経験が生かされないままとなっており、その対策は急務である。

(1) 健康保険証の廃止を中止するよう国に求めるとともに、マイナ保険証の事実上の強制を、府民や医療機関等に押し付けることはやめること。また資格確認証を職権で全員に送付するよう国に求めること。

(2) 「マクロ経済スライド」など実質年金引き下げの仕組みを凍結・撤廃し、年金の引上げを物価上昇以上に行い、暮らしの安心を保障するよう国に求めること。

(3) 介護報酬の緊急改定を行い、訪問介護事業所の倒産などを回避するとともに、公費負担の引き上げや、従事者の処遇改善を抜本的に強化するよう国に求めること。また、府として処遇改善につながる独自施策を実施すること。

(4) 医師少数区域への医師や看護師確保対策を強化するとともに、病床削減や病院統廃合の動きを食い止めるため、全力を尽くすこと。

(5) 高すぎる国保料を引き下げるため、公費負担の抜本的増額を国に求めること。また均等割・平等割を廃止し、保険財政に責任をもつ府として保険料負担軽減策を講じること。保険料の一律化に向けた論議をやめること。

(6) 加齢性難聴における補聴器購入費助成について、国に求めるとともに府としても支援策を創設すること。

(7) 帯状疱疹ワクチンを受けやすくするため、予防接種法に基づく定期接種化を国に求めるとともに、府として補助を行うこと。

(8) 後期高齢者医療制度の窓口負担３割化など、高齢者の医療費の負担引き上げに反対すること。また、京都府老人医療助成制度については、窓口１割負担に戻し、さらに対象年齢を拡充すること。

(9) 物価高騰のもと重要性を増している生活保護制度は、人権を守る制度として改善・強化すること。老齢加算の復活、減額されてきた生活扶助・住宅扶助基準及び冬季加算を元に戻すことを国に求めること。酷暑が続いており、夏季加算の創設を国に求めるとともに、生活保護世帯への見舞金の復活、クーラー設置補助への支援を行うこと。申請権を保障し、保健所や市町村窓口に申請用紙を置き、扶養照会は申請者の意思を尊重すること。保護決定は法定期限の２週間以内とし、保護の辞退届けの強要や実態を無視した就労指導は行わないこと。

(10) 各種減免制度の拡充と周知徹底を国に求めるとともに、府としても手立てを尽くすこと。

(11) 京都府物価高騰対策・生活困窮者支援事業費補助金については、継続・拡充するとともに、とりわけ、越年対策については早急に具体化し府民に知らせること。

(12) コロナの総括と本格的な対策をとるため、コロナ禍の経験と教訓を現場の実践から正確につかむこと。

４．北陸新幹線延伸など大型開発中止、府民と地域を支える公共・自治の役割発揮を

北陸新幹線延伸計画について、国が「新たな３ルート案」を発表した。しかし、その中身は地下水への影響や残土処理問題などには一切対応せず、事業費は当初の2.1兆円から最大5.3兆円へ膨れ上がるなど、もはや計画の破綻は明らかで、計画中止以外に道はない。多くの府民や学生らの運動により、府立大学体育館での巨大アリーナ整備は撤回せざるを得なくなった。ところが、次の候補とされた向日町競輪場でも、地元住民への丁寧な説明もなしに進めるという同じ過ちを繰り返し、周辺住民などからは「狭隘な周辺道路の整備はどうするのか」など当然の声があげられており、到底住民理解が得られているとは言えない。

カジノ・万博計画を、「関西経済の起爆剤」とする関西財界とともに、インフラ・基盤整備などに税金をつぎ込むことに批判が広がるなか、知事は関西広域連合・副連合長として、学研都市の「サテライト会場化」、「万博・京都支援協議会」の立ち上げなど推進。「観光総合戦略」改定でも、インバウンドの再興、京都市と一体で都市の再開発・大規模規制緩和など進めている。

人口減少やコロナ禍を口実に、政府と財界が「圏域行政化」「デジタル化」など地方自治のしくみを改変し、住民個人情報や公的サービスの企業利活用をねらうもと、府はマイナンバーカードの普及促進、「北部地域連携都市第２期ビジョン」で水道広域化・民営化、消防広域化などを打ち出し、市町村合併により弱体化した地域に、さらに団体自治・住民自治を弱め企業利益に資する「自治体のプラットフォームビルダー化」など役割の変質を進めている。国言いなり、トップダウンで、府民の実態や声を聞く住民自治の姿勢が弱く、新たな施策がほとんど見当たらず、防災や公衆衛生の体制・予算は弱められ、現場府職員に矛盾が押しつけられている。

これらを改め、府民と市町村を支える自治と公共の役割強化こそ求められる。

(1) 北陸新幹線延伸計画は、自然環境や住環境の破壊、過大な財政負担を住民と沿線自治体に押し付けるものであるため中止を求めること。リニア中央新幹線の大阪延伸中止を国に求めること。

(2) 府民の声を聞かず民間企業に作らせた「北山エリア整備基本構想」は、白紙撤回すること。府立大学の体育館を、学生のための専用施設として早急に建て替えること。老朽化した府立大学施設の建て替えを急ぎ、「京都府における知の拠点」にふさわしいものにすること。

(3) 大阪・関西万博はIR・カジノと一体であり、会場建設費・インフラ整備など膨大な国民負担を強いるものであり、中止すること。府としての万博推進事業は中止し、すでに府業務に支障をきたすこととなっている府職員の動員をやめること。

(4) 健康保険証廃止と一体にしたマイナンバーカードの強制は中止を求めること。マイナンバー制度そのものが、政府による国民生活全体の管理と監視につながる危険をもち、企業による個人情報の利活用をねらいにしたものであり、紐づけの拡大をやめ、制度の見直し・廃止を求めること。

(5) 「北部地域連携都市構想　第２期ビジョン」により、市町に「選択と集中」「分担と連携」「機能的合併」を押し付けるのをやめること。水道事業の広域化、消防指令センターの共同運用は中止すること。

(6) 府営水道へ自治体水道を経営統合せず、自治体の浄水場を生かし、いのちの水＝水道事業を充実させること。「ウォーターPPP」の導入、上下水道一体化による官民連携などを進める水道・下水道の広域化を強行しないこと。水道法の理念にもとづき、水道のあり方について住民的論議を保障するよう、技術的・財政的支援を自治体の上下水道事業に行い、簡易水道事業への補助制度拡充と存続を国に求めること。

(7) 京都府南部の消防指令センターの共同運用は消防力を弱めるものであり、中止すること。各消防本部への財政支援を国に求めること。

(8) 支援対象の拡充や支援金の水準引き上げなど、被災者生活再建支援法等の見直しを国に求めるとともに、府独自の住宅改修支援は一部損壊も対象にすること。災害家屋対策の拡充、生業支援・農林水産業支援策の拡充等、見直しを行うこと。災害により生じた民地・農地の土砂等の撤去など復旧に支援を行うこと。

(9) 地域計画や地域づくりの基本を住民の福祉の増進に置き、住民と当事者の意見を踏まえること。府民のいのち・暮らし・生業と地域を支える役割を発揮するため、これ以上の府職員の定数削減を行わず、超過勤務を縮減し、計画的な増員・定数増により、保健所・土木事務所をはじめ必要な体制を確保すること。広域振興局、土木事務所などの体制を統廃合前に戻し、強化すること。

５．ジェンダー平等、気候危機打開、原発ゼロ、平和憲法を守り生かす発信を

COP28で国連のグテーレス事務総長は、パリ協定で確認した「気温上昇を1.5℃以下に抑えるには、すべての化石燃料の段階的廃止なくしては不可能である」と述べ、成果確認文書でも初めて「化石燃料からの離脱」が盛り込まれた。ところが、岸田首相（当時）は、同会議で「世界の脱炭素に貢献する」と述べながら、石炭火力発電所でのアンモニア混焼の方針を掲げるなど、石炭火力継続を改めて宣言し、環境NGOから「化石賞」を受けることとなった。

11月11日からCOP29（国連気候変動枠組み条約第29回締約国会議）が開かれる。「地球沸騰化」ともいわれる地球温暖化による気候危機は、世界各地とともに、日本でも、線状降水帯による豪雨、猛暑による熱中症増加、農業や水産業への大きな被害など深刻な事態となっている。国連は繰り返し「先進国の2030年までの石炭火力の段階的廃止」を求めているが、日本はＧ７で唯一、石炭火力からの撤退期限を示しておらず、京都議定書を発出した府の役割が問われている。

また、本年はノーベル平和賞に、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が選ばれた記念すべき年となった。ところが、石破首相は「核抑止」に固執し、さらにアメリカとの「核共有」にまで言及しており、核なき世界を目指す世界の流れからも、唯一の被爆国の首相としても、極めて異常なものだと言わなければなら

ない。

ジェンダーギャップ指数が146か国中118位の日本に対して、国連の女性差別撤廃委員会が、4度目となる選択的夫婦別姓の早期導入を求める勧告を含む「総括所見」が出された。国民の中でもジェンダー平等を望む声は大きく広がっており、先の総選挙では多くの政党・候補者が選択的夫婦別姓の実施を公約に掲げた。

こうした中で、ジェンダー平等やエネルギー政策、平和の問題でも、国に物言わぬ姿勢は許されない。府民の安全を守る立場で、国に言うべきことを言い、平和を守り憲法を生かす府政こそ求められる。

(1) 隣接する福井県域をはじめ、原発の稼働延長や新増設に反対すること。エネルギー基本計画は、原発を「ベースロード電源」とするのをやめ、再生可能エネルギーを基本とするものに見直すよう国に求めること。関西電力敷地内の使用済み核燃料貯蔵施設建設に反対すること。京都府地域防災計画・原子力発電所防災対策計画編については、30㎞の範囲に限定せず府内全体を対象とすること。

(2) 「京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」で規定した温室効果ガス排出量の「2050年の実質ゼロ」、当面の目標として「2030年度に2013年比40%以上削減」を規定したが、目標のさらなる引き上げを行うこと。年間880万トンものCO2を排出する舞鶴石炭火力発電の廃止を求めること。エネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの飛躍的普及をすすめること。

(3) 有機フッ素化合物PFASは基準値を現行参考値より低減させるとともに廃棄物処分の抜本的強化策を国に求めること。基準超過している綾部周辺の安全対策・農家支援を強化すること。地下水が基準超過している宇治市や八幡市について継続監視・周辺検査を強化し、住民に正確な情報を公表し、健康を守ること。

(4) 京丹後米軍基地強化と自衛隊との一体化、舞鶴海上自衛隊司令部の「地下化」やトマホーク配備、精華町・祝園弾薬庫へのトマホークなどの保管も想定される大型火薬庫建設、日米共同軍事訓練など「安保3文書」で示した大軍拡と「敵基地攻撃能力」保有の具体化の動きに反対すること。舞鶴港への米軍・NATOなど外国軍の艦船の入港、軍事的利用は拒否し、「平和の港」として発展させること。

(5) 憲法改悪、とりわけ9条改憲、緊急事態条項の創設などに反対すること。国に対して、核兵器禁止条約への参加を求めること。

(6) 政治とカネ問題の根絶のため、裏金づくりの真相究明と、企業団体献金の全面禁止、政党助成金の廃止を国に求めること。

(7) ジェンダー平等社会の本格的な実現に向け、選択的夫婦別姓制度の創設・実施、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を速やかに行うこと、男女賃金格差の是正、性的マイノリティの人権保障などを国に求めること。府としても、男女賃金格差の実態把握と是正のため対策を講じること、パートナーシップ制度・条例の実現、各種申請用紙等の改善や相談窓口設置などに取り組むこと。

(8) 性別間や世代間、民族間など様々な分断を広げようとする動きに反対の姿勢を明確に示すこと。ヘイトスピーチ、ヘイトクライムについて、防止するための対策を講じること。

≪分野別要求≫

1．社会保障の連続改悪に反対し、いのちを守る医療・介護・公衆衛生の体制充実を

(1) 「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」（医療費適正化計画）は、実効性が乏しく、上位計画である国計画の廃止を検討するよう国に求めること。

(2) コロナ禍や物価高等の深刻な影響による受診控えが起きないよう、無料低額診療の実施医療機関の目標をもち、また歯科も含め対象を増やすための取り組み、制度の周知徹底をすすめること。また、保険調剤薬局でも実施できるよう国に求めるとともに、府独自に制度を創設すること。公的医療機関における一部負担金減免制度拡充のため支援すること。

(3) 南丹みやま診療所については、休止された入院病床の再開や往診の充実等のため、休止せず地域住民が安心して利用できるよう、すみやかに常勤医師を確保すること。そのために、京都府が直接確保する努力も含め、南丹市と連携して取り組むこと。また、医師確保や看護師等確保に全力をあげること。また、さらに老人保健施設の再開をはじめ、介護保険サービスが利用できるよう、体制確保も含め支援を行うこと。難聴者への公的支援制度を実施するよう国に求めるとともに、京都府として具体化をはかること。

(4) 京都府ヤングケアラー総合支援センターをはじめとしたヤングケアラー対策について、教育現場をはじめ府民的周知を行うとともに、実態を把握し、寄り添った支援に取り組み、生活・学習支援に取り組むこと。

(5) 医師偏在解消を建前とした「保険医定数制」や「自由開業規制」を導入しないよう求めること。また、かかりつけ医以外の受診の際の「定額負担」導入に反対し、紹介状なしの大病院受診の際の「定額負担」制度の拡大は速やかに見直し廃止するよう求めること。

(6) 府立医科大学の地域枠の拡充等、地域の医師不足対策を進めるとともに、医師養成数の抑制政策を見直し増やすこと。

(7) 国民健康保険運営方針の改定にあたり、高すぎる保険料の見直しのため、国による公費負担を抜本的に拡充すること。また、一般会計からの繰り入れなど、これまで市町村が保険料負担を抑えてきた努力を無にする、統一保険料導入は行わないこと。また保険料負担軽減のため、府として支援すること。市町村による資格証明書交付は全廃するよう求めるとともに、人権を脅かすような滞納処分や地方税機構への移管はやめ、国保法44条に基づく窓口一部負担金減免制度を積極的に活用するよう支援すること。

(8) 介護保険制度への公的負担を増やすとともに、医療保険や介護保険制度における窓口一部負担金や利用料負担を軽減すること。保険料滞納者への制裁を中止すること。介護保険への財源措置の強化なしに、「保険あって介護なし」の事態は解決できない段階に来ており、抜本的な見直しを求めること。

(9) 特別養護老人ホームをはじめとした入所施設の計画的な増設、待機者の解消を図り、マンパワー確保など地域包括支援センターへの支援を強化すること。介護保険の補足給付改悪により、介護施設入所者にとって深刻な負担増となっており、国に元に戻すよう求めること。地域ケア会議等への公的関与の仕組みを高めること。

(10) 障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額をはかるよう国に求めること。障害児・者の福祉医療の「応益負担」を撤廃し、無料化するよう国へ求めること。65歳以上の障害者の介護保険優先を定めた介護保険法第7条の廃止を求めること。

(11) 障害者の家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打

ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。

(12) 障害のある人々からの相談と解決に積極的に取り組む関係行政機関の体制を強化すること。府障害者相談等調整委員会や推進協議会に幅広い種別の障害当事者の意見を反映できるよう、体制と運営の充実を図ること。

(13) 障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備・拡充すること。地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。

(14) 重度障害者医療助成制度の拡充にあたっては、精神障害者（児）手帳２級まで対象とすること。また、精神障害者の運賃割引制度を全ての公共交通機関で適用できるようにすること。精神を含む全ての障害者のための「指定相談支援事業所」の増設、24 時間対応、精神福祉士などの専門職員の配置の拡充を行なうこと。

(15) 精神科病床を府北部医療センターや中部医療センターに整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。府立洛南病院の改築にあたっては現場職員の声を充分反映し、医師、看護師などの増員を行うこと。

(16) 発達障害の診断ができる医師の確保に努め、初診待機期間を減らすこと、また、発達障害者支援センターにおける相談体制を充実させること。

(17) 障害児の療育の充実、障害児保育の受け入れの支援と、放課後デイサービスの質の向上を支援すること。

(18) 府立ろう学校の児童が居住地の学童保育・児童クラブを利用できるようにすること。盲・ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減、自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。

(19) 医療的ケア児・者を受け入れる生活介護施設の看護師配置・加算の補助金を復活し拡充すること。特に医療的ケア児を受け入れることが出来る療育施設、保育所が不足しており、どの地域でも安心してケアを受けられる体制の整備に全力を上げること。

(20) 京都府福祉医療制度について、所得制限を緩和し、重度心身障害児・者医療制度について、障害者手帳３級と療育手帳Ｂも対象とするなどに拡充すること。

(21) 桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を真摯に行い、指定管理料の引き上げや必要な施設整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。

(22) 民間医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。

(23) 府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所については直営に戻し、保育士の処遇を改善すること。

(24) 府立看護学校の建て替えにあたっては、就労支援策を充実すること。また、寮の引っ越し費用など必要な支援策をとること。准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。ＯＴ、ＰＴ、ＳＴの養成・確保と地域偏在解消対策を講じること。京都府看護師等修学資金については、貸与額の引き上げや貸与条件を満たしている希望者全員が貸与を受けられるように拡充するとともに、入学時に

貸与を受けた看護学生に卒業まで継続貸与すること。また、返済免除要件の年数の緩和をはかること。

(25) 公的年金について、「マクロ経済スライド」をやめ、「減らない年金」とするよう国に求めること。

(26) 自殺対策について、とりわけ若年者の対策を強化するとともに、福祉・医療・教育をはじめとした関係機関と連携し、切れ目ない対策をとること。

(27) 総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。高額な薬価を引き下げる見直しを求めること。ＡＹＡ世代のガン支援策を拡充すること。

(28) 肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。

(29) 難病法は抜本的に見直し、すべての難病患者を医療費助成の対象にするなど、安心して治療に専念できるよう制度の抜本的改善を国に求めること。自己負担をなくす等、すべての難病患者を対象とするなど療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めること。さらに府独自に、難病患者の申請書料・診断書料・交通費等支援策を復活させ、20歳を超えた小児慢性特定疾患患者への支援など難病対象事業適用までの間の支援策を検討するなど、難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センター及びピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。

(30) 高次脳機能障害支援について、専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。

(31) 人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策を推進すること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。災害発生時における透析患者受け入れ体制の構築をはかること。

(32) 周産期医療情報システムの充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、府南部地域などの医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、ＮＩＣＵ後方病院・後方施設の整備を行うこと。

(33) 未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。

(34) アレルギー疾患対策基本法に基づく実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者と連携・協議のもと本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対して、アレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修を充実させるなど、積極的な人材育成を行うこと。

(35) 化学物質過敏症（CS）・香害など、新たな課題について実態を掴むとともに、あらゆる機会を通じた府民への周知、学校現場での合理的配慮に取り組むこと。

(36) 消費生活安全センターの専門的な相談機能や啓発、市町村への支援など本来の役割を果たすための職員体制の充実と相談員のいっそうの処遇改善に取り組むこと。

2．すべての子どもの発達と学びを保障し、府民の文化・スポーツの権利保障を

(1) 高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の定員を維持し、どの学校でも格差のない豊かな高校教育を保障すること。「府立高校のあり方」に「新しい普通科」など「特別な学校づくり」による学校間格

差と序列化を改めること。現行の「入学者選抜」制度の見直しに当たっては、「前期選抜」を直ちに廃止し、現場教職員や保護者、生徒の声を丁寧に聞いて制度づくりを進めること。適正規模を口実にした統廃合は行わないこと。

(2) 私立高校あんしん修学支援制度を拡充し、他府県への通学生や専修学校高等課程、各種専門学校、他府県に本校がある通信制高校も対象とし、生徒への直接助成とすること。

(3) 子どもたちの心のケア、増え続けるいじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校配置し、定数化・正規職員とし、相談・支援体制を強化すること。養護教員・事務職員の複数配置、専任の学校司書と栄養教諭の全校配置を支援すること。

(4) 学校におけるICT等の活用については、新たな格差を生まないよう、機器購入や通信環境整備などは公費で行い、機器の利用について教員や児童・生徒をサポートする支援員を各校に配置すること。

(5) 競争教育に拍車をかけ、学力形成に有害な「全国学力テスト」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。府独自の「学力診断テスト」を見直すとともに、本来の学力形成に重点を置くこと。

(6) 希望するすべての学校に通級指導教室を設置し、教員の定数化、特別支援コーディネーターの専任化などを国に求めるとともに、府独自でも条件整備をはかること。

(7) 外国人の子どもへの教育条件の整備をすすめること。

(8) 地域の教育力の衰退、長時間・長距離の通学、安全面などの不安につながる学校統廃合は推進せず、マンモス校の分離・新設への支援、小規模校の良さを生かした学校教育への手厚い支援を行なうこと。

(9) 子どもの安全を守るため、通学路や園児移動経路などの総点検にもとづく安全対策を急ぐこと。学校周辺及び通学路の危険なブロック塀の撤去、「ゾーン30」の区域拡大など、道路管理者と連携した取り組みを行うこと。

(10) 高等学校生徒通学費補助金の基準を見直し、速やかに拡充すること。

(11) 酷暑が続いており、体育館のエアコン設置を急ぐこと。府立学校の耐震工事、エレベーター設置などのバリアフリー化、トイレの洋式化、老朽校舎の改修を促進すること。北桑田高校美山分校は、体育館の耐震改修をはじめ学習環境の改善をすみやかに行うこと。

(12) 盲聾支援学校の教育条件整備について、京都府の学級編成基準、教員配置を改善し、定数を大幅に増員すること。

(13) 特別支援学級の学級編成基準を8名から6名に改善し教員を増やすよう国に求めるとともに、府として独自に6名とすること。一人でも特別支援学級への希望があれば学級を開設すること。

(14) 特別支援学校の大規模・過密化対策として教職員の増員、教育環境の改善をはかること。老朽校舎の与謝の海支援学校の建て替え計画を早急に具体化するとともに、それまでの対策を講じること。丹波支援学校の大規模化を解消し、子どもたちの教育を保障するため、新たに特別支援学校を亀岡地域に整備すること。

(15) 支援学校のスクールバスや給食（舞鶴・井出やまぶき・八幡・宇治支援学校）の民間委託を改めること。医療的ケア児の送迎について保護者負担の軽減をはかること。

(16) 特別支援学校の教員の未配置解消のため、正規教員の抜本的な定数増をはかること。とりわけ、6年前から続く丹波支援学校の未配置問題の解決を最重視すること。

(17) 児童・生徒への防災教育（原発・放射能被害など含む）をすすめること。

(18) 子どもの意見表明権や思想・信条・良心の自由を尊重し、管理的な校則や指導の見直しをはかること。体罰をはじめ、あらゆる暴力を学校から一層すること。

(19) 子どもたちを対象とする公演鑑賞や創作活動等の機会を増やす等、支援事業を抜本的に拡充すること。

(20) 憲法と子どもの権利条約を生かし、「人格の完成」を教育目標とする、子どもたち一人ひとりの幸せと成長・発達をめざす教育を推進すること。そのためにも、首長等による教育内容への「不当な介入」を行なわず、教育委員会の独自性・中立性を堅持し、保護者や府民、教職員の意見が反映される民主的な教育行政をすすめること。憲法19条に違反する「内心の自由」への侵害、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制をやめること。

(21) 主権者教育、政治教育は、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、批判的に政治や社会の問題を考え行動できるよりよい主権者として成長することをめざすものとすること。高校生の政治活動の自由を尊重し、一般市民と同様に認めること。

(22) 子どもの発達に応じた「包括的性教育」を導入するよう国に求めること。生理用品を学校トイレ等に配備すること。

(23) 公立大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動を保障するために、大学法人への財政措置をはじめとした支援を行なうこと。「戦争する国づくり」と一体となる軍学共同研究は受け入れないこと。

(24) 京都スタジアムについては、「稼ぐスタジアム」づくり優先を改め、真に府民スポーツ振興をはかる拠点として公的施設にふさわしい役割と責任を京都府が果たすこと。

(25) 京都府立文芸会館は、貴重な府民の文化拠点であり、また建物や舞台そのものが貴重な財産である。関係者や利用者の意見を聞き、技術職員体制強化や老朽化対策、修繕を行うこと。

(26) 北山エリア「シアターコンプレックス」は、設計や管理運営に関係者の要望を反映させるとともに、「にぎわい機能」、ホテル・コンベンションの併設は中止すること。旧総合資料館跡地の暫定活用にあたっては業者任せにせず、府として地域住民への丁寧な説明を行うとともに、運営に当たり住民の声を十分に聞くこと。

(27) 府立歴彩館について、指定管理者による管理をこれ以上拡大せず、全体を府直営に戻すこと。

(28) 文化財や文化芸術を「地方創生」や観光の道具とし、「稼ぐ」ことに偏重した活用方針は見直し、関係者の意見をよく聞いて必要な支援を拡充すること。

3．中小事業者支援と一体の賃上げ、正規雇用拡大、地域循環型経済を

(1) 地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興基本条例」を制定すること。中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立すること。

(2) 「誰もが人間らしく働ける京都府づくり条例（仮称）」を制定し、実態調査を行うとともに、事業者に対する労働関係法令の遵守や低賃金対策に加えて、府として中小事業者に対する賃上げのための原資確保のための直接支援など必要な支援策の実施や、府職員の体制や処遇の見直しで目指すべき労働環境の在り方を示すこと。

(3) 雇い止め・リストラ対策を抜本的に強化し、雇用を継続・拡大する中小企業等への支援を国に求めるとともに、府独自の対策を行うこと。「1日7時間、週35時間」労働で、人間らしい生活時間を確保し、経済と社会の発展を目指す労働法制の抜本的改革を国に求めること。

(4) 雇用調整助成金特例措置を、コロナ対策だけでなく物価高対策として継続し、失業給付上限を雇用調整助成金の特例に合わせて引き上げ、給付期限を延長、休業支援金制度の改善など、国に求めること。雇用保険の加入条件緩和に伴う小規模事業者の雇用者負担軽減へ支援を行うこと。

(5) 高等技術専門校における職業訓練の機能と体制を強化すること。リスキリング（職業能力の再学習）については、国がすすめる労働市場改革の一環として成長分野への労働移動を促進するものであり、京都府において推進しないこと。

(6) 雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告・協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。

(7) 中小企業が障害者の雇用確保と定着をはかれるよう、支援策を講じるなど、障害者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、高齢者雇用に取り組むすべての団体を支援すること。

(8) 勤労者福祉会館は、老朽化対策と維持・管理の財政措置を行い、住民合意で機能を存続・強化させること。

(9) インバウンド偏重の観光政策を見直し、府内・国内観光客誘致に重点を移すとともに、府域内での消費を喚起するために内需をあたためる経済政策に転換すること。京都市内で、受け入れ能力を超える観光客が殺到し、住民生活に重大な支障をきたしているオーバーツーリズムへの対策を、京都市と協力して実施すること。

(10) 地域経済への波及効果が大きい住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成などを制度化し、経済活性化への支援をつよめること。

(11) 西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、伝統と文化のものづくり産業振興条例を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急に実態調査を行うこと。伝統産業振興のための予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業の通年化や新規就労支援制度など職人の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。炭素繊維の活用など、産地の新たな取り組みを積極的に支援すること。

(12) 西陣織・丹後ちりめんの機料品、道具、部品生産について、府として全国の産地や国にも働きかけ、織機づくり、部品など、生産の具体化を図ること。

(13) 伝統地場産業の技術や材料など消滅の危機にある業種・業界について、関係者の意見を聞き対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、イニシアティブを発揮し、業界団体や販売グループへの支援・育成をはかること。

(14) 丹後地域の織物業の最低工賃引き上げについて、府として国とも連携しながら、最低工賃の徹底に責任を持って取り組むこと。

(15) 文化活動継続補助金を復活させ、施設使用料減免や損失補てん等も支援対象とし、技術職人なども広く支援できるようにすること。

(16) 府全体の産業振興を図るため、振興局も含めた経営支援機能、公設試験研究機関の抜本的な機能と体制の強化を図ること。中小企業技術センターについては、体制と機能強化をすすめるとともに、経営支援機能を復活させ、府の全産業を視野において振興を図る拠点として、体制と機能の強化を行うこと。また北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターの検査器機設備の拡充、技術職員の確保や充実などをすすめるとともに、市町とも協力して事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。

(17) 大型店と大企業系列店のこれ以上の進出を規制するため、大店立地法の全面見直し、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など、来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援、大型店やスーパーの撤退にともなう、市町村の「買い物難民」

対策を府として支援すること。大型店の出店にあたっては、警察とも連携して交通渋滞対策を抜本的に強化すること。

(18) 中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施すること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品開発に取り組む中小業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。延納等で納税している事業者について、資格者として資金需要に応えられるよう、改善すること。

(19) 中小企業あんしん借換融資の5号の指定業種について、前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとでの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。

(20) 信用保険法の保証割合を、100%保証に戻すよう国に求めること。信用保証協会が中小零細企業支援に資するよう、制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断と制度融資を行うしくみに戻すこと。

(21) 暫定登録文化財制度の修復事業をはじめ、文化財修復事業による新たな仕事おこしを進めること。事業推進にあたっては、各同業組合とも連携し技術と意欲のある事業者への発注を拡大し、技能や技術継承・向上に資する支援制度を構築すること。

(22) 公共事業の発注にあたっては、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により仕事確保をはかること。小規模工事希望者登録制度を創設すること。事業者による企画・提案を評価して契約するプロポーザル方式による府外企業への発注が増えている現状について、見直しと改善をはかること。

(23) 京都が世界に誇る文化財を維持するため、技能や技術の継承対策を早急に進めること。文化財修復予算を抜本的に拡充するよう国に求め、府としても拡充に努めること。

4．コメ農家、小規模農家をはじめ農林水産業を支え、持続可能な地域づくりを

(1) 改定された「食料・農業・農村基本法」は、輸入自由化・市場まかせに反省がないどころか、食料の安全保障の強化をいいながら自給率向上の目標を投げ捨て、海外依存の姿勢を強めている。したがって、食料自給率の向上を柱とした農業政策への根本的転換をはかるよう、国に求めること。

(2) フードテックについては、遺伝子組み換えやゲノム編集など安全性などへの不安の声も多く、いったん立ち止まり、食の安心・安全や食料システムへの悪影響についての検証を行うこと。

(3) 国連「家族農業10年」にもとづき、小規模・家族農家、兼業農家をはじめ中小の農業経営を支え、農村集落を維持・存続するとともに、食料自給率の向上をはかるため、「京都府農林水産業振興条例」を制定し、農業・林業・水産業の振興に向けた総合計画を策定すること。農林水産技術センター等の専門職員体制や設備の拡充をはかること。

(4) 近年進行する気候変動などにより、天候不順や病害虫による農作物への被害が相次いでおり、国際情勢の不安定さや急激な円安不況のもと、肥料、飼料、原油高騰などによる農家の減収も大きいことから、営農を継続できるよう収入減少への補填・支援を実施すること。カメムシによる被害への支援策は、果樹だけでなく、米も対象にすること。

(5) 種子法が廃止されたもとでも、農林水産技術センターや農業研究所、改良普及センター等、「公」が担う原原種、原種を守り、地域にあった種子開発を強め、府独自の種子条例を制定して自家種子と農家経営を守ること。

(6) 画一的な大規模化や企業参入のための農地再編、規制緩和に反対すること。農地中間管理機構の運営は、農地の貸付等は地域の農業者優先ですすめること。農業機械の更新への支援は、法人以外に集落営農とともに個人の農業者にも助成を拡充すること。

(7) 新規就農者について、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額の引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策、技術支援や販路拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的な支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。

(8) 鳥獣被害対策を強化し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罠・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げ、捕獲に対する支援金の拡充など、従事者の要望に応えた対策をすすめること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。

(9) 都市近郊農家が守ってきた環境と優良農地を維持・保全するため、生産緑地制度の届け出の支援など、振興策の推進をはかること。

(10) コメ作りについて、水田活用交付金の削減中止、法的義務のないミニマム・アクセス米の輸入中止、収入保険や各種農業共済保険料の軽減と条件緩和、飼料用米の助成措置の安定確保、転作に伴う補助金の主食用米に見合う単価への引き上げを、国に求めること。

(11) 中山間地直接支払い制度や多面的機能支払交付金の改善・拡充を国に求めるとともに、府として、いわゆる「限界集落」も含めた中山間地地域・集落への支援をつよめること。

(12) ＣＳＦ(豚熱)に関する情報収集、野生イノシシへの経口ワクチン散布、定期巡回などの感染拡大防止対策をいっそう強めること。国産牛のＢＳＥ検査の復活を国に求めること。

(13) 飼料の国産自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。

(14) 茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化、製茶工場や改植・本ず等への支援および、茶の消費拡大にむけた取り組みをいっそう強化すること。農業共済の掛け金の補助を行うこと。霜被害対策を抜本的に強化すること。

(15) ウッドショックやロシア産木材の輸入規制の影響等による国内木材流通量の減少、価格高騰の調査、便乗値上げ・買い占めなどの監視を国に求めること。

(16) 原木価格の引き上げのために、外国産木材の輸入規制、緊急を要する除・間伐への支援強化、造林経費控除の全額への引き上げ等を、国に求めること。府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「ひろがる京の木整備事業」(住宅タイプ)補助金については、施主への直接交付にすること。

(17) 間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。

(18) 森林の持つ資源や景観などはもちろん、水源涵養や防災機能といった多様な働きを維持するために、国に対し森林環境税の交付基準の見直し、一般会計における林業予算の拡充を強く求めるとともに、市町村の体制強化、地産地消の木材活用のさらなる推進を府としても支援すること。

(19) 森林の適正な管理により森林災害を未然防止するため、森林組合への支援、林務事務所、地域振興局などの職員体制を強化し、森林の実態把握と所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。放置されている風倒木の撤去を急ぐこと。

(20) 漁業の継続・発展の根幹となる、魚価の引き上げのための対策を実施すること。育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興へ、栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。

担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、開業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、燃油対策などを行うこと。放置されている倒木の撤去を急ぐこと。

(21) 府内の漁業の中心を担っている定置網について、負担の大きい網の更新への支援を実施すること。国に対し、定置網の税法上の償却期間延長を求め、設備施設として位置づけられるようにすること。

(22) クロマグロの漁獲量規制について、大中規模の巻網漁業を優遇して小規模漁業者を排除する理不尽な配分が一方的に決められており、小規模漁業者を排除しない配分へ見直すよう、国に求めること。

(23) 府内農産物の地産地消を促進するとともに、「食育」を推進し、全員制の中学校給食の実施、府内農産物の学校給食への活用等がいっそう進むよう、市町村への支援を行うこと。

(24) 「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかるとともに、市町村の消費者相談窓口への支援を強化すること。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。

(25) ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）や、ＮＦＴＡ（北米自由貿易協定）、日欧ＥＰＡ（経済連携協定）などは、際限のない市場開放により中小企業や家族農業など地域経済を衰退させ、貧富の格差を拡大するものであり、直ちにやめるよう国に求めること。

5. 地域と住民の暮らしを支え、安全を向上させる建設・交通行政に

(1) 人口減少時代において市街地拡張の大型開発を進めず、老朽化している既存市街地の道路・排水等インフラ整備など住み良い市街地作りを進めること。

(2) 学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設、医療・高齢者介護施設、大規模集客施設等の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。市町村の耐震改修が促進されるよう支援すること。

(3) 住民の理解のもと、土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム・治山ダム等の整備をすすめ、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止対策を抜本的に強化すること。また、森林の適正管理を促進し、倒木・流木の抑止対策をすすめること。

(4) 国道の危険箇所の解消、歩行者安全対策を急ぐなど、府民生活と地域経済に結びついた生活関連道路の整備を急ぐこと。

(5) コロナ禍の減便は特に交通困難地域に大きな影響を与えている。在来線の増便などダイヤの充実を鉄道各社に求めるとともに、国に支援策を求めること。鉄道駅のエレベーターの設置などバリアフリー化を促進すること。踏切の改良、転落防止のためのホームドアの設置等の安全対策を早急に講じること。ＪＲ奈良線の全線複線化、ＪＲ片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。ＪＲ奈良線で住民合意なく廃止された「生活踏切」を復活・整備すること。駅の無人化、「みどりの窓口」閉鎖をしないよう求めること。

(6) 地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。

(7) 府営住宅については、入居の希望に応じた整備を進めること。エレベーター設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の改善を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。民間任せの指定管理者制度をやめ、住民の声を生かし自治を尊重した管理に改善すること。

(8) マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修

理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。

(9) 土砂災害・水害の危険などへの住民の不安と反対の声を押し切って運用が始まっている南山城村メガソーラーのような、再エネ普及を名目にした無秩序な大規模開発・自然破壊を許さないよう行政指導を強化すること。太陽光や風力発電等の整備にあたっては、「立地困難な保全エリア」など立地条件を調整するゾーニングを規定する等の条例を検討するとともに、良好な自然、景観および生活環境調査と災害防止を目的にした「再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を策定すること。住民合意と協力、環境を壊さず、利益が地域に還元される再生可能エネルギー利用のため、環境影響評価も含め、府がイニシアティブを発揮すること。

(10) 世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。

(11) 城陽市東部丘陵地開発は一旦立ち止まって見直すこと。山砂利採取跡地に搬入された産廃は覆土ではなく完全に撤去させること。違法伐採した保安林は復元させること。ヒ素・フッ素・ホウ素などによる地下水汚染が確認されてきたが、開発に伴って観測用井戸が一部廃止をされている。地域住民の安心安全のためにも、観測井戸の復旧を行うこと。

(12) 府営水道については、依然として高い水道料金の要因となっている受水市町への供給水量を見直し、過大な「建設負担水量」の押しつけを見直すこと。府営水道施設のダウンサイジング、未利用水利権の活用等を実施するとともに、一般会計からの繰り入れ努力を行い、また国からの財政的支援を強く求め、料金値上げをしないこと。

(13) 向日町競輪場の再整備と一体に進めようとされているアリーナ建設については、6月の住民説明会に先立って5月には事業者の募集を始めるという進め方への疑念や、周辺の狭隘な生活道路など住環境悪化への懸念の声が相次いで出されている。住民理解のないアリーナ計画はいったん白紙撤回し、住民説明会を開催するなど地域住民の声を聞き見直すこと。

6.災害から府民を守り、環境保全対策、原発ゼロと再エネ促進を

(1) 激甚化する災害に応じた緊急治水対策を講じること。遊水地、遊砂地、山林整備、治山、堤防強化などハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速する「流域治水」対策を講じること。

(2) 発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。日本海側の津波に対して、防災・避難の総合対策を講じること。

(3) 避難所の整備・拡充にあたっては、新型感染症の対策として、災害時の感染症対策、感染者の避難所確保や搬送の体制を強化すること。迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、また、市町村消防団員の定数確保対策、団活動への支援を強化すること。

(4) 水害等避難行動タイムラインの作成や避難所の増設避難所の環境改善など、地域防災計画を実態にあったものになるよう市町村や地域自治組織を支援すること。

(5) 宇治川1500トン放流は見直し、各河川の堤防を強化し、大戸川ダムの建設の中止、堤防強化等の促進を国に求めること。

(6) 原子力防災対策は府内全域を対象とし、複数の避難経路の確保など避難計画の実効性を確保し、必要な資機材やインフラ整備対策などの予算確保を国に求めること。初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をすすめ、そのために必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。安定ヨウ素剤について、UPZ内で事前配布をすすめること。

(7) 建設アスベスト訴訟で国と建材メーカーの責任を認定する判決が確定したことをふまえ、国に対して全ての被害者の早期救済・解決を求めること。さらなる被害を防ぐために、府としても関連条例の抜本的な改正や、調査のための補助制度の実施など、必要な対策に全力を上げること。「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物を対象にすることや解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない解体・改修の現場への立ち入り等を実施し、レベル3を含め解体現場等での新たな被害を防止すること。石綿分析調査、除去工事等に対する補助制度を創設すること。

(8) 盛土規制法による規制区域は府域全域にするとともに、具体的な安全点検を強化し、危険箇所に対する指導を強化すること。全ての盛土を総点検し産業廃棄物、残土など原因の如何を問わず起因者に撤去させるとともに、代執行等も含め早急に安全対策を講じること。

(9) 産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立入検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、代執行など実効ある措置を取るとともに体制の強化を図ること。

(10) ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。

(11) 中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。

(12) 住宅や小規模工場の屋根への太陽光パネルの設置、自治体主導や住民の共同による事業、屋根貸し太陽光発電事業などを推進するとともに、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度を地域の多様な取り組みを促進するように改善すること。

(13) 絶滅のおそれのある野生動植物保全条例を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみで保全するため、府民の啓発や無秩序な開発の規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。

(14) 海岸への漂着ゴミの対策及び廃棄プラスティックの海洋汚染防止対策を強化すること。

(15) ゴミ収集について、１００トン/日以上の大型焼却工場に集約する「ごみ処理の広域化及及びごみ処理施設の集約化」を強行しないこと。

7. 憲法にもとづく人権、平和、地方自治の尊重――府民が主役の府政を

(1) 京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、換価の猶予など滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、「納税緩和措置」を活用するよう求めること。府や市町村の課税自主権を侵害する、さらなる「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。

(2) 京都府戦没者追悼式は、「すべての戦争犠牲者」が対象であることの周知徹底をはかるとともに、空襲被害者遺族などによる献花を行うなど、戦没者遺族が主人公の追悼式となるよう、内容を改善すること。

(3) 被爆者健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。

(4) 土地利用規制法の府域での対象施設の指定中止、法律の廃止を国に求めること。

(5) 日米合同演習や自衛隊の大規模演習、実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、市民や子どもたちのヘリコプターや車両、艦船への試乗などについて中止を求めること。

(6) 自衛官募集業務への自治体の協力要請、青年名簿の提出などの押し付けをやめるよう、国に求めるこ

と。自衛隊での府職員研修はおこなわないこと。

(7) 京丹後米軍レーダー基地について、現在までの米軍の約束違反を検証するとともに、自衛隊を動員した共同軍事訓練、自衛隊福知山演習場での実弾射撃訓練は中止すること。米軍関係者の交通事故等は全件を報告するしくみに戻すよう求めるとともに、再発防止・交通安全対策を徹底すること。日米地位協定の抜本的見直し、米軍基地撤去を国と米軍に求めること。

(8) 「人権」に名を借りた「同和啓発」「同和研修」は廃止すること。

(9) 反共カルト集団である旧統一協会・勝共連合と自民党をはじめとした政党・政治家、地方議員、政府関係者との関係について徹底究明するよう国に求めること。

(10) 財政収入確保対策として、ふるさと納税などへの依存を強め、府有資産活用として府民財産の売却や民間活用の推進、府民利用施設の利用料値上げは中止すること。府民本位の財政確保のためにも、不要不急の大型開発は中止すること。地方自治体の財政需要に見合った一般財源総額・地方交付税の拡充を国に求めること。

(11) 「デジタル田園都市国家構想」、「自治体情報システム標準化」など、自治体が持つ個人情報を企業のために利活用することは中止を求めること。

(12) 政府と財界が狙う「道州制」の導入や市町村再編に反対すること。関西広域連合が関西財界とともに推進する都道府県域を超える広域ブロックや権限強化は、地方自治体の役割をゆがめるものであり、また国出先機関の地方移管や「道州制」の検討などは、中止すること。

(13) 住民や構成府県市よりも関西財界の利益代弁機関となっている関西広域連合について、あり方そのもの抜本的見直し、廃止も含めた検証を行うこと。

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	226		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	2025年度京都府予算に関する申し入れパンフ				
支払金額	87,945	按分率	100%	計上額	87,945
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

11/28

06-11-28	B W	*87,670	ﾕ)ﾆﾕｰﾌﾟﾘﾝﾄ
06-11-28	B W	*275	振込手数料

226

請 求 明 細 書

PAGE 1

602-8041
京都市上京区薮之内町　京都府庁内

日本共産党京都府会議員団 様

[redacted]

2024年11月20日 締切分　請求No[redacted]

有限会社ニュープリント
615-0835　京都市右京区西京極堤下町12-2
TEL 075-321-5428　FAX 075-321-7365
Mail nprint@amber.plala.or.jp
お振込の場合は
京 都 銀 行　西京極支店　普通　No.4055164
京都中央信用金庫 葛野支店 普通　No.0304445
京都信用金庫 西京極支店　普通　No.0377555
登録番号 T4130002012225

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	今回御買上額	消 費 税	今回御請求額
0	0	0	79,700	7,970	87,670

日 付 伝票番号	商品コード/商品名	数 量	単位	単 価	金 額
11.15 [redacted]	sa 2025年度　京都府予算に関する申し入A4-20P	250	部		課10.0% 79,700
11.20	請求時消費税 <10.0%>				7,970
	【課税10.0% 税抜額】				79,700
	【消費税額】				7,970

第９号様式（第７条関係）

2023年度　印刷物配布費用等説明書

会派・議員名　　日本共産党京都府議会議員団

配布物（名称）	岡野八代先生学習講演会パンフ	規格	Ａ４版５６Ｐ
配付先	事前登録者、労働団体等	作成部数	2,000部

		無	有	充当有の場合					
				支出先・内容等	支出額（円）	按分率（%）	計上額（円）	領収書整理番号	備考
所要経費	印刷・作成費用	■	□	株式会社 関西共同印刷所	1,005,895	100%	1,005,895	227	
所要経費	封筒代	■	□				0		
所要経費	封入封緘費用	■	□				0		
所要経費	送付等費用	□	■	株式会社 ウイングスマルコー	54,675	100%	54,675	228	
所要経費	送付等費用	□	■	日本郵便株式会社	750	100%	750	229	
所要経費		□	□				0		
所要経費		□	□				0		
同封物	政務活動費の充当対象	□	□				0		
同封物	政務活動費の充当対象外	□	□		－	－	－	－	
合計					1,061,320	－	1,061,320	－	

注　配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

227. 228. 227

いまこそ

男女賃金格差の是正、真のジェンダー平等社会を

賃上げ！

2024.9.16　日本共産党京都府会議員団

学習懇談会 報 告 集

発刊にあたって

日本共産党京都府会議員団は、この間一貫して賃上げ問題について運動と一体に議会論戦を行ってきました。

コロナ禍のもとでは、「賃金・くらしの実態アンケート」に取り組み、働く人の実態をつかむとともに、中小企業経営者の団体などとの懇談を通じて、賃上げが進んでいるのはごく一部に過ぎないことを可視化するとともに、中小企業も含めた本格的な賃上げの実現には政治の力が必要であることを明らかにし、知事に対策を求めてきました。

2024年9月16日には、「いまこそ賃上げ！男女賃金格差の是正 真のジェンダー平等社会を」と題して学習懇談会を開催しました。男性の長時間労働と女性の低賃金・不安定雇用が表裏の関係にあり、ジェンダー平等を実現していくうえでも全国一律の最低賃金の確立と時給1500円以上にすることや、安定した雇用の重要性が改めて浮きぼりになりました。

今回、学習懇談会の成果をパンフレットにまとめました。

学習懇談会は、岸田首相が政権を投げ出し、自民党総裁選挙が行われている中での開催でしたが、その後石破政権の発足、解散・総選挙を経て、自民党・公明党の与党が衆議院で過半数割れするというまったく新しい政治状況が生まれました。安倍・菅・岸田政権のもと、「数の力」で押さえつけられていた国民的要求を、連帯の力で実現できる展望が開かれています。

「いまこそ賃上げ」――この要求で一致する広範な府民の皆さんと連帯し、世論と運動、論戦の力で実現するために日本共産党京都府会議員団は引き続き全力をあげてまいります。このパンフレットが府民的連帯の力になることを願いお届けいたします。

今こそ賃上げ！男女賃金格差の是正
真のジェンダー平等社会を
9.16学習懇談会

主催：日本共産党京都府会議員団
開催：2024年9月16日
会場：京都経済センター6階

CONTENTS

あいさつ …… 2

講演

ーケアを中心とする民主主義へー ケア労働と賃労働を考える
岡野八代　同志社大学大学院教授 …… 3

報告

1　最低生計費試算調査と賃上げの経済的波及効果
京都総評　梶川 憲氏 …… 19

2 「公務・非正規の現場から」
京都自治労連　新田 昌之氏 …… 24

3 「国連女性差別撤廃委員会へのNGOレポートから」
新日本婦人の会京都府本部　澤田 季江氏 …… 28

4　女性不況、声を上げる女性とともに

参議院議員　倉林 明子 …… 35

5　賃上げをめぐる京都府議団の論戦と到達点
京都府会議員団　浜田 よしゆき …… 40

フロア発言より …… 43

閉会あいさつ …… 45

資料

京都府議会で取り上げた質問 …… 47
中小企業支援と一体の賃金引上げを　島田けい子議員／ばば こうへい議員

司会あいさつ
（日本共産党京都府会議員団　成宮真理子）

みなさん、こんにちは。今日は暑い中ようこそお越しいただきました。またZoomで参加の方もありがとうございます。ただ今より日本共産党京都府会議員団主催の「今こそ賃上げ！男女賃金格差の是正　真のジェンダー平等社会を」をテーマに学習懇談会を始めさせていただきます。司会は西京区選出の成宮真理子が務めます。最後までのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議員団より島田団長が開会のごあいさつをいたします。

開会あいさつ
（日本共産党京都府会議員団　団長　島田敬子）

みなさん、こんにちは。本日はご多忙の中、こんなにたくさんお集まりいただきまして、ありがとうございます。府会議員の島田敬子です。議員団を代表して、開会のあいさつをさせていただきます。

2023年の「国民生活基礎調査」が発表されました。「生活が苦しい」と答えた方が59.6％に上り、1986年の調査以来最悪の事態となっております。実質賃金が1996年をピークに74万円も下がり、安倍政権発足後の11年間だけでも33万6000円の減少になっています。「本当に苦しい！」「賃金が追いつかない！」こんな府民の暮らしの現状がございます。

私ども日本共産党京都府会議員団といたしましては、コロナ禍とそして異常な物価高騰のなかで、くらし、営業、府民生活の深刻な影響をリアルにつかもうということで、23年秋、府議会開会中でしたが、お昼も夜も街頭に立って、「賃金・くらしのアンケート」を集めました。そして、議会論戦にもいかしてまいりました。

昨年12月には京都総評のみなさん主催のシンポジウム「暮らせる賃金と生業を自治体がつくる」にもご一緒させていただきまして、働くみなさんと連帯して、京都府の公の役割、自治体の役割をしっかり果たすよう求めてきたところでございます。このパンフレットも作成し、改めてみなさん方にお伝えをしてきました。

そして、コロナを通じて、医療や介護など、暮らしを支えるエッセンシャルワーカーの深刻な人手不足、劣悪な処遇の改善待ったなしという現状が日々明らかになっております。多くが非正規雇用を占める女性労働者の賃上げも喫緊の課題となっております、

本日は「ケアを中心とする民主主義へ ケア労働と賃労働を考える」と題して、岡野八代同志社大学大学院教授をお招きすることができました。本当にありがとうございます。感謝を申し上げたいと思います。

しっかり学び、そして全国で、京都で、労働者や女性たちのたたかいが確実に政治を動かし、またのちほど発言いただきますが、地方から運動が広がって、最低賃金引き上げの大きなうねりをおこしているところでもございます。本日の学習懇談会、みなさんにとって実り多いものになるように、そして　私ども引き続きたたかいにいかしていきたいと思っておりますので、どうぞ最後までのご協力よろしくお願いいたします。

講演

ーケアを中心とする民主主義へー ケア労働と賃労働を考える

岡野八代　同志社大学大学院
教授

みなさん、こんにちは。暑い中、こんなたくさんの方に足を運んでいただいて本当にありがとうございます。

今日の内容

1. ケア労働はなぜ安いのか？
2. なぜ、日本の男女賃金格差は改善されないのか？
3. 闘いの希望、自由はどこに？

今日は「ケアを中心とする民主主義へ」というタイトルですが、打ち合わせのときに、1. 2. 3. についてお話をしてほしいとおっしゃられ、民主主義の話は中心に出てこないんですが、是非、質問でも聞いてください。

ケアについては、日本では無報酬が当然、だからこそ女性が多く就いている職種で、歴史的にケアに関しては、社会的、政治的に価値が低められています。

賃金アップが社会的課題の解決の根底にある、という訴えですが、私は賃金がアップしても解消されない問題があり、その問題を解消しない限り、とりわけ日本では賃金格差は縮まらない、ということを今日はお話ししたいと思います。

また、志位議長の新著『共産主義と自由』も読んできましたので、そのことにもしっかりと触れて話をしたいと思っていますので、乞うご期待ください。

はじめに—男女賃金格差の真の問題 あらゆるひとが、パートタイマー？

男女賃金格差はどうして縮まらないのか、これは世界的な現象です。ジェンダー平等（男女平等）が確立していると言われているアイスランドでも、どうしても賃金格差は出てしまうことと、職種に偏りがある。

北欧でも圧倒的に女性は小学校の先生や看護師という職業に就いている。スウェーデンであれだけ女性の社会進出が進んだのは、90年代、福祉国家政策の一環として福祉で女性の雇用が多く進められた。福祉、ケア、療育、保育等々、女性たちが福祉職に就き、その職種の賃金を上げていることが1つあり

ます。

男女賃金格差はだんだんと縮まっていますが、世界的に問題が解消されているわけではないです。カナダの政治思想の研究者、ネデルスキーはフェミニストの先生で、私も留学中に学んだ先生です。

彼女が共著で書いた『part-time for all』という本（図1）は、画期的な内容で、おそらく今後、非常に議論になる本だと思っていますが、大胆な提案をしています。

ネデルスキーらの大胆提案

ネデルスキーらの提案は、有償労働は週10時間から30時間まで、無償労働は20時間から25時間の間までとする「倫理」を徹底させることです。

ネデルスキーの提案は「有償労働は原則10時間から30時間まで」です。私たち研究者も30時間というのは、土・日は研究するなという提案です。彼女はケア労働も有償であれば有償労働に入るという考え方で、「どんなに大事で緊急な医療に携わっていても30時間まで」、無償労働は「20時間から25時間まで」とし、このことを法律で決めて強制するのはかなり難しいことですが、社会でそういう倫理観をつくるという提案をしています。

社会で週40時間働いている人にたいして、「あの人、ちょっと大丈夫？」ってみんなが思うような、あるいは男性であれば育休を取らなかったら「ちょっとあなたそれは人間、終わっていますから…」（会場笑）というぐらい強いプレッシャーをかける。みなさん、お笑いになりますけど、女性がずっとそうなんですね。

女性が子育てしているのは、「倫理」でしかないわけです。女性は子育てが向いているという社会的な幻想で、女性はそのプレッシャーに負けて、子育てをしている。共働きでも、夫ではなく妻に子どものことで電話がかかってくる。

提案の背景に4つの問題があるとネデルスキーらは言っています。

①多くの人が労働時間が長く（なるばかりで）、ケアの時間は家族に足りず、家族は疲弊している。日本社会では家族形成はもはやリスク。

世界的にも多くの人が新自由主義の中で、私もそうですがネットでの仕事がどこまでもついてくる。世界の果てまでメールが届くと、仕事が毎日降って湧いてくる。ケアの時間が家族に足りず、まず家族が疲弊する。

有名な家族社会学者の山田昌弘さんが、日本社会では「若者が婚姻しない、子どもをつくらないのは、実はリスクになるから。自分一人だったら何とか健康管理できるけど、家族をつくり子どもが増えたらそれがリスクになって、将来不安につながるので…」ということを著書でおっしゃっています。

②ケアの価値が過小評価されている限り、ジェンダー平等は達成されない。

ケアの価値が過小評価されているかぎり、つまり、「自分は大切な仕事をしている。市民活動をしている、政治活動している、自分は社会的に立派な仕事をしているから、子育て、掃除などというくだらないことをさせるな」ということを考えている限りジェンダー平等は達成されない。

③ケアを担う人と政策立案者が、分離してしまっている＝ケア経験のないひとは、政策立案者になれないような常識が必要。

今、社会的活動をしたことがない人が国政選挙に出たら何を言われるかを想像してみてください。それと同じようにケア経験がない人が国政に、あるいは市民の代表になったら、「ケア経験がない人ができるわけがない」という社会通念をつくり上げないといけない、というのがネデルスキーの主張です。

④時間が足りない＝ケアが負担となるばかり。

そして最終的に時間が足りない。ここは志

位議長の新著と関係していますので、覚えておいてください。

『今こそ、ケアの時――無償・有償ケア労働　地球規模の不平等の危機』(Oxfam 2020)

志位議長も触れていますが、オックスファム※がずいぶん前から時間に注目しています。『TIME TO CARE』、これはもちろんケアする時間も大切だし、今こそケアするときなんだ、『TIME TO CARE』という英語にはさまざまな意味が込められています。

これはコロナのパンデミックの少し前、2020年に出たオックスファム報告書です。(図2)

「2019年、世界のビリオネア（億万長者）は、たった2153人であるにもかかわらず、46億人の人々が持つ富以上の富を持っていた。この大きな分断は、特権的な少数者の富を、もっとも基本的なエッセンシャルワーク――主に世界中の女性や少女たちが担っている、無償あるいは低賃金のケアワークに費やされている膨大な時間よりも、（ビリオネアたちがもっている富が今）高く評価していることを表している。それは歪んだ、性差別的な経済システムから生まれた」と断定しています。そして「他者によりそい、料理をし、掃除をし、水や薪を運んでくるということは、社会とコミュニティの福祉と経済を機能させるための不可欠（エッセンシャル）な仕事である。ケアワークの重い、そして不平等な責任こそが、ジェンダーと経済的不平等を永続化させている」と報告しています。

※オックスファム
貧困と不正を根絶するために世界各地で支援活動を行う国際NGO。1942年設立。

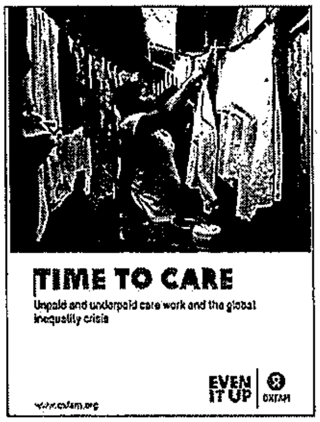

図２：『今こそ、ケアの時――無償・有償ケア労働　地球規模の不平等の危機』(Oxfam 2020)

オックスファムも、そして多くの私と同じフェミニスト研究者たち、とくに最近、フェミニスト経済学について私は勉強していますが、歴史的にケアが女性たちに無償で担わされてきた不平等こそが、現在の不平等の根底にあるというのが、多くの研究者たちの共通認識になっています。

1．ケア労働はなぜ安いのか？歴史からの説明

ケアワークはものをつくる製造業やあるいは金融という産業とは違う特色があり、とても評価がしづらいものですが、今日は歴史的観点から説明をいたします。

『七つの安いものの世界史』(2017) を紹介します。(図3)

図１：part-time for all

図３：『七つの安いものの世界史』(2017)

今、人類学やあるいは環境人類学という、世界史だけではなく地球全体を歴史的に広く長いスパンで考える学問があります。マルクス主義とも連動しながら、多くの人が携わっている研究ですが、その中の一冊です。この著者であるジェイソン・W・ムーアは、『生命の網のなかの資本主義』という本も書いており、これは、斎藤幸平さんが解説され翻訳にもなっています。

私には彼が共著で書いた『七つの安いものの世界史』が非常に衝撃的でしたので紹介します。資本主義の歴史を書いています。

16世紀以降、資本主義が発達し、近代国家は貨幣をつくり、領土に住む人たちのすべてが同じ法律に従わないといけないという非常に大きな力を持つ国家が生まれる。近代国家が16世紀に台頭する中で、何が起こったかと言えば、資本主義の根幹にある自然は無償だという気づき。痛いと言わない自然、無尽蔵にある自然をいくらでも収奪できるんだということ。それが植民地主義に至るわけです。貨幣は、金ではなく安くていくらでも国家が刷れる紙幣になる。

自然は確かに無償ですが、収奪するためには労働力が必要で、アフリカ、インド、インドネシア、アジア等々を侵略しては奴隷を使うわけです。

植民地だけではなく自国の労働力も安く使う。無償の自然を収奪するための労働力も安く使う。その安い労働力を再生産するためのケアももちろん安くする。

そして奴隷労働に近いような人たちが食べる食料品を安くする。その辺りは穀物の歴史などを人類学で見ると、資本主義と密接に関係しています。そして、エネルギーが安くなり、最終的には恐ろしいことに20世紀の戦争を経て、21世紀はなんと悲惨なことに生命が安くなっていると私は認識しています。

安い（チープ）というのは価格が安いことで、私たち一般庶民、消費者からすると1円でも安い価格のものを買いますが、それはただ価格が安いということではなく、少ない報酬で労働を動員する（資本の）戦略であり、実践であり、安いことは暴力の一種なんだということです。自然は廉価という考え方。現在の暴力的な不平等の拡大の原罪はここにある。

21世紀になり、パンデミックとなりました。日本は新型コロナのパンデミックが初めてでしたけど、数年に1回MERS、SARS、鳥インフルエンザ等が世界各国で起こっていました。新型コロナも収束したかどうかわからないし、またいつでも新しいウイルスが誕生してくるというのは、資本主義の行きすぎで、これは斎藤幸平さんや日本共産党も取り組んでいる自然環境破壊の問題です。

『家父長制と資本制――マルクス主義フェミニズムの地平』（岩波現代文庫2009=1990）

もう一つ資本主義について日本のフェミニストの第一人者である上野千鶴子さんが、なんと34年前の著書でこうした考察をしています。（図４・図５）

先ほど自然の話しをしましたが、上野さんが卓越しているのは女性たちの労働力もあたかも自然と同じように無尽蔵に無償でしぼり取ることができる。だから搾取の前段階の収奪だというのが上野さんの主張です。

図５は日本社会に合わせて詳しく書いています。例えば、成人女子は家族をもち、産業社会では賃労働もしますので、成人女子は行き来しますが、主に成人男子を産業社会に送り込むための架け橋となり、女性が労働力を無償で提供し、自分の労働力の再生産もそうですが、男性たち、それから一番大きなのは子どもです。子どもたちを育てて、今であれば多くの人は大学まで行かせる。学費を払うだけではなく、子どもたちに食べさせ、塾まで通わせ、自分の労働力を全て無償で子ど

もたちにつぎ込み、その子どもたちが成人すると今の時代であれば、ブラック企業に搾取されるという状態です。

それは自然と同じような収奪です。自然エネルギーを収奪して市場で使い、未だに解決されていない福島第一原発事故で汚染水を垂れ流し、謝ることもなく、なんと表現していいか分からない程の自然破壊をして、それをそのまま自然に返している。

それと同じように、家族も市場によって労働力をむしり取られ、（ブラック）企業の中では搾取され、障害を負う、リタイアする、病人になると、その人を家族に押し戻しているわけです。

書かれたのが90年代ですから、軍事型社会という言葉を比喩で使っていますが、それがまさに今、比喩でなくなってきました。自民党総裁選の候補者９人全員が改憲と言っている異様な与党です。「憲法を守らない」と言っている人たちが、総裁選にすべて出てくることは、2012年に第二次安倍内閣ができた時から当たり前になってしまった。なぜかと言えば、今、これだけ違憲状態が続いています。その違憲状態を「正常」にするには改憲するしかないからです。改憲して当たり前のように思っていますが、とんでもないことが起こっています。違憲状態をごまかすためにやっている。

話を戻すと、上野さんは家族のもとに押し戻された人を「廃兵」と呼んでいます。

医療保険はあるかもしれませんが、アメリカ社会をみると、トラウマ、PTSD、アルコール依存等になった退役兵をみるのは家族です。全部、家族に押し付けるということをこの図で上野さんははっきり言われています。

『ケアの倫理』も是非読んでいただきたいですけど、この1990年の『家父長制と資本制』は全く古びていないと私は思っています。

図４

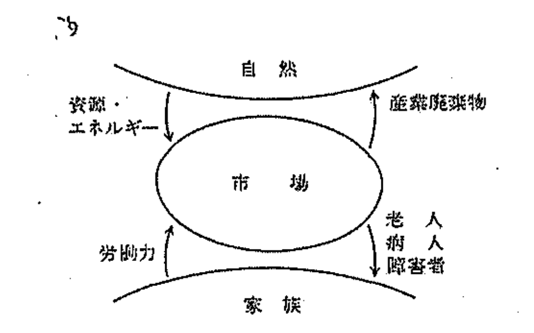

市場と、その外部（自然・家族）との関係
ヒトとモノのインプット・アウトプット

図５

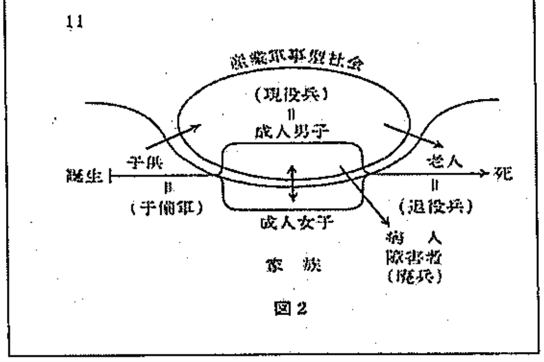

上野千鶴子『家父長制と資本制――マルクス主義フェミニズムの地平』（岩波現代文庫2009=1990）による説明：『ケアの倫理』297頁より

2．なぜ、日本の男女賃金格差は改善されないのか？

男女賃金格差は世界的な現象になっていると言いましたが、図6はイギリス、ドイツですが、なぜ日本がこれだけ賃金格差があるのでしょうか。しかもこの図はフルタイムですから、みなさんがよくご存知のように、日本の場合、約56％が非正規の女性、そして非正規の女性の多数を占めるのはケアワークの人たちで、介護職の人たちは30分という時間単位でパッチワークのようにして働いています。

フルでもこうですから、非正規の場合、とんでもないことになり、相対的貧困レベルが下るような賃金で働いている人たちがほとんどです。実は日本は欧米に比べても80年代までは女性の労働率は高かったのです。ただ高いといっても今より少し低いぐらいですが、当時の欧米に比べ女性は働いていました。

80年代、バブルが崩壊するまでは日本はそこそこの労働力もあり、図6からわかるように賃金格差もイギリスと若干違うだけ、70年代はイギリスの方が賃金格差が高かった。日本もそうですが、女性賃金をあからさまに差をつけてきました。それがイギリス、ドイツ等、ヨーロッパで80年代に何が起こったかと言えば、欧米で福祉国家が批判されるのです。

税金が足りない、80年代高齢化が始まり社会保険料が増える、さまざまな人権団体から子どもの養育に力を入れるように、たくさんのケアワークにお金をかけろと、公的な支出に多くの要求が上がり、それでヨーロッパは何をしたかというと、福祉予算の削減をしましたが、税収を上げるために女性労働者を働かせました。

90年代以降、欧米はアダルトワーカーズモデルで、成人は全て働かないとあたかも人でなしのように扱われる社会になりました。それもどうかと思いますが。女性の職種が偏っているとはいえ、多くの女性も社会に出て働くと、家族の中でケアワークの負担の平等がすすみます。同じように働いているので、「俺は疲れているのだ、飯！」とは言えなくなり、男女ともケアを担うようになる。

その結果、大きな政治の世界でもケアの重要性の理解が男性にも広がる。私も母の介護を経験しましたが、私の経験からすると働いている方が精神的にはラクです。ケアワークはケアする相手に合わせてしないといけないので、自分の計画が立てられなくなり、予定していた仕事ができないというストレスがたまります。ケアの経験をしないとエッセンシャルワークの大変さがわからないですね。

エッセンシャルワークの一番の特徴は、自分ではなく他人のニーズ（時間）に合わせることです。子どもたちや高齢者やケガをした方っていうのは、ケアワーカー、エッセンシャルワーカーの方との時間軸が全く違う。ケアはとても重く、時間の拘束をうけます。エッセンシャルワークは男性も就いていますが、女性が多く就く職種で、とても大切な仕事で、社会の未来を担っています。高齢者問題は私たちの過去ではなく未来です。未来をつくるということで、そこの間賃金格差がなくなるという好循環が起こるわけです。

だけど図7からもわかるように日本は男女賃金格差があります。韓国も日本と同じような男女間格差ありますが、日本と違うのは、韓国は政治的な運動が強いですが、日本はそれもない。

日本はOECD平均12％のほぼ倍の賃金格差になっている。

「性別役割・分業」問題

東京大学の教育社会学の本田由紀教授は、著書『「日本」ってどんな国？――国際比較データで社会が見えてくる』（筑摩書房）でこう言っておられます。「日本はケア

レスマンモデルで、社会が構成されていて、みんなそんなもんだと思い込んでいる」―ここです。みんな思っている。

図８は本田先生の本からとっています。

「対象国を、妻の平均家事分担比率の低い国々と高い国々に分割してみると、図８の妻の平均家事分担比率（0.65〜0.9）、0.65というのは男女の家事分担が平等の国はないことを示しているのですが、左側ポーランド（PL)、ルクセンブルグ（LV)、一番妻の不満が高いのはメキシコ（MX）です。

こちらは家事分担、男女平等になっていないけど６〜７割を女性が担っている。つまり男性が４〜３割です。

タテ線が家事分担にたいする不公平感です。実線の部分は、男女がそこそこ平等に分担しているほど、不公平感が高くなり、メキシコはグーンと高くなっている。男性３割、女性７割という分布が一番不公平感が高くなっています。次に家事分担率が低い国、日本（JP）などです。不公平感は右下がりの分布、つまり（グラフの左側は）夫の家事分担が多くなるほど、妻は不公平だと感じるのに対して、右側の女性の家事分担比率が相対的に高い国々、つまり家事負担している率が高ければ高いほど女性は不公平を感じないんです。なぜかについては、みなさんで答えていただきたいですね。

私のパートナーは職種も同じで、家事分担は５分刻みです。「今日、私が皿洗いしたから、あなたが」とか、今日はここに来るのに朝からガパオライスをつくってきました。仕事に行くんだったらご飯は作って行く。掃除、洗濯してから仕事に行く。東京に出張すると、「昨日１日、自分で好きなことしてきたでしょ」って言われますから。本当に平等にやって

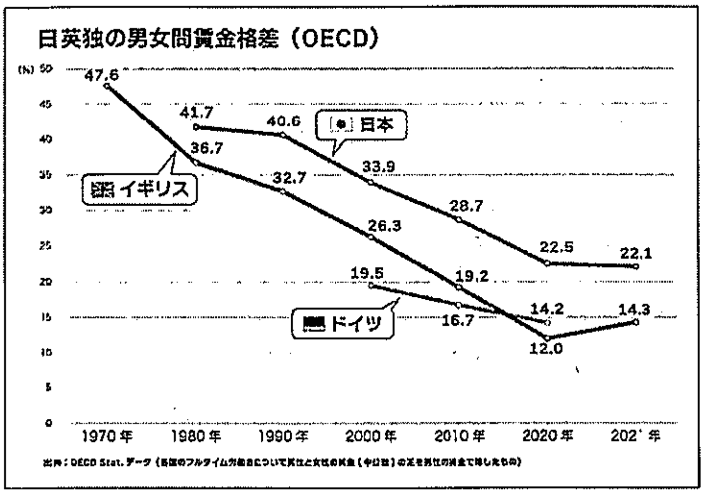

図6

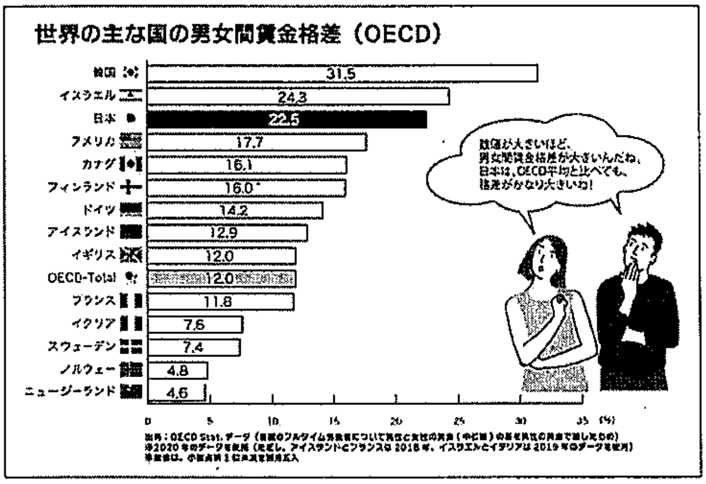

図7

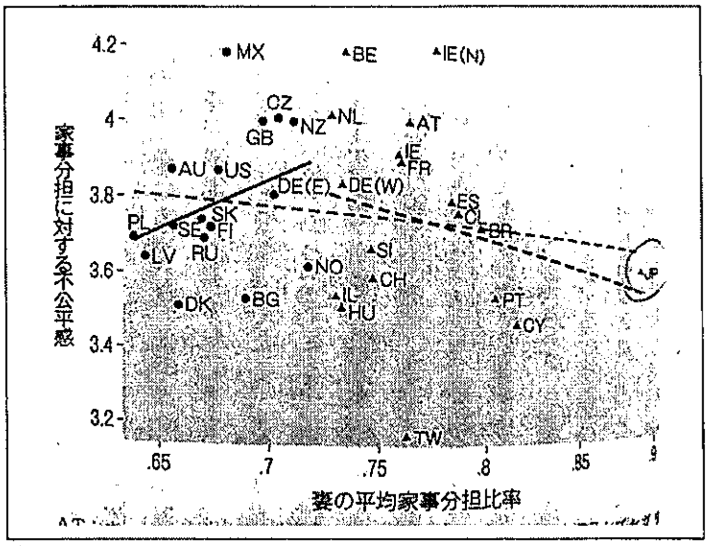

図８：妻の平均家事分担率

います。そうすると家事分担をめぐる日々の攻防はすさまじいものがあり、ふたりの話し合い事の９割は家事分担比率です。

みなさん、ちょっと考えてくださいね。日本の女性、そんなに我慢強いんですかっていうことですね。

男女共同参画白書にこの表（男女別に見た生活時間）があります。（図9）

チェックが有償労働で、斜線が無償労働です。無償労働は、「日常家事」「買い物」「世帯員の世話」「非世帯員のケア」「ボランティア活動」等々です。

四角点の折れ線は男女比です。先ほどのグラフでは９割を女性が担い、男性が１割と出ましたが、この表では女性の無償労働は男性の5.5倍です。平均していますが、女性は週で平均して１日あたり224分を無償労働（家事、育児…）に費やしている。

男性は41分しか担っていない。うちはゴミ捨ては家事には入っていませんが、この男性無償労働にはおそらくゴミ捨てが入っているのでしょうね。

こういう形で無償労働が女性に偏る傾向が極端に強い。それは男性の有償労働時間が極端に長いからです。男女とも有償、無償を合わせた総労働時間が長く、時間的には４年連続で限界まで労働しているのが今の男女で、国際的に有名になりましたが、日本の女性は世界で一番睡眠時間が短い。

ちょっと面白かったのは、英語で海外の人にこの表を紹介しようとして、英語の表を見ていたら、英語の男女共同参画局の報告のグラフ（図10）では、なぜか不思議なことに世界で最も有償、無償を含めて労働時間が長い国々のトップ３が紹介されており、隣がカナダ、スウェーデンで、これだけを見ると日本いけてるかも？と思いませんか。

ジェンダー平等、人種的にも非常に多様な人たち、トルドー政権はある種のリベラルで多様な政権として有名なカナダと、やはりジェンダー平等が進んだ福祉国家のスウェーデン。

ただ日本の男性の表には、「Extremely long」（非常に長い）と書いてありますが、みなさんに注目してほしいのは日本の男女の無償労働時間合計（265分）とスウェーデンの男女の無償労働時間合計（381分）です。

この差をどう思われますか？つまり、２時間違うのです。グラフからわかるように女性の有償労働時間は日本とスウェーデンは同じぐらいで、ケアワークもほぼ同じということで、いかに日本の男性がケアワークをしていないかがわかります。

ただ、「白書」の英語版には書いてありますが、日本の男性に家庭内での家事をと訴えても、そんな時間はそもそもありません。千葉に住み東京の丸の内まで働きに行っている私の友人の夫は、朝６時起床、帰ってくるのは夜の11時、そんな男性に「皿洗いしろ」と言えますか、ということです。ですからこの分業は変わらない。内閣府も何が問題なのか分かっているわけです。

「根腐れを起こしている」日本社会

もう一つの図、本田先生の『社会を結びなおす―教育・仕事・家族の連携へ』（岩波ブックレット）には、戦後日本型循環モデルが根腐れを起こし、何が起こっているかが書かれています。

図11は80年代までは何とかうまくいっていた戦後の循環モデルです。真ん中にある大きい丸が労働です。真ん中が正規で周りが非正規、自営業です。

日本は戦後のモデルとして、長期安定雇用・年功賃金のもと、父親一人働きに行く。もちろん、その周辺の非正規、自営業の人たち、その中でも当時の女性たちは内職等をして信じられないような低賃金で働いていました。

家族のところは、あえて「母」と書かれていますが、母は子どもに一生懸命に教育を

し、なんとかいい教育を受けさせるよう家事をがんばる。しかし、日本では公的な教育支出が少なく、大学に十分な寮もない、奨学金もない、ないないづくしです。

戦後モデルがうまくいっている間は、新規学卒一括採用で高い若年労働力需要を吸収していた。もちろんここには先ほど指摘した低賃金で働く女性が入っています。

本田先生が指摘されているのは、この（図11）一方的な流れ—労働市場・家族・教育—です。一つの社会的領域である教育への子どものアウトプットは、母親の働きによって支えられてきた。そして、子どもは先生方に受け入れられるのですが、先生たちの頑張りは何のためにやっているかというと、労働力として産業を支える社会人として（労働市場に）子どもをアウトプットすることですね。それを先生たちが支えてきた。なのに教育の支援はない、家族支援もない、そして、政府の財政出動はこうした分野に対して極めて抑制的です。

この戦後モデルは一方的な流れのため、送り出す側のエネルギーがどんどん奪われ続けていく。なんて言えばいいのでしょうか、根

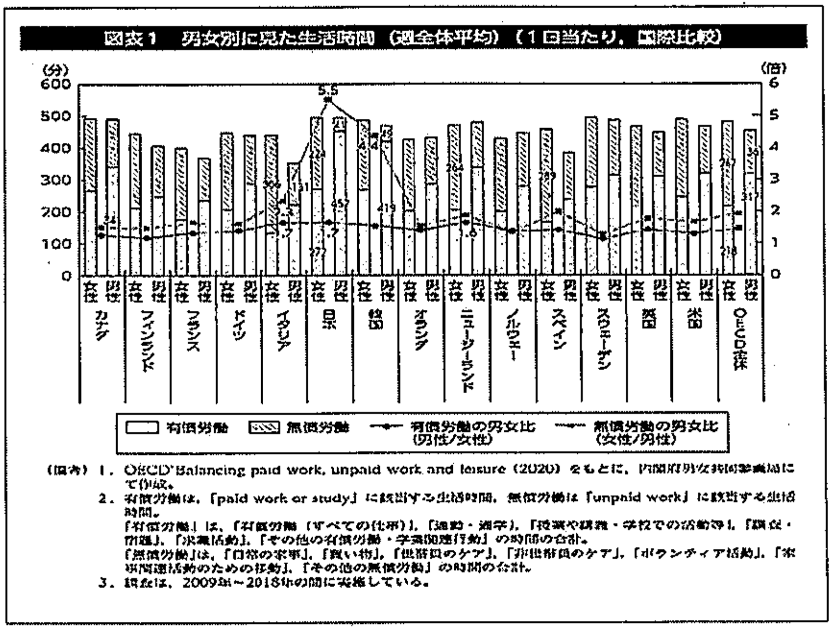

図9：そもそも、男性の労働時間が長すぎる

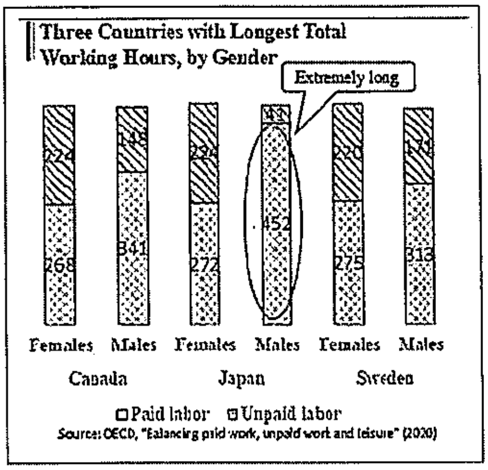

図10：Three Countries with Longest Total Working Hours, by Gender

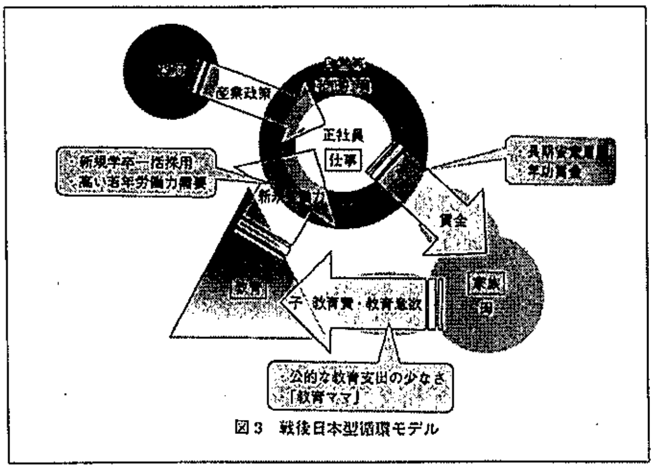

※戦後モデルがうまくいっている間は、新規学卒一括採用で高い若年労働力需要を吸収していた。

図11：本田由紀『社会を結びなおす——教育・仕事・家族の連携へ』（岩波ブックレット、2014年）、『ケアの倫理』316頁

腐れでは養分が多すぎるので、根が枯れ果てている。

上野（千鶴子）さんの考えと同じで、家族が枯渇し始めている。余裕がない。教育社会学の本田先生の卓越した見解だと思いますが、痩せ細っていくために一体なぜ働いているか、なぜ家族を築くのか、なぜ学ぶのか、それぞれの領域で根がもう枯れ果てているので、意味が見いだせない、存在意義がない。

今までは一流企業に入るという目標があったのが、ブラックでそれがもうなくなった。そこで国が出してきたのは戦争する国です。

生きることそのものに意味が見いだせない。政府も、80年代、バブル時代までは経済成長しましたと言えましたが、それが言えなくなった。経済成長を未だに言っていますが寝言です。これだけ教育をボロボロにしておいて、経済成長なんてできるわけがない。日本はこの30年、市民の生活は本当に失われ、日本は「国を守る」一それしかない。産業をまわして国が何かやっている感を出している。もっと根深い、日本的理由がある。端的に言えば政治が崩壊している。財政出動しない。国民一人ひとりの生活を豊かにすることが国の目標になっていない。

立憲主義（＝国は個人の価値実現のための道具に過ぎない）がとことん否定されている。

2012年の自民党改憲草案以来、12年も同じことを言い続けたらそれが多分常識になるのです、堕落したメディアのおかげで。

改憲草案は何度読んでも腹が立ちますが、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」。気概をもって自ら守り、国は守ってはくれはしない。「我々は、……活力ある経済活動を通じて国を成長させる」。こんなことを憲法で宣言することですか。だけれども総裁選の女性候補は、言うに事欠いて、元首相安倍晋三の遺志と。「最期の言葉を聞いたんですか、あなたは」と聞きたいのですが、都合のいいように亡くなった人を使っています。

「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」とありますが、やること他にあるでしょ、これでは日本はもたない。

自民党改憲草案について、小泉進次郎さんが「55年からの党是です」と言っていますが、その通りです。

自民党は立憲主義を否定してきた。個人の価値実現を尊重することが立憲主義の根本です。立憲主義の根本にある大事な価値は一人一人の生命、幸せ、自由だと憲法に書いてあります。国はそれを実現させるための道具ですよと立憲主義は言っているわけですが、その考え方は彼ら彼女ら（自民党総裁選立候補者）にとっては邪魔で仕方がない。彼ら、彼女たちにとって、根底にあるのは、国民は国を成長させるための道具という考えです。

私たちが労働し、経済成長をめざすのは、私たちの幸せのためであって、国のためではないことが自民党の人たちは分からない。

なぜ戦争する国づくりをする人々は「家族の助け合い」「家族の絆」「家族の一体感」を強調するのか

なぜか戦争する国づくりをする人々は「家族の助け合い」と言います。選択的夫婦別姓が家族を壊しますか？多くの女性たちは自分の家族と名前が違います。私も母親と名字が違いますし、兄とも違います。だけど母を最期まで面倒見たのは、同じ名字の兄ではなく私です。

私は結婚したから名字が変わったわけではありませんが、彼らは、同姓を強制する合理的な理由は何もないので、選択的夫婦別姓反対の説得ができない。

ただ、私が思うのは、誰かに踏み絵を踏ませて犠牲にしたい。家族つくることは誰かが家族のために犠牲になる。役割分担です。「あなたはこんな役割をしてくださいね」「そこそこでいてくださいよ」という社会の役割（性別役割）を強化する制度は、個人の尊厳を破壊する。女性たちはあきらめるわけです。

もちろん「私は自分のパートナーと同じ名字がいい」と選ぶ人はいいですが、「同じ名字はイヤだ」と言ってる人たちを諦めさせるわけです。あるいは同じ名字を選択した人が 98％であれば、それが当たり前。ただ欧米のようにみんな社会で活躍するようになれば、名字を変えることは面倒です。

誰かを犠牲にする国は、最終的に誰もが犠牲になる国です。

これは戦中に起こったことです。女・子どもを守るために男性を死にに行かせるのです。私は「行かないで、ここで火を一緒に消して！」って言いたいです。でも、大人の男性はみんないなくなったんですよ。高齢者、子ども、みんな火消しに走ったんです。一人が犠牲になるとそれを人質にして、男を戦いに行かせる。誰かが犠牲になっていると使いやすい。家族のために働くとなりますよ。

個人の尊厳を実現する国から、国のために犠牲になる国民作りへ、そのために家族の中での役割分業を骨身にしみこませる。今、これは少し問題になっていますが、『なぜ東大は男だらけなのか』という本にもありますが、東京大学の男性の多くは、中産階級よりちょっと上の経済的には裕福で母は主婦。ちゃんと教育も受けられ、塾も行けて、塾の送迎をお母さんがするという人たちです。なので、女性がケアするのが当たり前な人たちが残念ながら国家公務員になっている。

総裁選立候補者の中にも東大へ行き、財務省に入り、ハーバード大学を出て帰って来た人がいますね。なんにも見ていない、私たちの生活を。それは当たり前で、悲鳴を上げていても見えない。

コロナ禍の中で、ステイホームで女性が多く家事を担い大変なのに、女性たちの負担が増えていることが男性たちは見えない、気づかない、というのがケアをめぐる1つの問題です。

3. 闘いの希望、自由はどこに？――ジェンダー平等を確立する

そこで最後です。志位議長の話とも関わるのですが。ジェンダー平等とは何かと私が考

もっと根深い、日本的理由（政治が崩壊している）

- 自民党会見草案 2012
- 日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。
  我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。
  日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。
- 立憲主義（＝国は、個人の価値実現のための道具にすぎない）がとことん否定されている。

なぜ、戦争する国づくりをする人びとは、「家族の助け合い」「家族の絆」「家族の一体感」をここまで強調するのだろうか？

岡野の答え

① 社会のなかの役割（性別役割）を強化する制度としての家族制度＝個人の尊厳の破壊

② 〈誰かを犠牲にする〉国は、〈誰もが犠牲になる〉国

③ 犠牲の連鎖を作り出す＝女・こどもを人質に、男に戦いに行かせる

④個人の尊厳を実現する国から、国のために犠牲になる国民作りへ

えているのは、確かに全ての領域での男女平等は大切ですが、それだけでなくジェンダー平等はこれまでの価値観を変えることです。

私たちが生まれ落ちてから社会に出ていくまでのケア労働を担っている人たちへの無視、侮蔑、無知、この価値観を変えるのが、私はジェンダー平等と思っています。

その根底にあるのは「人間社会は人間の子どもが無力な小さな生物であると認めることをやめた社会を想像することは不可能」ということです。もちろんここに高齢者も入ります。

私たちは誰もが多くの場合は、誰かにお世話になりながら死んでいくしかない。人間は脳が発達しすぎたので、みんな未熟児で生まれてきます。猫は生れてすぐ目も見えるし、歩きます。馬は走っていますよ。人間の場合、3か月まで首も座らない。頭を小さく産むために動物的には全員未熟児で生まれ、放置すれば自分で何もできないので死にます。

子育てを念頭に置いて社会を考えないといけない。私たち人間の持って生まれた動物的な運命ですが、だけど、どうやって子育てをするのかについては、特定の仕方は強制されていないんです。

ジェンダーの視点からは、男性の領域、女性の領域と日本社会は非常に分断されすぎている。倉林さん、よくあんなところへ（国政の場など）行くなと思いますけど、行きたくないですよ、怖いもん。その力が湧いてくるのは、みなさんの応援の力だと思いますが、一人では行けませんよね。誰かを背負っているから、倉林さんも行くのです。

料理や掃除など細々とした仕事をやっている人たちが、倉林さん（など政治家）の活動や、労働、政治、市民社会を支えているのです。ケア労働を全体としてどういう意味があるのかということを大きく俯瞰してみないといけない。それを俯瞰して見たのが、上野さんのあの図（図4、図5）だと私は思っています。

私は政治学者ですので、もっと政治にふれたほうがいいですが、先ほどネデルスキー先生が言ったように、女性たちが担わされてきた仕事をみんな理解して、価値を分かっている人たちがとにかく（政治の場に）行く。女性が無理やり強要されてきた領域の意味をもっと考えてほしいということです。

多くの人たちがこういうふうに言っています。図12はILO国際労働機関に出されたペーパーの一部を引用したものです。

●家内での無償ケア労働は、被雇用者とかれ・彼女の家族の健康等を維持することで生産性を高めるなど、雇用にかかる費用を抑える役割を果たす、経済界への「補助金」である。同時に、無償労働を担う者の市場労働参加を妨げる要因となり、そうでなければ生まれる雇用機会を奪っている。また、国家との関係に目をやれば、教育、健康、衛生、移動手段といった公的に提供されるべき代替サーヴィスを与える無償労働は、国による供給に対する「補助金」ともいえる。本報告で注目するのは、こうした国に対する「補助金」をもたらす仕事は、圧倒的に——とくに、発展途上国における子どもを含む——女性が担っており、さらに組織的に「時間税time-tax」とも呼べる負担を彼女たちに課している。

●「さらに重要なのは、無償のケア労働とは、これは認識されないままであったその他の経済への隠された補助金の組織的な移転を含んでおり、女性に対して、その生涯にわたり組織的な時間税を課している」「この隠された補助金の存在こそが、男女関係の存在を示している」。

この補助金の存在。女性たちはみんな持ち出しで自由時間まで奪われている。そうであるがゆえにもう一つの問題として、（労働）組合にも入らない、市民活動もできない。みなさんは時間を削ってご参加いただいていますが、子育てしている人は今日のような集会

にも参加できない。市民活動もできず、政治的な交渉力が圧倒的に弱くなる。組織化ができない。それが男女の権力関係の根幹にあるというのがILOに提出されたペーパーです。

「労働」をどう捉えるべきなのか？

ここが志位議長の『共産主義と自由』と重なるところです。私が今、考えているのは、労働で私たちが怒らないといけないことは、確かに賃金上げることも大切です。搾取

3. 闘いの希望、自由はどこに？──ジェンダー平等を確立する

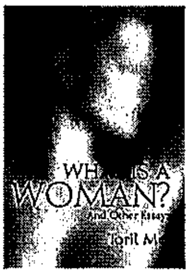

Moi, Toril 1999 *What is a Woman? And Other Essays* (Oxford: Oxford U.P.).

- わたしたちは、社会的カテゴリーとして人種も階級もない社会を想像することはとてもうまくできるかもしれない。しかし、人間の子どもが無力なhelpless小さな生物であると認めることをやめた社会を想像することは不可能である。そこで、ボーヴォワールの分析からすれば、わたしたちの生命の在り方が、子育てを念頭において人間社会を組織化するよう強いるけれども、子育てをいかにするのかについて、いかなる特定の仕方も強要しはしない、ということになるのだ[ibid.：79]。
- ⇒　ジェンダーの視点とは、男女を分断する力に敏感になると同時に、異なる領域を全体として捉えること。
- ⇒女性をもっと公的領域に！というよりも、女性たちが追いやられてきた領域の政治的意味をもっと考える。

Rania Antonopoulos, "The Unpaid care work-paid work connection," Working paper No. 86 (Geneva: Policy Integration and Statistics Department ILO).

- 家内での無償ケア労働は、被雇用者とかれ・彼女の家族の健康等を維持することで生産性を高めるなど、雇用にかかる費用を抑える役割を果たす、経済界への「補助金」である。同時に、無償労働を担う者の市場労働参加を妨げる要因となり、そうでなければ生まれる雇用機会を奪っている。また、国家との関係に目をやれば、教育、健康、衛生、移動手段といった公的に提供されるべき代替サーヴィスを与える無償労働は、国による供給に対する「補助金」ともいえる。本報告で注目するのは、こうした国に対する「補助金」をもたらす仕事は、圧倒的に──とくに、発展途上国における子どもを含む──女性が担っており、さらに組織的に「時間税time-tax」とも呼べる負担を彼女たちに課している。
- 「さらに重要なのは、無償のケア労働とは、これまで認識されないままであったその他の経済への隠された補助金の組織的な移転を含んでおり、女性に対してその生涯にわたり組織的な時間税を課しているa systemic time-tax on women throughout their life cycleということだ。この隠された補助金の存在こそが、男女の権力関係の存在を示している」(Antonopoulos 2018:2)。

「労働」をどう捉えるべきなのか？

- Kathy Weeks『労働という問題──フェミニズム、マルク主主義、反労働政治とポスト労働の想像力』*The Problem with Work: Feminism, Marxism, Antiwork Politics and Postwork Imaginaries* (2011)
- ⇒労働をめぐる批判理論は、搾取と疎外、支配構造、財の再配分問題に集中。しかし、真の労働問題は、市民としての活動時間を奪っていること。パンデミックで可視化されたのは、低所得層の時間のなさ（お金で時間が買えない）。そもそも、脅迫的な労働倫理からの解放を目指すべきではないか？
- 「わたしがその探求に関心をもつ労働の政治は、生の空間と時間に対する命令と統制をめぐる問題を考察し、わたしたちが集団でなしうることは何か、わたしたちは共に何者になるかに関する条件を形づくることに参加する自由を求めている」(Weeks 2011: 23).

図12

や疎外というマルクスが解明した支配構造も大切ですが、まず真の問題は市民としての活動を奪っている、ということです。

私はコロナに入る前も、安倍政権下での憲法を破壊する問題で、さまざまなデモに参加し、どうして日本の市民はこんなに政治に関心ないのか、と思っていましたが当然です。時間がない。

ワークライフバランスと言われていますが、みんなワークタイムで精一杯。私も本当に暑いこともありますが、四条烏丸に来たのは久しぶりです。もう同志社大学と家との往復しかない。とにかく時間がない。フェミニストの言葉で、時間をめぐる政治は、私たちが集団で人間として何ができるかにあります。これはマルクス主義とフェミニズムに関する本（『労働という問題—フェミニズム、マルクス主義、反労働政治とポスト労働の想像力』）にあります。

私たちが何になりたいかという条件を決める力をもてなくさせているのが、今の労働問題で、時間がない。

参考までに「時は金なり」で有名な、フランクリン・ベンジャミン。彼の一日をみると、8時間労働ですが、すごくゆったりしています。（図13）

6時からは片付け、夕食、気晴らし、音楽、休憩、会話ということで、10時には就寝してください。

なぜ、「自由」は希望なのか？

私はケアとかフェミニストの研究をする前に、ハンナ・アーレントという思想家の研究をしてきました。アーレントは、自由論で有名ですが、それは彼女が近代的な自由意志という考え方を否定したからです。

これは志位議長が（『共産主義と自由』の中で）『ドイツイデオロギー』を引用して、「自由というのは自由に処分できる時間」と言われています。この「処分」というのは、おそらくドイツ語の翻訳でしょうが、労働価値説を唱えた近代のジョン・ロックという17世紀のイギリスのリベラリスト、個人主義の先祖と言われる哲学者も、「人間の自由というのは、自分で自分自身が処分できることが自由だ」といったことに多分、つながっていると私は思っています。

『ドイツイデオロギー』に関しては、私は学部生のときに読みましたが、「朝には狩りをし、午後には釣りをし、夕方には牧畜を営み、そして食後には哲学する」というベンジャミン・フランクリンみたいな優雅な生活ですが、アーレントは「それは違う」と言ったんです。アーレントは自由とは「(子どもなど）この世界に新しい存在がもたらされることが自由であって、人間は誰もが世界にとっては最初の人なので、誰もが始まりで、始めることが自由なんだ」と言いました。

そうすると世界で思ってもないことが起こるのが自由なんです。なのでアーレントは『革命論』を書くのです。ロシア革命もたぶんそうですが、革命は誰も思っていないところに起こる。

アーレント的には自由意志は「自分がしたい」と思ったことをすることにすぎません、それは自由ではないのです。自分で思うように処分する時間。つまり、私はこの8時間は本を読み、2時間は論文を書きますとか、日本共産党の講演に向け2時間を準備にあてるということを決めておくことは、アーレントにとっては自由でも何でもないというのです。

それは現在の自分が分かって計画したことなので、「計画通りすることはむしろ不自由」とアーレントは言い、面白いです。

アーレントにとって自由は、集団で何ものになるか、つまり新しい自分になることです。他者とともにいると、例えば私がこの日本共産党京都府議会議員団から一方的にお題を与えられ、矛盾しているように聞こえます

が、その方が楽しいというのは、自分ではこういう話をするとは思っていないからです。もし「好きなようにやってください」と言われたら、自分が今までやったことしかできない。無理やりお題を与えられると考えるわけです。だから、今日お話しできた内容は新しいのです。

自分が思ったことをやることが自由であるのはむしろ不自由である、というのがアーレントの根底にあり、それはケア労働もおそらくそうで、他者から求められるケアをやったことで、新たなことに気づく。私も母の介護することで思ってもみなかった母の愛情に気づきました。

アーレントの自由論が面白いのは、人間は自由である限り他者と共有するので、他者とともにあるかぎり新しいことに出会い、だからこそ自由であるという点です。この後の、みなさんからの質問は私には予想できないことです。予想できないことに出あうことが、アーレントには自由なので、その自分の時間を自分で処分する、というのは、近代的な考え方で否定されるわけです。

ベンジャミン・フランクリンは「朝にはこれ…」と本当にやっていたと思いますが、スケジュールが決まっているのは窮屈です。自由意志の論者からすれば、フランクリンは自分で自分の時間を決めているので自由にみえますが、アーレント的には、自分に縛られ、新しい一日も始まらない、まさに不自由の典型例です。

人間が最も不自由に見える領域というのは、実は自由を本質とする能力において、その存在をただ人間のみ負っている領域。アーレントはそれを政治と考えます。アーレントは「政治でこそ人間は最も不自由に見えるけど、それが自由。なぜなら他者と一緒にいて革命が起こるかもしれない」と思っているのです。

だから自由が希望なのは、少なくとも労働時間を短くして、私たちが新しい人を迎えいれ、思ってもみなかったことが、この京都でおこる。そのために時短をたたかいとる。

一方で、ケアの時間というのは自分の思い通りにならない。だけれども、その不自由にみえるケアもまた、他者とともにあり、新しい自分に出会える自由を内包しているということが、私が伝えておきたいことです。ご清聴ありがとうございました。

参考までに——資本主義を象徴する、フランクリン・ベンジャミン（時は金なり）の一日

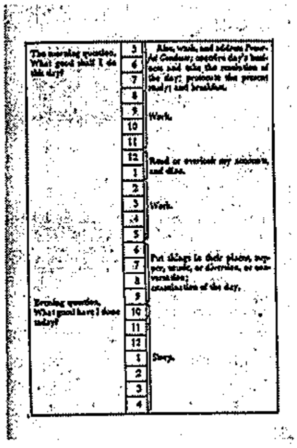

- 5：00～　起床、洗顔、神への祈り、仕事の段取り、善行を考える、現在の研究、朝食
- 8：00～　執務
- 12：00～　昼食をとりながら読書、帳簿に目を通す
- 14：00～　執務
- 18：00～　片付け、夕食、「今日はどんな良いことをしたか」一日の結果を反省、気晴らし、音楽、休憩、会話
- 22：00～　就寝

図13

【質疑応答】

質問1

短い時間ですごく密な話をありがとうございました。15頁の図12にあります「女性をもっと公的領域というよりも女性たちが追いやられた領域の政治的意味をもっと考える」。ここをもう少し補足をお願いします。

回答1

女性をもっと公的領域に！という発想のなかに、私的領域への評価が入っている。男性ばかりが権力を握る。男性ばかりが評価されるような経済的な領域にたくさんいるので、その領域に女性も入らないといけないと思いますが、その一歩手前にある問題は、女性たちが押し込められてきた家族の意味が、あまりにも軽蔑されてきた。

今の経済の領域も政治の領域もすべて、女性たちが多く担ってきたケア労働、家事労働、育児に頼ってきたのにバカにしているのです。そこを私は変えたい。そこの評価が変われば担い方も変わるだろうというのが、私の今の考えです。

質問2

15頁図12の2番目にある、時間税と補助金の違いがあまりよくわかりませんでしたので、補足説明をいただきたいです。

回答2

時間税というのは端的に女性たちが時間も、労力も、全部出してやっているということです。補助金だけだったら別に政府が補助金をつけるだけで汗水をたらさなくてもいいですが、女性の場合は自分で身を削って、病気になって、ご飯を食べないでも子どもの教育費を出すということがあるので、たった一つではないです。二重にも、三重にも女性はしぼりとられて、経済学者が言っていることは、その女性たちがつくりあげた子どもたちまで搾取されている。一般的な市場の経済学は子どもを育てるのは消費だというのです。だから全然補助が出ない。ですが、育った子どもたちが働いて税金を納めて、年金、社会保険が回るわけです。年金にせよ、保険にせよ、一番時間も、力もエネルギーもつかった母親には、その成長してつくりだす富が母にいかない。労働者じゃないので。

ある経済学者は子どもを公共財と言います。道路や橋と同じように、どんな人もお金を税金として支払って支える、どういう状況であってもみんな平等に使えるものを公共財と呼んでいる。語弊はありますが、子どももまた、公共財、だからみなで税金でその育ちを支える。それは子どもは公共財として社会全体に利益を及ぼすので、その子どもの養育に使う費用は、少なくとも国が面倒をみるというのが、私が今、勉強しているフェミニスト経済学です。当然ですよね。

日本の高等教育における「子ども達が自分で利益を受けるのだから、自分で責任」というのはまったく違う。子ども達が学び社会人になり働けば全部社会に倍以上に還元する、しかも今の日本社会が大学を出るようにと要請しているのです。高等教育に（個人が）お金を払うのはとんでもないけど、そういう認識が日本では当たり前のように受け入れられていますが、間違っています。

そういうことを含めて全体の価値観を変えるというのが、公的領域だけをみないで実際、女性たちがこれまで担ってきたことをちゃんと評価する。評価できなかった政治や社会はしっかりと反省してもらうということです。

報告

報告 1

最低生計費試算調査と賃上げの経済的波及効果

京都総評
梶川 憲氏

岡野先生から、労働時間、家事の時間など時間という問題に焦点を当てて議論をしいていただきましたが、私からは賃金について報告をいたします。

最賃時給1700円必要
京都総評の最低生計費調査

最低生計費試算の京都調査（2018年→2023年10月物価補正）の結果を表にしています。（図１）

どれほどの賃金がまともな暮らしには最低必要かということを、2018年と物価が高騰しだしている2023年秋の２回調べて補正しています。

結論を言えば、（図1）右側の下にある月150時間換算のところをみると、男性・女性で金額が違います。調査の内容は大体これぐらいの金額が必要というみなさんの意識と、マーケットバスケットと言いまして、実際に食事など生活を営むため必要な生活用品やサ

京都調査(2018年→2023年10月物価補正)の結果

都道府県名		京都府	
自治体名		京都市	
性別		25歳男性	25歳女性
最賃ランク		B	
消費支出		178,390	175,640
食費		44,441	35,347
住居費		41,667	41,667
水道・光熱		7,419	8,434
家具・家事用品		3,836	3,922
被服・履物		5,921	4,247
保健医療		1,137	2,733
交通・通信		18,612	18,612
教養・娯楽		27,510	27,531
その他		27,847	33,147
非消費支出		49,595	49,595
予備費		17,800	17,500
最低生計費（月額）	税抜	196,190	193,140
	税込	245,785	242,735
年額（税込）		2,949,420	2,912,820
月150時間換算		1,639	1,618
173.8時間換算		1,414	1,397

都道府県名		京都府	
自治体名		京都市	
性別		25歳男性	25歳女性
最賃ランク		B	
消費支出		191,809	188,450
食費		49,242	39,420
住居費		50,000	50,000
水道・光熱		7,456	8,476
家具・家事用品		4,864	4,974
被服・履物		6,315	4,520
保健医療		1,171	2,816
交通・通信		16,766	16,766
教養・娯楽		27,895	27,919
その他		28,100	33,560
非消費支出		52,212	52,212
予備費		19,100	18,800
最低生計費（月額）	税抜	210,909	207,250
	税込	263,121	259,462
年額（税込）		3,157,452	3,113,544
月150時間換算		1,754	1,730
173.8時間換算		1,514	1,493

図１

ービス料等に必要なお金はどれぐらいかということを積み上げて、「合算をしたらこうなります」というものです。この図は中澤先生（静岡県立大学准教授）といっしょに研究調査し全国で発表してきているものの京都版です。

男女で金額が違うというのは未研究の部分ですが、この表で見ておいていただきたいのは、男性も女性も時給1700円なければ、まともに暮らすことができないというのが、この物価高のもとで出てきた新たな数字です。

1500円ではありません。今まで「時給1500円が当りまえの社会を」と言ってきました。もはや「(1500円では）今日を生きれへんで」という数字になりました。これが昨年12月20日に発表させていただいて再調整をした数字です。

どこがどれだけ違うのかは、図1をみてください。この表で今日家族論議をしてきました。男女の差がどこに出ているかをよく見ていくと食費で、それが一番今の物価高騰の影響を受けバイアスがかかっています。それがどういう形で生まれているのか、というのと、（これくらいの金額が必要という）意識がここに入っています。

例えば、子育て、家事等の関係で我慢をする一番目に（食費が）出てくるのです。家族からは私が「外で活動の合間に100円コーヒー飲んでいるでしょう」と言われました。そういうことがここ（食費）のバイアスになっています。

この表からは１つ、男女の関係や18年と23年10月との違いについて議論ができます。そのことからこの表は分析する値打ちがあるものだと思っております。

みなさんにお示しをしたかったのは、こういう調査が経済指標のなかに実はありません。全労連が、大阪、京都、埼玉など全国的な調査をやってきましたが、こういう公的調査は存在をしていません。本当にふつうの暮らしをするためにどれだけ必要かということについて、真剣に考えなければならないと思います。

ふつうの暮らしができる賃金を払おうと思っても、中小零細事業者から出てくるのは、「払えない」という悲鳴です。これを理由にして「賃金は低くてもしかたがない」という別の圧力が全労働者にかかっています。

それを中央の最低賃金審議で、経済界を代表して発言するみなさんが、自らは大企業でありながら、「中小企業や小規模事業主のみなさんは払うことができないという悲鳴をあげているではないか。だから上げないほういい」という圧力をこれまでかけてきました。

その課題は誰が解決をするのかというのが、この間のたたかいの中で明らかになりました。それは「払う努力を企業がやれ」という政府に対して、「それは政治の責任で、当面解決をしなさい」ということが、全国の地方自治体から出たことと、京都の最低賃金審議会の総合意になった。これが到達点です。今年の最低賃金審議で、「それは政治の責任でやれ」といったことが大きい。そうすると、政治の責任によって払える条件を開くために、どういう助成や手助けがいるのかという問題が出て、これに対して各県のがんばりやいろいろな努力がもうすでに始まっています。

しかし、国が今やっていることはひたすら生産性向上や、成長産業に資するような形でがんばるところだけ支援するというものです。私が「そんなことでは中小企業や小規模事業主は潰れますよ」と言ったことに対して、「みんなに等しく直接支援をする政策は、日本ではなく韓国の政策です」と言われました。

「このままでは潰れますよ」と私が言うと、「そういうところは潰れたらいいんです。だから、最低賃金を思い切って引き上げることを利用して、ついてこられない企業を

選別・淘汰する」というのが、菅政権や安倍政権から今も続いている彼らのやり方で、これとたたかってきました。

消費税減免など賃上げの直接支援が公労使の総意に

今年度の京都地方最低賃金審議会の結果（図2）ですが、強調していることは「生産性向上に向けた現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置、社会保険料の事業主負担分の免除や軽減、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対して強く要望する」です。

中央との繋がりもある経済団体も合意をするため、表現を若干緩めざるを得ませんでしたが、抜本的に「賃上げを支える制度に変えろ」ということが総意になりました。

今、国が打ち出している業務改善助成金は十数億円程度しか出ていません。防衛費がいくらかを考えていただければ（規模の小ささが）はっきりします。

この業務改善助成金は「設備投資や人材育成投資等を伴わないと補助金は活用できない」と今はなっていますが、これを活用できるように要件緩和を求めていかなければいけません。

また、それだけでは不十分なので、岩手県は賃上げをする事業者には、等しく補助金をつけるということを始めました。今、2万件を近いところまで利用が進んでいます。こういう直接支援をやることで、無条件に職場と労働者を支えようという努力が始まっております。（図3）

これ（図4）は群馬県高崎市がやっている

令和6年度 京都府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年6月27日付け京労発基0627第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、材料費、エネルギー費の高騰等を背景に、特に中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が二極化している現状を踏まえ、以下のことを要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備
政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、生産性向上に向けた現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する。

2　中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの影響軽減策の実施
中小企業・小規模事業者の経営が継続されるよう最低賃金の引上げの影響を軽減するために、業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと、また非正規労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金等の各種助成金制度に加え、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を強く要望する。

図2

「中小企業給与改善奨励事業」です。こういう規模ならやろうと思えば、地方自治体でもやれるということを示しました。

初めに戻りますが、今年の最低賃金の答申は各県バラバラです。その中でこの（図5）数字の網かけのところは中央（最賃審議会）の目安から上積みした県です。つまり、（中央は）目安額を全部50円にしていますから、今の都道府県間の格差はそのままでいいというのが中央の考え方です。これに反発して9円、7円と積み上げていこうという努力が地方から始まりました。

ただ、それではお話にならなかったので、徳島県が34円積み上げて84円アップです。それでも徳島県は1000円にならない低い最低賃金状態です。こういう到達を徳島がつくるときに、知事は「払うことができないと言っている各企業や中小事業者に対しては県が直接支援をする」というふうに言って、心配なく議論せいと（最賃審議会に）言った途端にこれだけ上がった。

地方でも、中央でも、政治の役割は企業の支払い能力というバイアスを解除することにある。1700円、1500円という最低賃金に対して「払えない」という悲鳴があがるところは当面、政治や行政の力でしっかりと助成してでも、その到達を急ぐことが今、喫緊の課題だと言えます。

そして最低賃金を上げることによって、経済効果があることが判明いたしました。これ

岩手県物価高騰対策賃上げ支援費

1. 事業概要

昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていないことを踏まえ、賃上げの加速化のため、中小企業等に対し支援金を交付するもの。

2. 事業内容

支給対象者	県内に事業所を有する中小企業等 ※公益法人、協同組合、個人事業主等も含む
支給要件	以下の①及び②のいずれにも該当すること。 ① 令和5年4月以降、従業員の賃金を 前年度比 50円/1時間 以上引き上げていること。 想定 50円/1時間 × 8時間 ×20日 × 12ヶ月 ＝ 概ね年間96,000円以上の賃上げ ② 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。
支援金額	従業員1人あたり5万円（引上げ分の概ね1/2）、最大20人分を支援 想定 1事業所あたり最大100万円
予算額	21億円

【事業スキーム】

賃金の引き上げを支援し、物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現！

2

図3

群馬県高崎市「中小企業給与改善奨励事業」

従業員1人あたりの賃上げ率に応じて交付します（1事業者上限150万円）

奨励金額一覧

賃上げ率	正規従業員・契約社員等	パートタイム労働者
1%未満	24,000円/人	8,000円/人
1%以上2%未満	30,000円/人	10,000円/人
2%以上	36,000円/人	12,000円/人

定義

業種	要件
製造業、その他（以下業種を除く）	従業員数300人以下もしくは資本金3億円以下
卸売業	従業員数100人以下もしくは資本金1億円以下
サービス業	従業員数100人以下もしくは資本金5,000万円以下
小売業	従業員数50人以下もしくは資本金5,000万円以下
その他の団体、法人等	従業員数300人以下

図4

がついこの間、立命館大学の橋本先生といっしょに研究して発表した中身（図６）です。府内企業の生産は1655億円増、雇用は１万4884人増加する。府民所得は422億円増、これが全て時給1500円の賃金したときの姿です。これを目指して、当面、緊急に引き上げをする時の助成は、先ほど言ったような政治の力でやろうじゃないかというのがわれわれの要求です。それが京都の最低賃金の審議の中で合意になったというのが到達点です。

京都は10月１日から50円が上がることが決まったところです。1008円が1058円になりますが、それでも暮らせないということの水準と、また当面何をやらなければならないか、政治に待つところを見ていただければと思って提起をさせていただきました。以上を報告とします。

1

2024年　地域別最低賃金と答申　2024年8月29日現在　京都総評作成

ランク	地方	答申	答申引上率	引上げ額	目安との差	目安	現行	答申日	ランク	地方	答申	答申引上率	引上げ額	目安との差	目安	現行	答申日
A	東京	1,163	4.5%	50	0	50	1113	8月5日	B	福井	984	5.7%	53	3	50	931	8月9日
A	神奈川	1,162	4.5%	50	0	50	1112	8月5日	B	岡山	982	5.4%	50	0	50	932	8月6日
A	大阪	1,114	4.7%	50	0	50	1064	8月3日	B	和歌山	980	5.5%	51	1	50	929	8月5日
A	埼玉	1,078	4.9%	50	0	50	1028	8月5日	B	徳島	980	9.4%	84	34	50	896	8月29日
A	愛知	1,077	4.9%	50	0	50	1027	8月5日	B	山口	979	5.5%	51	1	50	928	8月5日
A	千葉	1,076	4.9%	50	0	50	1026	8月5日	B	宮城	973	5.4%	50	0	50	923	8月6日
B	京都	1,058	5.0%	50	0	50	1008	8月5日	B	香川	970	5.7%	52	2	50	918	8月6日
B	兵庫	1,052	5.1%	51	1	50	1001	8月5日	B	島根	962	6.4%	58	8	50	904	8月13日
B	静岡	1,034	5.1%	50	0	50	984	8月5日	B	愛媛	956	6.0%	59	9	50	897	8月19日
B	三重	1,023	5.1%	50	0	50	973	8月5日	B	福島	955	6.1%	55	5	50	900	8月9日
B	広島	1,020	5.2%	50	0	50	970	8月5日	C	鳥取	957	6.3%	57	7	50	900	8月9日
B	滋賀	1,017	5.2%	50	0	50	967	8月5日	C	佐賀	956	6.2%	56	6	50	900	8月20日
B	北海道	1,010	5.2%	50	0	50	960	8月6日	C	山形	955	6.1%	55	5	50	900	8月21日
B	栃木	1,004	5.2%	50	0	50	954	8月6日	C	大分	953	6.0%	54	5	50	899	8月9日
B	茨城	1,005	5.5%	52	2	50	953	8月6日	C	青森	953	6.1%	55	5	50	898	8月9日
B	岐阜	1,001	5.4%	51	1	50	950	8月5日	C	長崎	953	6.1%	55	5	50	898	8月16日
B	長野	998	5.3%	50	0	50	948	8月5日	C	鹿児島	953	6.2%	56	6	50	897	8月9日
B	富山	998	5.3%	50	0	50	948	8月5日	C	熊本	952	6.0%	54	4	50	898	8月9日
B	福岡	992	5.4%	51	1	50	941	8月9日	C	高知	952	6.1%	55	5	50	897	8月13日
B	山梨	988	5.3%	50	0	50	938	8月6日	C	宮崎	952	6.1%	55	5	50	897	8月9日
B	奈良	986	5.3%	50	0	50	936	8月5日	C	沖縄	952	6.3%	56	6	50	896	8月13日
B	群馬	985	5.3%	50	0	50	935	8月8日	C	岩手	952	6.6%	59	9	50	893	8月28日
B	新潟	985	5.8%	54	4	50	931	8月5日	C	秋田	951	6.0%	54	4	50	897	8月5日
B	石川	984	5.5%	51	1	50	933	8月9日	加重平均		1055	5.1%					

図５

8

【表1】
最低賃金1500円への引き上げの経済波及効果
（京都府）

	第一次波及効果	第二次波及効果	[illegible]
生産誘発効果（単位：百万円）	145,159	20,337	165,496
雇用者所得の増加（単位：百万円）	36,986	5,182	42,168
雇用誘発効果（人／年）	13,055	1,829	14,884
家計消費の増大（単位：百万円）	16,791	2,352	19,143

出所：京都府産業連関表により試算。表２も同様

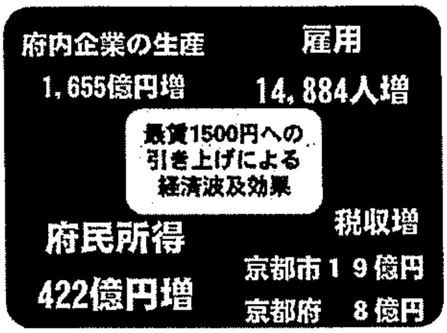

【表2】最低賃金引き上げによる生産額増
（主な京都府内の産業）

影響を受ける産業		
商業	17,032	2,706
金融・保険	12,971	886
教育	9,897	845
電力	8,849	46
飲食サービス	7,794	2,910
通信	7,243	57
医療	4,925	481
その他の対個人サービス	4,516	840
道路輸送（自家輸送を除く）	4,301	645
食料品	4,012	176
鉄道輸送	3,504	76
その他の対事業所サービス	3,401	943
社会保険・社会福祉	3,365	613
洗濯・理容・美容・浴場業	3,046	554

図６

報告２

「公務・非正規の現場から」

京都自治労連
新田 昌之氏

資料（図１）をご覧ください。自治体の非正規の労働者がどれだけ京都にいるかということで、自治体ごとに書いてあります。京都府と京都市は臨時的任用が1000人以上いますが、これは学校の先生で非常勤講師が臨時的任用として非正規で働き、（全府で）２万人を超える数です。各自治体の率をみてもわかりますが、60％というのは10人のうち６人が非正規労働者です。

それと同時に、今、「103万の壁」「130万の壁」とか言われています。今年の人事院勧告で多分、給料表は２万円ぐらい上がり、４月に遡及して支払えという運動をします。結果、週20時間しか働いてない方でも10万以上の差額が12月に支給されることになれば、103万の壁を越えて税金が課税されるという危惧を感じられる方が、会計年度任用職員19.25時間以下に関わってきます。雇用保険、社会保険に加入せず扶養の範囲で働かれている方については、そうした問題も出てくる可能性はあります。

自治体における男女賃金格差の実態

男女の賃金格差を「見える化」していこうと、共産党の国会論戦で企業にも義務付けられました。各自治体もほぼホームページで公表しています。

報道されているように京都は77％ぐらいですけども、全国平均は76％ぐらいです。男性に比べて女性の賃金が76％ということです。

産業別に見ても非常に大きな差があります。金融保険業などは大きな差があります。正規職員であっても総合職と一般職という差別もあります。

福祉職場についてはあまり差はないですが、もともと男性も含めて低賃金構造においてやられている特徴があるかと思います。

自治体の場合は、全職員で比べると50％だという自治体もあります。ただ厚生労働省は各企業に対して「時間の調整」を指示しています。40時間労働の人と20時間労働の人で言えば、20時間を倍にするということですが、ここ見ていただいたらわかるように職員数の換算という表現をしています。時間を換算しているかしないかが、ちょっとブラックボックス化されているのでわかりづらいです。

自治体によっては、任期の定めのない常勤職員の男女差と、全体の職員の男女差はほぼ同じところがあります。多分会計年度任用職員を入れていない。職員とは思っていない。

３～４日前にワーキングプア研究会が関東の自治体を調査して、会計年度任用職員の人事情報を人事課が掌握してない自治体が６割あると言われていました。そういう意味では会計年度任用職員の方は、ある意味では職員という範疇から外している自治体もあると思われます。

非正規になる職種で言うと、放課後学童保育の指導員、保育所の保育士は非正規の率が非常に高い。図書館の職員なども非正規が多いです。京都市がなぜ非正規が少ないかというと、学童保育、保育所、図書館等がほぼ民間委託されているからです。民間委託されて

2023年(R5)4月1日の状況の調査.(総務省)

	2022正規職員数			(単位:人)		フルタイム会計年度任用職員職員数					パート会計年度職員数(19h25m以上)					パート会計年度職員数(19時間25分以下)					会計年度職員総数			(単位:人)					2010年調査 一週19.25H勤務の臨時職員・嘱託職員の計		会計年度任用職員／分子÷正規職員		
	一般行政計	教育	警察・消防	公営企業等会計	合計	一般行政計	教育	警察消防	公営企業等会計	合計	一般行政計	教育	警察消防	公営企業等会計	合計	一般行政計	教育	警察消防	公営企業等会計	合計	一般行政計	教育	警察・消防	公営企業等会計	合計	特別職19.25以上	特別職19.25未満	臨時的任用	正規職員	臨職・嘱託	[illegible]	[illegible]	
京都府	4,182	11,095	7,160	298	22,733	0	0	0	0	0	1,380	1,337	370	24	3,111	203	1,103	8	1	1,315	1,583	2,440	378	25	4,426	3	491	1,366			27%	20.3%	京都府
京都市	7,250	8,404	1,885	3,314	20,653	228	485	0	9	720	747	780	166	99	1,792	609	1,106		2	1,717	1,582	2,371	166	110	4,229	0	1,092	1,502			18%	21.7%	京都市
福知山市	487	69	130	739	1,425	0	0	0	0	0	414	191	6	194	805	102	185		16	303	516	376	6	210	1,108	0	0	0	1174	899	51%	43.7%	福知山市
舞鶴市	462	42	125	140	769	7	4	0	2	13	259	135	7	61	461	108	42		9	159	373	181	7	72	633	0	10	0	743	406	45%	45.1%	舞鶴市
綾部市	243	38	61	53	395	0	0	0	0	0	128	182	1	2	313	32	4		1	37	160	186	1	3	350	0	11		331	250	40%	47.0%	綾部市
宇治市	895	158	209	160	1,422	0	0	0	0	0	157	53	2	5	217	966	165		12	1,143	1,123	218	2	17	1,360				1227	443	56%	48.9%	宇治市
宮津市	150	28	0	27	205	0	0	0	0	0	91	10		5	106	39	21		0	60	130	31	0	5	166				239	111	46%	44.7%	宮津市
亀岡市	482	68	0	203	753	18	0	0	0	18	270	206		53	529	161	129		2	292	449	335	0	55	839		8		736	379	48%	52.7%	亀岡市
城陽市	327	40	98	51	516	0	0	0	0	0	283	80		15	378	260	110		0	370	543	190	0	15	748				390	314	62%	59.2%	城陽市
向日市	308	41	0	50	399	0	0	0	0	0	88	27		3	116	295	79		5	379	381	106	0	8	495				399	187	58%	55.4%	向日市
長岡京市	439	67	0	59	565	0	0	0	0	0	112	79		3	194	178	147		0	325	290	226	0	3	519				555	228	40%	47.9%	長岡京市
八幡市	392	77	86	60	615	1	17	0	0	18	143	275		9	427	62	273	1	1	337	206	565	1	10	782				526	476	34%	68.0%	八幡市
京田辺市	414	98	110	62	684	74	0	0	0	74	325	96	2	8	431	222	20		0	242	621	116	2	8	747	1	156		485	597	90%	52.2%	京田辺市
京丹後市	457	69	99	416	1,041	0	0	0	3	3	345	108		207	660	87	22		23	132	432	130	0	233	795	1	148	7	900	785	49%	43.5%	京丹後市
南丹市	285	35	0	40	360	18	0	0	0	18	277	101		10	388	136	110		0	248	433	211	0	10	654				393	359	60%	64.5%	南丹市
木津川市	358	62	0	63	483	9	5	0	0	14	318	121		2	441	221	64		0	285	546	190	0	2	740				500	397	60%	60.5%	木津川市
大山崎町	108	17	0	17	142	3	3	0	0	6	82	21		1	104	107	31		0	138	192	55	0	1	248				141	148	64%	63.6%	大山崎町
久御山町	116	65	38	19	238	0	0	0	0	0	59	130	1	2	192	60	116		0	176	119	246	1	2	368				187	202	51%	60.7%	久御山町
井手町	79	9	0	12	100	0	0	0	0	0	69	34		1	104	32	15		0	47	101	49	0	1	151				106	97	56%	60.2%	井手町
宇治田原町	92	17	0	19	128	0	0	0	0	0	80	43		1	124	5	26		0	31	85	69	0	1	155				128	152	46%	54.6%	宇治田原町
笠置町	43	2	0	5	50	2	0	0	0	2	18	1		7	26	26	0		0	26	46	1	0	7	54				48	26	52%	51.9%	笠置町
和束町	60	7	0	11	78	0	0	0	0	0	18	0		5	23	34	0		1	35	52	0	0	6	58				79	26	46%	42.6%	和束町
精華町	221	25	53	30	329	0	0	0	0	0	178	63	1	2	244	133	36		1	170	311	99	1	3	414				304	35	58%	55.7%	精華町
京丹波町	180	17	0	77	274	0	0	0	0	0	78	64		24	166	29	50		8	87	107	114	0	32	253	0	67		278	164	37%	48.0%	京丹波町
伊根町	58	6	0	11	75	27	6	0	2	35	9	8		2	19	13	24		5	42	49	38	0	9	96				89	64	48%	56.1%	伊根町
与謝野町	207	25	0	30	262	19	7	0	0	26	98	84		2	184	103	58		0	161	220	149	0	2	371				284	169	52%	58.0%	与謝野町
南山城村	52	3	0	7	62	0	0	0	0	0	29	0		0	29	0	0		0	0	29	0	0	0	29				52	35	38%	31.9%	南山城村
市町村計	18,347	20,584	9,854	5,971	54,756	404	527	0	16	947	6,052	4,229	556	747	11,564	4,225	3,936	9	87	8,257	10,681	8,892	565	850	20,788	5	1,963	2,875	10314	7069			市町村計
事務組合等計	100?		598	950	1,648	42	3	1	92		42	9	2	181	390	45	19	1	19	498			7			0	153						事務組合等計？

事務組合等の職員数は正確ではないので、集計から外しています。

病院

図1

いるから、京都市の非正規率は低い数字が出てきています。

また、調理師や各種の相談員という女性が多く就くような専門職は非正規化されやすい。自治体でいえば常勤雇用はゼネラリストが必要で、スペシャリスト（専門職）は会計年度や非正規で雇用してしまう。

病院などの雇用で考えればわかりますが、同じ仕事をしている看護師に差をつけたらやっていけないので、民間の医療職などほとんど差はありません。自治体の場合、給与体系があるので、会計年度（任用）の相談員は昇給がないとなると、男女差が50％と大きく開く。今まではそういう実態にあったと言えると思います。

非正規職員の待遇改善へ
運動で一歩前進

全国的な運動を自治労連は３年間やってきました。資料（図２）は今年自治労連本部が作成した資料を引用させてもらっています。いかに非正規公務員が多いか、資料をご参照ください。

会計年度任用職員という制度が４年前に発足しました。それまで公務員は正規が当たり前という考え方のもとに、非正規は臨時的任用、嘱託職員とか言われていましたが、会計年度任用職員という制度に一本化しました。しかし実際には均等待遇にはほど遠い差別がある。図３にあるように、女性が75％という数字で、非正規はほぼ女性が担う職種になってきている。

それに対して自治労連が「誇りと怒りの“３T”アクション」、つながる、つづける、たちあがる、ということで全国の自治労連の組合員のなかに非正規の当事者の組合員は多数おられますが、それ以外の方も含めアンケートをたくさん取りました。京都でも集計結果について記者会見をいたしました。

そうした結果が地方自治法改正で会計年度任用職員にも一時金（期末手当と勤勉手当）のうち、勤勉手当については、年間２か月ぐらいの支給が可能になり、今年の６月から支給となりました。

遡及を勝ち取るということで、去年、全国的には遡及しなかった自治体はありますが、京都は比較的少なかったですが、いくつかの自治体は遡及ができなかった。

今年は人事院勧告で、民間の春闘結果が反映され、大卒初任給で２万3800円、高卒初任給で２万1400円と若年層に手厚く賃金が改定されます。会計年度任用職員が当てはめられている給料がこの辺りになりますので、大きな差額が実現することになってきていま

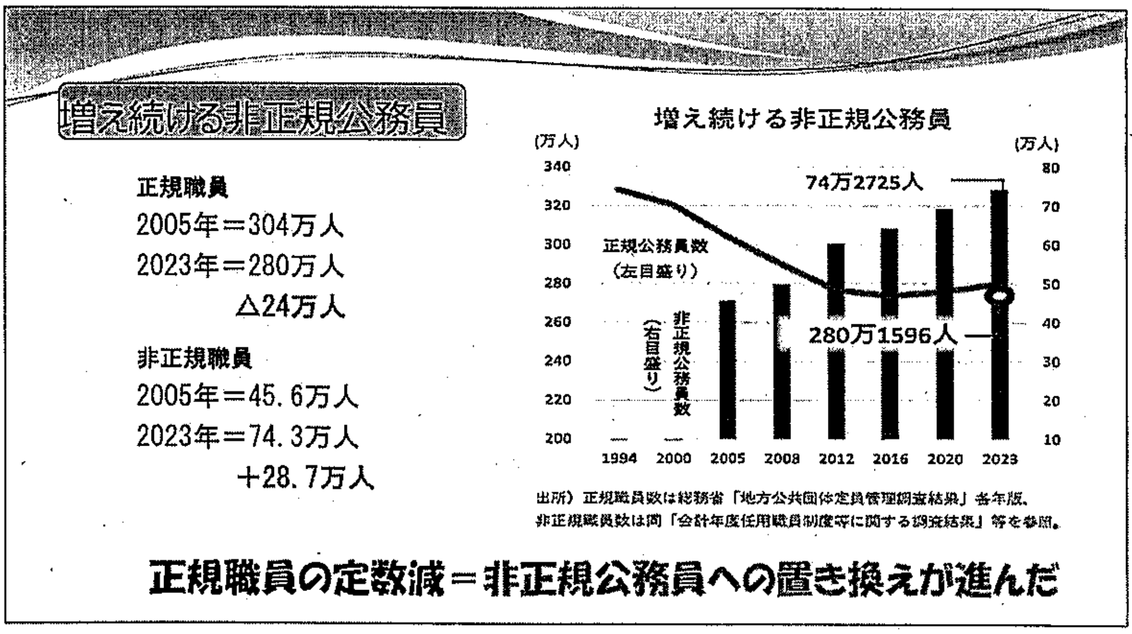

図２

す。

正規の職員が１年毎に昇給していくのに対して、「職に当てはめた仕事だから…」ということで昇給制度がなく、休暇制度も未だに大きな格差があります。（図４）

そしてなによりも雇用の継続です。３年公募がおこなわれ、職を失うという問題が今、全国でも問題になっています。京都市の職員が来年３月で５年経ち、「公募」するということで雇用不安が出てきている問題があります。

その職にふさわしい処遇を実現させていくことが求められているとことを強く訴えさせていただきます。

図３

こんなにも格差が！

各種休暇の無制度、無給

	常勤職員		非常勤職員	
採用年度の年次有給休暇	20日（1-12月）	有給	最大10日	６月経過後
病気休暇（公傷病）	○	有給	○	無給
病気休暇（私傷病）	90日	有給	最大10日	無給
保育時間	1日2回 各30分以内	有給	1日2回 各30分以内	無給
子の看護休暇 短期介護休暇	5日	有給	5日	無給

図４

報告３

「国連女性差別撤廃委員会へのNGOレポートから」

新日本婦人の会京都府本部
澤田 季江氏

私からは、「国連女性差別撤廃委員会の日本審議を力に、女性の権利を国際基準に」ということについてお話ししたいと思います。

ご承知のように、女性差別撤廃条約は1979年に国連で採択され、日本は85年に批准しています。締約国は現在189カ国で、国連加盟国で条約に参加していないのは、アメリカなど６ヵ国のみです。

条約は、あらゆる女性差別の禁止を締約国に守らせるために３つの実施措置を定めています。一つは、締約国が条約の実施状況を定期的に国連に報告する「国家報告制度」です。日本は88年からこれまで９次にわたって条約の実施状況を国連に報告してきました。審議後に出される「総括所見」は法的拘束力のない「勧告」ではありますが、締約国は誠実にこれを履行することが求められます。

条約を守らせる担保としてあと２つ、個人通報制度と調査制度は「選択議定書」に定められているのですが、残念ながら日本は選択議定書を批准していないので、この制度は使えません。すでに締約国中115カ国が批准しており、これまで40カ国の女性から155件の申し立てがされ、32件の条約違反が認定されています。日本政府にも選択議定書の１日も早い批准を迫っていくことは、女性の権利を国際基準に引き上げていく肝なので、私たちの運動としても力を入れています。地方議会での意見書決議もその１つです。一覧表をあげていますが、京都府内では11市町で意見書決議があがっており、府議会でも、岡野八代さんを代表に、新婦人や京都総評の女性部が共同で６月議会に意見書の要望を出しています。（補注：10月3日の京都府議会本会議において全会一致で意見書を可決）

というわけで、日本には「国家報告制度」があるだけですが、この制度に基づく「第９回日本報告審議」が10月17日に、ジュネーブの国連欧州本部で８年ぶりにおこなわれます。女性の権利を国際基準にしていく大きな力とする場として、私たちは、日本政府が国連に対してどんな報告をするのかを注目し、NGOレポートの準備をすすめてきました。ジュネーブには、新婦人の代表もふくめて日本から多くの女性たちが傍聴に参加します。現地ではNGOが国連委員を招いてランチタイム・ブリーフィングをひらいて、事前に委員たちに直接、個々の抱える問題を具体的に伝えるなどもする予定です。

女性差別撤廃委員会からの25の質問と、それへの回答

さて、実際に審議される内容についてですが、今回は「簡易報告手続き」となったため、前回2016年の日本審議の「総括所見」で勧告された事柄にそって、これらがその後どうなっているのかという事前質問票が、女性差別撤廃委員会（CEDAW）から2020年３月に送られてきました。全部で25項目にわたる質問の内容をみると、まずトップに、選

択議定書を批准するタイムフレームはどうなっているのか、国会の承認にむけた計画と展望について報告するよう求められています。さらに、日本では包括的な差別禁止法がないことや、国内法での差別の定義はどうなっているのかと、いきなり核心をつく質問です。そして、女性に対する暴力、売買春による搾取、「慰安婦」問題の解決、雇用における差別、リプロダクティブ・ヘルスなど25項目の、問題の核心にぐいぐいと斬り込んでいくような質問が続きます。

CEDAWから送られてきた事前質問に対して、日本政府は2021年9月に回答しています。この政府回答もふまえて、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）は共同で（もちろんその中には新婦人も入っています）NGO回答を作成し国連に提出しました。これは「日本政府はこんなふうにいってるけど、本当はこうなんですよ」と反証する、いわば「カウンターレポート」ですね。そして国連の質問にはなかった沖縄での米兵による女性や少女への性暴力についても、その後書き加えて、最終的には2024年8月24日づけで提出しています。

今日は「労働分野での男女平等」がテーマですので、資料は「雇用」に関する部分だけに絞って、CEDAWからの質問とこれに対する日本政府とNGOの2つの回答を対比しやすいように並べて紹介していますので、ご覧ください。（図1-1～1-4）

CEDAWからは、男女のいまだに水平的・垂直的な職業分離について、男女の賃金格差、セクハラ・パワハラ・マタハラの禁止と適切な制裁を規定する法的枠組み、男性の育児参加と保育施設の確保、家事労働者の権利の保護、マイノリティと移民女性の雇用分野での政策などについて質問がありました。

また、ILO基本条約の1つである雇用及び職業における差別待遇条約（1958年・第111号条約）をはじめ、母性保護条約（第183号）、家事労働者条約（第189号）、暴力とハラスメント禁止条約（第190号）の批准についてなど、雇用の分野での女性差別をなくしていく道すじを示すような詳細で具体的な質問が送られてきていることがわかっていただけるかと思います。

これに対するNGOからの回答では、

- 働く女性の半数が非正規であること。賃金格差は公務労働でも、国家公務員の正規男性の賃金100に対して非正規女性の賃金は37.1％であること
- 男女の賃金格差の原因は、管理職や上位階層の女性比率が低いことと非正規労働者の低賃金にあること
- 会計年度任用制度により、非正規公務員の労働基本権が剥奪され、法の谷間に置かれていること
- 保育所の「隠れ待機児」は6万6千人と増加しているが、保育士の待遇が他産業よりも保障されていないため、保育施設の3割が保育士を確保できず、75年ぶりに国が行った配置基準の改善ができないこと
- 外国人技能実習生が違法な労働契約のもとで、恋愛の禁止や妊娠・出産で帰国を強いられるなどの非人道的な処遇を受けていること

などを告発しています。

新日本婦人の会も
独自のNGOレポートを提出

最後になりますが、新婦人は毎回の日本審議にあたって単独でのNGOレポートも提出してきました。これらは国連のHPに全文が公開され、審議の事前にあらかじめ委員全員に配布されます。今回、新婦人は25項目のうち13項目について国連に報告しました。

新婦人のレポートでは前回からの8年間で、

- 日本では女性たちが新型コロナの影響で真っ先に職を失い、自殺に追い込まれ、一斉

休校による過重なケア負担に直面し、ジェンダー平等の意識を高めてきたこと
・この間、事業所に男女賃金格差の公表が初めて義務づけられ（これは共産党の国会質問の成果ですね）、「同意なき性交は犯罪」とする刑法改正が実現し、LGBTQや同性婚を認めない民法の規定は憲法違反であるという司法判決の前進があったこと
・しかし一方で、根強い性差別と新自由主義が一体となった自民党政治が長期に続く中で、家父長的な右派勢力とカルト集団とが結びつき、選択的夫婦別姓や同性婚へのあからさまな攻撃をつよめていること
・女性議員の少なさ、女性の多いケア労働の低賃金、年金の男女間格差、包括的性教育が学校教育に位置づけられていないこと
・離婚後共同親権の導入

などについてふれています。

さらに、学校や公共施設のトイレに生理用品を常備することや、性の商品化や性暴力の温床となっているコンビニのポルノ雑誌の撤去、元舞妓による伝統文化に名を借りた未成年の少女への虐待・搾取の告発など、京都の新婦人の調査と運動も反映されています。

ぜひみなさんも10月の日本審議と国連勧告に注目していただき、日本の女性の権利を「国際基準に引き上げてゆく」運動の弾みにしていきましょう。

問18 雇用

2015年の職業生活における女性活躍推進法、労働基準法及び他の関連する法の下で行われた、労働市場において根強く続く男女の水平的・垂直的職業分離、及び広範にわたるジェンダー賃金格差に対する具体的な取り組みを示してください。同一価値労働同一賃金原則の実施状況について報告してください。委員会の前回総括所見の勧告（para.35(c)(d)）に沿って、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために禁止し、適切な制裁を規定する法的枠組み、及び妊娠・出産・育児を理由とするものを含む、雇用における差別事例において被害者に司法へのアクセスを提供する法的枠組みを採択するための 取り組みについて明らかにしてください。職場におけるセクシュアル・ハラスメントの事例、セクシュアル・ハラスメント並びに他の形態の差別事例についての調査結果をデータとともに報告してください。 労働基準監督官の実施した調査の種類、件数、及び労働基準監督官の直面した困難について詳細を述べてください。

【政府報告】

第5次基本計画は、性別を理由とする差別的取扱い及び男女間の賃金格差の解消に取り組むことを定めている。また、職場における女性の参画拡大及び能 力発揮のための支援を定めている。 女性活躍推進法 は、事業主に対し、女性活躍に関する行動計画の策定 及び情報公表を行うことを義務付けている。また、労 働基準法第4条は、労働者が女性であることを理由 とする賃金の差別的な取扱いを禁止している。さら に、2020 年4月より順次施行されている短時間労働 者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する 26 国際女性 No.36（2022） 法律（パートタイム・有期雇用労働法）及び改正後の 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者 の保護等に関する法律の円滑な施行に取り組み、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働 者との間の不合理な待遇差の解消を図っている。第5次基本計画は、同一価値労働同一賃金に向け た取組などを通じて女性の経済的自立を図ることの重要性を明記している。また、労働者が女性であることを理由とする賃金の差別的な取扱いについては、パラ 43 のとおり、労働基準法第4条に基づき禁止 されている。本条に違反する事業場については指導 の対象となる。本条の違反事業場数は、2019 年：1 件、2018 年：4 件、2017 年：5 件。 45 第5次基本計画においては、職場におけるセクシ ュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメ ント及び育児休業等に関するハラスメントの根絶等、 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確 保は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社 会の実現に不可欠の前提であることを定めている。 男女雇用機会均等法及び育児休業、介護休業等育児 又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以 下「育児・介護休業法」という。）は、事業主に対し て、次のことを規定している。 （1）職場における セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハ ラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの 防止のための雇用管理上の措置を講じることの義務 付け。 （2）婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利 益取扱いや、育児休業等を理由とする不利益取扱 い 問19 雇用 の禁止。 法違反があった場合には、都道府県労働局 において、助言、指導及び勧告を行い、勧告に従わな い場合は企業名の公表を行う。また、法に基づく紛争 解決援助及び調停の活用により、円滑な紛争解決を 図っている。 46 都道府県労働局は、男女雇用機会均等法及び育 児・介護休業法に基づき、職場におけるセクシュアル ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、 または、育児休業等に関するハラスメントの防止の ための雇用管理上の措置義務に違反があった場合や、 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、また は、育児休業等に関する不利益取扱いの禁止に違反 があった場合、事業主に対し

図1－1　澤田氏作成

て助言及び指導等を行っている。職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度：4,671 件、2018 年度：4,953 件、2017 年度：4,458 件。職場における婚姻、妊娠・出産等に関するハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度:5,662 件、2018 年度:6,008 件、2017 年度：5,764 件。職場における育児休業等に関するハラスメントに関する是正指導の件数は、2019 年度：5,236 件、2018 年度：5,097 件、2017 年度：5,741 件。職場における婚姻、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに関する是正指導の件数は、2019 年度：40 件、2018 年度：39 件、2017 年度：35 件。職場における育児休業等に関する不利益取扱いに関する是正指導の件数は、2019 年度：20 件、2018 年度：21 件、2017 年度：22 件

【NGO 回答】

2023 年 7 月女性活躍推進法に基づく男女賃金格差が公表された。公表企業 14577 社全体でみると、女性賃金は正規で男性の 75.2%、非正規も含めると 69.5%である。格差は企業規模が大きいほど広がり、経団連役員企業 20 社中、正規女性で 59%未満の企業が 7 社もある。原因は管理職や上位階層に占める女性比率の低さと非正規労働者の低賃金にある。コース別雇用で女性は一般職が圧倒的で管理職登用が少なく、コースによる間接差別である。国家公務員の正規男性 100 に対し非正規女性の賃金は 37.1%である。民間も公務も男女賃金格差の縮小・是正が急務である。女性の貧困は一層進み、高齢女性の困窮は一層深刻になる。・働く女性の 53.4%が非正規（男性 22%）で、全非正規労働者の 68.2%を占める。最低賃金は低く地域別で、2023 年の最高（東京）1113 円と最低（岩手）893 円で 220 円の差がある。全国労働組合総連合の生計費調査では、全国で時給 1500 円以上が必要であった。全国一律最低賃金と 1500 円への引き上げが必要である。11・労働契約法 20 条（有期契約を理由とする不合理な労働条件禁止）裁判で、高裁は正社員の 60%の賞与支払(約 42 万円：大阪医科薬科大学の秘書年収 190 万円)、25%の退職金支払（約 50 万円：メトロコマース、退職金ゼロ）を認めたが、最高裁は「不支給は不合理とは言えない」と棄却した（2020 年 10 月 13 日）。最高裁は同一労働同一賃金への期待を裏切った。2024 年 4 月 26 日盛岡地裁は、NTT 関連会社で働く契約社員と正規女性の賃金及び賞与(社員年 5 か月程度、契約社員ゼロ)の著しい格差に対し、上記の最高裁判決を踏襲し「不合理とは言えない」と請求を棄却した。非正規労働者への差別の固定化が懸念される。・コース別雇用の一般職女性の差別事件で、2024 年 5 月 13 日東京地裁は、コース転換制度もない中一般職女性は少額の住宅手当で、男性は家賃の 80%会社負担の社宅貸与が間接差別であることを認め 370 万円の賠償を命じた。一般職の男女賃金格差は会社の裁量を認め却下した。判決は確定した。・地方自治体で働く非正規公務員は約 112 万人（2020.4 総務省調査)、内女性は 76.6%である。正規公務員の女性比率 40%弱と比較し大幅に高い。2020 年 4 月から設けられた会計年度任用職員制度により、非正規公務員の労働基本権がはく奪され、雇用不安も広がり、法の谷間に置かれている。総務省は 2024 年 6 月、公募制度の見直しを通達するなどしているが、不安定雇用は解消されていない。当事者団体が実施した Web アンケート(2021 年)では以下の実態が明らかになった。o 非正規公務員が恒常的な公務を 1 年の単年度任用、低い賃金・待遇で担わされている。o ハラスメントが多く、契約更新の不安等から、声に出せない。o 年収 200 万円未満が全体の 5 割を超え、女性で主たる生計維持者（378 人）の 4 割以上が 2020 年の年収が 200 万円未満、7 割が 250 万円未満であった。待遇格差は雇用形態による差異を装った賃金差別であり、同一価値労働同一賃金による見直しが急務だ。現状では公務サービスの不安定化を招き、住民全体の不利益につながる。・育休中に保育園が見つからず正社員復帰が前提の制度で契約社員となった女性が、保育園確保後に正社員復帰を求めたが会社は拒否し雇止めとなった。2018 年 9 月

図1－2

東京地裁は雇止めを無効としたが正 社員の地位は認めず、2019 年 11 月高裁は、雇止めを有効とし、原告の記者会見発言を名誉毀損とし て 55 万円の損害賠償を命じた。最高裁は 2020 年 12 月 8 日上告を棄却した。育児休業取得に対する 不利益取扱いの明確な禁止が必要である。・ 全国の労働局の労働相談のトップはハラスメントである。全労連女性部 2020 年調査では、ハラスメ ント(セクハラ・パワハラ)を 28.3%、マタニティハラスメントを 16.0%が受けていた。ハラスメン ト禁止法と罰則が必要だ。

問 19 雇用

両親休暇、男性の育児責任への平等な参加及び十分な保育施設を確保するために締約国によって取られた措置に関する情報を提供してください。家事労働者の権利に関する意識向上のための、及びこの集団の保護を提供するための具体的なプログラムが整備されているかどうか示してください。マイノリティ女性と移住女性に対する雇用分野における政策のインパクトに関する情報をそれぞれに分類して提供 してください。ILO の基本条約の一つである、差別待遇 (雇用及び職業) 条約 (1958 年、第 111 号条約) の批准に向けた措置の詳細を提供してください。また、母性保護条約 (2000 年、第 183 号条約)、家事労 12 働者条約 (2011 年、第 189 号条約)、及び暴力とハラスメント禁止条約 (2019 年、第 190 号条約) の批准 の検討に関する情報も提供してください。

【政府報告】

第 5 次基本計画は、夫婦での子育てを促進するため、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、本人又は配偶者の妊娠・出産の 申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の 措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備に ついて、事業主に義務づけること、男性の育児休業取 得率の公表を促進することを検討し、2021 年の通常 国会に必要な法案の提出を図ることとしている。政 28 国際女性 No.36 (2022) 府は 2021 年 2 月にこれらの内容を含む法律案を国 会に提出し、2021 年 6 月に成立した。これに加え、 政府の職員については、2020 年度から、すべての男性職員が 1 か月以上の育児参画のための休暇・休業 を取得することを目標に取組を開始している。 男性 の育児休業や育児への参加を推奨する「イクメンプ ロジェクト」及び「さんきゅうパパ プロジェクト」 の実施を通じて、男性の育児休業取得に関する社会 的な機運の醸成を図っている。 「待機児童解消加速 化プラン」に基づき、2013 年度から 2017 年度まで の 5 か年で合計約 53.5 万人分の保育の受け皿を確 保した。また、「子育て安心プラン」に基づき、2018 年度から 2020 年度末までの 3 か年で 32 万人分の 保育の受け皿の整備を進めた。なお、「新子育て安心 プ ラン」は、2021 年度から 2024 年度末の 4 年で 約 14 万人分の保育の受け皿を確保することとし ている。 48 家事労働者は、団結権や団体交渉権が法律で保障 されており、また、労災保険に加入することができる。 制度については広く周知している。 問 20 健康 49 第 5 次基本計画は、外国人女性が、言語の違い、 文化・価値観の違い及び地域における孤立等の困難 に加えて、女性であることにより更に複合的に困難 な状況に置かれている場合があることに留意し、就 労支援についての多言語での情報提供及び相談体制 の整備を定めている。 2020 年 10 月末時点で、外 国人労働者数は 1,724,328 人、そのうち男性は 918,169 人、女性は 806,159 人である。 50 日本国政府は、個々の ILO 条約について、条約を 批准することの意義

図 1－3

等を十分に検討し、批准することが適当と考えられるものについて、国内法制との整合性をきめ細かく確保した上で批准してきた。具体的には、労使が参加するILO懇談会等において条約を批准するにあたっての課題についての議論などを行っている。第5次基本計画でも、委員会からの事前質問票で指摘があったそれらの条約について、締結する際に課題となり得る課題を整理するなど具体的な検討を行い、批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払うことを定めたところ、引き続き、そのような努力を行ってまいりたい。

【NGO回答】

男性の育児休業取得率は、2022年度約17%になったが、2025年目標50%には開きがある。大企業で取得日数は平均で43.7日となり、「1か月以上」の割合が60%近くになった。従業員300人以下の企業では、取得日数「1か月以上」の割合が約30%、「5日未満」が46%余りである。2024年通常国会で育児介護休業等及び次世代育成支援対策の推進法が成立したが、国の目標達成には不十分な内容である。・国の集計から除外される「隠れ待機児童」は2022年より5000人弱増加、計66168人である。認可保育所に入れず育児休業を続ける人の増加が目立つ。政府は「こども未来戦略方針」を2023年6月に閣議決定し、①1歳児6人に保育士1人を5対1に、②4・5歳児30人に保育士1人を25対1に75年ぶりに基準を改善した。しかし民間団体の調査では、保育士が確保できず、保育施設の3割が配置基準の改善ができないと回答している。保育士の待遇改善が必要だ。・外国からの技能実習生が、違法な労働契約のもと、恋愛を禁止され、妊娠・出産すれば帰国を強いられるなど、非人道的な処遇を受けている。死産後1日を共に過ごしたことが死体遺棄とされ逮捕、最高裁で無罪となったケースもある。人権侵害を無くすため抜本的な対策が必要である。・未批准のILO111, 183, 189, 190号と175号条約は条約毎に批准時期を設定し、具体的準備を開始すべきである。家事労働者の労働者性を厚労省で検討中だが、労働者とすべきである。

図1－4

報告４

女性不況、声を上げる女性とともに

参議院議員
倉林 明子

「女性不況、声を上げる女性とともに」と題したその心は、コロナ禍で女性が声を大きく上げて大きく政治を動かすうねりが国会にも届いて、実際に変化をつくってきたという実感を込めたものであります。

母親の就労率が77.8%、（04年56.7%から20%増）半分が非正規

今、女性の実態はどうなっているのかというと、母親の就労率が77.8％と過去最高になっています。2004年から比較して20年で20％の増加で、その半分が非正規雇用です。これらの世帯での生活が「苦しい」は65％です。

先ほど島田団長からも報告がありましたが、国民生活基礎調査からのデータですが、全世帯の平均では60％が生活が「苦しい」ということですが、この母親のいる世帯で言えば65％ですから、全世帯よりも一段と「苦しい」実態があることが明らかになっています。

非正規雇用は今や2100万人を超え、その７割を女性が占め、岡野先生からお話がありましたが、男性の長時間労働を支える補助的労働という位置づけがはっきりしていることと、無償のケア労働は女性の負担となり、そして、女性の低賃金構造が非正規という働かせ方に端的に出ています。

この状況がコロナ禍でさらに悪化する中で、これまで目にしなかった貧困が見える化され、食糧支援の列に女性が並ぶことはなかったのですが、女性が初めて並ぶようになり、その比率が高くなっている。コロナ後も食糧支援に並ぶ人が減らないどころか増加している状況があります。

シングルマザーのところでは、ダブル・ワーク、トリプル・ワークがさらに常態化しています。夏休みに子どもの体重が減るということが以前からも指摘されてきました。そのうえに、この夏はお米の値上げで食べさせられないという深刻な実態が広がっています。

女性の経済的自立はジェンダー平等の土台中の土台

日本共産党はジェンダー平等を綱領に掲げたことを転機にして、党をあげて取り組んできました。そして、ジェンダー平等の土台は経済的な自立であることをふまえ、男女賃金格差の公表に取り組んできました。

全労働者の比較では69.5％、正規雇用労働者間で75.2％、非正規雇用労働者間は80.2％ということで差が少ない（図１、図２）。問題は、正規男性労働者と、最も多い非正規女性労働者との賃金格差がどうか、という公表の仕方が義務付けられていない。結果、リアルな格差の実態が反映されない公表に留まっているという限界があります。

労働者の平均年収では、男性の正規、女性の非正規で比べると生涯賃金格差では１億になるという歴然たる差があります。この差が働いている間だけではなく、年金にも連動してきます。女性は長生きしますので、その差は延長線のように男女格差を拡大する。そのことについては図３を参照ください。

男性の年金の月額ピークは17万円から18万円ですが、女性の月額ピークは９万から10万です。この差が生涯賃金の格差にくっつき、一生ついてまわる格差となっているのが日本の現状です。

だからこそ、この賃金を上げる。年金の格差を埋めることは、政治の責任でやっていかなければいけないことと捉え、取り組んでいます。

それから、改めて歴然としたこととして、

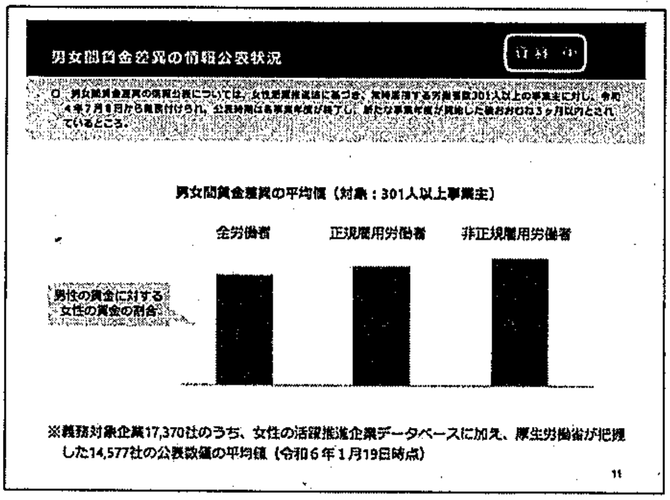

図１

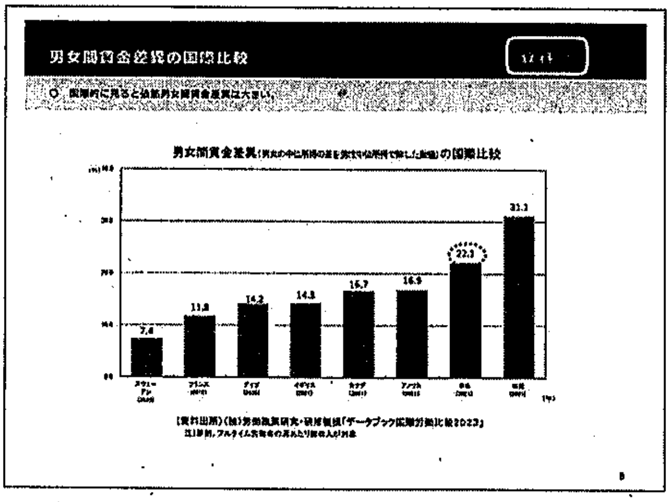

図２

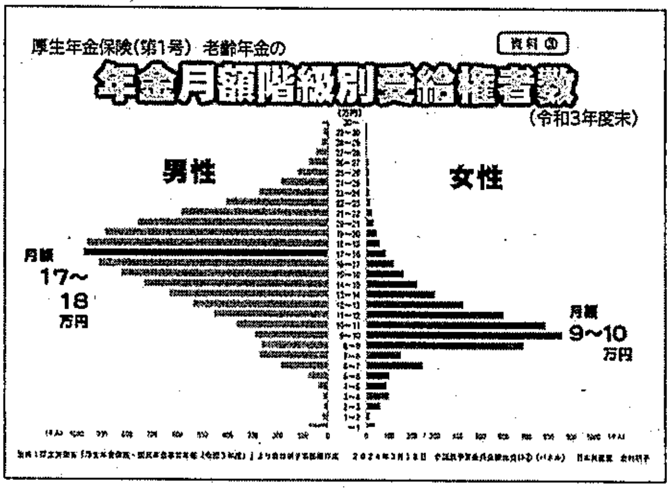

図３

図４です。公務のところほど賃金格差が大きい。省庁の男女賃金格差をみるために、全省庁で平均をとると、男性正規を100とした場合、女性の非正規は37.1％しかないのです。

一番差が大きいのは、財務省の17.5%。これは非正規込みで共産党が調べ直して、この数字が明らかになりました。

「見える化」だけでは賃金格差の是正は進まない。見え方もきちんと実態を反映した公表の仕方に変えないといけないし、何よりも格差是正を計画して、是正していかせる措置義務をもたせる。今は格差を是正する法的拘束力が何もなく、ただ公表しただけです。ここにEUや各国のように是正させる義務を負わせることが、どうしても必要になってきます。

世論と運動、議会論戦で、労働条件は改善できる

非正規ワーカーの圧倒的部分が女性だということは、先ほども言われましたが、最低賃金が引き上がれば、女性の賃金の底上げにつながるということで、われわれは非正規ワーカーの待遇改善法をつくり、国会に提出する準備をしています。まだ要綱の段階ですが、それを分かりやすくチラシにしたのが、図５です。

一番効き目があるのは先ほど申し上げましたように、全国一律の最低賃金制度の確立と、最賃額の大幅な引き上げを求める世論と運動。ご紹介ありましたが要求は1500円を掲げていますが、実態としては必要な最低生計費は物価高の影響で1700円、1800円の水準となっています。

（岸田政権（当時）の）30年代のうちに1500円とかいうのは全然だめなんですよね。大幅賃上げをめざし、ここでも全国一律での引き上げを求める世論と運動が確実に地方自治体や政府も動かしつつあるけれども、さらなる強化を進めていきたいと思っていま

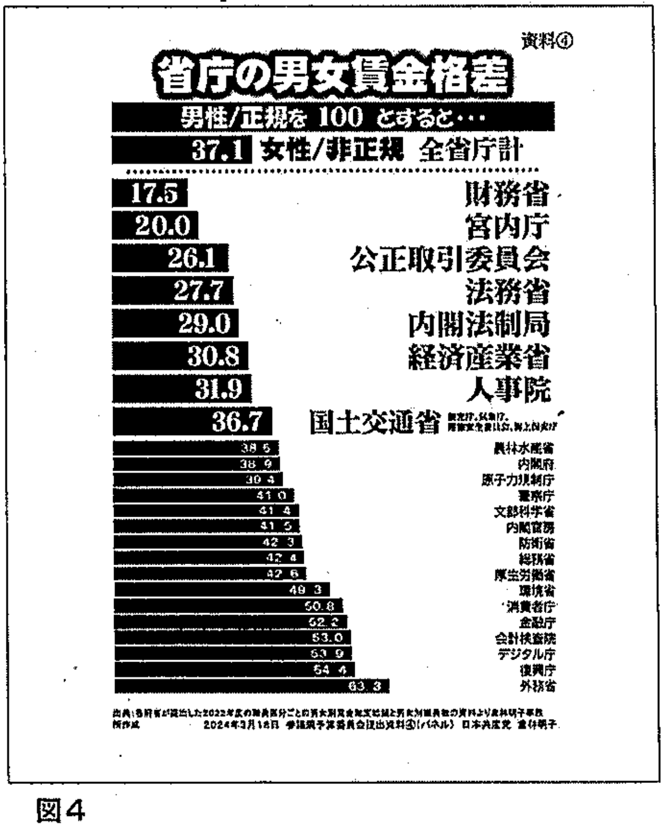

図４

す。

運動の高まりによりどんな変化をおこしてきているか、ということころもぜひ共有したいと思います。

会計年度任用職員の「３年公募」「５年公募」というのは、１年雇用契約で非正規は更新します。ところが３年目になったら一旦雇い止めし、公募にかけるんです。

これは国も同様で、期間業務職員という非正規公務員の制度があります。これに連動して会計年度任用職員をつくっています。

国の非正規公務員の賃金たるや、ほぼほぼ最低賃金です。実は、国は最低賃金を守る必要がないんです。厚労省の出先であるハローワークが募集をかけていましたが、なんと最賃を割っていました。「法的義務がありません。非正規は最低賃金を割っていてもいいんです」と開き直るのです。

質問で取り上げたら、直ちに最低賃金を超える公募要件に変わりましたが、そんなことを厚労省の足元でやるわけです。最低賃金に張り付かせるというのと、もっとむごい有期雇用の雇い止めに怒りが集中し、たたかいが起こり、この声が動かして、とうとう人事院が国の非正規公務員（期間業務職員）について、制度を見直さざるを得ないとなり、「雇い止めは撤回」「公募撤回」という方針を決めるという大きな変化をつくりました。

普段は国から言われて言うことを聞いているのが地方です。「国が言っているからできない」と言い訳をします。今回は国が率先して雇い止めの中止をしたのに、地方は「地方自治」と言い出しています。国の言うこと聞かないといけないことはない。京都市は「公募」をする方針は変えていません。

国を動かした力で地方自治体も動かしていく大きなチャンスです。当事者である非正規労働者が声を上げてたたかって突破した成果を、地方自治体にも求めて進めていきたいと思っています。チラシは是非見ておいていた

図５

だいて、さらに広げていきたいと思っています。

それからケア労働者のところで大きな変化をつくったのは、ケア労働者についての処遇改善（の課題）がコロナ禍を通じて大問題になり、岸田政権はケア労働者の賃金は公定価格で決められているのだということを認めざるをなくなったんです。

物価高に負けない賃上げを宣言したのは岸田首相です。ところがやったことは診療報酬や介護報酬等の事実上の物価高に負ける改定でした。だから賃上げどころか、ボーナスが引き下げられるという現象が起こり、コロナで燃え尽き、それで賃金が上がらないというショックを受けて、今、現場では加速度的に離職が増加しています。

ケア労働者のバーンアウト*。離職で何が起こっているかと言えば、医療提供体制の崩壊です。病棟を閉めざるを得ない。訪問介護事業所のヘルパーさんがいなくなってバタバタと倒産して、（事業所が）一箇所もないという自治体が広がっている。

医療・介護、ケア労働の提供体制を潰しにかかっているという状況が生まれているということを共有しながら、ケア労働者の処遇改善こそが、利用する高齢者、ケアを受けている人たちにとっての人権保障になる、ということを合わせて訴えていきたいと思っているところです。

社会保障にかける費用が、なぜここまで削減の対象になるか。やはり軍事費（の増加）です、今、何より足を引っ張っているのは。軍事費をGDPの２％にするということは、年間５兆円を上積みするということです。５兆円あれば何ができるかと言えば、医療費の自己負担がなくせます。

そういう規模のお金が軍事費に流れるという中で、ケア労働がここまで崩壊の危機に達している。やはり日本共産党を伸ばして、ジェンダー平等、ケア労働者の賃金の底上げ、人権を守る日本に変えていくために、力を合わせてがんばろうと思っています。

＊バーンアウト（燃えつき症候群）
過剰なストレスや負荷が原因で心身のエネルギーが尽き果てた状態を指す。ケア労働など対人サービス業に従事する労働者に多くみられるとされている

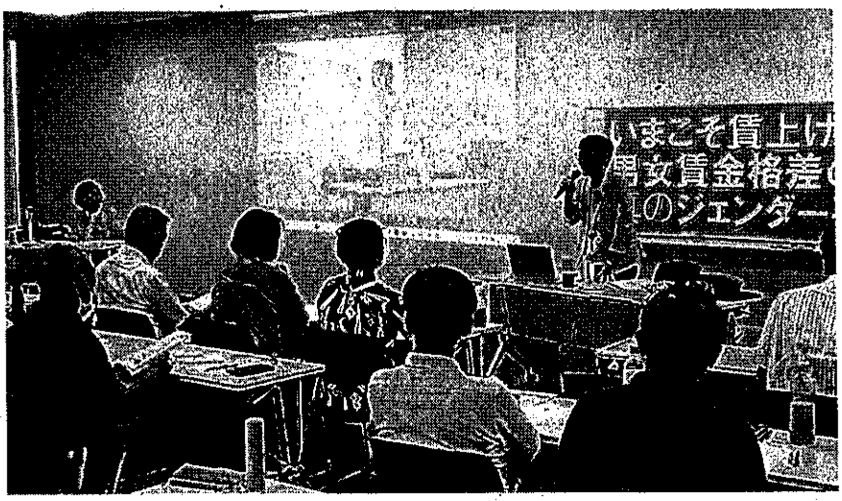

報告５

賃上げをめぐる京都府議団の論戦と到達点

日本共産党府会議員
浜田 よしゆき

府会議員団は、この数年来、一貫して、中小企業支援と一体の賃上げに向けた、京都府の取り組みを求める論戦をおこなってきました。昨年の夏から秋にかけては、賃金・くらしのアンケートにとりくみ、そこで寄せられた声をもとに、(2023年) ９月議会、12月議会で論戦をしてきました。その内容は、2023年12月20日に行われたシンポジウムで報告しました。

今日はまず、その後の議会論戦について報告します。

直接支援の即効性を認めさせた２月議会論戦

今年（2024年）の２月議会の水谷議員の代表質問で知事は、「賃上げ支援のための補助金などを行っている他県の取り組みについては十分承知している。即効的な効果はあると思っているけれども、補助金によって賃金を引き上げていくことについては限界もあることから、持続的な引き上げができるような利益を確保するための体力をつけていく支援が重要」と答弁しました。そこで私は、その後の予算特別委員会の総括質疑で、「即効的な効果がある奨励金や補助金での支援と、賃上げが持続できるようにする支援は矛盾しない。同時に進めるべきではないか」と質問しました。知事は、賃上げの重要性は認めながら、「限られた財源の中では、中小企業が利益を確保し、持続的に賃金の引き上げができる体力をつけていただくための支援を重点的に行うことが効果的だ。今定例会においても、中小企業持続経営支援補助金に賃上げ枠を設け、賃上げを図る計画の実現に向けた経営改善などの取り組みを支援するために必要な予算案を提案している」と答弁しました。そこで私は、「(2023年) ９月の補正予算に計上された中小企業経営改革事業費は５億円の予算に対して 14 億円の応募があるなど、大変好評であったにもかかわらず、来年度（2024年度）予算案には計上もされていない。なぜ今回は予算化されなかったのか」とただしましたが、知事の答弁は驚くべきものでした。知事は、「中小企業経営改革支援事業費は、令和５年度については、物価の高騰が依然衰えを見せず、中小企業の経営環境が非常に厳しい状況にあったので、９月補正予算で５億円を計上した。その後、年末にかけて企業物価指数の伸びが鈍化し、物価の高騰が一段落したこともあり、令和６年度当初予算ではこの事業費の計上を見送ることとした」と答弁しました。

他県の先行事例も示してさらに追求

(2024年) ６月議会の代表質問では、迫議員が、山形県が、賃金向上推進事業に取り組み、中小企業の賃上げの実績をつくっていることを紹介し、「２月議会で、賃上げのための中小企業支援は即効性があると知事も認

めた直接支援策について、他県ですでに実績が出ている。賃上げできるだけの経営環境を整えることと一体に取り組めば、効果的と考えるが、いかがか」とただしました。また、迫議員は、「中小企業経営改革支援事業費」について、「予算特別委員会の総括質疑で、知事は『物価高騰が一段落したこともあり、令和６年度予算ではこの事業費を見送ることとした』と答弁されたが、事業を再開するとともに、相談体制や受け皿の態勢について規模を大きくしていくべきではないか」とただしました。しかし、知事はいずれも、総括質疑の答弁を繰り返しました。

現場で実態をつかむ努力を重ねて

これまでの議会論戦論の到達点をふまえて、(2024年) ９月議会では、島田団長が代表質問で、馬場議員が一般質問で、論戦する予定ですので、そのポイントを報告します。(質疑の内容は巻末に収録)

府会議員団は、この学習講演会の案内を兼ねて、中小企業家同友会、中小企業団体中央会など中小企業団体と懇談してきましたが、共通して出されたのは、人材確保のためにも賃上げの重要性は認識しているが、賃上げの原資の確保がむつかしい、ということでした。

そういうなかで、(2024年) 8月29日に、全都道府県で最低賃金審議会の答申がでそろいました。全国では27県で中央の目安に上積みし、とりわけ、徳島県では34円上積みし、84円増と最大の引き上げとなりました。後藤田知事は、最賃審議会で「安い賃金では、若者が県外に出てしまい、人材が確保できない」と異例の意見陳述を行い、６月定例会では、「賃上げする中小企業に対し支援策を打ち出す」と言及しました。岩手県では、達増知事が、県労働局に最低賃金引き上げを申し入れ、その結果、９円上積みされて59円増となりました。

議員団として、先月視察に行った大分県では、中小企業への支援を賃上げと同時に行うことを目的にした「物価高騰対応業務改善奨励金」を2021年から実施し、１年間で物価高騰を上回る実質賃金の引き上げを実現、最低賃金も５円上乗せされています。一方、京都府の西脇知事は、最賃審議会にまともに要望もせず、京都府は、目安通りの50円増加で1058円にとどまりました。

しかし、京都府の審議会答申では、「中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担の免除・軽減等、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に

対し強く要望する」とし、「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設」など、これまで私たちが求めてきたことが盛り込まれています。この点では、3年前（2021年）の6月府議会で、京都総評が前年に発表された最低賃金引上げと中小企業支援を一体に行う提言をもとに、府内商工会・商工会議所等と懇談を重ね、同主旨が盛り込まれた「コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書」が、全会一致で採択されたことも大きな役割を果たしたと思います。

そこで、（2024年）9月議会では、消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減を国に要望するとともに、山形県、岩手県、徳島県、大分県などに学び、中小企業が賃上げのための原資を確保できるよう、賃上げを直接支援する京都府の制度の創設を、直ちに検討することを求める予定です。

党議員団が中小企業支援と一体の賃上げを求めてくるなかで、京都府は今年度予算で、中小企業持続経営支援補助金に賃上げ枠を導入しました。しかし、府内の商工会、商工会議所にお話を伺うと、要件が厳しいことや、予算額が各商工会で1～3件程度の枠しかなく、中小業者の賃上げを支援するものとしては、あまりにも不十分です。そもそも、府の中小企業支援制度について、中小企業団体にお聞きすると、必要な支援制度は、「柔軟に使えること」「採択率が高いこと」などが共通して出されました。この点で、先の京都府最低賃金審議会答申では、「業務改善助成金について、設備投資や人材育成投資枠を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」ということが盛り込まれています。

そこで、9月議会では、京都府の一連の中小企業支援制度について、生産性向上の設備投資や省エネに資する設備投資などの要件を緩和して、支援が必要な中小業者のすべてが利用できる制度にすること、リース代や家賃など固定費への支援を思い切って実施することなどを求める予定です。

フロア発言より

・**発言１**

男女の賃金格差の問題ですが、京都府庁での男女の賃金格差について、正規職員のことが中心になりますが発言します。

自治労連の新田氏の資料の京都府を参照ください。（P25 図１）

常勤職員については、今年の４月で言えば男女の賃金格差は87.2％であり、再任用職員や会計年度任用職員を含む全職員では78.4％の差になっています。

人事課の説明では去年とあまり変わりませんが、管理職や課長補佐などの役職に女性が就く割合が男性よりも低いということと、扶養手当を支給されるのは世帯主になっている男性が多いこと、時間外手当も男性が多いこと、男性と女性とは７対３の割合で男性に時間外手当が支給されています。

さらに勤続年数別の給与の格差でみると、とくに勤続11年から15年では88.6％、16年から20年では87.9％が一番格差が大きくなっています。

年齢の記載はありませんが、大卒23歳で入庁し、30代から40代というのがこの勤続年数にあてはまります。子育て等にあたる時期ではないかと思います。

育休をとっている方や部分休業をとっている方は統計調査でわかりますが、この制度以外でも残業できない子育て層の方が（女性に）多いのではないかと思います。

一番格差が広がると想定されるのは、育児休業と部分休業です。育休取得は男性も増えていますが、６か月以内に復職する人がほとんどで、女性は６か月以上１年半以内が多いです。

部分休業は育児のために１日２時間までとれますが、無給で減給になる制度です。この制度は女性が取得する場合が多く、例えば部分休業を毎日30分ずつ子どもの就学前まで取得したとして、単純計算で６年間で210万円の減収になります。

一方で男性に扶養手当が支給される。女性よりも男性に時間外労働が多いとなると差が広がるばかりだと思います。ケアを担うためやはり女性が多いのではないかと思っています。

組合がとったアンケートの声です。「子育て中ですが残業できないこと。子どもの体調不良による急な休みで周囲に迷惑をかけている」「時間外労働ができないと人事異動先が限定される」「勤務時間中に仕事が終えられない職場には、仕事内容的にかかわりたくても異動希望が出せない」「時間外勤務をしなくても働ける職場にしないと、したい仕事ができない」などの声があります。

子育て中の職員が長期で休んでいる深刻な実態もあり、職場が多忙で仕事と家庭のバランスがとれないのではないかということも考えています。

また、会計年度任用職員の話ですが、「女性が圧倒的に多い働き方のもとで雇用の調整弁となっている」「定年延長の廃止で任用が切られる職員が少なからずあった」ことなどが、その表れであると思います。

一時金や勤勉手当が支給されることになりましたが、それでも年収300万円をようやく超えたところであり、低賃金におかれた現状の改善は急務だと考えます。

民間の労働力調査でも出ていますが、第一子出産後に退職する女性がまだ５割近くもあるとういことですとか、勤続年数の短いことが賃金格差の広がる要因の一つだと考えてい

ます。

これらいろいろデータがありますが、職場や家庭、地域、いろんな場所でジェンダー平等をすすめることが必要だということを申しあげ発言とします。

・発言２

私は会計年度任用職員の当事者として発言します。私は子育て相談業務をして25年以上になります。週の労働時間は都合よく何度も変更され、社会保険や雇用保険すらないという働き方をしていた時もありました。ただ、そういう時であったとしても、希望したら次年度の更新はできたので、１年雇用を受け入れてきました。

ですが、会計年度任用職員制度はただでさえ１年更新の雇用に加えて、一定期間働いたからという理由で「平等取扱い原則」に則り公募対象にされ、安心して働くことができない制度となったことは大きな問題です。

職員の採用基準が市民に貢献できるかであるならば、業務の経験を積み重ねている非正規は、より市民に貢献しており、今後も期待できるはずなのに、どうして経験ない人と平等に公募を受けなければならないのでしょうか。それこそ取扱いが平等ではないと思います。

「20年前､非正規という働き方を選んだのはあなたでしょ」と当局に言われました。非正規の働き方を選んだから、自己責任として扱われても仕方ない。諦めというよりも、それが普通のことと慣れさせられてしまっていたと感じています。さきほど（岡野教授が）言われた「家事分担の不公平感が低いのはなぜ？」というところの回答かもしれません。

そういう中、京都市は昨年度（人事委員会勧告の）４月遡及をしませんでした。実施していない自治体が全国で45％、財政措置を国がしているのにもかかわらず、全国でこのような差があるのはやはり問題だと思っています。京都市はその頃「財政難だったから」という理由で、そういう時だけは一般職として扱われ、一時金を下げられたこともあります。

昨年度は賃上げがありましたが、「事務手続きが間に合わない」と遡及されませんでしたが、理由になっていないと思っています。

会計年度任用職員制度になり、京都市を退職する方が年々増えています。退職理由は雇止めもあるのに数字として明らかにせず、自己都合扱いにされていることは本当に問題だと思っています。

倉林議員のお話しにもありましたが、今、国では社会保障費や福祉・医療費が削減されていることは、地方自治体においても感じています。

子育て支援のさまざまな施策として、例えば、保育士、保健師、社会福祉士などの専門職がそれぞれ所属する施設から家庭訪問するという直接的な支援を行っていたのに、家庭訪問という括りで１か所だけの実施となり、他の施設の家庭訪問施策は廃止されました。

予算を減らすために、正規職員の保健師には万能だからと一人が担う業務を増やすということもやります。本庁職員にしたら「仕事だから仕方ない」というのは分かりますが、その結果、困るのは市民だと思います。

こうやって会計年度任用職員に制度を変えても、労働条件を変えても良くならない。それはまた新たなジェンダー不平等を生むことにつながっています。尊厳をもった人間として扱われない働き方に我慢の限界がきました。

私たちは正規職員の働き方の中に、短時間公務員制度を導入することを求めたいと思っています。今いる正規職員の雇用を守ってほしいです。だけど会計年度任用職員制度の二の舞にならないように、制度運用を自治体任せにせず、国が一定の方向を具体的に明示するマニュアルづくりに取り組んでほしいと考えています。

閉会あいさつ

日本共産党府会議員団　幹事長
光永　敦彦

みなさん、本日は大変暑い中、また連休の最後の日でもありましたが、会場いっぱいに、またZoomでご参加のみなさんも含め、たくさんご参加いただきまして、本当にありがとうございました。

また、それぞれの立場からご発言いただいたみなさん、そして、岡野先生は時間の制約も含めて無理難題をお願いいたしましたが、みなさんそれぞれの立場で討論を深めていただきました。

学習懇談会全体が一つの大きな成果として成功したことを改めて感じました。改めて、みなさんに感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。（拍手）

この取り組みを通じて、私ども感じましたのは、第1に給料が上がらないことなど、先ほどフロアからの発言もありましたように、本当に深刻な実態が例外なくどこにもあるということだと思います。それはとりもなおさず30年にわたる自民党政治の行き詰まりから出ており、その転換が求められていることが明らかになったと思います。そして、転換することがまさに暮らしを守る道、そして経済を守る道であることも浮き彫りになったのではないかと思います。総評からも時給1500円ではなく1700円が今、必要なんだという話もありましたし、男女賃金格差是正の問題も厳しく告発をしていただきました。まさにこれらの根本に、日本の構造的な政治の問題があるということも共通認識になったことを改めて感じました。

第2に、日本の低賃金や賃金格差問題の背景について、岡野先生のお話では本田先生が「根腐れ」ということを指摘され、岡野先生からはもっと深い理由に政治が崩壊しているという、的確かつ厳しい指摘がありました。

これほど日本は世界の流れ、新婦人の方からも報告がありましたが、世界の流れから見ても極めて異常だということも改めて浮き彫りとなりました。だからこそこの日本で、政治の歪みを正すとことが、緊急の課題ということも浮き彫りとなったと思います。

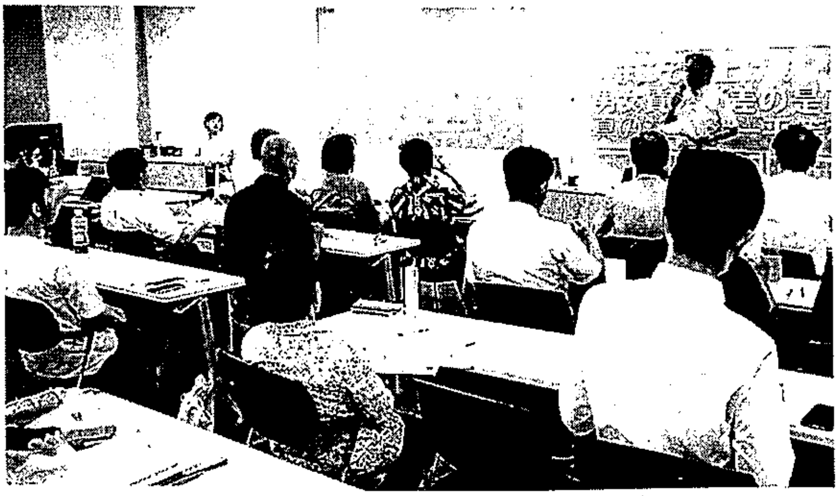

第３に、賃上げや格差の問題で本気で取り組むためには、分断を乗り越えていくことが本当に大事だということで、今日の学習懇談会は非常に重要なものとなりました。

今、政府自民党の雇用の流動化、正規・非正規の格差問題、男女賃金格差問題、さらには中小企業が賃上げできる条件がない、中小企業への支援が非常に弱いことなども改めて討論で明らかになりました。

これはいわば自民党政治の分断策だと私どもは捉え、だから賃上げを行うための取り組みや、中小企業が賃上げできるように中小企業を支援するための取り組みは、連帯の課題として取り組んでいくことが重要です。また、連帯という点では自由な時間を獲得していくことの重要性が改めて浮き彫りになったと思います。

今回は賃金問題に焦点を当ててやりましたが、自由な時間の獲得と、賃金格差の是正、くらしをよくしていくことは、根がつながっているということも改めて実感し、私どもは勇気を得た思いでおります。

第４に賃上げや人手不足対策の課題を解決するためには、浜田副団長や梶川さんから報告もありましたが、新たな地方からの動きの広がりも共通の確信にしたいと思います。

京都府でも最低賃金審議会答申で消費税の減税、中小企業の直接支援策など、再び盛り込まれました。また、賃上げの取り組みについて、他府県の知事が実際審議会で行動するという広がりもあります。その点では京都府知事はまったく動かず、京都府での運動の必要性があきらかになっています。

まさに自民党政治の行きづまりもとで、立場を超えた動きがあると、これは本当に連帯を広げる上で大きな確信にしたいと思います。

最後に、私たち京都府会議員団としては、本日の学習交流会の内容をパンフレットにして、さらに立場の違う方にも広げ、共同の取り組みを進めていきたいと思います。そのためにも厳しい実態を可視化することと、中小企業支援と賃上げを京都で実現するために全力をあげていきたいと思います。

いずれ行われる解散・総選挙は目前です。自民党政治の行き詰まりの大本を正すため、引き続き全力をあげていきたいと思います。

以上を申し述べまして、本日の学習懇談会を終了いたします。本日はほんとうに長い時間、ありがとうございました。

資　料

京都府議会で取り上げた質問

日本共産党京都府会議員団（島田敬子団長・９名）は、京都府議会で中小企業支援と一体の抜本的な賃上げのための京都府の取り組みを一貫して求めてきました。今回の学習懇話会の成果を踏まえて、最低賃金引上げの必要性や中小企業への直接支援の実施、京都地方最低賃金審議会の答申への認識と国への要望などについて、さっそく議会論戦でも取り上げて知事などに迫りました。主な質問と答弁を紹介します。

●2024年９月議会 代表質問（2024年９月19日）
島田けい子 議員

●2024年９月議会 一般質問（2024年９月20日）
馬場　紘平 議員

2024年９月定例会　代表質問（大要）

中小企業支援と一体の賃金引上げを

島田けい子議員

（日本共産党・京都市右京区）
2024年９月19日

【島田議員】 次に、中小企業支援と一体での賃金引上げについてです。

８月29日、地域別最低賃金改定について、全ての都道府県で最低賃金審議会の答申が出そろい、全国加重平均51円増で現行の1004円から1055円となります。全国で過半数の自治体で目安に上積みし、最後に答申を出した徳島県は34円を上積みしまして84円増と過去最大の引き上げとなります。

ストライキなど労働者の運動とともに、これに押された後藤田正純知事が最低賃金審議会で、「賃金が安いイメージが固定化すると若者が県外に出てしまう」との異例の意見陳述を行い、最低賃金を1000円超えに引き上げるよう審議会は労働局に要請しました。６月定例会では、「賃上げする中小企業に対して支援策を打ち出す」ことに言及したことも後押しになったそうです。岩手県では、国政野党が力を合わせた「オール岩手」で再選された達増知事が、岩手県労働局に最低賃金引き上げを申し出ました。岩手県では既に「賃上げの加速化のために、中小企業等への支援費」として最大一事業所当たり100万円の支援を行っています。

地域の答申には、社会保険料の事業主負担軽減、中小企業の直接支援を求める要請が相次ぎましたが、岸田政権はこうした地方からの声に正面から答えず、地域間格差を温存したまま、平均1500円を2030年代半ばに先送りしています。最低賃金を全国一律に改め、中小企業支援とセットで1500円以上を実現する政治の転換が求められます。

京都では、８月５日、京都地方最低賃金審議会が、京都府の最低賃金について、時間額を50円引き上げ、1058円とすることを答申しました。「一桁違うのではないか」との声も上がっております。

京都総評が実施した「京都最低生計費試算調査結果」では、20歳代の労働者が京都市内で普通に生活するには「時給1700円以上必要」であることが明らかになり、最低賃金審議会に対して、昨年に続き１万筆を超える「直ちに最低賃金1500円への引き上げと中小企業支援の抜本的強化を求める署名」が提出されました。審議会の意見聴取には、最賃ぎりぎりで働く非正規労働者、学生などが実態を告発されました。これらの運動を反映し、答申には、「中小企業小規模事業者を対象とした消費税の減免措置、社会保険料の事業主負担分の免除、軽減など、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう政府に対して強く要望する」ことや、「業務改善助成金について、設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できるなどの要件緩和を行うこと」、「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等」を盛り

込みました。

そこでうかがいます。知事は、労働局や最低賃金審議会に対してどのような意見、要望をされたのでしょうか。この間、私どもは、中小企業団体を訪問し、御意見をうかがいました。「春闘で大企業が賃上げしたので、人材確保のために追随して賃上げをしたけれども無理をしている」「50円アップでも戦々恐々」「先立つもの、直接的な支援策が必要」「コロナ禍に加え人件費が上がり、原材料が上がり、価格転嫁ができない。社会保険料や公共料金、税負担が重い」などの声です。

そこで、うかがいます。京都府最低賃金審議会答申に盛り込まれた消費税の減免措置、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減や、業務改善助成金の要件緩和を国に要望するとともに、賃上げを直接支援する京都府の制度創設について直ちに取り組んでいただきたい。見解をうかがいます。

【西脇知事・答弁】最低賃金引き上げへの労働局等への意見についてでございます。

最低賃金は、厚生労働大臣の諮問を受けた中央最低賃金審議会が答申した改定額の目安を参考に、各地方最低賃金審議会において公労使による十分な議論がなされ、そこで出された答申を踏まえて、各都道府県労働局長において決定されるものでございます。京都府では、これまでから国に対しまして、中小企業が賃金引上げの原資となる収益を確保できるよう、生産性向上の支援など、賃金引き上げに向けた環境整備を要望してまいりました。さらに、京都労働局長も参画する京都労働経済活力会議におきまして、昨年10月には、持続的な賃上げの必要性など私の思いを労働局長に直接申し入れ、参加者全員が連携して賃上げに取り組むことを文書で確認したところでございます。

次に、京都府独自の賃上げ助成制度についてでございます。賃上げは、労働者の生活の安定と向上が図られることにより、経済の好循環をもたらし、さらには地域経済の活性化にもつながることから、重要だと考えております。限られた財源の中では、中小企業が利益を確保し、持続的に賃金の引き上げができる体力をつけていただくための支援を、重点的に行うことが効果的だと考えております。そのため今定例会において、生産性向上の好事例やノウハウを取り込むための勉強会や、その参加者が勉強会の内容を踏まえた設備導入等の取り組みを一体的に支援するための予算案を提案しております。

なお、税や保険料などの負担のあり方につきましては、社会経済情勢の変化や給付と負担のバランスなどを踏まえまして、一義的には国において検討されるべきものと考えております。また、業務改善助成金につきましては、申請手続の簡素化など、より使いやすい制度となるよう国に繰り返し要望しているところでございます。今後とも、あらゆる施策を総動員し、賃金引き上げができる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

【島田議員・再質問】中小企業支援と一体の賃上げについて再質問いたします。「賃上げの必要性」も「各自治体の独自施策」も認めながら、限られた財源の中では、中小企業の体力をつけていただくための支援を重点的に行うとか、予算も提案されておりますが、いろいろな要件で使えないというのが実態なので、直接的な支援を岩手県などのように行っているので、京都府がそこに踏み込んでくださいと、京都府独自の支援策を検討すべきとお尋ねをしております。審議会の答申通り色々言わなくても、答申されたわけですから、このことをまっすぐ国に届けていただきたい。明確にお答えください。

【西脇知事・再答弁】島田議員の再質問にお

答えいたします。まず、賃上げについてでございますが、今、他県の例が御紹介がありましたけれども、賃上げを直接的に補助金で支え続けることは財源も含めて困難だと考えておりまして、コロナ禍を脱した現在の状況においては、中小企業等が賃上げに必要な体力をつけるための環境整備に限られた財源を投入していくことが効果的だというふうに考え、施策を進めて参りたいたいというふうに思っております。なお、賃上げの必要性、その他の環境整備につきましては、国に対して引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

【島田議員・指摘要望】 賃上げについて京都総評が自治体問題研究所とともに行った賃上げによる経済効果の調査がございます。京都府内で最低賃金を時給1500円に引き上げますと、生産額が1655億円増加し、雇用は1万4884人増え、雇用者所得が421億円増える。家計消費が増えますと、京都市、京都府の税収増が28億円と好循環になるんです。最低賃金の引き上げが労働者も経営者も行政にも好循環をもたらすということで、このような希望ある展望を示してほしいなと。中小業者の皆さん、これお話ししたら喜ばれました。今のマイナスではなく、そうした展望を持って中小企業を本気で応援することが必要ですので、中小企業の支援と一体で賃上げが実現できるよう、知事の責任を果たすことを求めます。

2024年9月定例会　一般質問（大要）

中小企業支援と一体で賃金引き上げを

ばば こうへい議員

（日本共産党・京都市伏見区）
2024年9月20日

【ばば議員】 日本共産党のばばこうへいです。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問いたします。

中小事業者支援と抜本的な賃上げについておうかがいします。

「物価高倒産」や「人手不足倒産」などという言葉が一般化してきています。帝国データバンクや東京商工リサーチなどの調査を見ますと、本府でも1年以上にわたって倒産件数が毎月20件を超える高水準の状況が続いています。京都府中小企業家同友会の4～6月期の調査を見ますと、売上の回復と利益の回復に大きな隔たりがあることが報告されています。また、詳しく現場でお聞きしますと、売上の回復も「コロナ禍前」への回復であって、取り巻く環境が大きく変化する中で、経営が元に戻ったということではないということでした。

原材料などの仕入れ価格が、前年比で製造業で19%、非製造業で11%と大きく上がっている一方で、価格転嫁が十分に進んでいません。帝国データバンク7月調査では、価格転嫁率は徐々に上がっているものの、全国平均で44.9%と半数に届いていない厳しい実情で

す。さらに、舞鶴商工会議所が今年の春に行った調査では、「価格転嫁できている」との回答が54%と過半数を超えているものの、「どの程度価格転嫁できているか」というと、「すべて転嫁できている」が25%、半分程度が42%、3割が8%、2割が11%、1割が14%と、十分な価格転嫁ができていない実態も明らかになっています。私の地元伏見区の飲食店の中でも、ランチの価格を少しずつ値上げしながら続けてきたけれども、それでも仕入れの価格高騰に対応できず、ランチ営業を取りやめたり、ランチメニューを廃止するお店も出てきています。国は下請けGメンの体制を強化して取り組んでいるといいますが、中小企業団体からは、「取引先から『価格交渉に応じた』という書類にハンコを押すように求められ、諦めている事業主もいる」など、実態は残念ながら対策が追い付いているとはとても言えませんし、そもそも飲食店や小売店などでは、価格転嫁すれば客が離れるのではないかという中で対応に苦慮する業種もあります。

さらに、こうした状況に、コロナ禍対策で実施してきた、ゼロゼロ融資の返済が追い打ちをかけています。

ゼロゼロ融資の返済では、約3割が完済するなど数字だけを見ると、多くの事業者が完済したり計画通りの返済を行っています。しかし、ゼロゼロ融資代位弁済の状況を保証協会に確認しますと、昨年の4月から8月で16件だったものが、今年の4月～7月だけでも111件、累計では690件、116億円にも上っているとのことでした。さらに、借り換えなどによって返済期間の延長などリスケジュールなどを行っている事業者は、府の借換支援制度を利用されている件数だけでも約9900件、2400億円に上っている上に、その借換支援制度でも代位弁済が前年度比で2倍以上に急増しています。知事がおっしゃってきた「順調に返済をしていただいている」という認識とは異なる深刻な事態だといわなければなりません。

そこでお聞きをします。まずは、事業継続を展望することが出来る支援が必要です。その点ではコロナ禍対策として中小事業者の経営を支えてきたゼロゼロ融資や借換融資などで代位弁済が急増している事態への対策は待ったなしです。さらなる返済期間の見直しへの支援や、ゼロゼロ融資は別枠債務にして状況の改善がみられるまでは返済を猶予するなどの思い切った対策が必要と考えますが、いかがですか。

府内の中小企業団体、商工会や商工会議所の方々などからお話を伺うと、必要な支援制度について「柔軟に使えること」「採択率が高いこと」というお話が共通して出されました。目の前の事業継続に困難を抱える事業者に、様々な要件で選別するのではなく、リース代などの固定費も含めた幅広く柔軟に使える支援こそ必要だと考えますが、いかがですか。

今議会に提案されている「生産性向上・人手不足対策事業費」は、中小企業などの環境改善を支援するとしています。しかし、これだけ深刻な事態が広がっているときに、改めて「生産性向上に資する」という要件がつけられています。少なくとも「生産性向上に資する」という要件はなくして、柔軟かつ幅広く使える制度にすべきと考えますが、いかがですか。

中小企業の賃上げの実現へ直接支援を

【ばば議員】 深刻な人手不足も、地域経済を直撃しています。

人手不足はあらゆる分野・産業に及んでおり、京都中小企業家同友会の調査では、マイナス45.3ポイントと昨年調査と比べてもさらに深刻さを増しています。そうした中で、日本商工会議所の調査で、今年度賃上げを実施予定とする企業が74.3%と増加傾向にある一

方で、業績改善はしていないが今いる従業員を繋ぎ止めるためなどの「防衛的な賃上げ」が59.1%と6割近くに上っており、特に規模の小さな事業所では防衛的賃上げが64.1%に上っていることが報告されているように、厳しい経営状況の中でも、多くの中小事業者は、懸命に賃上げをし、人材の繋ぎ止めや新たな確保に取り組んでおられます。この間、府内の商工会議所や商工会、中小企業団体でこの間お話を伺うと、大変苦労をしながら多くの事業者が賃上げに取り組まれている実態をお聞かせいただきました。特に賃上げの原資については、売り上げアップや受注拡大、生産性向上などと合わせて、新たな融資や借金などで賃上げの原資を作っている事業者もいるとの話も聞かれました。賃上げの原資づくりへの支援は待ったなしとなっています。

さらなる賃上げの必要性も明らかです。7月に発表された6月の毎月勤労統計調査では、27か月ぶりに実質賃金がプラス1.1%に転じたことが報道されました。しかし、個人消費は引き続きマイナスが続くなど、暮らしの厳しさが見えています。そうした背景には、わが党議員団が昨年秋に取り組んだ賃金・暮らしの実態アンケート調査の結果でも、京都総評のみなさんが取り組まれた最低生計費調査でも、異常な物価高などもあり、生活に必要な賃金について、時給換算で約1700円以上が必要なことが明らかになっているように、抜本的な賃上げなしに、生活の向上や安定、地域経済の活性化に結び付かないということではないでしょうか。

労働者にとっては、30年以上にわたって実質賃金が上がらない中で、異常な物価高などが暮らしを直撃し、抜本的な賃上げは待ったなし。一方で、中小事業者では、人材確保のためにも、従業員の暮らしを守るためにも賃上げをしたいけれども、資材高騰や進まない価格転嫁など、経営環境は厳しさを増しています。「このままでは、賃上げが市場からの退場を中小事業者に迫ることになりかねない」との話は、お話を聞いたいくつもの団体の方から共通して出されました。

こうした中で、国の最低賃金審議会の50円引き上げの答申を受け、各都道府県の最低賃金審議会の答申が出そろい、全国平均で51円の引き上げの1055円となる見通しとなったことが報道されています。京都府では、国の目安額と同額の50円引き上げで、1058円が答申されました。今回の引き上げで、京都労働局の発表によると、賃上げをしなければ最低賃金を下回る労働者の割合は、24%に上ることも明らかになっています。

代表質問でも我が党の島田議員からもあった、中小企業支援の強化と一体の抜本的賃上げが同時に求められています。その点で、全国の先進的な取り組みや課題などにも学びながら、府としてどう公の役割を果たしていくのかが問われています。

日本経済新聞が1月、昨年の都道府県別の実質賃金の推移を独自調査した結果、群馬県と大分県で物価高騰などを上回る実質賃金の上昇がみられたことが報道されました。私は先日、大分県を訪ね、県と中小企業団体、そして事業者から直接お話を聞いてきました。大分県では、国の業務改善助成金に、手続きの際の社会保険労務士への報酬も含めた県独自の上乗せ制度を行っておられます。

また、昨年度は1年間だけですが、国の業務改善助成金を補完するような制度も実施をするなど、県として中小事業者の賃上げを後押しする支援を行なっておられます。ただ、4万社ともいわれる県内事業者数からしますと昨年度で144件と利用は決して多くはありません。中小企業団体でお話を伺っても、申請手続きの負担などが足かせとなり利用が進まない実態が語られました。その点では、県制度の実質賃金の上昇への影響は限定的といえるのかもしれません。ただ一方で、賃上げを取り巻く環境について、県でも中小企業団

体でも「賃金の高い福岡県や巨大半導体工場の建設が進む熊本県に挟まれ、人材流出の圧力が高まっていること」「そうした中で、賃上げせざるを得ない実態が広がっている」という点で、共通した認識ができていると感じました。また、中小企業団体や事業者の方々が、毎年各種団体と一緒になって県職員が行っている500企業への直接訪問や、そうした中でつかんだ実態から、例えば今年度、業務改善助成金への上乗せ制度について、上限額を見直し小規模事業者の事業主負担を抑える制度改善を行っていることなど、前向きに話されていたのがとても印象的でした。

こうした大分県のように、現場の声を直接聞いて、現行制度の改善を図ろうとするところ、島田議員が代表質問でも触れられた、徳島県や岩手県のように知事自身が思い切った賃上げに声をあげておられるところ、さらに群馬県のように賃上げ原資の確保のための直接支援に一歩踏み出すところなど、様々な取り組みが全国に広がっています。

そこでお伺いします、多くの中小事業者が、懸命の努力で賃上げに取り組み、人手の維持・確保に取り組んでいます。10月からの最低賃金の50円引き上げが目前に迫る中で、すべての中小事業者が賃上げに取り組むことができるよう、その原資の確保につながる直接支援を府として実施すべきと考えますが、いかがですか。

中小企業持続経営支援補助金のステップアップ枠の賃上げ枠について、府内の商工会・商工会議所でお話をききますと、「事業所内最低賃金と最低賃金との差額が30円未満という要件に当てはまらず、お断りした企業が数件ある」「差額30円未満となると、10月からの最賃50円引き上げにそもそも対応できない」など、利用がほとんど進んでいません。さらに、そもそも府内20商工会の賃上げ枠は2900万円と最大29件分、各商工会で1～3件程度の枠しかなく、広く公募することもできないなど、賃上げを進める公の役割としては極めて不十分です。

少なくとも、最低賃金との差額30円未満という要件は撤廃し、必要な事業者が利用できるようにすべきと考えますが、いかがですか。

【知事・答弁】中小企業への金融支援についてでございます。京都ではこれまでから金融経営一体型支援事業による伴走支援や、返済猶予などのニーズにも柔軟に応えることができる借換融資などにより、厳しい経営環境にある中小企業が困難を乗り越えられるよう取り組んできたところでございます。さらに別枠のセーフティネット保証を活用した既存の制度融資を、ゼロゼロ融資からの借換需要に対応できるよう拡充したところでございます。この間の金融機関等と一体となった取り組みの結果、府内の代位弁済率はコロナ禍前よりも低い水準に抑えられております。中小企業への経営支援についてでございますが、京都府では困難を乗り越えようとする中小企業の経営改善等の取り組みを支援するため、簡便な申請で販路開拓や生産性向上などの幅広いニーズに対応できるステップアップ補助金等の支援制度を設けております。本補助金につきましては、申請する中小企業が経営改善に向けた計画を策定し、その計画の実現に向けて、現場の経営支援員が1社1社の企業からの求めに応じて、きめ細やかに伴走支援を行う柔軟な仕組みとなっており、採択率は国の補助金と比べても非常に高い状況でございます。なお固定費支援など事業継続や雇用維持のベースとなる支援は国が担い、京都府は地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要だと考えております。このため国に対しましてエネルギー価格の動向に応じた機動的な負担抑制策の実施などを繰り返し求めてきたところでございます。今後ともあらゆる施策を総動員し、中小企業の事業継続を全力で支援してまいりたいと考えております。

【商工労働観光部長・答弁】生産性向上人手不足対策事業費についてでございます。中小企業を取り巻く環境は、人手不足や長引く物価、原材料費高騰に加え、持続的な賃上げが求められるなど厳しい状況が続いております。中小企業がこの厳しい状況を乗り越え、事業を継続していくためには、持続的に利益を上げ、賃上げを行えるよう経営体質を改善することが必要であることから、業務の効率化や労働環境の改善、人材育成など、生産性向上に取り組むことが重要だと考えております。特に京都には、伝統産業から先端産業まで多様な業種が集積しており、業種業界ごとに生産性向上の取り組み状況は異なることから、それぞれの業界の課題を踏まえてきめ細やかな対策を行う必要がございます。府内の中小企業からは、経営の効率化に向け、生産性向上に成功した事例を参考にしたいといった声をお聞きしていることから、まず業界単位で生産性向上に関する先進事例やノウハウを学ぶ勉強会や、ワークショップ等を開催し、専門家や実務家の意見を聞きながら、その業界が抱える特有の課題の解決策を検討いただきたいと考えております。そして勉強会等に参加した中小企業や施設が、専門家の指導を受けながら、事例研究で学んだ取り組みを実践できるよう、社員の意識改革や機器整備などソフトとハードの両面から支援してまいります。さらに例えば 製造業では改善や５Ｓ－整理、整頓、清掃、清潔、しつけなど、他の業界でも活かせる生産性向上のモデル事例もあることから、業界の垣根を超えて共通する課題の解決策を共に学ぶ仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に中小企業の賃上げ支援についてでございます。賃上げは労働者の生活の安定と向上が図られることにより経済の好循環をもたらし、さらには地域経済の活性化にもつながることから重要だと考えております。賃上げは一過性のものではなく、持続的に実施されることが重要であり、中小企業が 原資となる利益を確保しながら、賃金を引き上げていくことが必要だと考えております。このため京都府では、これまでから国に対しまして、中小企業が賃上げの原資となる収益を確保できるよう 生産性向上の支援など賃上げに向けた環境整備を要望してきたところです。またこれまで累次にわたる補正予算を編成し、中小企業への省エネ機器の導入支援や、燃料費高騰の影響を大きく受ける業種ごとの状況に応じた重点支援などを実施してまいりました。本定例会においても、先ほど申し上げました通り、生産性向上の好事例やノウハウを取り込むための勉強会や、その参加者が勉強会等の内容を踏まえて実施する、職場環境の改善につながる取り組み等を一体的に支援するための予算案を提案しており、賃上げ支援につなげてまいりたいと考えております。

次に中小企業持続経営支援補助金の賃上げ枠についてでございます。多くの中小企業がコロナでゼロゼロ融資を利用し、その返済が本格化する中で、物価高への対応や持続的な賃上げが求められるなど厳しい状況が続いております。事業継続や賃上げに取り組む中小企業への支援を強化していく必要があり、国ではものづくり・商業・サービス補助金において、毎年事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差額を30円以上とすることを要件に、大幅な賃上げを行う中小企業対象に支援を行っております。京都府では、国の補助要件の水準に至らないものの、経営が厳しい中でも賃上げに取り組もうとする中小企業を重点的に支援するため、中小企業持続系支援補助金に賃上げ枠を設けて、事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差額が30円未満の中小企業を対象としております。賃上げ枠は人手不足に苦しむ中小企業のニーズに沿った制度として、中小企業応援隊の伴走支援を通じて徐々に利用が広がっており、令和６年８月末時点

で予算枠の７割程度の申請がされる見込みです。支援先の企業の中からは原油高により売り上げ減少に苦しむ石油小売り業者が景気変動の影響が少なく安定的な収益が見込める自動車整備サービスを開始し、賃上げに繋がった事例など成果が上がっている企業も出てきております。引き続き賃上げのモデルとなる事例の創出に努めながら支援のノウハウを積み重ね、事業継続と持続的な賃上げに取り組む中小企業を全力で支援してまいります。

【ばば議員・再質問】２点再質問したいと思います。まずゼロゼロ融資の別枠債務化についてですけれども、借換融資であったりセーフティネット融資などで、コロナ禍前よりも代位弁済の率は低く抑えられているという話があったんですが、先ほどもお話をしましたようにコロナ禍前と比べてどうかということもあるんだと思うんですが、現場で言われているのはコロナ禍前とは状況が大きく変わっているということが言われていまして、これまで知事は必要に応じて国に求めていきたいということを議会でも答弁されてきましたが、原材料、資材の高騰の価格転嫁が進まない、人手不足など本当に厳しい状況が続いている。そこに返済が追い打ちをかけているという状況になっていまして、やはりそういった中で代位弁済が急増しているというのは非常に重いことだと私は思っています。そういった意味では今すぐ新たな対策を打たなければいけないということだと思うんですが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

もう１点は、中小企業の賃上げの原資の確保に対してですが、一過的でない賃上げが必要だというのは当然のことだと思うんです。ただ現状で言いますと最低賃金の50円アップも、代表質問でも島田議員からあったように、本当にそれでも戦々恐々とされている状況がありますし、さらに賃上げを進めていかないと人材を維持したり確保することができないっていう中で、本当に多くの中小事業者の方が大変な状況にあるということです。本当であれば、国が抜本的に中小企業支援しながら賃上げを行っていくということがどうしても必要であるということは言うまでもないんですけれども、ただ紹介をしてきた全国の取り組みというのは、抜本的な賃上げをしなければ暮らせないっていう労働者、また賃上げしなければ人材維持や確保ができないっていう中小事業者、また地域的に言えば人口流出も含めてそうしたものを止めていこうと思うと賃上げがいるんだろうということが、やはり賃上げを取り巻く環境がこの点でも大きく変わってきているということが示されているんではないかと私は思っています。その中で国の取り組みをもう待っていられないということが、全国の取り組みを広げているということだと思います。府としてやはりその賃上げの原資の支援をすると、確保の直接支援をする、ここに踏み出すべきではないかと思いますが、再度この点についてもお答えいただきたいと思います。

【知事・再答弁】ゼロゼロ融資からの借換につきましては、国が制度で我々が活用した伴走支援型特別保証制度が６月末で終了いたしましたので、府市協調で７月１日から、先ほど答弁しましたように、別枠のセーフティネット保証を活用した既存の制度融資を中小企業の借換事業にも対応できるよう拡充させていただきまして、我々としてはできる限りの努力をしているつもりでございます。議員がお話しされましたように足元の中小企業の金融状況につきましては、引き続き注意を持って点検をいたしまして、もし何か必要があればその時には対応する必要があると考えております。

【商工労働観光部長・再答弁】賃上げは労働者の生活の安定と向上が図られることより経

済の好循環を出すものであり、大変重要だと考えております。一方で補助金で賃上げを支え続けることはより困難であります。中小企業が持続的に賃上げできる利益を確保するための体力をつけていくことへの支援を重点的に行う必要があると考えております。国に対しても中小企業の賃上げに向けた支援の要望を引き続きしております。京都府としましても中小企業の経営安定に向けた支援、収益性を高める生産性向上の支援ということを継続して行っているところでございます。今後とも賃上げに向けて環境の整備に取り組みまして、経済の好循環をもたらすよう進めてまいりたいと考えております。

【ばば議員・指摘要望】 改めて今こそ必要な支援を打っていただきたい。様子を見ながらということではなくて、今すぐ取り組んでいただきたいと思います。同時にやっぱりコロナ融資もそうですし、賃上げが現場からも言われているように、中小事業者に市場からの退場を迫るというような事態が目の前で広がっているという認識が私は必要だと思いますし、そういった意味で中小企業者への今すぐ事業継続を支える支援、同時に求められる抜本的な賃上げに取り組むことができるように、具体的にかつ直接的にその原資を支援をしていく対策が求められています。改めてそうした公の役割を発揮することを強く求めます。

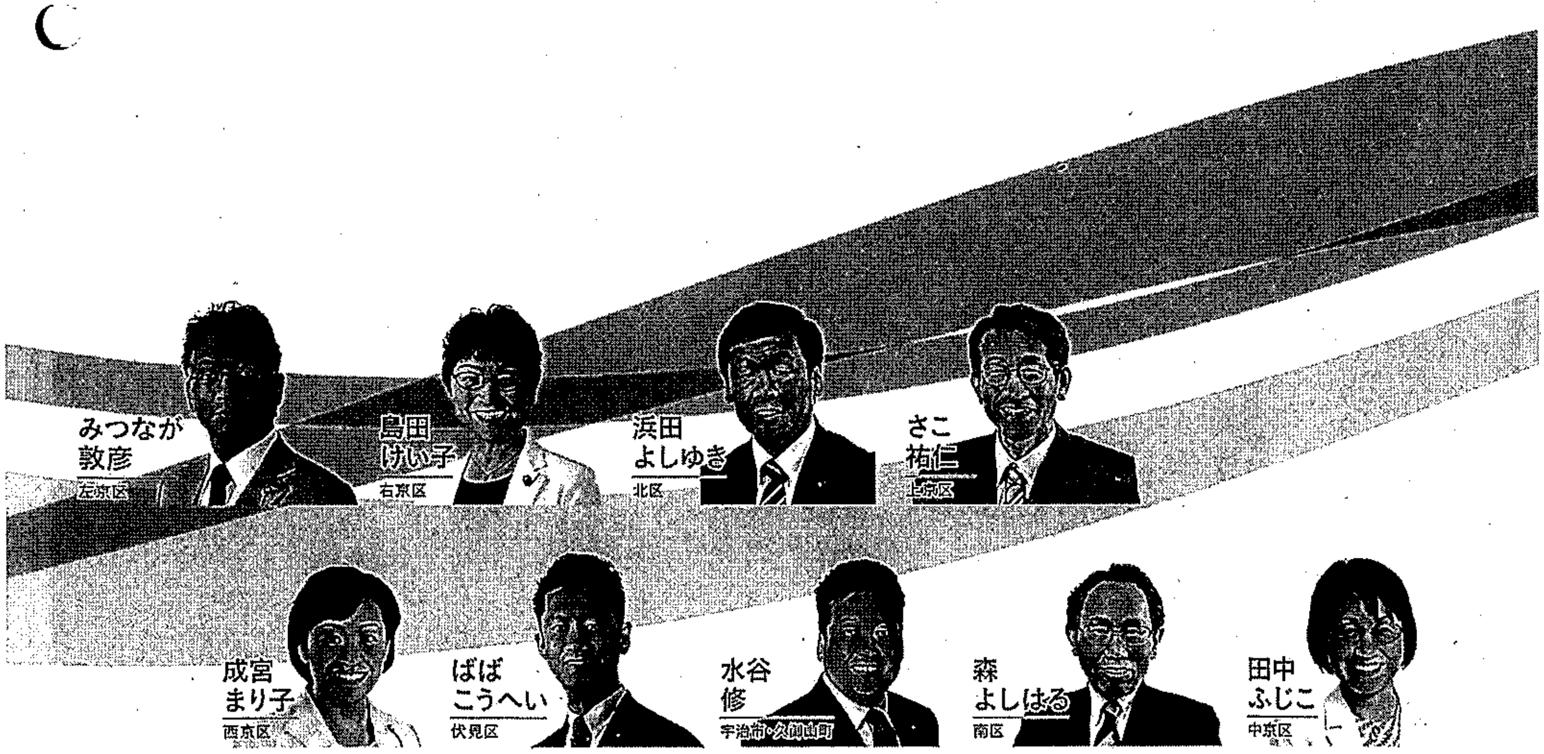
みつなが
敦彦
左京区
島田
けい子
右京区
浜田
よしゆき
北区
さこ
祐仁
上京区
成宮
まり子
西京区
ばば
こうへい
伏見区
水谷
修
宇治市・久御山町
森
よしはる
南区
田中
ふじこ
中京区

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	227	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・(資料作成費)・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	岡野八代先生学習講演会パンフ				
支払金額	1,005,895	按分率	100％	計上額	1,005,895
按分率の考え方					
備考	振込手数料含む				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

1/15

07-01-15	B W	*1,005,400	カ)カンサイキヨウドウイン	
07-01-15	B W	*495	振込手数料	

請求書

602-8570
京都市上京区下立売新町西藪之内１

日本共産党京都府会議員団　　　　様

㈱関西共同印刷所
〒531-0076 大阪市北区大淀中3丁目15番5号
TEL 06-6452-1788（総務部）
TEL 06-6453-2564（営業部）
登録番号：T1120001062522

取引銀行　三井住友銀行梅田支店　普通預金 No.3839197
三菱ＵＦＪ銀行梅田支店　普通預金 No.3859640
りそな銀行野田支店　普通預金 No. 114996
みずほ銀行西野田支店　普通預金 No.1005183
近畿労働金庫梅田支店　普通預金 No.9006662
名義・カ)カンサイキョウドウインサツショ

下記の通り請求致します。

日付	伝票番号	お客様コード	担当者	取引	[illegible]
2024.12.27	[redacted]		泉	売掛	329720

区分	商品名	数量	単位	単価	金額	摘要
売上	9.16学習懇談会報告パンフレット作成	2,000			914,000	（税抜き金額）
備考		小計 914,000		消費税 10% 91,400	合計 1,005,400	

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	228	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・(資料作成費)・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	岡野八代先生学習講演会パンフ　送料				
支払金額	54,675	按分率	100％	計　上　額	54,675
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

2/7

07-02-07	B W	*54,675	ｶ)ｳｲﾝｸﾞｽﾏﾙﾖｰ
07-02-07	B W	*275	振込手数料

228

お客様コード：[redacted]

京都府庁　議会棟

2025年02月06日

株式会社ウィングスマルコ[redacted]
京都市伏見区横大路鍬ノ[redacted]
代表取締役 橋本 公[redacted]

TEL:075-644-7611
FAX:075-644-7665
登録番号 T7-1300-0100-2570

日本共産党京都府議会議員団 様

請　求　書　2025年　1月分

下記の通りご請求申し上げます

ご請求金額（税込）
¥54,675

お振り込み先は、京都銀行府庁前支店　口座番号　当座１１０５４３　名義　㈱ウィングスマルコーへお願いします。

日付	内訳		個数	サイズ	単価	合計	備考
25/01/08	京都府内	配送料	54	4R	380	20,520	岡野先生学習講演会 パンフ
25/01/08	京都府内	配送料	14	2D	520	7,280	
25/01/08	京都府内	配送料	2	2C	438	876	
25/01/08	京都府内	配送料	2	3C	540	1,080	
25/01/08	京都府内	配送料	2	4C	642	1,284	
25/01/08	京都府内	配送料	1	7C	795	795	
25/01/14	京都府下・府外	配送料	66	5NQ	320	21,120	
25/01/14	東京都	配送料	1	D120	1,720	1,720	

個数 142　　10%対象 合計 ¥54,675（消費税¥4,970）

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	229	
費　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・(資料作成費)・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	岡野八代先生学習講演会パンフ　送料				
支払金額	750	按分率	100％	計上額	750
按分率の考え方					
備　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

2/7

領収書

日本共産党京都府会議員団様

[証紙切手引受]
第一種定形外(規格内)　515.5g
@750　1通　¥750

小　計　¥750

郵便物引受合計通数　1通
課税計(10%)　¥750
(内消費税等(10%)　¥68)
非課税計　¥0

合計　¥750
お預り金額　¥1,000
おつり　¥250

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年 2月 7日 13:58
発行No.250207A4755　端N61箱01
連絡先：京都府庁前郵便局
TEL:075-231-9960

資 料 購 入 費

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	230		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞・雑誌購読料　4月分				
支払金額	11,395	按分率	100%	計上額	11,395
按分率の考え方					
備考	「赤旗日曜版」「京都民報」「前衛」「経済」「議会と自治体」「学習」「女性のひろば」「赤旗縮刷版」「民青新聞」「前衛臨時」				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/16

【請求内訳】

新聞・雑誌名		定価	部数
日曜版	4　月	930	1
京都民報	4　月	680	1
前衛	4　月	744	1
経済	4　月	1049	1
議会と自治体	4　月	794	1
月刊学習	4　月	387	1
女性のひろば	4　月	316	1
「赤旗」縮刷版	4　月	4715	1
民青新聞	4　月	680	1
前衛臨時号	4　月	1100	1

領収書

日本共産党府会議員団　様

11,395　円

2024　年　4　月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員会

日付	4/16	扱者	

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	231		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「読売新聞」　4月分				
支払金額	4,400	按分率	100％	計上額	4,400
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/26

YC 領収書 [redacted]

お名前 日本共産党京都府議会議員団 様

府庁議会棟

6 年　4月分 振替

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞　セット　※	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日　年　月　日

※は軽減税率(10.0%対象　0円消費税　0円)
(8.0%対象　4,400円消費税　325円)

ご愛読ありがとうございます。
引き続きよろしくお願い致します

登録番号 T1130002008143

読売センター御所西　TEL075-841-5863
上京区大宮通下立売下ル菱屋町

領収印 [redacted]

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	232	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「朝日新聞」「毎日新聞」「日本経済新聞」　4月分				
支払金額	15,300	按分率	100％	計上額	15,300
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/26

別紙添付

2024年04月度 領収証

日本共産党　京都府議会議員団 様
〒602-8041
上京区下立売通新町西入藪之内町１
京都府議会棟

朝日新聞京都販売㈱ ASA府庁前
京都市中京区丸太町通油小路東入
横鍛冶町111-2
(TEL)075-212-8787 (FAX)075-212-8790
T3130001016384

[redacted]

下記、正に領収いたしました。

合計金額　¥15,300（税込）

8%対象:14,167 消費税1,133

[redacted]

顧客名(敬称略)	年月	銘柄(※は軽減税率対象)	部数	金額(税込)
日本共産党　京都府議会議員団	2024/04	※朝日新聞	1	4,900
	2024/04	※日本経済新聞	1	5,500
	2024/04	※毎日新聞	1	4,900

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号		233
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」「日本農業新聞」「産経新聞」　4月分				
支払金額	12,423	按分率	100%	計上額	12,423
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/26

領収証

[redacted]

2024年04月分

日本共産党

京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
京都新聞セット※	1	4,900
日本農業新聞※	1	2,623
産経新聞セット※	1	4,900
合計 ※は軽減税率対象品目		¥12,423

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥12,423（内消費税　¥920）

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	234	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・~~資料購入費~~・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」山城版　4月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/26

2024年04月分

領収証

[redacted]

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
山城版※	1	3,900
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 3,900

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号		235
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」丹波版　4月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/26

領収証

2024年04月分

[redacted]

日本共産党

京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
丹波版※	1	3,900
合計		¥ 3,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900（内消費税　¥288）

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL：075-441-7682　FAX：075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領収 京都新聞

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	236
費　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「京都新聞」丹後中丹版　4月分		
支払金額	3,900	按分率 100%	計上額 3,900
按分率の考え方			
備　考			

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/26

領収証

[redacted]

2024年04月分

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
丹後中丹版※	1	3,900
合計		¥ 3,900

※は軽減税率対象品目

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	237
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「京都新聞」洛西版　4月分		
支払金額	3,900	按分率 100%	計上額 3,900
按分率の考え方			
備考			

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/26

領収証

2024年04月分

[redacted]

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
洛西版※	1	3,900
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 3,900

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	238
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「公明新聞」　4月分		

支払金額	1，887	按分率	100％	計上額	1，887
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/26

新聞購読料　　領　収　証

日本共産党京都府議会議員団　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024 年 4 月分(4/01～4/30)　領収日 4 月 26 日

領収金額	¥1，887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等　領　収　証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1，887	1	1，887

(10%対象　0円　消費税　0円)
(8%対象　1,887円　消費税　139円)
※は軽減税率対象品目です。

販売店　茂籠　哲生
登録番号:T7810807775778
住　所　京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御霊町２３８－２
TEL　075-211-0035　FAX　075-211-0079
お申込No.[redacted]

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	239	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「食べもの通信」 2024/4月～2025/3月分				
支払金額	10,403	按分率	100%	計上額	10,403
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならた…。）

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00190-9 88386
加入者名	食べもの通信社
金額	10200
ご依頼人	おなまえ ※ 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様
料金（消費税込み）	203円
備考	現金扱
日附印	内税10%18円 06-04-30 T501000111 2730 ﾕｳﾁｮ (44068) N94290003

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

株式会社　食べもの通信社
〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-46
TEL 03-3518-0621　FAX 03-3518-0622
T1010001148927

602-8570
京都府京都市上京区下立売通新町
西入京都府庁内

日本共産党京都府議会議員団　御中

会員番号 [redacted]　　1部

いつも食べもの通信をご購読いただき誠にありがとうございます。

日本共産党京都府議会議員団　御中

の購読料は　3/10　現在　2024年3月号まで、
ご入金済みです。次年度もぜひご購読をお願いいたします。 A
2024年4月号～2025年3月号分　10200 円 (税10%　税927円)
※本誌は自動継続制です。中止・変更の場合は必ずご連絡ください。　602-8570
本状と行き違いでご入金いただいております場合は、失礼をお許しください。

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	240	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「大阪民主新報」　2024/4月～2025/3月分				
支払金額	9,403-	按分率	100%	計上額	9,403-
按分率の考え方					
備　　考	前納割引分9,200円と振替料金203円を計上				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00940-6 46043
加入者名	株式会社　大阪民主新報社
金額	9540
ご依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様
料金（消費税込み）	203円
日附印	内税10%18円 06-04-30 T501000111 2730 ユウチョ (44068) N94290004
備考	現金扱

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

1440

2024年3月5日

日本共産党京都府会議員団　様

大阪民主新報ご購読継続のお願い

大阪市天王寺区空堀町2丁目3号
(株) 大阪民主新報社
TEL 06-6777-5562
FAX 06-6777-5574

日ごろ、大阪民主新報をご愛読いただき、また購読料の前納にご協力いただきましてありがとうございます。

前納していただいている購読料が、この3月で終了いたします。

引き続きご購読いただきますようよろしくお願いいたします。

購読料は、4月30日までに振り込んでいただいた場合は前納割引を適用させていただきます。

振込は、同封の郵便振込用紙をご利用ください。

なお、銀行振込をご利用の場合は

三菱UFJ銀行　玉造支店　普通預金0044796　(株)大阪民主新報社

宛にお願いします。

購読を中止される場合は、至急ご連絡いただきますようお願いいたします。

記

購読料（送料含む）

購読期間	前納の場合	通常価格
1年分	¥9，200	¥9，540
6か月分	¥4，650	¥4，770
3か月分	¥2，385 (割引無し)	¥2，385

紙面へのご意見、ご感想もお待ちしております。

FAXやEメール（大阪民主新報紙面に記載）もご利用ください。

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	2141
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「保育情報」　2024/4月～2025/3月分		
支払金額	8,400	按分率 100％	計上額 8,400
按分率の考え方			
備　　考			

（領収書は、重ならない

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00100-5	70406 0
加入者名	月刊『保育情報』	
金額	¥8400	
ご依頼人	京都府京都市上京区下立売通新町西入京都府庁内 日本共産党京都府議会議員団 御中 様	
料金		日附印 06-04-30 T501000111 2730 ﾕｳﾁｮ
備考	現金扱 (44068)	N94290005

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

請　求　書

2024年03月05日

11736604

日本共産党京都府議会議員団　御中

T7011102030332
有限会社ちいさいなかま社
代表取締役　実方伸子
〒162-0837
東京都新宿区納戸町26-3
TEL:03-6265-3172

下記のとおりご請求申し上げます

合計金額（税込）			8,400円
号　数	数　量	単　価	金　額
月刊『保育情報』 2024年4月号 ～ 2025年3月号	1冊 ×12回	700円	8,400円
10%対象計 内　消費税額			8,400円 764円

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	242		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「世界」 2024年5月～2025年4月分				
支払金額	11,300	按分率	100％	計上額	11,300
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならな　　）

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00160＝0 26240
通常払込料金加入者負担	
加入者名	株式会社 岩波書店
金額	11300
ご依頼人	おなまえ 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通 新町西入　京都府庁内 日本共産党 京都府議会議員団 様
料金	
日附印	06-04-30 T501000111 2730 ﾕｳﾁｮ
備考	現金扱 (44068) N94290006

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入
京都府庁内

日本共産党　京都府議会議員団 様

ご購読者コード [redacted]

拝啓　いつも小社出版物をご愛読下さいましてありがとうございます。

かねてご購読の雑誌　世界　は
今回お送りいたしました　２０２４年４月号
をもって購読期限切れとなりました。

引き続きご継続下さる場合は、下記振替用紙により購読料１カ年分　金 11,300 円也　をご送金いただきますよう、お願い申し上げます。

ご送金が確認され次第、次号からの継続手続きをさせていただきます。

なお、３カ月を経ちましてもご送金がない場合は勝手ながらご購読の中止手続きをとらせていただきますのでご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご案内申し上げます。　敬具

2024年 3月 8日

＊ 割引購読料のため、定期購読を中止される場合、期間途中で解約される場合も返金はいたしません。なにとぞご了承下さい。

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	243	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「ガバナンス」　4月分				
支払金額	1，188	按分率	100％	計　上　額	1，188
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

振替払込請求書兼受領証

通常払込料金加入者負担

口座記号番号　00140 [redacted] 8 [redacted] 100000

加入者名　株式会社ぎょうせい

金額　1188 円

振込先　みずほ銀行　東京営業部　支店

ご依頼人　住所氏名
普通預金　4913720
カ)ギョウセイ
京都府京都市上京区

日本共産党京都府議会議員団事務局　様

要打電項目：404035853

料金　円

日附印
06-04-30
T501000111
2730 ユウチヨ

備考
現金扱
（44068）
N94290007

切り取らないでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。（CVS等店舗控）

請　求　書

登録番号：T1010001100425

日本共産党
京都府議会議員団事務局　　様　　令和　6 年　4 月　1 日

東京都江東区新木場1丁目18番11号（〒136-8575）
株式会社ぎょう[redacted]
代表取締役社長　成　吉　[redacted]

下記のとおりご請求いたします。[redacted]

ご請求額　￥1，188.-
内消費税10%　￥108.-

お得意様No（請求No）[redacted]

お支払は令和　6年　4月30日までにお願いします。

品　　名	追録号数	数　量	単　価	金　額	備　考
月刊　「ガバナンス」 2024年 4月号		1	1188	1188	

（振　込　先）　みずほ銀行東京営業部　（001）　　CSZU　　0124001539９
普通預金　4913720 カ)ギョウセイ　　（　21）
（要打電項目）　404035853　ニホンキョウサントウ　キョウトフギカイ

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	244		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「生活と健康を守る新聞」「生健誌」　2024/4月～2025/3月分				
支払金額	11,256	按分率	100％	計上額	11,256
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号：01070-4-845557

加入者名：京生連

金額：11,256

ご依頼人：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 様 TEL 414-5566

料金：

日附印：06-04-30 T501000111 2730 ﾕｳﾁｮ

備考：現金扱 (44068) N94290008

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

日本共産党府会議員団御中

「守る新聞」　請求書

下記の通りご請求書申し上げます。

全京都生活と健康を守る会連合会

2024年3月15日

品名	数量	単価	請求金額	備考
生活と健康を守る会新聞	12	400	4,800	24年4月～25年3月まで
新聞送料	12	168	2,016	24年4月～25年3月まで
生健誌	12	300	3,600	24年4月～25年3月まで
生健誌送料	12	70	840	24年4月～25年3月まで
合計			11,256	

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団			整理番号	245
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・**資料購入費**・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「革新懇ニュース」　2024年度分				
支払金額	2,200	按分率	100％	計上額	2,200
按分率の考え方					
備　　考	会費1,000円は計上しない				

（領収書）

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00910-1-334118
加入者名	京都革新懇
金額	3200
ご依頼人	※ 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様
料金	
日附印	06-04-30 T501000111 2730 ヨウチョ
備考	（44068）現金扱 N94290009

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

2024年4月19日

京都府会議員団　様

会費及び革新懇ニュース購読料　ご入金のお願い

京都革新懇

Tel 075-606-1523

日頃の京都革新懇へのご支持・ご協力に感謝いたします。

国民が主人公の政治をめざす革新懇運動の役割がますます重要となっております。会員・読者として引き続き協力いただきますようお願いいたします。

つきましては会費・全国ニュース代納入のご案内をさせていただきます。

２０２４年度賛同会費	１，０００円
ニュース購読料（送料含）	２，２００円
合　計	３，２００円

よろしくお願い致します。

［お支払方法］○郵便振替の方は、同封の用紙をご利用下さい。

出来れば郵便通帳からの振込みにご協力を！。手数料が安くなりますので。

○銀行振込の方は、京都銀行　府庁前支店　普通預金 4080731　名義：京都革新懇

※なお、このお願いと行き違いにてご入金いただいている場合はご容赦下さい。

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	246
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・（資料購入費）・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	「Ｄ－ｆｉｌｅ」「Ｂｅａｃｏｎ」　2024年度分		
支払金額	60,060	按分率 100％	計上額 60,060
按分率の考え方			
備　　考			

（領収書「

4/30

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00100-6-347749
加入者名	イマジン出版株式会社
金額	¥60060
ご依頼人	京都府京都市上京区下立売通新町西入 京都府議会内 日本共産党 京都府会議員団 様
料金	
備考	現金扱 (44068)
日附印	06-04-30 T501000111 2730 ﾕｳﾁｮ N94290011

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

請求書

No. [redacted]

2024年04月01日　頁 1

日本共産党　京都府会議員団 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥60,060

[redacted]

イマジン出版株式会社

代表取[redacted]三

〒112-0013 東京都文[redacted]-8

登録番号 T[redacted]88

TEL 03-3942-2520 FAX[redacted]23

行	商品名	部数	定価		合計金額
1	D-file 2024年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475		4,950
2	D-file 2024年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,475		4,950
3	D-file 2024年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475		4,950
4	D-file 2024年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,475		4,950
5	D-file 2024年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475		4,950
6	D-file 2024年9月発行号(8月号) 合本	1	3,080		3,080
7	D-file 2024年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,475		4,950
8	D-file 2024年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,475		4,950
9	D-file 2024年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,475		4,950
10	D-file 2025年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,475		4,950
11	D-file 2025年2月発行号(1月号) 合本	1	3,080		3,080
12	D-file 2025年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,475		4,950
13	Beacon Vol.97(春号),Vol.98(夏号),Vol.99(秋号),Vol.100(冬号)	4	1,100		4,400
14					
15					

摘要	合計	10%対象金額	10%消費税額	税込金額
	26	54,600	5,460	60,060

振込口座 ﾐｽﾞﾎ銀行ｴﾄﾞｶﾞﾜﾊﾞｼ(ﾌ)1327831ｲﾏｼﾞﾝｼｭﾂﾊﾟﾝ(ｶ

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	247	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「日本教育新聞」　2024/4月～2025/3月分				
支払金額	33,000	按分率	100%	計上額	33,000
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

この受領証は、大切に保管してください。

口座記号番号	00150-8-196500
加入者名	日本教育新聞社
金額（千 百 十 万 千 百 十 円）	33000
振込先	銀行　支店
ご依頼人	おなまえ　332749 京都府議会　日本共産党議員団
料金（消費税込み）	円
備考	
日附印	6.4 30

CVS収納用収入印紙貼付欄

（お客様控）

（ゆうちょ銀行）

請　求　書

2024年　4月　3日

株式会社日本教育新聞社
代表取締役　小林 幹[redacted]
東京都港区白[illegible]-2-10
電話　03（3[illegible]）[illegible]08
《お支払い先》
・振替払込　00150－8－196500
・銀行振込　みずほ銀行虎ノ門支店
普通預金　2835213
・口座名義　株式会社日本教育新聞社

京都府議会　日本共産党議員団　様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。

合計請求額	33,000 円

（内税）

読者コード	[redacted]	請求書番号	[redacted]

【お願い】銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品　名	部数	期間	金　額	備　考
前回請求額				33,000 円	2023/04-2024/03
今回入金額				33,000 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2024/04-2025/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2024/04-2025/03

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	248	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「国保新聞」　2024/4月～2025/3月分				
支払金額	5,595	按分率	100%	計上額	5,595
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

06-04-30	B W	*5,100	シヤ)コクミンケンコウホケン
06-04-30	B W	*495	振込手数料

請 求 書

248

[redacted]
年 月 日

〒602-8570
京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁内日本共産党議員団室
日本共産党　京都府会議員団　殿

〒100-0014
東京都千代田区永田町 1-11-35
全国町村会館内
公益社団法人　国民健康保険中央会
理事長
登録番号T2010005018853

下記の通りご請求申し上げます。

合計金額　5,100 円（税込）

名称	数量	単価	金額
国保新聞年間購読料　令和６年度　(4/1～令和６年3/20 日号)	1	5,100	5,100
合計			5,100
（消費税額等（10%対象）　463 円）			

※2ヶ月以内にお振込みをお願いいたします。
※振込手数料を請求金額より差し引きしないでご入金をお願いいたします。

振込先：みずほ銀行　町村会館出張所（ちょうそんかいかんしゅっちょうじょ）　口座番号：（普）1010036
受取人：（社）（しゃ）国民健康保険中央会（こくみんけんこうほけんちゅうおうかい）

TEL：03-3581-6821（代表）
FAX：03-3581-6820

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	249	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「洛タイ新報」　2024/4月～2025/3月分				
支払金額	27,575	按分率	100％	計　上　額	27,575
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

06-04-30	B W	*27,300	ｶ)ﾗｸﾀｲｼﾝﾎﾟｳ
06-04-30	B W	*275	振込手数料

請求書

Page. 1

602－8041

京都府京都市上京区薮之内町
京都府庁内

日本共産党京都府議会議員団　　　様

2024年 3月 31日

地域新聞 洛タイ新報
発行所 ㈱洛タイ
代表取締役 長
宇治市宇治里尻
TEL 0774－22－4109 FAX 0774－20－
登録番号 T7130001033236

―振込銀行―
京都銀行宇治支店 当座 No.110143
京都中央信用金庫宇治支店 当座 No.3486567
京都信用金庫宇治支店 当座 No.0001130
郵便振替 01030－2－3926

3月 末日締切	請求明細 1 枚	0028	担当・記事 0001

前回請求額	御入金額	繰越額	今回お買上額	内税額 8・10%	今回お買上総額	今回請求額
0	0	0	27,300	2,022	27,300	27,300

月日	伝票No.	区分	品番・品名		数量	単価	金額
03/31	060689	11	R6年4月～R7年3月洛タイ新報購読料		12	2,275	27,300

上記の通り御請求申し上げます。

区分（売上）1：売 上 2：返 品 3：商品値引 4：伝票値引 5：その他売上
（入金）1：現 金 2：小切手 3：手 形 4：相 殺 5：値 引 6：振 込 7：その他

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	250	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「ＪＡＭＰ」情報利用料　2024/4月～2025/3月分				
支払金額	132,495	按分率	100％	計上額	132,495
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

06-04-30	B W	*132,000	ｶ)ｼﾞｼﾞﾂｳｼﾝｼﾔ
06-04-30	B W	*495	振込手数料

〒602-8570

京都府京都市上京区下立売通新町西入ル
京都府庁内　日本共産党議員団控室

日本共産党　京都府議会議員団
事務局長 [redacted] 様

お客様番号 [redacted]

250

請求書

日本共産党　京都府議会議員団
様

請求日

請求番号　　4116620

請求金額　　　　132,000円
（消費税等　　12,000 円を含む）

請求期間　令和 6年 4月 1日~令和 7年 3月 31日
（支払期日　令和 6年 4月30日）

▼この件についてのお問い合わせ先
京都総局　（TEL:075-221-5454）

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	請求金額
AMP（時事行財政情報ﾓﾆﾀ）	日本共産党　京都府議会議員団	1	10,000	12	120,000
		10%	【対象金額】		120,000
			【消費税等】		12,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者　経理局長　岩﨑　俊彦　連絡先　03-3524-6081
事務担当者　集計部長　角野　恭子　連絡先　03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 ｶ)ｼﾞｼﾞﾂｳｼﾝｼﾔ」です。

みずほ銀行	内幸町営業部	普通 1598455
三井住友銀行	日比谷支店	普通 0930051
三菱ＵＦＪ銀行	虎ノ門支店	普通 2043260
りそな銀行	虎ノ門支店	普通 2071079
横浜銀行	新橋支店	普通 0125917

〒10[illegible]-81[illegible]
東京都中央区銀座５丁目１５番８号
株式会社時事通信 [redacted]
代表取締役[illegible]　克 [redacted]
電話03(6800)1111番 [redacted]

株式会社時事通信社之印

登録番号：T7010001018703

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団			整理番号	251
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「建設経済新聞」　2024/4月～2025/3月分				
支払金額	89,375	按分率	100％	計　上　額	89,375
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

06-04-30	B W	*89,100	カ)ケンセツケイザイシンブ
06-04-30	B W	*275	振込手数料

請求書

登録番号
T8130001036262

602-8570
上京区下立売通新町西入ル 京都府庁内

日本共産党京都府会議員団

御中

2024年3月10日

株式会社建設経済新聞社

〒605-0963 京都市東山区大仏南門通大和大路東入二丁目下本瓦町560-6
TEL.075-541-0328 FAX.075-541-0348

振込先			
京都中央信用金庫	駅前支店	当座	0031996
京都銀行	東九条支店	当座	0006212
滋賀銀行	東山支店	当座	0004717
ゆうちょ銀行	109(イチゼロキュウ)	当座	0017554

お客様コード[redacted]

下記の通り御請求申し上げます。

＊誠に勝手ながら、振込手数料はご負担頂けますようお願い致します。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御請求金額	内消費税	合計御請求額
			89,100	6,600	89,100

	品名　内訳	金額
2024/3/10 00000358	A01 建設経済新聞購読料(軽8%)　2024年04月01日 ～ 2025年03月末日 (12ヶ月)	82,500
	消費税	6,600

※お振込後、途中中止の御返金は致し兼ねます。
※繰越金額について本書と行違いにお支払いの節はあしからずご了承くださいませ。

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団			整理番号	252
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「自治日報」　2024/4月～2025/3月分				
支払金額	29,007	按分率	100%	計上額	29,007
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

06-04-30	B W	*28,512	ｶ)ｼﾞﾁﾆﾂﾎﾟｳｼﾔ
06-04-30	B W	*495	振込手数料

請　求　書

請求No [redacted]
頁No:　1/1
令和　　年　　月　　日

602-8041
京都市上京区下立売通
新町西入藪ノ内町
京都府議会内　議会棟
　日本共産党
　京都府議会議員団 御中

[redacted]

〒102-0083 東京 … 町 4 … KSビ …
262- …
239- …
株式会社 … 報 [redacted]
代表取締役 … 十 三 …
登録番号　T6010401013354

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。「自治日報」をご愛読たまわり厚く御礼申し上げます。毎々お手数をおかけして恐縮ですが、購読料金を下記の通りご請求申し上げますのでお支払いくださいますようお願い申し上げます

敬具

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額(税込)	28,512 円　（内消費税　2,592 円）

		件　名	単価(税込)	部　数	金　額
購読		自治日報 2024/04/01～2025/03/31(税込月額@2,376×12ヶ月)	28,512	1	28,512
送付先		日本共産党 京都府議会議員団 御中			

振込銀行　三菱UFJ銀行　麹町中央支店　普通4438792
　　　　　郵便振替　00100-8-22727
　　　　　口座名義　株式会社 自治日報社（ｼﾞﾁﾆﾂﾎﾟｳｼﾔ）
　　　　　＊振込手数料は購読者様のご負担をお願いします

税抜合計	25,920
消費税(10%)	2,592
税込合計	28,512

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	253	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日刊「しんぶん赤旗」　４月分				
支払金額	3,497	按分率	100％	計上額	3,497
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

4/30

日本共産党京都府議会議員団　様

しんぶん 領収書 赤旗

2024 年 4 月分

3,497 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
京都市北区紫野雲林院町78
TEL075-441-4655
日本共産党京都北地区委員会

8%対象	3,238 円(税抜)	消費税	259 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 4/30

扱者 [redacted]

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	254		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費					
支払内容	「スポーツのひろば」　2024/6月～2025/5月分					
支払金額	3,803	按分率	100％	計上額	3,803	
按分率の考え方						
備考						

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/10

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	01050-0　1239
加入者名	新日本スポーツ連盟京都事務局
金額	3600
ご依頼人	おなまえ 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566　様
料金（消費税込み）	203円
備考	現金扱
日附印	内税10%18円 06-05-10 T501000111 2730 ユウチョ (44068) N94120003

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

「スポーツのひろば」購読の御礼と購読料前納のお願い

2024年5月4日

日本共産党府会議員団　様

いつも「スポーツのひろば」を御愛読いただき、また新日本スポーツ連盟への御支援、御協力に心より御礼申し上げます。

さて、毎月お届けしてます「スポーツのひろば」の購読料前納のお願いをさせていただきます。

年間購読料は、3,600円（年10回発行・郵送）となっています。

厳しい経済状況の続く折り誠に恐縮ですが、自主的で民主的なスポーツ連盟の財政を支えるために、前納制にぜひ御協力下さるよう、よろしくお願いいたします。

お支払いは府連盟の役員へ、又は同封の払込用紙にて、お近くの郵便局から振込みいただければ幸いです。

なお、次の点に御注意ください。
①特に請求がない限り、領収書は払込用紙控で代えさせていただきます。
②購読料切れの場合でも送付を打ち切ることはいたしませんので、購読の中止の際は大変御面倒ですがFAX など文書でご通知ください。

日本共産党府会議員団　様の納入状況は以下の通りです。
2024年5月 号までの納入済みです。

前納のお願い額　3,600円

訳：2024年6月 号から2025年5月 号まで

どうかよろしくお願いいたします。

※すでにご納入いただいている場合は行き違いですのでご容赦ください。

〒616-8042　京都市右京区花園伊町4　新日本スポーツ連盟京都府連盟
ご担当　八木　宏・小林　強　FAX　075-466-1793（TEL　075-466-1792※毎週金曜日19::00～21:00）

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	255	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞・雑誌購読料　5月分				
支払金額	10,295	按分率	100%	計上額	10,295
按分率の考え方					
備考	「赤旗日曜版」「京都民報」「前衛」「経済」「議会と自治体」「学習」「女性のひろば」「赤旗縮刷版」「民青新聞」				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/16

【請求内訳】

新聞・雑誌名		定価	部数
日曜版	5 月	930	1
京都民報	5 月	680	1
前衛	5 月	744	1
経済	5 月	1049	1
議会と自治体	5 月	794	1
月刊学習	5 月	387	1
女性のひろば	5 月	316	1
「赤旗」縮刷版	5 月	4715	1
民青新聞	5 月	680	1
前衛臨時号	5 月	1100	

領収書

日本共産党府会議員団 様

10,295 円

2024 年 5 月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員会

日付	5/16	扱者	

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	256	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「読売新聞」　５月分				
支払金額	4,400	按分率	100％	計上額	4,400
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

YC 領収書 [redacted]

お名前 日本共産党京都府議会議員団 様

府庁議会棟

6 年　5 月分　振替

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞　セット　※	1	4,400
2			
3			
合計			4,400 円

◇左記の通り領収しました

領収日　年　月　日

※は軽減税率（10.0%対象　0円消費税　0円）（8.0%対象　4,400円消費税　325円）

ご愛読ありがとうございます。引き続きよろしくお願い致します

登録番号 T1130002008143

読売センター御所西　TEL 075-841-5863

上京区大宮通下立売下ル菱屋町

領収印 [redacted]

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	257	
費　　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「朝日新聞」「毎日新聞」「日本経済新聞」　5月分				
支払金額	15,300	按分率	100％	計上額	15,300
按分率の考え方					
備　　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

別紙添付

257

2024年05月度 領収証

日本共産党　京都府議会議員団 様
〒602-8041
上京区下立売通新町西入藪之内町１
京都府議会棟

朝日新聞京都販売㈱ ASA府庁前
京都市中京区丸太町通油小路東入
横鍛冶町111-2
(TEL)075-212-8787 (FAX)075-212-8790
T3130001016384

[redacted]

下記、正に領収いたしました。

合計金額　¥15,300（税込）

8%対象:14,167 消費税1,133

[redacted]

顧客名(敬称略)	年月	銘柄(※は軽減税率対象)	部数	金額(税込)
日本共産党　京都府議会議員団	2024/05	※朝日新聞	1	4,900
	2024/05	※日本経済新聞	1	5,500
	2024/05	※毎日新聞	1	4,900

1/1

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	258		
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」「日本農業新聞」「産経新聞」　5月分				
支払金額	12,423	按分率	100%	計上額	12,423
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

2024年05月分

領収証

[redacted]

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
京都新聞ｾｯﾄ※	1	4,900
日本農業新聞※	1	2,623
産経新聞ｾｯﾄ※	1	4,900
合計		¥12,423
※は軽減税率対象品目		

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥12,423(内消費税　¥920)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	259		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・~~資料購入費~~・事務所費・事務費・人件費					
支払内容	「京都新聞」山城版　５月分					
支払金額	3,900	按分率	100％	計上額	3,900	
按分率の考え方						
備考						

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

領収証

2024年05月分

No. [redacted]

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
山城版※	1	3,900
合計 ※は軽減税率対象品目		¥ 3,900

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	260	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」丹波版　5月分				
支払金額	3,900	按分率	100％	計上額	3,900
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

領収証

2024年05月分

[redacted]

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
丹波版※	1	3,900
合計		¥ 3,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	261	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」丹後中丹版　5月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

領収証

2024年05月分

[redacted]

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
丹後中丹版※	1	3,900
合計		¥ 3,900

※は軽減税率対象品目

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領収 京都新聞

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	262
費　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費（丸囲み）・事務所費・事務費・人件費			
支払内容	「京都新聞」洛西版　5月分			
支払金額	3,900	按分率 100%	計上額	3,900
按分率の考え方				
備　考				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

領　収　証

[redacted]

2024年05月分

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘　柄	部	金　額
洛西版※	1	3,900
合　計 ※は軽減税率対象品目		¥ 3,900

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

（印：領収 京都新聞）

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	263		
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「公明新聞」　5月分				
支払金額	1,887	按分率	100%	計上額	1,887
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/27

新聞購読料　　領　収　証

日本共産党京都府議会議員団　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024 年 5 月分(5/01～5/31)　領収日 5 月 27 日

領収金額	¥1,887

品　名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象　0円　消費税　0円)
(8%対象　1,887円　消費税　139円)
※は軽減税率対象品目です。

販売店　茂籠　哲生
登録番号:T7810807775778
住　所　京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御霊町２３８－２
TEL　075-211-0035　FAX　075-211-0079
お申込No. [redacted]

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号		264
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日刊「しんぶん赤旗」　5月分				
支払金額	3,497	按分率	100%	計上額	3,497
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/28

日本共産党京都府議会議員団　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年 5 月分

3,497円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
京都市北区紫野雲林院町78
TEL075-441-4655
日本共産党京都北地区委員会

8%対象	3,238 円(税抜)	消費税	259 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日 5/28

[redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	265	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「農民」　1月～6月分				
支払金額	4,200	按分率	100%	計上額	4,200
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならな　　　　　　　　　　）

5/29

払込金受領証

口座番号	01040-3　14144
加入者名	農民組合京都府連合会
金額	4200
ご依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 様 TEL 414-5566
料金	
特殊取扱	現金扱
受付局日附印	06-05-29 T501000111 2730 ﾕｳﾁｮ 4068　N94210005

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

機関紙(農民)請求書

2024年 5月

日本共産党
京都府会議員団 様

農民組合京都府連合会
〒612-0029
京都市伏見区深草西浦町5丁目21
電 話 075－642－0931

下記の通り機関紙「農民」の請求をいたします。
別紙振込用紙にて送金下さるよう お願いします。
なお、ゆうちょ銀行の手数料改定で送金料がかかります。
ただし、ゆうちょ銀行に口座をお持ちの方はATMで口座からの振り込みには手数料がかかりません。活用ください。

	1ヶ月単価	金 額	
2024年1～6月	700	4,200	送料とも
請 求 額		4,200	

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団			整理番号	266
費　　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「生活保護手帳の読み方・使い方　第2版」				
支払金額	1,200	按分率	100%	計上額	1,200
按分率の考え方					
備　　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

5/29

領収証

日本共産党京都府会議員団　様　　2024年5月29日

金　1，200円也

但し『生活保護手帳の読み方・使い方 第2版』代金として

〒604-8456　京都市中京区西ノ京壺ノ内町

花園大学社会福祉学部[redacted]

吉永　純[redacted]

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	267	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「季刊公的扶助研究」　273～276号				
支払金額	3,403	按分率	100%	計上額	3,403
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/10

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	※00190-※6 ※147847
加入者名	※公的扶助研究編集委員会
金額	※3200
ご依頼人	おなまえ ※〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 様 TEL 414-5566
料金	(消費税込み) 203円
日附印	内税10%18円 06-06-10 T501000111 2730 ユウチョ (44068) N94310003
備考	現金扱

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

267

日本共産党京都府会議員団　様

２０２４年6月3日
全国公的扶助研究会

『季刊 公的扶助研究』・定期購読料の請求について

若葉が初夏の日差しに輝く季節となりました。

いつも、全国公的扶助研究会の機関誌である『季刊 公的扶助研究』誌を定期購読いただきありがとうございます。

さて、『季刊 公的扶助研究』誌の定期購読料のお支払いについて、お願いさせていただきます。同封の「郵便振替払込用紙」または、以下の方法での納入をお願いいたします。

2024年6月30日迄に納入ください。

日本共産党京都府会議員団　様　への請求額

整理番号	購読料対象号数	対象年数	金額
477	273 号　～　276 号分	1　年分	3,200 円

請求額に誤りがあると思われる場合は、事務局までご連絡を下さい。また、定期購読の継続を希望しない場合にも、事務局までご連絡をお願いします。（連絡がない場合は、自動的に継続となります。）

なお、本状が購読料納入と行き違いとなった場合には、何卒ご容赦ください。

《 銀行やATM、ネットバンクからのお振込の場合 》

以下の「振込用口座番号」へお願いいたします。なお、その際には、振込人名の前に、上記「整理番号」を付けていただきますようお願いいたします。

（例：001 ヤマダタロウ）

店名：〇一九（ゼロイチキュウ）　　預金種別：当座
口座番号：0147847　　名義：公的扶助研究編集委員会

＜連絡先＞〒113-0001 東京都文京区白山 1-13-7　アクア白山ビル５階
全国公的扶助研究会事務局
【E-mail】zennkoku_koufukenn@yahoo.co.jp
【FAX】050-3730-2116

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	268	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「平和新聞」「平和運動」 4月～6月分				
支払金額	2,877	按分率	100%	計上額	2,877
按分率の考え方					
備考	@959×3カ月＝2,877円				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/12

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	01020-9 11885
通常払込料金加入者負担	
加入者名	京都平和委員会
金額	2877
ご依頼人	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 府庁内 日本共産党京都府議会議員団 TEL 414-5566 様
料金	
備考	現金扱 (44068)
日附印	06-06-12 T501000111 2730 ユウチョ N94330004

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

請求書（兼入金状況）

日本共産党京都府会議員団
様

2024年　6月　1日

1ヶ月の請求額

会　費	0
新　聞	470
運動誌	300
新聞紙送料	126
雑誌送料	63
合　計	959

2024年3月31日現在の残額①	0
2024年4月1日～20年5月31日の入金額②	0
2024年度Ⅰ期（4月分～6月分）請求額③	2,877
今回請求合計金額①-②+③	**2,877**
最新納入年月日	2024.03.14

注：24年度Ⅰ期（2024年.4月分～6月分）

すでにご納入頂いている場合は行き違いですのでご容赦下さい。今回請求合計金額欄が－または０の方は、前払いをしていただいている会員です。

京都平和委員会

〒604-8854　京都市中京区壬生仙念町30-2
京都労働者総合会館内京都原水協気付
電話 075(811)3203　振替 01020-9-11885
FAX　075(811)3213

268

2024年12月15日（日曜日）
2369号　（毎月5、15、25日発行）
1950年12月16日第三種郵便物認可
1部160円　月額470円（郵送料月額126円）

平和新聞

発行　日本平和委員会
〒105-0014　東京都港区芝1-4-9　平和会館
電話 03(3451)6377　FAX03(3451)6277
振替 00100-4-83731
E-Mail（編集部）heishin@j-peace.org
http://j-peace.org

民主主義の力で“戒厳”の手阻む

「非常戒厳」を宣言した韓国の尹錫悦大統領の退陣などを求め、ろうそくを手に抗議活動をする人たち＝5日、韓国・ソウル（共同通信社提供）

韓国「非常戒厳」に怒り広がる

韓国の尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領が3日夜に突如として宣言した「非常戒厳」。韓国国内では宣言直後から国会前に無数の市民が駆け付けて怒りと抗議の声をあげ、野党国会議員らも軍の封鎖をかいくぐり本会議場に結集し、非常戒厳の解除を求める決議案を可決、「戒厳令」は宣言からわずか6時間で解除されました。その後も韓国国内では、尹氏の独裁的な政治手法に対する怒りの声が大きく広がっています。

【2面に関連】

「非常戒厳」を巡っては、尹錫悦大統領が3日の午後10時30分頃、緊急談話で突如として宣言。その約1時間後には陸軍大将がトップの戒厳司令部が政治活動禁止や言論統制などの布告令を発表し、深夜には軍の兵士らが国会本館に突入しました。

4日未明には国会に集まった与野党議員190人全員の賛成で戒厳解除要求決議を可決。同午前4時半頃に尹氏が非常戒厳の解除を発表し、投入された軍も撤収しました。この日の午後には、野党6党が尹氏による「戒厳令」は憲法違反だとして、大統領弾劾訴追案を国会に提出。7日午後の採決で与党議員の退席により弾劾訴追案は廃案となったものの、韓国国内では尹氏の退陣を求める市民による大規模な抗議行動が続いています。

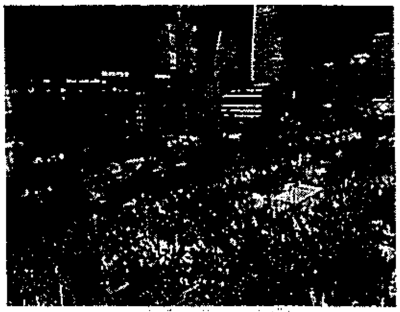

韓国の尹錫悦大統領に抗議するため、ソウルの国会周辺に集まった大勢の人たち＝6日（ゲッティ＝共同）

韓国与党「国民の力」が8日に発表した談話では、非常戒厳の宣言に伴い任期を党に一任した尹氏が、辞任までの間「外交を含む国政に関与しない」と表明。尹氏は8日現在、韓国検察により内乱と職権乱用の疑いで捜査を受けています。

市民結集の底力で追い詰める

日本平和委員会代表理事　内藤　功

韓国の尹錫悦大統領が3日夜、「非常戒厳」を宣言しました。野党が、尹政権発足以降に22件の政府官僚弾劾訴追案を発議したり、治安維持の予算を削減したことが「反国家的行為」だという理由からです。

金龍顕国防相の指示のもと、戒厳司令官・陸軍参謀総長の朴安洙大将が布告令を発しました。①国会と地方議会、政党の活動、集会、デモなど一切の政治活動の禁止②自由民主主義体制の否定、転覆を企図する一切の行動の禁止③全ての言論・出版を戒厳司令官が統制④ストライキ、怠業の禁止⑤違反に対しては、令状なしの逮捕、拘留、押収捜索ができる――というものです。戒厳軍の一部が国会に侵入しました。尹大統領が政治家の逮捕を指示したとの情報もあります。

4月の総選挙で尹政権与党は大敗し、野党が300議席中190の多数を占め、追い詰められた尹政権が、この暴挙に出たのです。

この事態は、今あらためて自民党改憲案の緊急事態条項の危険性を想起させます。石破茂首相が党幹事長時代に取りまとめた改憲案は、①内乱などによる社会秩序の混乱その他法律で定める事態において、内閣総理大臣は、緊急事態宣言を発する②内閣は、法律と同一の効力を有する政令（緊急政令）を発する③国民は国または公共機関の指示に従わなければならない――というものです。

10月の総選挙で、衆院で自民・公明の与党は過半数を割り込み、改憲勢力も3分の2を割りましたが、この緊急事態条項導入などの策動は、油断なく監視することが必要です。

尹大統領の非常戒厳宣言に対し、韓国国会はただちにその解除を求める決議を可決し、尹氏は4日未明、非常戒厳の解除を発表するに至りました。

韓国の野党議員は、国会に参集して決議案を可決し、国会前には数千人の市民が結集し野党議員秘書団は本会議場前でスクラムを組んで、戒厳軍兵士と対峙しました。全国民主労働組合総連合（民主労総）は「尹政権打倒まで無期限の全国ゼネストを続ける」との声明を出しました。

長年にわたる軍事独裁政権とたたかい、民主政治を勝ち取ってきた韓国の民主主義の底力から学ぶところが多くあります。（12月6日記）

ウの目ハトの目

石川康宏

です▼11月の兵庫県知事選挙は、前知事が9月に県議会で全会一致での不信任を突き付けられてのものでした。多くの市民がこれを歓迎しましたが、選挙中に世論は逆転し前知事が「再選」される結果となりました▼「たった一人からのスタート」とされた選挙運動は広報会社が周到に用意した「ネット劇場」そのもので、選挙本番中の「買収」が疑われるこの取り組みは神戸学院大の上脇博之教授などによってすでに告発されています▼「前知事の応援」を目的に立候補したN党の立花氏は「前知事は既得権益層にはめられた」「新聞・テレビのオールドメディアはウソつき」と騒ぎ立て、動画の再生回数で稼ぐ選挙ビジネスを展開しました。これに多くの有権者があおられる異様な選挙でした▼市民にこの経過や真実への気づきを促すこと、知事や立花氏の法的・道義的責任を追及すること、背後に隠れた自民党の役割を明らかにすること、そして再選挙への準備が求められています。

昭和30年12月27日 第三種郵便物認可 毎月1回1日発行 ISNN 1340-8135

268

2024年1月1日発行
No.633号（通巻948）

平和運動

日本平和委員会発行
〒105-0014 東京都港区芝1-4-9

2024年 1
January

【特集】2023年日本平和大会 ① 国際シンポジウム

ジョゼフ・ガーソン
平和・軍縮・共通安全保障キャンペーン議長、アメリカ ……2

モネカ・フローレス
プルテヒ・リテクザン（リテクザンを守れ）、グアム ……7

川田 忠明
日本平和委員会常任理事 ……11

李 俊揆（イ・ジュンキュ）
韓神大学統一平和政策研究院研究員、韓国 ……14

【特集】2023年日本平和大会 ②

戦争の真実と平和への道を子どもたちにどう伝えるか
石山 久男 ……19

今年の原水爆禁止世界大会の特徴（下）
インタビュー 冨田宏治起草委員長に聞く ……29

●ピース・メッセージ●

街頭アンケートを通して伝えたい
酒井 友之 ……1

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	269	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞・雑誌購読料　6月分				
支払金額	10,295	按分率	100％	計上額	10,295
按分率の考え方					
備　　考	「赤旗日曜版」「京都民報」「前衛」「経済」「議会と自治体」「学習」「女性のひろば」「赤旗縮刷版」「民青新聞」				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/14

【請求内訳】			
新聞・雑誌名		定価	部数
日曜版	6　月	930	1
京都民報	6　月	680	1
前衛	6　月	744	1
経済	6　月	1049	1
議会と自治体	6　月	794	1
月刊学習	6　月	387	1
女性のひろば	6　月	316	1
「赤旗」縮刷版	6　月	4715	1
民青新聞	6　月	680	1
前衛臨時号	6　月	1100	

領収書

日本共産党府会議員団　様

10,295 円

2024　年　6　月分

上記の金額、確かに受け取りました。

日本共産党京都府委員会

日付	6/14	扱者	

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団		整理番号		270
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・（資料購入費）・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	最新　地方行政キーワード地方行財政改革の論点（追録）				
支払金額	3,300	按分率	100％	計上額	3,300
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/25

振替払込請求書兼受領証

通常払込料金加入者負担

口座記号番号 00140 - 8 - 100000

加入者名 株式会社ぎょうせい

金額 ￥3300 円

振込先 みずほ銀行 東京営業部 支店

普通預金 4913720

カ）ギョウセイ

京都府京都市上京区

日本共産党京都府議会議員団事務局 [redacted] 様

要打電項目：

日附印

06-06-25

T501000111

2730 ユウチョ

円

現金扱

（44068）N94170003

この受領証は、大切に保管してください。

切り取らないでお出しください。

登録番号：T1010001100425

請　求　書

日本共産党
京都府議会議員団事務局　様　　令和　6年　6月　13日

東京都江東区新木場1丁目18番11号（〒136-8575）

株式会社ぎょう[redacted]

代表取締役
社長　成吉 [redacted]

下記のとおりご請求いたします。 [redacted]

令和6年5月分

ご請求額	￥3,300.-
内消費税10%	￥300.-

お得意様No.（請求No.） [redacted]

お支払は令和　6年　8月　31日までにお願いします。

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
最新　地方行政キーワード地方行財政改革の論点	34	1	3300	3300	

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	271	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「読売新聞」　６月分				
支払金額	4,400	按分率	100％	計上額	4,400
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

YC 領収書 [redacted]

お名前 日本共産党京都府議会議員団 様

府庁議会棟

６年　６月分 振替

	銘柄	部数	金額
1	読売新聞　セット　※	1	4,400
2			
3			
	合計		4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日　年　月　日

※は軽減税率(10.0%対象　0円消費税　0円)ご愛読ありがとうございます。

(8.0%対象　4,400円消費税　325円)引き続きよろしくお願い致します

登録番号 T1130002008143

読売センター御所西　TEL075-841-5863

上京区大宮通下立売下ル菱屋町

領収印 [redacted]

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団			整理番号	272
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「朝日新聞」「毎日新聞」「日本経済新聞」　6月分				
支払金額	15,300	按分率	100%	計上額	15,300
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

別紙添付

272

2024年06月度 領収証

日本共産党　京都府議会議員団 様
〒602-8041
上京区下立売通新町西入藪之内町１
京都府議会棟

朝日新聞京都販売㈱ ASA府庁前
京都市中京区丸太町通油小路東入
横鍛冶町111-2
(TEL)075-212-8787 (FAX)075-212-8790
T3130001016384

[redacted]

下記、正に領収いたしました。

合計金額　　¥15,300（税込）

[redacted]

8%対象:14,167 消費税1,133

顧客名(敬称略)	年月	銘柄(※は軽減税率対象)	部数	金額(税込)
日本共産党　京都府議会議員団	2024/06	※朝日新聞	1	4,900
	2024/06	※日本経済新聞	1	5,500
	2024/06	※毎日新聞	1	4,900

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	273

費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
支払内容	「京都新聞」「日本農業新聞」「産経新聞」　6月分

支払金額	12,423	按分率	100%	計上額	12,423

按分率の考え方	
備　　考	

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

領収証

2024年06月分

日本共産党

京都府議会議員団 様

[redacted]

銘柄	部	金額
京都新聞ｾｯﾄ※	1	4,900
日本農業新聞※	1	2,623
産経新聞ｾｯﾄ※	1	4,900
合計		¥12,423

※は軽減税率対象品目

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥12,423（内消費税　¥920）

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名（会派名）	日本共産党京都府議会議員団			整理番号	274
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・~~資料購入費~~・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」山城版　6月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

領収証

[redacted]

2024年06月分

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
山城版※	1	3,900
合計 ※は軽減税率対象品目		¥3,900

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900（内消費税　¥288）

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領収 京都新聞

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団			整理番号	275
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」丹波版　6月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

領収証

[redacted]

2024年06月分

日本共産党

京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
丹波版※	1	3,900
合計		¥ 3,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	276	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」丹後中丹版　6月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計上額	3,900
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

2024年06月分

領収証

[redacted]

日本共産党

京都府議会議員団 様

銘柄	部	金額
丹後中丹版※	1	3,900
合計		¥ 3,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	277	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「京都新聞」洛西版　6月分				
支払金額	3,900	按分率	100%	計　上　額	3,900
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

領収証

2024年06月分

[redacted]

日本共産党
京都府議会議員団 様

銘　柄	部	金　額
洛西版※	1	3,900
合　計		¥ 3,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ　領収日　年　月　日

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象　¥3,900(内消費税　¥288)

京都新聞堀川販売所
〒602-8242 上京区西堀川通上長者町上ル皀莢町285
TEL: 075-441-7682　FAX: 075-441-7687
有限会社川元 登録番号 T5130002019731

領 京都新聞 収

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団	整理番号	278		
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日刊「しんぶん赤旗」　6月分				
支払金額	3,497	按分率	100%	計上額	3,497
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

日本共産党京都府議会議員団　様

しんぶん赤旗 領収書
2024 年 6 月分
3,497 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
京都市北区紫野雲林院町78
TEL075-441-4655
日本共産党京都北地区委員会

8%対象	3,238 円(税抜)	消費税	259 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日 6/26

[redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

第５号の２様式（第７条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	日本共産党京都府議会議員団		整理番号	279	
費　　目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・~~資料購入費~~・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	「公明新聞」　6月分				
支払金額	1,887	按分率	100％	計上額	1,887
按分率の考え方					
備　　考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

6/26

新聞購読料　　領　収　証

日本共産党京都府議会議員団　様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024 年 6 月分(6/01～6/30)　領収日 6月26日

領収金額	¥1，887

品　名	定価(税込)	部　数	金　額

その他購読料等　領　収　証

品　名	定価(税込)	部　数	金　額
公明新聞※	1，887	1	1，887

(10%対象　0円　消費税　0円)
(8%対象　1,887円　消費税　139円)
※は軽減税率対象品目です。

販売店　茂籠　哲生
登録番号:T7810807775778
住　所　京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御霊町２３８－２
TEL　075-211-0035　FAX　075-211-0079
お申込No. [redacted]